

広島県立文書館資料集 9

村上家乗 安政五年・六年

広島県立文書館

凡例

一 本書は、広島県立文書館資料集⁹として、広島大学大学院文学研究科日本史学研究室が所蔵する「家乗 続編卷之十五 安政五年」と「家乗 続編卷之十六 安政六年」を、「村上家乗 安政五年・六年」として刊行するものである。

一 本文の表記法は、原文の形に沿うように務めたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。

1 原本には本文のほかに頭書があり、本書ではその体裁をできるだけ尊重して組版を行ったが、都合上、頭書の位置や体裁を変更した部分もある。

2 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するように務めた。明らかな誤字は訂正したが、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は改めなかった。ただし、「操」は「繰」と改めた。また、井ならびに)は小字で示した。

3 変体がなは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而て(・江(え)・者(は)・茂(も)・与(と)と、而已(のみ)は小字で示した。また、合体字^方(より)、^{コト}はそのまま用いた。

4 漢字の反覆に「々」や「々々」を用いているものは、「々」に統一した。「く」は原文のままとした。

5 原本の振りがなはそのまま残した。

6 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には(ママ)、推定できるものには()、なお疑問が残るものには(カ)、脱字があると判断される部分には(脱カ)、誤って重複したと判断される箇所には(衍カ)などと、それぞれ傍注を付した。

- 7 原文の虫損などで読めない部分は とした。その場合（虫損）などと傍注を付した。
- 8 適宜、読点（、）及び並列点（・）を付した。
- 9 平出・闕字は省略した。
- 10 著者自身が文字を抹消又は訂正した部分は、抹消文字の左傍に「、」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。また、右傍に。を付して、頭書部分に訂正した場合はそのままとした。抹消文字が読めない部分は とした。なお、著者が返り点や線を加えて誤記を訂正している場合は、訂正後だけを示し、特に注記しなかった。
- 11 内容上、補足説明を要する部分に*を付し、注として巻末にまとめた。
- 12 その他必要に応じて（ ）で傍注を付した。
 - 一 読者の便宜を図るため、巻末に村上家乗関係系図、及び人名・寺社名索引を付した。
 - 一 本書の解説に当たっては、広島県立文書館古文書解説同好会第一グループ及び第二グループの全会員、校正では両グループの有志者のお世話になった。
 - 一 本書の解説・注は西村 晃（総括研究員）が、組版は長沢 洋（総括研究員）が担当した。

目次

凡例
解題

村上家乗 安政五年・六年

安政五年

十二月	九五
十一月	八六
十月	七九
九月	六九
八月	五九
七月	五一
六月	四六
五月	三九
四月	三〇
三月	二〇
二月	一三
正月	四
安政五年	三
村上家乗 安政五年・六年	一

安政六年 一〇七

正月 一〇八

二月 一〇七

三月 一〇五

四月 一〇三

五月 一〇二

六月 一〇〇

七月 一五六

八月 一六五

九月 一七一

十月 一八〇

十一月 一八八

十二月 一九四

注 二〇三

村上乘関係系図 (19)

人名・寺社名索引 (1)

解題

広島県立文書館では、平成十五年度から隔年で、広島藩家老東城浅野家の家中、村上彦右衛門の日記「村上家乗 続編」を、「広島県立文書館資料集」3、8として六冊刊行してきた。これまで刊行したのは万延元年から明治四年まで（一八六〇～七一）の十二年分（巻一七～二八）である。今回の資料集9では安政五年から同六年まで（一八五八～五九）の二年分（巻一五～一六）を刊行することとした。

東城浅野家と、その家中である村上家、そしてその三代にわたる日記「村上家乗」、作者村上彦右衛門などの説明は資料集3の解説に譲り、ここでは本書の時期、安政五年から同六年にかけての政治情勢を概観するとともに、広島藩及び彦右衛門とその周囲の二年間の動向を記すことにする。

一 安政五年・六年の政治情勢

安政四年十月二十一日に江戸城で将軍徳川家定と謁見することに成功した米国総領事ハリスは、二十六日に堀田正睦まさよしを訪れ、幕府の諸有司に向かい長時間にわたって日本の開国の必要性を演説した。ハリスは条約を締結しなければ「英仏両国者五十艘余之軍艦を率、不遠江戸海へ来候義者相違無之」と、直ちに日本は困難に陥ると日本を脅した。幕府は通商の開始を強く迫る米国総領事ハリスの演説筆記を諸大名に示し、通商条約締結の可否について諮問した。こうして、ハリスの条約締結に対する強硬姿勢は国内に広く知れ渡ることになり、

彦右衛門もこのような切迫した状況について、「此余之御所置いかゝ相成候之もの哉、薄氷之思、不堪たる事共也」と、不安な心情を、「家乗」に吐露することとなった（一一三頁）。

幕府は同年内にはハリスと条約の遂条審議を終了し、翌年の年頭までには条約締結の方針を固めた。条約締結には勅許が必要と考えた幕府は調印を二か月延期し、外交担当の老中堀田正睦を京都へ派遣した。正睦は二月九日参内して、世界の情勢と条約の内容を説明し、調印の勅許を願ひ出た。しかし、容易に勅許を得られると樂觀していた幕府の予想に反し、朝廷との勅許奏請をめぐる交渉は容易に進展しなかつた。公卿内には条約締結反対の動きが根強く、三月二十日に参内した正睦に対して、通商条約については三家・諸大名と協議して改めて勅裁を求めよとの勅詔が出されることになった。老中が上京して説明を尽くしたにもかかわらず、このような事態を招いたことは、誰の目にも幕府權威の失墜と映つたことは間違ひなかつた。京都の高謙院から東城浅野家司役の渡辺宗右衛門に届いた書状からそれを知つた彦右衛門も、「実ニ珍事之至、（中略）偏ニ徳川家之御衰運与心有人者眉を顰候之由」と、「家乗」に書き加えた（一一八頁）。

当時のもう一つの重大事案は將軍継嗣問題であつた。將軍徳川家定は病弱で、その相続者を選定しようとする將軍継嗣問題は、安政四年には外交問題と並び、緊急に解決すべき諸大名共通の重大事案となり、天下を二分する対立抗争を引き起こした。井伊直弼なほすけを中心とする有力譜代大名の勢力（南紀派）が、將軍家定の従兄弟で血縁の最も近い和歌山藩主徳川慶福よしゆきの擁立を主張する一方で、水戸藩の徳川斉昭なりあき、名古屋藩の徳川慶恕よしくみ、福井藩主松平慶永よしながなどの三家・親藩大名や、薩摩藩主島津斉彬なりあきら、宇和島藩主伊達宗城むねなり、土佐藩主山内豊信とよしげなど開明的な外様大名の勢力（一橋派）は、年長で、少年期から英明の誉れ高く、将来を囑望された一橋慶喜よしののの擁立を主張した。双方は、日米通商条約調印の勅許や將軍継嗣問題を有利に解決する内勅を得ようと、有力公卿邸に入りして工作を繰り返したため、幕閣や廷臣も巻き込んだ、大きなうねりとなつて政界を揺るがせた。

外交問題への対応に苦慮した幕府は、ハリスと交渉して調印期日をさらに三か月延長し、四月二十三日に彦根藩主井伊直弼を大老に任命し、二十五日には再び三家以下、諸大名の意見を徴するなど時局の收拾に当たさせたが、ハリスの強硬な要求に押し切られ、ついに六月十九日、直弼は勅許を得られないまま日米修好通商条約の調印を強行するに至った。同二十日には無断調印の批判をかむすため老中堀田正睦・松平忠固を罷免し、代わりに太田資始・間部詮勝・松平乗全を新老中に任命した。幕府は勅許を得られないまま日米修好通商条約に調印した上、その朝廷への奏上は宿次奉書という略式の方法を取ったに過ぎなかった。これにより、国家の重大問題を勅命に反して勝手に処理したのは、朝廷を無視する許しがたい態度であると批判の声は高まり、この無断調印問題は幕府攻撃の議論を沸騰させ、事態は紛糾を深めることとなる。

六月二十四日、無断調印に反発した徳川斉昭や、尾張藩主徳川慶恕・水戸藩主徳川慶篤が江戸城へ押し掛け、直弼や老中に対面し、無断調印や將軍継嗣問題についての責任を追求した。しかし、直弼等の老獪で用意周到な回答の前に何の成果を得ることもできず、逆に定日以外の日に突如登城し、大老や老中を面詰した罪を問われる結果となった(不時登城事件)。

翌六月二十五日、直弼は徳川慶福の將軍継嗣決定を発表し、七月五日には不時登城事件を起こした徳川斉昭に急度憤、徳川慶恕に隠居・急度憤、徳川慶篤と一橋慶喜(二十三日に不時登城)に当分の間登城禁止、松平慶永(二十四日朝に井伊邸を訪問)も隠居・急度憤という厳しい処罰を申し渡した(五八頁)。

一方、幕府が朝廷に無断で通商条約に調印したことに激怒した孝明天皇は、八月八日に関白九条尚忠の裁可を経ないまま、水戸藩に対して、三家と諸藩が協力して公武合体の実を示し、幕府は攘夷を推進するために幕政改革を行うことを求める勅諭を下した(戊午の密勅)。

九月四日に朝廷で唯一幕府へ同調していた関白九条尚忠が辞職に追い込まれた。この動きに危機感を覚えた

幕府は老中間部詮勝と京都所司代酒井忠義たよしを上洛させ、京都で工作に当たり、戊午の密勅に關係した水戸藩士鵜飼吉左衛門・幸吉父子、越前藩土橋本左内や、徳川斉昭の密命を帯びて入京した信州松本町人近藤茂左衛門らを逮捕した。これを皮切りに、九月から十一月にかけて志士や公卿家臣らが次々と逮捕された。また、反対派の公卿・大名から尊攘派の志士に至るまで、一〇〇余名に対して大弾圧を加えた（安政の大獄）。安政五年十二月五日、京都での逮捕者は「警固之人数凡三百人、不残鉄炮切火縄、其上二通行筋之国々者頭体之者四五人馬上二而組子二三百人引列、前後を押、網乗物五挺、伏せ籠六ツ、不怪嚴重之由」という嚴重な警固を付けられて江戸へ護送された（一一八頁）。それまで開国反対派から「不世出之御英雄二而、国家之御柱石」（一二三頁）と信頼されてきた徳川斉昭も「異国御一味」（一一八頁）という風説が流れる一方で、無断調印によつて評判を落としていた井伊直弼などの幕閣が「天晴之御英才」となつて立場が逆転し、幕府權威も「東照君御仁徳之御余沢いまた不尽、徳川家之天下御大丈夫」と、再び往年の輝きを見せるかの印象を天下に与えることになつた。これらの事情を理解できない彦右衛門は「実二天下洵々たる趣、苦々敷事共也」（一一八頁）、或いは「何と不審千万之事共、此先々如何相片付可申哉、実二近年之大変、上下薄氷之思を成候之由也」（一二二―一二三頁）と家乗に記した。

その後幕府は、九月までに英・仏・露・蘭国とも通商条約をそれぞれ締結し、翌六年には箱館・横浜・長崎を開港、本格的な貿易を開始することになる。

二 安政五・六年の広島藩の動向

安政五年・六年は広島藩政にとつても大きく転回を遂げた二年間であつた。天保初年以来、九代藩主浅野斉なひ肅のもと、極度の財政難に瀕する広島藩でその実権を握っていたのは年寄上座今中大学であつた。内外の情勢

が緊迫する幕末にあつて、今中政権の政策は儉約の強化、藩士の禄の借り上げ、藩札の濫発など、当面の一時逃れの政策に過ぎず、その結果、藩士の窮乏、札相場の下落を招くなど藩経済は沈滞の一途をたどつた。今中は安政元年に要路を去つたが、それ以降も保守派の二川清記・生田筑後ふたかわが藩政を主導することとなり、藩内の改革は容易に進まなかつた。二川・生田も財政難を理由に家中や領内に対して度々節儉を呼びかけるだけで、財政整理や武備充実に積極的に乗り出そうとはしなかつたためである。

安政五年の初め、広島藩主浅野斉肃は病気を理由に隠居し、藩主の座を世子慶熾よしひろに譲ることを決意した。慶熾は江戸にあつて、名声の高かつた薩摩藩主島津斉彬から薫陶を受け、宇和島藩主伊達宗城、土佐藩主山内豊信、福井藩主松平慶永らと親密に交際を重ねていた。領内では英明の誉れ高く、藩内の改革派からも大いに期待された。村上彦右衛門のような陪臣でさえもその風聞は耳に入り、たとえば嘉永五年六月三日には、江戸から帰つた家中の者から「若殿様殊外御聡明被成御座、徳之助殿とくすけ（金子霜山）専御懇意被遊、御学事も余程被為出来候由」という噂を「家乗」に記しているほどである。

しかし、四月に一〇代藩主となつた慶熾は八月末から江戸で床に臥せると、腹瀉や高熱を併発し重篤に陥つた。新藩主危篤の情報が広島に伝わると、広島島の住民は神仏へ交替で命乞いの参詣に足繁く通い、行者の法螺の音、人々が唱える御経の音が昼夜を分かつた四方に鳴り響いたという（七六頁）。今後の広島藩の行く末を新藩主に頼らうとする人々の願いも空しく、慶熾は襲封五か月足らず、同年九月十日に江戸で逝去した。十二月十九日に広島国泰寺で行われた葬儀の行列を拝もうとする人々は群集をなした。広島藩士は忌中であるうともみな葬儀に参列したと彦右衛門は家乗に書き留めた（一〇一頁）。

急死した慶熾の継嗣は定まっていなかつたため、広島藩ではその逝去を発表しなかつた。幕府へ慶熾の病状を報告するとともに、再起不能となれば青山内証分家の浅野長訓ながのりを宗家継嗣とするよう申請して、それが許さ

れ、慶熾の死去の喪が発せられたのは、逝去から二か月になろうとする十一月二日のことであった。

広島藩一代藩主となつた浅野長訓は、新將軍徳川家茂の偏諱へんきを賜わり茂長もちなが（後に「もちのぶ」と読みを改める）と改名、翌安政六年五月に始めて広島へ帰国する。温和の資質で、過激急進を好まない性格であつた茂長は、直ちに藩政改革を断行することはなかつた。しかし、まず藩士の禄を五分戻して三つ物成とし、軽装による藩内巡視を城下近郊の村々から始めようと企図した。それは襲封に伴う多忙な諸行事などによって果たすことができなかつたが（二度目に帰国した文久元年に実現）、側近だけを連れて、天守閣ほか城内諸役所を点検して回るなど、自分の目で領内の産業や、民衆の生活の様子を視察し、藩政改革の起点にしようとする新藩主の展望は、藩士や領民に今後へ期待を抱かせることに十分に成功した。彦右衛門もこれを聞き、「当殿様二者乍恐殊外御聡明二被為人、諸事御近代様坏与者御様子被為替、（中略）自然与御国運之御回復其時至り候二哉、窃頼母敷奉存候事」（一四七頁）と書き残している。

嘉永七年（一八五四）十一月五日夕方に発生した安政南海地震以降、広島では余震が絶えなかつた。この二年間だけでも「村上家乗」には安政五年が十七日、同六年には二十七日地震について記録されている。中でも安政五年十二月二日に石見国山中で発生した地震では、領内北部で被害が大きかつたが、広島でも長く、かつ三度にわたつて激しく揺れた。村上家では「何れも驚駭」して庭へ飛び出した（九五頁）。東城浅野家上屋敷では書院の瓦が落ち、村上家でも壁が損傷した。翌六年九月九日にも石見国を震源とする大きな地震に見舞われている。

三 村上彦右衛門とその周辺の動向

村上彦右衛門は安政五年正月で四十五才となつた。前年閏五月二十六日に誕生した末子の長槌（六年三月に千

代雄槌と改名)も無事に二歳を迎えたが、病弱で、四人の子供をいずれも早世させた彦右衛門は、この長槌の体調には神経質なほど目を配っている。少しでも異状が見られればそれを気遣い、夜中であろうとすすぐさま医者を迎えてその診断を仰いでいる。神田社に祈禱を依頼し、医師の選択でさえ神籤に頼る始末である(一四頁)。義母の「慈君」は安政五年一月二十一日に、言葉が不明朗となり、左手が全く動かず、中風と診断され周囲を心配させたが、種々の漢方薬や、藤森社へ依頼した中風「圧封之祈禱」などの効もあつてか、二月下旬には娘梅の嫁ぎ先である辻家へ泊りに出かけるまで回復した。

この年は、彦右衛門自身が生死の境をさまよう大病に見舞われる。その原因は安政五年とその翌年、文政五年(一八三二)以来三十六年振りに、広島領内だけでなく、西日本を中心に大流行したコレラである。

安政五年五月二十一日、長崎に入港した米国軍艦「ミシシピ」号船員の中にコレラを発症する者があり、六月二日に長崎で患者三〇人が発生、同月下旬には東海道、七月には江戸へも侵入し、八月上旬には全国的な大流行となったのである。広島では、特に城下の南部や東部で大流行し、死者が多数に上り、中には家内中が次々と亡くなって、空き家状態になる事態となったという。コレラは発症すると短期間のうちに死去する「誠之劇病」で、薬功もなく、良医もほとんど匙さしを投げて手を拱こまく状態で、広島藩では城内三之丸稻荷社で祈禱を行い、幕府が配布したコレラ予防法(七三、七四頁)を領内へ布達するだけであつた。人々は太鼓を鳴らし、釣燈をもとして神仏に祈願するほかになく、町中は殊の外賑やかであると彦右衛門は書いている(六四頁)。東城浅野家家中や、彦右衛門の関係者も次々と罹病し、八月九日から九月十四日までの一ヶ月余で、「家乗」で確認されるだけでも、亡くなった彦右衛門の知人は一三人に及んでいる。

彦右衛門は安政五年八月二十二日の勤務中に腹瀉となり、少々悪寒も加わり、気分が悪くなったため早退した。そのまま自宅で床に就き、発汗を試みたが思うに任せなかつた。コレラの疑いがあるので、夜中に医師の

松本良伯の診察を受けたところ、大事ではないが、熱があるので発汗するようにという診断であった。しかしその夜も腹瀉は止まらず、足湯で発汗したが、食欲もないので横になった。その直後、肩や背中に疲労感を覚え、閉塞気味となり、満身に汗を発する事態となった。病状の急変に驚いた妻のなみが近所の堀尾老室を呼び、その介抱と熊胆の服用で少し落ち着くことができた。そして医師の良伯を呼び戻して再度診察を受けたところ、今回は流行病という診断に変わった。このため近隣から多人数が入れ替わりで村上家を訪れ、湯たんぼで体を温め、介抱してもらおうという大騒動となった。腹瀉が止まらず、一睡もできない彦右衛門はその夜生死の境をさまようことになった。妻や弟の森岡万之進が藤森八幡社へ祈禱を依頼し、山中碩庵・八島周軒・牛尾玄珠・中西元禎・三宅春齡という知己の医者に頼ろうと駆け回ったが、いずれもコレラ患者への対応中か、又は不快という理由で、村上家の求めに応じる医師はいなかった。その夜、何とか危機を乗り切った彦右衛門は翌朝良伯の診察を受け、「夜前を程能凌^あ手候之故、多分此余氣遣候程之義者有之間敷候得共、今両三日者決而油断者難相成」^いので用心せよと注意を受けた（六七頁）。その三日間、縁類や近隣が夜中も交替で看病した甲斐もあつて、彦右衛門の病状はその後何とか回復に向かい、九月十五日から出勤できるまでになった。しかし、全快には至らず、十八日は「何分食量未増、氣力未復、暫時相詰候而も何となく惣体へ響、疲候様相覺」え、さらに腰痛も加わり、その日のうちに再度届け出て同月末まで休養した（七六頁）。その後は出勤と休養を繰り返し、年が明けてからも医師から「不快誠に今少」し（一一三頁）と診断される状態が続き、全快して普段通り勤務できるようになったのは翌年二月八日のことであった。

東城浅野家中では、先代周防（道博）の子、出衛の娘於栄が安政五年四月一日に二歳で、於捨が同年七月九日に一歳で死去したのに続き、安政六年三月十四日には周防の庶子又吉が三歳で死去した。当主浅野豊後（道興）が前年十一月十五日に家老上田家先代の主水安節ちんすけの娘である於忠（御宇衛様）と婚姻したばかりではあつた

が、それ以外、東城浅野家には出衛しか男子がなく、その後同家では後継問題で頭を悩ますこととなる。また、安政五年十一月十六日には道興の産母である隆玄院が死去している。その死後、隆玄院の生前の希望が叶えられ、山田多喜登妹りせに婿（政次郎）を取らせて、実家の奥田家の名跡が建てられている。

東城浅野家家中に目を向けると、安政五年・六年のコレラにより、彦右衛門の「竹馬の友」であった香取流槍術師範の武内純介（安政六年七月十日）、小倉甚右衛門（安政六年八月五日）など多くの人材が失われた。中でも安政五年七月十四日に家司役の渡辺宗右衛門がコレラによつてこの世を去り、東城浅野家にとつて大きな損失となつた。宗右衛門は文化八年（一八一七）までは少々学問がある才子であつたが、歩行組から一足飛びに立身し、同九年十一月に用人並、御用部屋頭取、同十年五月には家司役と昇進した。以後、安政六年七月十四日に七十六歳で死去するまで、同役を四十七年間滞りなく勤め、知行も二五〇石に至つた。家老三原浅野家や上田家の財政が逼迫したのに対し、東城浅野家の「御趣法役所之御金も凡壹万金ニ及」んだのは、宗右衛門の指導により格外に省略した結果であり、その手腕と功績は大きく評価され、隠居も容易には許可されなかつたほどの人物であつた（二年半後の万延二年一月、彦右衛門がその後任となる）。

このほか村上家の縁戚では、上田家家中の伯父水谷又左衛門が安政五年八月二十九日に死去している。

参考文献

- 『国史大辞典』（吉川弘文館、一九七九～一九七七年）
『日本史大事典』（平凡社、一九九二～一九九四年）
『角川日本地名大辞典』34 広島県・角川書店、一九八七年）
『日本歴史地名大系』35 広島県の地名（平凡社、一九八二年）
『日本歴史地名大系』22 静岡県の地名（平凡社、二〇〇〇年）
『芸藩通志』（一九一〇年）
「知新集」（『新修広島市史』第六巻、広島市、一九五九年）
『芸藩志』（文献出版、一九七七年）
『維新史』（吉川弘文館、一九八三年復刊）
『維新史料綱要』（東京大学出版会、一九八三年覆刻）及び東京
大学史料編纂所『維新史料綱要データベース』
渋沢栄一『徳川慶喜公伝』（平凡社東洋文庫、一九六七年）
『幕末御触書集成』一～五（岩波書店、一九九一～一九九五年）
『広島県史』近世1・2・近世資料編I・II（広島県、一
九七三～八四年）
『広島市史』（広島市役所、一九三二～二四年）
『新修広島市史』（広島市役所、一九五八～五九年）
- 『三原市史』資料編一・通史編二（三原市役所、一九七〇・
二〇〇六年）
『東城町史』通史編（二冊）（東城町、一九九七～九九九年）
『海田町史』通史編（海田町、一九八六年）
『加計町史』資料編1～3（加計町、一九九二～二〇〇四年）
『廿日市町史』通史編上（廿日市町、一九八八年）
林保登『芸藩輯要』（芸備風土研究会、一九七〇復刊）
高橋新一編『芸藩輯要索引』増訂版（一九九〇年）
小鷹狩元凱『芸藩三十二年録』・『自慢白鳥年中行事』
『元凱十著』、一九三〇年
『広島県人名事典』芸備先哲伝（歴史図書社、一九七六年）
『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九八一年）
『三百藩藩主人名事典』（新人物往来社、一九八六年）
『三百藩家臣人名事典』6（新人物往来社、一九八九年）
『平成新修旧華族家系大成』（吉川弘文館、一九九六年）
『講談社日本人名大辞典』（講談社、二〇〇一年）
『国書人名辞典』一～五（岩波書店、一九九三～一九九九年）
小野崎紀男編『弓道人名大事典』（日本図書センター、二
〇〇三年）

江川義雄『広島県医人伝』第1・2集(一九八九年)

三宅克吉『三宅西涯先生小傳 附：大愚樵水董庵先生小傳』(一九三〇年)

小鷹狩元凱『坤山公八十八年事蹟』乾・坤(林保登、一九三二年)

『広島県大百科事典』(中国新聞社、一九八二年)

『広島城下町絵図集成』(広島市立中央図書館、一九九〇年)

林保登編『藩政時代』(広島城明細図 附属坊居館武

家屋敷図)(一九三四年)

『佐伯郡医師会史』(佐伯郡医師会、一九七〇年)

江田島市翻字の会『弘化二年 京兆書日記』(江田島市

教育委員会、二〇〇九年)

『幕末維新の芸藩と国老』(財)広島市文化振興事業団、一九八九年)

『政治史・茶道史研究協議会編』(上田家文書調査報告書

上田家家政史料集成)(広島市教育委員会、二〇〇五年)

『近世風聞・耳の垢』(進藤寿伯稿・金指正三校註 青蛙房、

一九七二年)

三原市中央図書館蔵「上田家文庫」(広島県立文書館複製資料)

製資料)

洞雲寺所蔵『洞雲寺文書』(広島県立文書館所蔵複製資料)

橋南谿『東遊記』(『東西遊記』1、平凡社東洋文庫二四八

一九七四年)

『日本の砲術流派』(占部日出明、二〇〇六年)

笹間良彦『図説日本武道辞典』(柏書房、二〇〇三年)

石井孝『日本開国史』(吉川弘文館、二〇一〇年)

『長野県史』通史編六 近世三(長野県、一九八九年)

『静岡県史』別編2 自然災害誌(静岡県、一九九六年)

宇佐美龍夫ほか『日本被害地震総覧』(東京大学出版会、

二〇一三年)

『新収日本地震資料』五、別巻二、一(東京大学地震研究

所、一九八五年)

福永醉剣『日本刀大百科事典』(雄山閣出版、一九九三年)

村岡浅夫編『広島県民俗資料』1〜8(村岡浅夫、一九

六七、一九七七年)

広島湾要塞司令部編『広島市地名索引』(あき書房、一九

七七年)

『広島城 甦る鯉城の実相 歴史群像名城シリーズ9』

(学習研究社、一九九五年)

根岸鎮衛「耳囊」、『芸林叢書』十、六合館、一九二八年)

『国書総目録』(岩波書店)

『広島県神社誌』(広島県神社庁、一九九四年)

『広島藩における近世用語の概説』六訂(金岡照、二〇〇五年)

『日本民俗大辞典』上・下(吉川弘文館、一九九九～二〇〇〇年)

大田南畝「瓊浦雜綴」、『大田南畝全集』八、岩波書店、一九八六年)

ほか

村上家乗
安政五年・六年

(表紙)

<p>家乘</p> <p>統編卷之十五</p> <p>安政五年</p>

人皇百廿二代

御諱統仁*

弘化丁未御即位、從神武

元年辛酉二千五百十六年

今上皇帝御宇十三年

安政五年龍次戊午

平天下六年

源家定公* 八月八日薨御
德川家康公十三代、從嘉永癸丑

治国廿八年 四月十二日 御隱居

源齊肅公* 浅野長政公十一代、從天保辛卯
御寿四十二

齊家十一年

紀道興公* 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申
御寿四十四

平天下半月

源家茂公 * 同前十四代 今年十二月將軍宣下

治国七閏月

源慶熾公 * 同前十二代 今年四月家督 十一月二日 逝去

治国兩月

源長訓公 * 同前十三代 今年十一月家統

兄弟

巳午之間

家乘統編卷之十五

安政五年戊午

村上七世彦右衛門邦裕君緯謹記

床飾

座敷床

由信蓬萊画軸 * 犬狩

瓷瓶 白梅・水仙

勝手床

聿庵精忠文字軸 * 頼

瓷瓶 白梅

具足箱

矢車

四畳半中床

正月 小

元日、戊寅、晴、暄、* 慈君奉始皆々平安加寿、尤慈君昨午以來御胸病二而御困り被成候得共、曉来少々御快方也、* 長槌義者弥快、別而氣輕也、* 暁寅刻起、若水、神拜、廟拜、熨斗、祝詞、大福、齒固、讀書始、吉書始、屠蘇酒、右夫々恒規之通相濟、* 黎明後麻上下着出仕、御登城前於御居間御目見仕儿、御家司中不快二而出仕無之、予並二渡辺雅登・堀尾善大夫一同二罷出、脇指帶儘出儿也、益御機嫌能御超歲被遊、御規式・御身祝等無御滞被為濟、奉恐悦候段申上、夫方於御次御用達管馬之進江謁、猶御機嫌能御超歲之恐悦申述、且周防様江之御祝詞同人迄申上、夫方出衛様二毛御表

庭田公御懷紙軸（重翻）

竹掛瓶 水仙

讀書始

大学三綱領

吉書始

筑波山 このもかのものに

蔭はあれと 君か御陰に

ますかけはなし

於御部屋御逢被成、御祝詞申上、其後御奥江罷出、御宇衛様江御祝詞申上、御目見

有之、御手（付脱カ）熨斗被下之、何も相濟五半時頃退出、右二付北御部屋江者別段不罷出候

也、四時過方御両家様へ為御祝詞罷出、夫方左之通回礼・参詣等致、夕八時頃帰宅

久野秀太郎 井上市太郎

吉田藤馬 河瀬喜和馬

白神社 水谷又左衛門殿

三宅春齡 後藤松軒

脇本武兵衛 福山寛右衛門

丹羽庄司 妙慶院

木野一馬 山村静登

西向寺

右両寺二而者例年之通年玉一封贈之、木野・水谷二而祝盃致又也、六丁目様江者五ヶ

日夕方同勤共一緒二罷出候様二との御移有之候二付、今日者不罷出、御例之通夕八

時揃年頭御礼被為請候二付、応時刻出仕、於御書院御礼申上、奏者御出頭三宅吉左

衛門也、七半時頃退、出仕掛渡辺宗右衛門殿父子・堀尾善大夫へ祝詞二参、御家中

心易衆、竹腰恰殿始御家来中、其外一緒内彼是客有之、辻清人・森岡万之進・岩崎

常介・平野藤吉郎致祝盃也、松本良伯祝詞二来、折柄慈君診を乞、全積気様之事与

申、葉を恵、其後益御居合也

二日、己卯、終日みそれ降、寒風亦強、朝五時過方祝詞回礼二出、左之通相勤、夕

七時前帰宅、蔵田二而祝盃出、且午飯を被出、辻・菅二而祝盃出ル也

岡本主馬殿 吉田儀右衛門殿 一場忠次郎殿 原田文夫殿太

山下多八郎殿 佐久間栄殿 田部幾衛殿 松宮李之助殿

大柿忠次郎殿 蔵田和太郎 小幡孫兵衛殿 吉本恒之丞

永井仲之助* 藤川每登殿* 佐藤益之丞* 三宅吉左衛門*

辻清人* 松本良伯* 得井滿四郎* 菅平磨*

竹腰恰殿* 湯川兵馬殿* 下瀬孫平殿*

留守中渡辺雅登始祝客少々有之、松田健蔵へ致祝盃也、夜雨降、風吹、福山寛右衛門御用向二而入來、謁又

三日、庚辰、晴、風吹、寒、巳鼓後御用向有之、北御部屋へ出、夫方御多門内不残回礼、岩崎・小倉二而祝酒出ル、極夕御用向有之、御館江出ル、水谷又左衛門君御出、祝盃出入、松浦久米之丞殿祝詞与して始而來儀、被通也、右近様御勸定所御蔵方先年以來段々引負不埒筋有之候由之処、旧年秋方方追々相露候由二而、先務・当務共多人數其掛り有之、当時御側御用人堀江專右衛門以下彼是自分謹慎申出候者有之、尤旧臘之処二而者いまた何たる被仰付事者無之候へ共、何分中二者余程之引負も有之由風説有之也、夜松本良伯入來、昨日參候謝旁也、慈君今日者御快起被成也

四日、辛巳、晴、朝凝、風冷、四山見雪、朝北御部屋へ於宋殿伺与して卒与出ル、昨日者些御閉之氣味被為在候由也、五半時頃方海蔵寺へ拜參、和尚江例之通年玉一封を呈入、達而被留、酒を被出、往来左之通致回礼也

* 一井嘉内* 渡辺秀之進* 山本十四郎* 中村每次郎*

* 沖和多理* 久野八十介(助)* 海蔵寺隱居* 松田健蔵*

* 波多野権祐* 桑原吉郎二* 平尾宗右衛門殿* 原要人殿*

平野藤吉郎

右松田・波多野・桑原・平野二而祝盃出、桑原二而認致入、夕七時前帰宅、桑原吉郎二旧臘廿七日御切米御増を戴候由也

五日、壬午、晴、余寒、風冷、四山有雪、今朝五時就御内御用御年寄閑蔵人殿御入来二付早朝罷出、五半時過相濟退、御乘馬江出ル、夕八時頃方左之通り回礼、夫方六丁目御館江御祝詞二罷出ル、兼而御移合モ有之、雅登・善大夫モ申合同刻二罷出、御目見被仰付候上、於御側御祝盃頂戴、御吸物等被下、御懇之御儀共奉感戴也、入夜退

松浦久米之丞殿 近藤玉之進 坪内久米之助 福山市之進

南部要人 森岡万之進

右森岡へ者退出掛参、祝盃致入也、今日二而不残回礼相濟、当年モ供連者昨年之通若党・道具・草履取限也、今日迄玄閑詰百姓直蔵与いふ者を雇置候得共、今晚方返入也、昨今モ祝詞客来多人数有之、今日波多野權祐へ祝盃出入也

六日、癸未、晴、風冷、朝御用向二而被為召、六丁目御館へ出ル、已鼓後歸ル、夫方出勤、今日御役所出初也、九半時比退、祝詞客有之、木野一馬へ祝盃致入、雨水節也、中津屋万之助方使差越、同人母旧臘四日急ニ致病死候由也

七日、甲申、快晴、風冷、朝相庭静来、額字を頼度由二而藤紙持参いたす也、例時出勤、九半時頃退、風呂を立、長檜義御輿へ出、守袋・手遊等品々頂戴仕也、堀

尾老室入来、祝盃いたす也、夜相庭静来、深更迄書談いたす也

八日、乙酉、曇時々微雪、後雪飛、余寒強、朝御乘馬江出ル、午後堀尾へ囲碁二被招行、堀江専右衛門会、夕酒・河漏出ル、夜半雪降

九日、丙戌、曉来雪降、余寒冽、例時出勤、夕八時前退、今日御吉例之通御身据

御鏡開二付、御方々様方夫々御切餅頂戴被仰付也、告于廟、主水様方年始御祝詞罷

出候二付御挨拶御使被下、御用人中、例之通紙面を以御請申出ル也

十日、丁亥、晴又曇、夕雨降、風吹、余寒烈、例時出勤、九半時過退、夜北御部

屋へ御茶御相手二出ル、今晚者御初故御吸物・御酒被下也

十一日、戊子、晴時々曇、雪飛、余寒強、朝之内神田八幡宮へ參詣、加賀守方二而神

酒・吸物を出入也、途雪二遇、辻へ寄傘を借而參ル也、恒例之通具足鏡を祝、御吉

例之通御具足御鏡開二付御兩殿様方御切餅頂戴被仰付、御用達方坊主を以為持来、

謁而御請申返又也、夕桑原吉郎二為祝詞来、祝盃いたす也、右近様方御祝詞罷出

候御挨拶御使被下、御用人中江御請申出ル也、吉本恒之丞昨日石内村江御脇打二被

遣、鶴一羽、雁二羽獲歸候由也

十二日、己丑、晴又曇、夕雪飛、余寒烈、例時出勤、夕八時前退、一昨日御捕せ

之鶴・雁御開キ被為在候由二而、切肉少許御分賜被仰付也、告于廟

十三日、庚寅、快晴、朝凝甚、余寒強、素読所講釈初二付出席、例歳之通白鹿洞学

規講釈、講師三宅内外也、例時出勤、夕九半時過退、東城江明日便有之三付、年

始祝書出入、深江・宮崎・徳了寺并松本屋計也、下瀬孫平殿方昨日於御城御加増拾

石拝領被致候由為知来ル也

廿一日
啓蟄節

十四日、辛卯、晴或曇、風吹、寒、夕暖、朝就御用向六丁目御館江罷出、辻清人
お竹を連、森岡万之進おますを連、左義長為見物来、酒・餅を饗入

十五日、壬辰、晴、暖、例時出勤、夕八時退、夕堀尾八十三翁囲碁二招、酒肴を
饗入、岩崎常介も相手二申遣候得共差問候由不来、兵蔵如統当季暇を乞、其儘遣ひ
可遣段申聞置也

十六日、癸巳、晴、暄、夕暖氣過節、朝妙慶院へ参詣、例時出勤、夕八時退、夕
北御部屋へ御用向有之、出ル、藤森社司小林土佐守来、木札を恵候由也

十七日、甲午、雨、暖甚、夕晴、朝射場江出、夜北御部屋江御相手二出ル

十八日、乙未、曇又晴、余寒復返、朝素読所江会読二付出ル、例時過出勤、夕八半
時頃退

十九日、丙申、曇又晴又曇、寒、例時出勤、夕八時頃退、婢を替ル、小籠り（カサネリ）之者
也、小人幸吉世話也、東城二於而去ル十七日夜吉田与九郎屋敷下女部屋方出火、本
家不残致焼失、長屋・土蔵者残、外別条無之候由也

廿日、丁酉、曇、寒、午時方出、須藤並人へ早々預祝詞候処、此方方者不参候二付挨
拶旁二行、吉田藤馬を訪、追々疲労強趣也、夫方下瀬孫平殿へ先日御加増拝領之歡
二行、木原慎齋江早々祝詞之謝并旧臘御扶持頂戴候歡二行、松本玄順隠棲を訪、及
寛話、酒を出入、慎齋旧臘之被仰付者、医業心掛厚、本業之外学事筋出精、常々質
朴之古風相守候趣相聞候二付、生涯御扶持方被下置候与の事之由、奇特之事也

廿一日、戊戌、晴、寒、啓蟄、例時出勤、夕八時頃退、夜北御部屋江御茶御相手

二出、戌鼓前慈君御氣分患敷趣御部屋へ申越候二付御相手御断を申上、早速罷帰候、指而御閉塞与申二も無之候へ共、御言語難分、左手御不叶二而全中風形之様被考候二付、不取敢赤牛胆を上候処御氣分者體之様二御成二被成候得共、何分不容易御病発之御様子二付、早速松本良伯を申遣し直二来診し呉、全御中風形之御病症、甚不案之様二申、薬を患也、乍併差寄危篤之御様子二も無之、右二付笠坊方承老家方之烏犀円を所望いたし上ル、夜半頃迄二者御言語も颯破離御六ヶ敷相成、左之御手も弥御不随遂二相成也、依而良伯も直二宿し呉也

廿二日、己亥、晴、暖、慈君今朝も先御同様、其余御募八不被成候得共、大事之御病症与存候二付、松本玄順を申遣、海田市へ病用二参候由二付而帰次第可来由申帰、森岡万之進、辻清人其外近隣彼は見舞人来、良伯午前迄見合呉ル、藤森大明神社司小林土佐守中風を封し候義家術二而其験有之由、既二堀尾眠石も昨年其気味有之節、同方之祈祷二而速二平癒之趣二付、辻清人を頼、午後参りもふ也、早速加持致しくれ候由二而、護符等取来り被呉、何分不軽症与被考、此余者庄封之祈祷不致候而者弥平復与申二者難至、尤庄封之祈祷者至而重キ祈祷之由申候旨也、夜清人夫婦来、於梅者直二宿又、松本玄順夜中来診、何も良伯考同様、主劑も同意之旨申也、主劑者夜前方今朝迄小続命湯、午時夕前方大柴胡加鉤藤二暫転法也、夜前以来少々頭痛も有之、且慈君右之御仕合故、今日者煩申出、出勤不致、依而西向寺へも参詣怠ル也、慈君午後者追々御緩之形二而、夜中者御言語も少者御分り被成、御立居者大ニ御戻り合被成也、夕方良伯又来診

廿三日、庚子、曇時夕雨、寒、慈君夜来者余程御快方也、御吉例之通今日御屋祈禱二付朝五半時方快出仕ル、明星院相見へ、度々挨拶二出ル、今日者御祈禱濟、御軍配之御加持御頼被遊候二付、一応御屋祈禱之式御吉例之通何モ相濟、夫方猶又御書院二而御加持有之、其節者旦那様二モ御詰被遊也、日之入頃相濟、又挨拶二出候而退ク、明星院者夜二入退出被致也、吉田藤馬病氣之処養生不叶、死去之旨昨日近藤玉之進方為知来ル、病氣太切之為知モ一緒二来、依而夜前悔之使来、遣又今朝藤之森へ兵蔵遣し慈君御病氣庄封之祈禱を頼、御初穂銀式枚備ル也、今日方直二取掛、来ル廿九日迄一七日之間祈禱勤呉候由也、今朝良伯来診、慈君何分御宜敷方也、近隣其外彼は見舞二預ル也、御祈禱之御供物御分賜被仰付也

廿四日、辛丑、曇、寒、例時出勤、夕八時前退、夕北御部屋へ御用向有之出ル、松本良伯来診、慈君御同様也、左之御手モ昨日方者仮成二茶碗を御持被成候程二相成也、辻お梅今晚歸ル也、見舞客来彼是有之也

廿五日、壬寅、晴、寒、朝凝甚、慈君御快方也、例時出勤、夕八時頃退、藤之森方守護神策并神策封差越、何分難病与相見、神鬮不相勝候得共、充分丹誠を尽祈念致し呉候旨申越、神策封者南之方土中江深埋候様申越也、松本良伯来診、御奥御鎮守江拜又

廿六日、癸卯、晴、朝冷強、朝丹羽庄蔵此間御次詰軍事御用向引請被仰付候旨為知之歎、吉田へ悔二行、妙慶院へ宝国祥月二付參、興徳寺・本照寺・西向寺江モ參り歸ル、吉田藤馬跡倅清太郎未幼年、漸八歳二相成候得共、十五歳之申立二而同人へ

跡式之義願置候之由也、射場弓会当月之処予引請回り二相成居候二付、今日九時揃二而催す也、石井先生・森仙太郎・松井庫人・星野幸次郎・石井岩槌・堀尾幾之進野原八右衛門右近様内方深町真喜太・湯浅勝之助・松井邦介出ル也、周防様御出被為モ出ル在候二付為伺御機嫌罷出、松本良伯・金子元達来診、慈君大二御快方也

廿七日、甲辰、晴、寒、朝素読所会読江出席、夫方出勤、夕八時頃退、夕出掛北御部屋江出ル、松本良伯来診、慈君御同様御宜方也、堀尾老室・波多野権祐見舞入来、森岡お槌先日以來風邪二而熱烈敷氣遣候由、夜中卒で見舞二參ル、先同容体二者候得共、何分熱強、時々吐毛有之由二而氣遣敷趣也、酒出ル、吉田清太郎方当座法事之由二付今朝興徳寺江代參兵威遣又也

廿八日、乙巳、曇、夕雨、寒、例時出勤、夕八時前退、松本良伯来診、慈君御快方也、夜木野一馬見舞入来、酒を出、暫話又、見舞客来彼是有之也、予惡寒之氣味有之、早臥

廿九日、丙午、雨歇、余寒、松本良伯来診、同玄順も同断、慈君御快方也、予も診を乞、少々熱有之趣申、葉を患、終日用心致又也、森岡へ見舞遣、お槌先同様之由也、（正睦）由墨利加使節去年十月廿六日於江戸御老中堀田備中守様御宅へ御呼寄二而罷出、大統領方申立之件々委細二御聞取有之、其後十一月六日蕃書調所二於て猶又、土岐丹波守殿・川路左衛門尉殿・鶴殿民部少輔殿・井上信濃守殿・永井玄蕃守殿御立合二而、過日申立之件々御押合之御応对有之、何分二も由墨利加者素方英吉利・仏蘭西等各国之通信交易御差免し無之候而者不相濟、左無之候而者日本之危難者落掛り

居、既二英仏両国者五十艘余之軍艦を率、不遠江戸海へ来候義者相違無之由只管申立、甚以御難題之至、依而右御返答方諸御大名様方へ御相談有之、右申立并御對話之趣意御写し当御国へも御回覧有之、此間御家老様方二も御内覧被遊候之由也、此余之御所置いかゝ相成候之もの哉、薄氷之思二堪たる事共也

二月 大

朔日、丁未、曇、寒、或晴、風邪得斗無之二付今日出勤不致、用心罷在也、松本良伯入来、夜辻清人夫婦慈君見舞与して入来、酒・餅を饗入、附足輕御切米切手渡ル、米価少々下落、久芳・吉歩米石二付百拾八匁之由也

二日、戊申、晴、寒、風邪快方二候得とも、未透与無之二付、髪を理、頬髭計剃也、松本良伯来診、夕水谷又左衛門殿慈君御見舞与して御出、酒を出、暫御話被成也、夜波多野内儀見舞入来、酒・餅を饗入

三日、己酉、晴、寒、夜来又々悪寒有之、頭痛致候二付平臥、午前発汗、大二心痛持宜、松本良伯来診、橋本屋周五郎慈君見舞二来、酒飯を饗

四日、庚戌、晴又曇、雪飛、余寒烈、風邪弥快候二付今朝仕回致快出候也、例時出、夕八時頃退、芝山様方例年之如く扇子五本頂戴、并当年者昌姫様方も大手饅頭一箱廿五頂戴被仰付、老女通り来ル、八十野迄御請厚申出ル、午後中津屋万之助妻来ル、宿入、長槌義此間以来腹合悪敷、夜前方者度々吐乳有之、尤至而気輕二者有之候へ共、少々微熱もいたす也

〔六日、浅野外衛殿江戸被仰付者全虚説之由也

五日、辛亥、晴、余寒強、朝六丁目御館江被為召罷出、森岡へも見舞、お槌追々快方也、長槌其後も時々吐乳いたし候二付、今朝良伯を迎乞診、全氣候之感冒方不和二相成ル也与申、薬を患、中津屋妻午後去ル、昨朝辻清人来、於竹病氣も弥以全快、此節二而者殊外健氣二相成候二付、昨夕快起祝心内祝いたし、一緒内・近隣格別世話二相成候者招、其残酒も有之候間、今夕予二參候様噂二付極夕卒与參、有饗、三宅吉左衛門室会

六日、壬子、晴、余寒強、例時出勤、夕七時頃退、長槌夜前以來も不絶吐瀉有之困ル、松本良伯来診、何分格別之事与者不被考趣申、少々薬加減致し呉ル也、右近様へ昨日江戸御年寄衆方御奉状を以、当夏江戸江可被為召旨御意之趣被仰上、并二爰元御年寄衆方も三月中旬御出立、四月十日頃迄二御參府被成候様二との旨被仰上候由也、右者殿様当夏御退隱被遊御内慮二被為在候二付而之御出府与申内評也、外二御中老格浅野外衛殿、御年寄閑蔵人殿も出府被仰付候由也、右二付右近様へ御歡二者不罷出也、吉本恒之丞昨年岡部軍弼方相伝之速醸人造硝石製試いたし候由二而、出衛様為御見物同人宅稽古場へ御出被成候由也、長槌良伯申候処二而者格別之事二者無之候へ共、何分心掛二付池田加賀守へ祈祷頼遣、神符を乞也

七日、癸丑、晴、寒、長槌菟角同様与申内、昨日あたり方追々氣重二相成、家小誠二氣遣、心痛致候二付、何分医師を替試可申与申値、今朝尚又神田社へ兵蔵遣し祈禱を頼、井医師之相応・不相応之処神鬮を請也、例時出勤、九半時頃退、今日就吉辰御宇衛様御袖留被遊候二付、御式濟御奥へ罷出、老女迄恐悅申上ル、其節者上

〔七日

春分

下着又ル也、御袖下拝領被仰付候旨老女八十野申聞、則頂戴、御請之義厚申出置也、御袖下者綸子、御地白、松竹梅鶴龜縫箔鹿子入、御裏紅羽二重也、御先例者御着添被下候趣二候得共、此度者御略二而包御熨斗添也、八松本良伯来診、矢島周軒老へ前時途中二而逢候二付、見舞被呉候様約置候間、慈君・長槌共一応見合せもらい候様申聞、無程被来、見合被呉候由、予者出勤後二而不調、兩人共良伯同考、尤長槌者心下甚悪敷候故、半夏洒心湯可然与考被申聞候由、周軒老者後世家二而博学之人之由也、レ前文之通今朝神鬪を請候処、中山中碩庵老相応之趣二付迎申遣候処、夕方被来、診被呉、何モ格別之事二者無之候へ共、心下甚悪敷候故吐瀉二相成候二而、決而氣遣之義者無之旨被申、葉を被患、小半夏湯之由也、上今日上田龜之助様御輿へ御招二而、始而御出被成、主水様二モ時候御見舞御出被成、折柄御留被遊、御居留り被成候由、御取持二者善大夫罷出ル也、桑原桑原吉郎二人来、酒を饗入、其外彼は見舞人來有之、今今日者石井後室終日頼、夜中も泊りもろふ（午カ）

八日、甲寅、晴、余寒強、長槌長槌先同様也、後後御用向二而渡辺へ会、今今日も石井後室終日頼、岩崎岩崎常介入来、来ル十一日亡母是心院一周忌二付、明後十日夕逮夜二参呉候様案内有之也、慈君慈君御不快、長槌長槌も菟角駢々無之、無人二而困り候二付、此間迄辻之方逗留致居候山梟虎之丞姉おたみを頼、今晚方来呉也、同姓彦同姓彦一同伴し来ル、酒を饗、長槌長槌義兎角吐下不止、夕より者別而氣重二而氣遣候二付、夜中山中碩庵老を迎候処、風邪之由二而門人清水隆達来診、何モ替候義二無之由申也、岩崎岩崎およし其外彼は見舞人有之

十日、左之通御立入被

罷出、初而謁又

* 田上勇助殿

* 横地代太郎殿

八島周軒老

牧野作太郎殿

九日、乙卯、晴、寒、例時出勤、夕八時前退、長槌義夜中以来追々快方、今朝者大二氣輕二相成、吐下共夜半後透与相止、小水善通也、退出後渡辺へ会、八島周軒老来儀、謁入、御館入相調候挨拶也、牧野三郎助殿息毛作太郎殿毛同断、周軒老者謁被申置也、夕長槌益快、碩庵老来診、最早案し候義者少毛無之由被申、酒を饗候由也

十日、丙辰、晴、有風、寒、長槌愈快、例時出勤、夕八時過退、松本良伯来診、慈君毛御快方也、長槌毛大二宜由申也、夕渡辺へ御用向二会、跡二而酒出ル、入夜帰ル、就右今夕岩崎遠夜へ不能参、断申遣、膳・酒贈り来ル也

十一日、丁巳、晴、余寒纒緩、朝岩崎寺妙風寺江為代参兵蔵遣入也、岩崎へ昨日之挨拶二行、夕御乘馬江出ル、長槌愈快方也、藤之森社へ兵蔵代参、幟を供、明日初午祭礼故也

十二日、戊午、晴、余寒稍緩、例時出勤、夕八時退、辻妹夕方来、森岡万之進母子・おます、平野藤吉郎妻・子供共、松田健蔵栄吉を連来、夫々夕方酒飯を饗、御裏御鎮守御祭礼御供物頂戴被仰付也、長槌愈快、今日者三之御丸稻荷社江毛参ル也十三日、己未、雨、朝素読所会講釈読江出席、夫より出勤、夕八時過退、岩崎常介法事之謝入来、森岡万之進弓会二付夕射場へ出、万之進來飯

十四日、庚申、晴又曇、暖、夕又晴、東城徳了寺来、謁、寺用二而昨日出、明朝者帰候由也、片岡貢槍術修行与して昨日出候由来、謁、後刻土産之意之由、鮮魚贈来、夕神田社へ長槌病氣速二平愈二付、拝謝与して社参いたす、山中碩庵老江毛謝二行

也、徳了寺へ使を以今朝入来之挨拶申遣、(藤九郎)宮崎其外へ之書状頼、且今朝土産之品持
 參之謝、(實)片岡方到来之肴を贈る也、風呂を建、慈君今日御月代を被成也、松本良
 伯来診

十五日、辛酉、晴、朝弓術稽古二出、例時出勤、夕八時過退
 十六日、壬戌、晴、朝有霜、冷甚、後暖、早朝妙慶院へ參詣、御寄合二付例時方
 早く出勤、夕八時退、山中碩庵老来診、長槌弥快、最早致退薬可然、尤丸薬を可被
 恵由被申聞候之由也、(内外)三宅室見舞入来、家小・長槌夜中木野へ行、宿入、当年始
 而也

十七日、癸亥、快晴、暖、朝御乘馬并弓術へ出、午方藤之森社へ參詣、途方堀尾
 幾之進伴入、野外霞深、春色稍好、夜北御部屋へ出、御茶御稽古也

十八日、甲子、曇、午後雨、暖、朝素読所会読へ出席、(出勤方)相濟出席、夕八時過退、夜
 家小・長槌徒木野歸

十九日、乙丑、雨罷猶曇、暖甚、桃花俄開、今朝生田筑後殿就御用御入来二付早朝
 出勤、夕八時退、今日之御用者殿様当夏御退隱可被遊御内慮之趣被仰上之由相聞也、

今朝辻清人入来

廿日、丙寅、晴、暖、朝御乘馬へ出、松本良伯来診

廿一日、丁卯、晴或曇、例時出勤、夕八時退、夕近隣へ慈君御不快二付度々来訪
 之謝二行、三宅内外方二而狐木社司木村河内守参り居、始而逢、達而被留、饗二逢
 也、慈君夜辻へ御出、御宿被成也、御惣体弥御快、御途中毛無滞御出被成候由也、

廿二日

清明

廿三日

彼岸桜満開

廿五日、御用

知行格
一人御加扶持
御用部屋頭取
御役料銀三枚

*大島五兵衛

一 御奥詰御免
吟味役

*沢崎幸右衛門

一 御兒小姓御免
出衛様御側方

菅平磨

一 吟味役同格
御勘定所詰

*長喜大夫

右追々及老年候二付、唯
今迄之勤向御宥々、格別
を以右之通被仰付

今朝辻清人来

廿二日、戊辰、晴、寒、早朝西向寺へ参、近隣昨日之残帰掛勤ル也、素読所講釈
へ出席、夫々出勤、夕八時退、平野藤吉郎此間以来風邪難儀之由、見舞使遣又也、
少々快由也

廿三日、己巳、曇、夜微雨、御宇衛様今朝五時御供揃二而主水様へ御出被遊候二付、
為御供罷越、供列若党・槍持・草履取計也、於御広式御玄閑御用人河瀬喜和馬応对有
之、引取、其節今晚為御迎罷出候八、御奥へ被為召御様子二付、暮合方見合罷出候
様二との義嗜有之也、夕弓会二付射場へ出ル、右近様之内松井邦介引受也、矢野
源内方今朝安産、女子出生之由、歡使遣又也、旦那様二も今夕主水様へ時候御見舞
御出被遊、直二御留被進、御居留被遊候由也、暮過方兼而之通主水様へ罷出、御勝
手通り八畳之御間へ案内有之、御出頭大矢幸左衛門^(好力)出会、尚又御用人喜和馬も出会
有之、無程御奥へ被為召、於御書院御饗応有之、御酒肴頂戴、尚御次二而一汁一菜
之御認も頂戴仕ル也、間二而御奥御間所不残拜見仕、御奥二而者須藤並人出会、其
外御医師石本大卿、御奥付并中村泰真等^(心方)も御取持二出ル也、暁七時前御立座、御機
嫌好被為入、御奥へ罷出老女迄御機嫌伺退也
廿四日、庚午、曇、朝之内微雨、後晴、朝河瀬喜和馬へ夜前御奥へ召、御饗応頂戴
之御請二参ル、謁、折柄吉田清太郎臆中を訪、并二御用向二而六丁目御館へ罷出、例
時過帰毛、直二出勤、夕八時過退
廿五日、辛未、晴、暖、例時出勤、夕八半時過退、御用召数々有之、近隣之分歡

一 御台所奉行
御免
御奥詰

* 渡辺四郎右衛門

一 御台所奉行
御奥付其儘
兼帯

御役料銀五拾匁

* 桑原内蔵二

右之通被仰付候間、御台所御用向別而厚力入申談、取計候事

一 御小姓組本格
鼻紙代切手御借
半方御甘

* 星野武平次

一 御次詰加御免
御小姓組本格

* 田宮嘉仲太

一 万次郎麿息
* 池田要之進

右禁足御差宥、勝手次第外出仕候様被仰出

一 御褒美銀五両

* 長束吉之進

(五)
年来無懈怠出精二付

使遣入、予此間方頸へ頭痛根之如しこり出来候処、今朝以来追々腫痛困ル、退出後平臥致入、夜松本良伯を呼、診を乞、全氣候感冒方之事与申、薬を惠、夜長武左衛門来、慈君弥御快方、節句後迄者御逗留被成候由也

廿六日、壬申、晴、暄、終日平臥、頸痛追々左之耳へ懸腫張也、大島五兵衛昨日之為吹調入来、良伯来診、夜中両度地震有之、長し

廿七日、癸酉、晴、暄、朝有地震、頗長し、予痛所益募、悪寒強困候二付、今日者不能出勤也、久野八十介来月六日御供二而江戸へ罷越候由、為暇乞来ル、沢崎幸右衛門吹調入来、堀尾眠石・岩崎常介・小倉甚右衛門・三宅内外見舞与して来、夕岩崎およし入来

廿八日、甲戌、晴、暖、御宇衛様今日海蔵寺御参詣、直二古江御山屋敷江御出被遊、善大夫御供被罷越候由也、右近様来月六日御出立、江戸江御出被成候二付、今日為御暇乞御出、且殿様方御預り之御用之御箱御持参被為在候由也、御留守中此御方様御預り被遊也、朝良伯来診、少々快方也、長喜大夫来、夕小倉甚右衛門来話、酒を饗入

廿九日、乙亥、晴、暖、永井仲之介吹聴入来、辻清人・良伯入来、夕相庭静来話、源平桃満開也

卅日、丙子、晴、万之進見舞二来、痛所・悪寒共弥快、夕頬鬚剃、夜仕回いたす也

一 御切米五斗御増

* 小谷宇右衛門

右同断二付

一 御次坊主

* 伊田千松

千水与改

一 御切米五斗御増
御步行組並御取立

* 河野熊之進

一 御切米高三石
御步行列加

御玄關御供使

* 吉田吉五郎

一 御切米五斗御増
御步行列加

* 木村喜齋

右之外足輕以下略之

廿七日

一 御児小姓帰役

永井仲之助

三月 小

朔日、丁丑、晴、寒、今日快出仕也、例時出、夕八時頃退、当月者予月番受也

二日、戊寅、晴或曇、風強、寒、夕矢野へ安産之歎、大島・星野・渡辺・長へ此間被

仰付之歎二行、為御機嫌伺御館へ出、北御部屋二而於宋殿御初離二付、御内々采

螺廿五差上ル也、尤同勤一同二者無、予計也、今日六丁目御館へ旦那様御出被遊、

吉田先生・小幡（儀右衛門）先生、（炎宗七郎方）其外御相手衆共御招被為在候由、雅登御取持二出也、良

伯来診

三日、己卯、曇、風強、寒、朝辰鼓頃麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、

夫方御次二而周防様江之御祝詞御用達伊藤徳之助迄申上、出衛様江之御祝詞御表御

部屋二而御逢被成、其後御輿へ罷出、御宇衛様へ御祝詞申上、御手付熨斗被下之、

午時方雅登・善大夫・五兵衛入来、御用談有之也、夕方節句之酒を饗す、辻清人祝詞二来、酒を饗す、北御部屋方菱餅一重拝領仕ル也、極夕北御部屋へ召候而罷出、御初節句二付御酒・吸物頂戴仕、堀尾眠石・御医師并御付之面々何れも罷出ル也、四日、庚辰、晴、暖、朝之内曇、朝御用向二付河瀬喜和馬江參候処、差問二付福山直衛覚右衛門へ參り謁す、御回覽物持參被仰付也、夫方右近様へ明後日江戸御参駕之御暇乞・御機嫌伺与して罷出、脇本何某謁す、久野八十介へも暇乞二參ル、例時出勤、夕八時頃退、出勤掛北之御部屋へ昨日之御礼二出ル、去月廿五日未上刻方大坂道頓堀上芝居方出火、大火二相、夜丑刻頃鎮火、竈数三万計焼失之由也、夕石井後室入来、昨日之残酒を饗

五日、辛巳、曇、寒し、松本良伯入来、相庭靜昨年以来素読所二其逗留罷在候処、今日引取候由二而暇乞二来、尤当分弟伊藤靜太郎殿方へ江戸留守を被頼、逗留致候之由也、午後為窺御機嫌罷出ル、辻清人入来

六日、壬午、曉雷鳴数声、地響強し、有雨、朝方晴、暖、例時出勤、夕八時退、来ル十六日先考十三回御忌辰二付、昨日御墓所磨二兵藏遣入、三次を頼両人參、相濟也、十六日法事差問之有無も尋遣候処、何も差問無之由也、夕方御奥江被為召罷出、桜之御庭花盛二而、御花見之御宴有之、御相伴二而御酒肴頂戴仕ル也、酉鼓後退、慈君夜從辻御帰リ被成、追々御快方、御逗留中兩度饒津社桃林辺御步行被成候由也、今朝右近様江戸御出立、御供立も殊外御立派、尤天保度出羽様御出府之節方者少々御供も減候由、先年者御用人・御側御用人文具足箱を為持候得共、当度知行

〔七日〕

穀雨節

〔八日〕

海棠満開

〔十二日〕 備物

一回向料 金貳百足

一靈供米 精吉斗

一塔婆料 銀貳匁

一僧中江 同三匁

右備物者当年方致取

捨也

一茶贈方格左之通

辻氏

森岡氏

木野氏

水谷氏

藤川氏

蔵田氏

取格以上不残為持候由、御用人御供戸田平丞、御側御用人久野秀太郎・小池良太郎之由、外二御用人井上市太郎者先達而御先へ罷越候由也

七日、癸未、晴、暄、朝素読所会読へ出席、相濟出勤、夕八時過退、右近様方此間

御暇乞罷出候御挨拶御使被下也、御請如例申出、六丁目様昨日古江御山江御採蔵二

御出被遊候由二而、蔵拜領被仰付也、告于廟

八日、甲申、晴、暄、朝就御用向福山覚右衛門へ行、謁入、夫方六丁目御館へ罷出

沢崎幸右衛門へ歎二行、其外慈君見舞二預候方角へ行、森岡へ寄、木野・水谷へ見

舞之謝二行、八島周軒老江も同断参り帰ル、木野二而午飯・酒出ル、帰り御館江為

伺御機嫌出ル

九日、乙酉、晴、暄、例時出勤、夕八時前退、松本良伯来診、今朝辻清人来、森万(岡脱)

之進も来候由也

十日、丙戌、曇又晴、又曇、夜雨、沢崎幸右衛門此間之謝入来、森岡万之進法事

前見舞入来但昨記之分重複也、例時出勤、夕八時退、夜長武左衛門来話、蔵田庫次*

郎来

十一日、丁亥、雨、寒、朝福山覚右衛門就御用向入来、謁、右二付御館江出、日名倉求馬弓会之由、予者不罷出*

十二日、戊子、晴又曇、例時方早出勤、夕八時前退、妙慶院へ備物為持遣、且十

六日朝法事、十五日八時遠夜之義申遣、承知之旨也

十三日、己丑、曇又晴、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、九時過退、素読所書生

十五日

廟飾

糕 団子 饅頭

干菓子 卷煎餅

御花

琉球つゝじ 霧島つゝじ

鈴掛草 桜

布施

銀式刃 和尚

同吉刃 小僧

同三分 僕

右昨年之通り、尤僕之分

者已前之通也

近来皆々出精、詩会等も不絶出精之趣二付、古江御山屋敷を拝借、詩会を催候兼約

故、今日退出後同所へ会、麴酒を饗也、会客左之通り也、各詩成、入興及夜帰ル也

湯川新太郎

三宅内外

堀尾幾之進

佐藤喜代見

三宅益人

藤川甚吉郎

森平之進

長弥三郎

由良辰太郎

平川勘助

今朝一緒内へ法事案内並二茶等贈る也、御立入衆之義明日補之

十四日、庚寅、雨、有風、昨日棒火箭師役三木茂大夫殿、同息友太郎殿為御立入始

而被出、始而謁入、為御挨拶宅へも被来也、午後為窺御機嫌罷出、北御部屋へも出

ル、武内純介・桑原内蔵二今日御多門引移候由、為頼入来、此方も使を以歡申遣

入也、八木野右衛門も白鳥へ引移候二付、倅藤弥為暇乞入来、夜又北御部屋へ出ル

御用向也、夜辻妹来宿、吉田清太郎忌明返礼昨日入来

十五日、辛卯、晴時々曇、雨降、風吹、寒、例時出勤、夕八時前退、兼而之通今

日先考御速夜、非時之案内致置候二付八時過妙慶院来、於内仏回向相濟膳並酒を出

入、案内之方格追々入来、伴饗、予者回向始候与無程北御部屋急御用向出来二付其

方へ取掛、相伴取持等得不致、台引者万之進曳くれる也、今日之案内人名左之通

妙慶院

同弟子

水谷又左衛門殿 藤川每登殿

木野一馬

辻清人

森岡万之進

岩崎常介

平野藤吉郎

蔵田庫之進

桑原吉郎次

堀尾眠石

石井寿兵衛

長束茂兵衛

森岡後室

同弟婦

辻妹 右両家子供不残 岩崎およし

右之内藤川每登殿不被来、甚吉郎来、石井寿兵衛・長束茂兵衛差問不来 森岡後室・
弟婦・おさよ不来、其余皆来也、献立左之通
料理者永野武八郎を頼也

酢和会

あふらあけ
こんにやく

皿

大根
人しん
蓮根

けん金柑
三ツ葉

みそ

苞豆ふ
粒椎茸

青み

飯 香物から漬

竹筍

平 吉野観世ふ
椎茸

三ツ葉
葉山椒

台曳

羊羹衣揚
紫蘇穂
葛砂糖焼

中酒

浸物

(高旨カ)
苜蓿
花生姜

新盃

吸物

すめ
薄荷糖・腐皮卷
茗荷小口

十六日、寺江左之通被

備也

一 靈具 辻氏
一 塔婆 森岡氏
水谷氏
蔵田氏

一 塔婆 木野氏
藤川氏
岩崎氏
桑原氏

一 靈供 平野氏
一 香奠 堀尾氏

右之外線香・花等略之

出入之者左之通呼、料理者皿すわへ、汁、平、紅切、酒肴式種取合也

* 田中栄作 同妻七
同実五郎
永野武八郎 同妻七
岡野新五 同妻七
妙慶院 僕
三人 下女
* 前浜武七 小回り
* 庄八
* 大田民五郎 小人
* 国蔵

右之内民五郎・新五・国蔵差問候由、不来、武八郎・実五郎・庄八・三次者朝方来
何角見合くれる、栄作妻も同様也、外二久保万治・林茂平太・冲村儀助当番二付呼
而饗入也、* 土井理作も同断也

十六日、壬辰、晴又曇、風吹、寒、朝妙慶院へ参、法事中詰儿、供列者若党・小者・
槍持也、左之通参、法事中被詰

木野一馬 辻清人 森岡万之進 岩崎常介
小倉甚右衛門 松本玄順 藤川甚吉郎 蔵田庫之進

硯蓋

錦豆腐
九年甫
揚もの
蓮根
ひしき

三ツ物

八寸 湯田染
木芽味噌

井 こんにやく
白わへ
葛煮
八寸 さや豆
白玉ふ
小椎茸
井 わらひ
す醤油

茶菓子 焼饅頭

堀尾眠石代參

田中実五郎

前浜武七

林茂平太

永野武八郎

小人
三次

右法事濟候而寺々焼饅頭二ツ、被引也、前後參詣左之通

長束茂兵衛

水谷又左衛門殿

三宅内外

桑原吉郎二

武内純介

土井理作

小同
庄八

巳鼓前相濟帰宅、直二出勤、夕八時過退、坪内久米之助方昨日御側御用達被仰付旨為知来、万之進夕方来、酒飯を饗

十七日、癸巳、晴、夜前夜半過北御部屋へ出、於栄殿御不快二付今晝迄詰ル、岩崎常介入来、午後為窺御機嫌罷出、堀尾眠石入来、夕射場へ出、昨今京の有之也、

万之進京のへ出候二付度々来飯、慈君午後妙慶院へ御參詣、森岡へ御寄、夕方御戻り被成、午後并夜中北御部屋へ出ル、夜御輿被為召罷出、御用向也、吉田清太郎跡目被仰付候為知来ル、十五日付紙面也

十八日、甲午、晴、暖、朝御多門内彼是返礼二行、并二武内純介・桑原内蔵二へ御

多門引移之歡二行也、素読所会読へ出、相濟出勤、夕八時頃退、退出後木野・水谷・桑原へ法事之返礼二行、吉田清太郎・坪内久米之助へ歡二行、清太郎知行高百六

拾石無相違被下、御次詰、辰之進様御伽被仰付候由也、未幼年二付田坂織人へ後見被仰付候由也、今日右近様御留守へ御二所様御招二而御出被遊、御宇衛様御供渡辺

雅登罷越、御迎之節御輿へ召候由、尤右二付惣而之御迎方者早く被罷出候由也、夜

廿一日早展

酢和会

油あげ

御皿

こんやく

香茸

大根

三ツ葉

けん

白みそ

包豆ふ

小椎茸

青味

御飯

御香物

青粉わへ

わらひ

こんにく

(虫講)

御平

ふき

椎たけ

ひ籠頭

皮牛房

三ツ葉

葉山椒

御菓子

焼饅頭

巻せんへい

上干くわし

五時過有地震、稍強、桑原内蔵二今朝參候謝二来

十九日、乙未、晴、暖、朝射場へ出、例時出勤、夕八時退、北御部屋へ為窺出

ル、お栄殿昨日以来大ニ御快方被為在候由也

廿日、丙申、晴、午後薄陰、夜又晴、暖気也、早朝有御用向、御館江出ル、午後同

断北御部屋へ出ル、夕七時宅御用有之、申達、松井庫人御叱、差扣被仰付也、此間

右近様へ御入・御入之節御迎間違有之候由也

廿一日、丁酉、晴、朝寒、朝射場へ出、例時出勤、夕八時退

廿二日、戊戌、晴、朝寒、先妣廟御祥月二付宿戒・晨起・祭祀如恒規相濟、尤当年

者先考廟也此間祭祀之式廢候故、御一緒二献膳等仕ル也、朝西向寺江參、素読所

講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時前退

廿三日、己亥、晴、朝寒後暄、立夏節也、白島辺方栗林へ先達而慈君御不快之節

見舞、且此間法事之謝等二參、辻ニ而酒出ル、午後為窺御機嫌罷出、夕予引受之

弓会を催、射場へ出ル

廿四日、庚子、晴夕曇、暖、御宇衛様今朝全六半時御供揃ニ而牛田御山莊へ御出被

遊、為御供罷越、夕方御側ニ而吸物・御酒頂戴被仰付、入夜被為人、一応御奥へ出

五時過帰宅、供列者若党・草履取・槍持也、夜雨

廿五日、辛丑、雨、寒、朝射場へ出、例時出勤、夕八時過退

廿六日、壬寅、雨終日不歇、温、午時為窺御機嫌罷出、御両所様今日六丁目様江御

招ニ而夕方御出被遊候由、御供二者善大夫被參、室角左源次方渡辺雅登連名之手紙

夕

御茶

さゝけ飯

廿三日

立夏節

二而、明廿七日九半時^方被為召候間、出勤仕候様との御義御坐候旨申来者、右者兼而薄々御沙汰之趣も有之、御茶事二付被為召候御様子二候へ共、其義者分而不申来候故難分候得共、別段紙面を以自然其義二共候得者御請之義改而宜申上呉候様頼遣入也、江戸表垂墨利加使節申立之趣御取用二相成、当春交易条約御取替せ二相成筈二付而者巷説紛々難取留事二者候へ共、何分不容易事柄二付、諸御大名様方段々御不折合之御方多く、第一京師之处甚御不折合二而、段々御難題之勅問有之、就而者過日林大学頭殿御上洛、被仰開有之候得共一円御取合無之、依之猶又御老中御筆上堀田備中守候御上洛二而被仰立有之候处、九条関白^公候御一面二而御難問出、堀田侯御答難出来、夫切二再度之御対顔も不被為在、御下りも無之、何とも実之御様子難相分候得共、甚御六ヶ敷次第二有之趣、叡慮者何れ二も御打払之方御好二被為在、夫与申也、当時九条公・二条公・中山卿^杯甚御英雄之御方二而、夫々諸侯方之内御大家之御方格二彼是御取入、御尻推被成候御方も有之趣二相聞候由、近頃者公家却而武家二相成、堂上方専武芸而已二御打掛り、日夜御修練被成、関東之方者弥張柔弱之弊風難止、実二珍事之至、即今之時世海寇^方も御国内之大変何時可興も難量、偏二徳川家之御衰運与有心人者眉を顰候之由、就而者当御国之御評判杯者甚不宜由、恐入候事共也、右之趣者京都高謙院様^方も渡辺氏へ委細二被仰下候由也

廿七日、癸卯、雨罷霽、暖甚、^於采殿昨夕以来又々御不例二付、朝北御部屋へ出ル、例時出勤、夕九半時頃退、又北御部屋へ出ル、夫^方雅登同道六丁目御館江罷出ル、於御困御薄茶御手前二而被下、手前も被仰付、御吸物・御酒被下、猶又御夕茶飯・御

廿八日、岩崎方長槌蚓
 職を被患、兼而頼置候故
 也

夜食等も夫々御相伴二而被下、相濟御射場之御間二而御酒肴頂戴被仰付也、夜子鼓
 後退、御相手兩人之外室角左源次・土屋政之進、老女格させも仕儿也、一応退、御
 玄關前方立歸り御受申上置也

廿八日、甲辰、晴、暖甚、例時出勤、夕八時過退、於栄殿御不快兎角不被成御勝候
 二付出勤掛窺二出、極夕猶出儿、何分御難儀之御容子也、今日三木茂大夫殿方棒火
 箭為御見物周防様・旦那様江波江御出被遊、皆共辺も何卒見物二參候様茂大夫殿兼
 而噂之趣も有之、雅登・善大夫罷越、此方様百目玉之鏝筒(出櫃)參り、八丁・拾式丁隆
 安流之車台二而被放候之由也、右隆安流之車台者先年石州物二而御買入二相成、是
 迄井上権之丞殿者用二不立様二被申、終二御打様も無之候処、此度拾式丁迄者無滞
 參候由也、長槌義此間以來微熱有之様二而、夜中穩眠不致、咳も時々有之候二付、
 昨朝山中碩庵方へ遣し診を乞候処、邪熱二者無之、全火之事二候故薄着為致候方宜
 由被申、粉薬を被患、今日者輕氣也、家小夜前以來風邪二而頭痛強く困り候故、松
 本良伯診を乞、為指義二者無之由申、薬を患、此家小不快者明日之事也、追記故日を誤る也
 廿九日、乙巳、曇、冷氣強、朝射場へ出、巳鼓後北御部屋へ伺二出、夫方御館江
 も出儿、夕又北御部屋へ出、於栄殿午後者追々御衰弱之御氣味有之、奉案也、夜
 亥鼓前於栄殿御不出来之御様子二付、早速為何出儿、無程御居合被成候二付一応退

朔日

於栄殿御法名
瑚璉妙容禅孩女

四月 大

朔日、丙午、雨、寒、当月予御米銀引受也、今曉七時前於栄殿御不出来之由申来候
 二付早速罷出、追々御差重り被成、御内実者七半時頃終御死去被成、誠二奉絶言語
 候御義也、乍併元来御虚弱之御生質二被為在候故、八島周軒老御執七二而種々御療
 治被申上、残処もなく丹誠を被尽候へ共右之御様子、是非も不被為在御事共也、御
 病症者全御驚風也、黎明頃一応退、早朝方御館へ出勤、夕七時前又北御部屋へ罷出、
 御沐浴中相詰、一応退、今晚六時御出興、御病氣建り二而海蔵寺へ御入寺被遊候二
 付、右時刻又御部屋へ出、八畳之御間二而御見立申上ル、服者平服也、今夕退出前
 御奥へ罷出、老女迄御方々様御機嫌相窺、尤出衛様御機嫌者於御部屋石井寿兵衛迄
 相伺也

二日、丁未、晴、暖、今夕島末源大殿門弟中を連被出、槍術御見物被遊、折柄片岡
 貢・水上策之進・牧野喜和馬・富永源五郎槍術業前御一覽被遊候二付為見物御馬場
 へ出、門弟中卅六人程見へる也、其内廿六人者御步行組也、夫々及挨拶也、島末二
 而者先生弟七郎左衛門殿仕合別而達者、当所二而者諸流之内二而も随一之由、貢者
 七郎左衛門殿方も達者之由、尤今日者貢方勝負悪敷有之候也、今午後北御部屋へ為
 窺御機嫌罷出、岩崎へ此間蛭織被贈候謝二行也

三日、戊申、晴、朝素読所講釈へ出席、相濟出勤、夕八時前退、退出後松村弥助
 殿へ先日入来之謝旁行、片岡貢明日日出立、東城江帰候由二而昨日来候二付暇乞旁訪
 之、留守二而不逢、夫方妙慶院へ行、和尚二逢、慈君逆修之地先年定置候場所些充

分二無之、幸先君御墓所之北隣之墓所近年無縁二相成候二付、其処を逆修之地二定置可被吳由先日慈君御參詣之節被申候由二付、厚謝を述、尤右墓所縁類之者方今以付届もいたし^(虫損)二付、其方へ申談、処を換而精靈之修福を永代寺方取計可遣約束二致し、其地を申受被吳候由、彼是厚意之事也、夫方平野藤吉郎・波多野権祐・松田健蔵・長束茂兵衛迄挨拶勤二行、入夜帰、波多野二而達而留、酒を出入、長束二而も同断也

四日、己酉、曇、夕雨、例時出勤、八時頃退、夕炮術へ出、慈君抑以來松本良伯葉御服用、御惣体追々御快方二候へ共、御言語今少し御分り兼被成候二付、今日山中氏江御出、診を乞、葉御所望被成也、直二辻へ御出、極夕御戻被成也、夜北御部^屋へ御用向二而出ル

五日、庚戌、雨、夕晴、朝弓術へ出、午後六丁目御館へ為窺御機嫌罷出、渡辺四郎右衛門へ移宅之怡二行、森岡へ法事之節之挨拶二行、留而酒を出入、帰途西向寺江参也

六日、辛亥、晴、暖、朝御乗馬へ出、室角左源次・長束茂兵衛挨拶有之、入来、例時出勤、夕八時頃退、夕弓術へ出ル、殿様御退隱被遊、若殿様江御家督之義被仰付候様御願被遊度段、当時御継柄之義二付御内伺書先月七日御老中安藤対馬守様へ御差出被遊候処、御勝手次第御願被遊候様同十二日被仰出候由也

七日、壬子、晴或曇、薄暑、朝弓術稽古へ出、素読所会読江出席、相濟出勤、夕八時前退、西向寺江兵蔵為参也、夕又弓術江出ル

九日

小満節

渡辺氏今朝極内密出立、
石州湯津へ入治二被罷越
候由、尤婦人を毛被連候
由

八日、癸丑、晴、薄暑、朝^レ炮術稽古二出ル、慈君早朝方藤森大明神江御参り被成、
家小・長槌毛一緒二参ル、三宅内外家内伴心、極夕帰ル、三滝観音江毛御参被成候
由、留守者^(田中)美五郎妻来居くれる

九日、甲寅、晴、涼、朝^レ弓術稽古二出、例時出勤、夕八時頃退、極^レ夕見せ馬有之、
御馬場江出ル、桑原吉郎二人来

十日、乙卯、晴、寒、例時少早出勤、夕八時前退、去ル朝日御家中并御用人一
同御居間へ被召、御勝手向今一際御縮り筋并文武心掛、就中即今之場合武芸別而
相励候様二との義、委細御直筆を以被仰出、右写し今日御家来中江一役一人宛御呼
出、於小書院二之御間達し有之、御家中出仕無之候故、予御趣意演達、御直筆写
し拝読仕ル也、右写し者猶於御目付所御步行列加已上拝見被仰付也、右窃二拜写仕
置候処如左

我等勝手向從來不如意^{難法}之處、積年物成減少被仰付、必至与差問候段者連々申聞、何
れ茂承知之通二候^{難法}處、菟角不時飽臨時之物入多、弥増及逼迫、家来共年々仕向筋
も不任所存、況不虞之手当等者猶更屈兼、令心^{培力}勞候、然るに即今之時勢二而者何
時出張・参府等被仰付候義も難量、勿論左様之節八速二出立、甲斐々々敷遂忠勤
功業相立候事職分之本意二有之、然者主従共常々其覚悟無油断、第一根本たる世
帯向厚^(培力)、時二臨不覚之儀無之様心掛候事專要之儀与存候^{培力}處、唯今之成行二而八
甚以不安至極之儀共深令案勞候、既二經書二も国^{培力}二三年之蓄なき者国其国二あら
すと有之、然るに当時之如く一年之入一年之用途二不足様二而八是を何と可申哉、

泰平之時節といへ共不虞之天災、意外之失費等者実ニ何時も難量、左様之節者忍引当術計も尽、家来之擬も百姓共之撫育も如何とも致方者有之間敷、天^{*}之未陰雨せざるに迨之訓戒ニ隨、此場合屹致奮発、何角与令改革、今一際綿密に取締筋行届候様致し度、追々熟慮之上猶趣法筋も可有之候得共、先ッ差掛処何角与なく聊二而も無益之費用無之様、役方之者共者猶更一同末々之者迄も厚心ヲ付、為筋精々可取計候、尤人情儉ヲ厭ひ奢を好候事古今之通弊ニ而、折角為筋厚取計候もの有之候而も、却而外よりはを妨候様之心得違之輩も中二者有之方して、菟角取締筋綿密ニ難行届儀(虫損)可有之候、何を申も上下両全、永続之謀專要之事ニ候間、其旨篤与致合点、右等心得違之義無之、同役仲間合等致一和、諸事実意を以申値、且又面々心付之儀も候八、少も無差扣可申出候、併用捨者我等手元ニ有之儀ニ付、申出候筋悉取用候義二者至間敷候得共、夫ニ不拘幾度も可申出候、尤不肖之我等故了簡違ニ而不取用義も可有之ニ付、左様之儀も候八、猶重而事ヲ分申出候様有之度、左候而こそ忠臣之道ニも叶ひ、我等ニ於ても可令満足候条、此旨篤与相心得可申候

右之趣何れもへ可申聞候 四月

文武之道相励、風儀正敷致候様ニとの儀者精々相示置、今更申ニ不及儀ニ八候へ共、近頃之時勢、武辺之筋者別而忽緒ニ難相成、就而者近年之処者何れも一際相励候趣ニ八候得共兎角難相続、此節八又々稽古場ニ寄出席甚人少ニ相見令気毒候、中ニ八病身等ニ而業も難出来者も可有之候得共、夫迎も連々相示候通、其身相応

之致方も可有之儀、殊更壯年無病之輩ニ而右様情弱ニ而者甚如何敷事ニ候、尤何れも困窮之中、心底ニ不任ニ而も可有之哉ニ候得共、夫等者一同之儀、勤事多端、私用繁多坏与彼是申立候而八いかにも稽古出精之隙八無之候得共、銘々志次第ニ而八又いか様とも可相成者と存候、既ニ質素節儉之義者毎々御沙汰有之、於此方者猶以手厚ニ相示置候得共、中ニ八自身之遊戯、親類・知音之者参会之節酒肴等之費用坏ニ当候而八不都合之儀も不顧、又漁獵鬱散等ニ事寄毎度手間隙ヲ費、或者不風俗ニ而徒に光陰を送候様之族も有之由、切又相応擬も遣置、随分勤事之余暇も有之身前ニ而も安逸を求、柔弱ニして文武不心懸之者も有之様相聞、甚以不埒之事ニ候、自今老年与申歟、又八睨与申立候程之病氣等有之歟ニあらずして、年中一円稽古事へ不致出席輩者屹度及沙汰候儀も可有之候、素より從來仕向筋届兼、一統難渋之趣者令氣毒候得共、我等勝手向斯難渋之中ながら、可成たけ八諸事力ヲ入遣し、且仕向筋之義も昨年迄之処八先ツ如形取計ひ遣置候事ニ候得者、何レも趣意不取違、弥以質素節儉堅相守、諸事勤弁を尽、勤仕之余暇文武両道相心掛候様ニと存候

右之趣何れもへ可申聞候 四月

右之外ニ御勘定奉行江之御直書一通略之、畢竟御世帯之根本たる御役故格別ニ被仰出候也、一統へ当り候而者外ニ御家司中添書両通有之候へ共、大同小異故略之、
 辻清人於竹を連入來、酒飯を饗、森岡万之進も今昼來候由

十一日、丙辰、晴、夕曇、
 午時波多野権祐入來、酒飯を饗入、
 夕得井幸槌弓会ニ付

十五日

御馬回服部繁大夫殿息何某殿不所存二而新組足輕之女を妾二被引入、夫方して親子之間不和二相成去ル十日夕右息手自妾を切害し、続而其身も自滅被致候由、然ル処旦寺へ葬送之次第統合不宜二而妙頂寺二不受引、段々驅引之上表向二相成、去ル十三日葬送有之候之由也

出席、又見せ馬有之、御馬場江出ル、夕三宅吉左衛門辻清人同伴入来、酒を饗入、慈君辻へ御逗留之節者毎時同方二而世話二御逢被成候故、無屹清人へ申置、同伴二而来候也、暮過迄話入

十二日、丁巳、晴、薄暑、例時出勤、夕八時過退、尤出勤前御旗稽見合二出ル、家

小・長槌夜辻へ行、宿、石井おまさも此節日々来、長槌世話二成候故連立行也

十三日、戊午、晴、薄暑、朝射并御乘馬へ出、例時出勤、九半時過退、慈君朝方

辻へ御出被成、夜中家小・長槌帰ル、慈君者御宿し被成也

十四日、己未、晴、夕曇、薄暑、朝炮術へ出、今日九時揃於素読所席書興行有之

二付同処へ出席、御臨坐も被為在、出人三十五人、下方兩人出ル也、甚吉郎・乙次

郎来ル、堀尾幾之進・森平之進も席書濟候謝二来也

十五日、庚申、雨、朝射場江出、例時出勤、夕八時前退、慈君今晚御帰被成候筈

之處、雨天二付御帰リ不被成、長槌義此間方少々咳有之、夜前者終宵咳、今夕者些

気八ヶ間敷、暮過腹痛之様子二而敵敷啼、且喘氣有之候二付、山中碩庵老江申遣候

処他適之由二而不被来、其内二居合也、夜長武左衛門来話、石井後室長槌為見舞

入来

十六日、辛酉、晴、薄暑、御寄合二付朝五時過出勤、夕八時前退、夕方妙慶院へ

參詣、夫方木野へ見舞、伯母君今以足痛駢々無之由、水谷へも寄、入夜帰、両家二

而酒出ル、今朝山中碩庵老被来、長槌診を乞、少し氣候二中り候而熱少々有之、尤

格別之義二者無之旨被申候由也、辻清人も入来之由

〔十七日〕

一 御役御免
御小姓組並
御引下

松井庫人

右忠召有之二付

〔廿一日早晨〕

醉わへ

御皿

香たけ
油あけ
れむ根
太こん
藁にやく

けん

すめ

御汁

しめ竹
苞豆腐
青こんぶ
めうか小口

御飯

御香物

こくしよう

御糸目

くわあ
銀杏
岩たけ
揚ごんにやく

十七日、壬戌、晴、薄曇、朝岩崎常介入来、四男茂吉手本を書与吳候様被頼也、午時過方弓術河原稽古へ出ル、場所者白島中河原也、今日者出場多く候也、帰り辻へ寄、入夜慈君御同伴申帰ル也、辻二而酒出ル、六丁目様方御敷之竹子五根拜領仕、告于廟、松井庫人今夕七時頭毛御用、御目付役御免、御小姓組並二御引下之由也、右者常々心得振不宜、且先達而不快引籠中窃二致他行様之義有之候由也

十八日、癸亥、晴、朝素読所会読へ出席、相濟出勤、九半時頃退、慈君午前多野・松田へ御出被成、入夜御帰被成、松田二而段々饗有之候由也、夕炮術稽古見物、合二出ル

十九日、甲子、晴、薄曇、朝冷氣、朝御馬へ出ル、夫方御馬養生為見分出ル、尤御用向差問候二付不相濟内二引取、例時出勤、九半時過退、夕弓術へ出、今朝森岡万之進來候由也

廿日、乙丑、雨、寒、朝炮術へ出、北御部屋へ御用向有之、出、慈君昨日近隣へ当春御不快之節之謝二御出被成候由、尤予へ一円御相談も無之、家内向見舞二不預先方へ迄尽御出被成候由、夜前武内後室入来也、左之通被仰出候由也

*殿様御隠居被遊、御家督若殿様江被仰付候様との御願書当月十一日御用番様へ被差出候処、首尾能御受取被成候段申来候、此段何れも承知有之、相組支配方末々迄可被相知候、四月廿日

廿一日、丙寅、晴、朝弓術へ出、例時出勤、夕八時頃退、潤誓廟御祥月二付今早晨祭祀如恒規相濟、休誓廟も如例奉配祀也、左之通御書付今朝大御目付衆御持参之

御平 飛龍頭
竹子
椎茸
ふき
三ツ葉

葉山椒

御菓子

巻せんへい

焼饅頭
吹よせ

以上

夕御茶

加木葉飯

廿五日

芒種節

松平大藏大輔様御在所領分

去月廿五日稀成大地震有之候趣申上有之候由、御在所者越中富山也

由也

当月十二日御願之通殿様御隠居、若殿様江御家督無相違御相統被仰出候段申来候
尤其段永原守之進を以被仰越候筈ニ候得共、先ツ此段相知せ候事

四月廿日

右者十一日御願書被差出、同日直ニ御老中様御連名之御奉書御到来被遊、十二日殿様御名代(松平)近江守様若殿様を御同道御登城被遊候处、御隠居御家督無相違被仰付候段上意之趣於御白書院椽類御老中様方御列座ニ而内藤紀伊守様被仰渡候由、右ニ付殿様を少将様、若殿様を殿様与奉称候様ニとの旨も被仰出候由也、下瀬孫平殿方去ル十九日付ニ而御船手御船作事所詰被仰付候旨為知来也

廿二日、丁卯、晴、薄暑、朝御旗稽古為見合御馬場へ出、其後素読所講釈へ出席、炮術稽古場へも卒与見物ニ出、直ニ出勤、夕八時頃退、此度御慶事ニ付、江戸江御使者被仰出候得者右御使者可被仰付旨佐藤益之丞へ御内意被仰出候也

廿三日、戊辰、晴、薄暑、蔵田庫之進來、和太郎義去ル十八日從江戸無滞致歸着候由也、午後就御用向北御部屋へ出、夕射場へ出、堀尾幾之進弓会也、夜万之進來兼而頼置候長槌幟を調、致持参患む也、右紙者木野方被患也

廿四日、己巳、晴、薄暑、蔵田和太郎入来、例時出勤、夕八時頃退、退出後下瀬孫平殿へ転役之歡、蔵田へ江戸帰着之悦ニ行、蔵田ニ而者酒出ル
廿五日、庚午、晴、薄暑、朝就吉辰長槌幟を建る、田中実五郎来、手伝くれる也、

森岡万之進・辻清人入来、祝酒を饗入、栄作・実五郎も同断、弓術稽古ニ出、例

廿七日

入梅

同日早晨御献立何も廿一日之通故略之、尤御すわへ之具之内、大根を(初め)生瓜瓜ニ致候也

同日夕

御茶

豇豆飯

廿八日

一 御小姓組並
御雇
式人扶持

仙太郎倅

*森光太郎

右馬術心懸厚出精二付右之通被仰出候間、弥以相励、追々御用立候様可仕旨被仰出、
但唯今迄之稽古料者上ル

時出勤、夕八時前退、夜御用向ニ而召、御奥江出ル、其後雅登、善大夫・五兵衛を会、宅ニ而御用談及深更也、今日芒種也

廿六日、辛未、曇、蒸気あり、朝御馬(虫撰)「虫撰」炮術へ出ル

廿七日、壬申、雨終日不歇、入梅、信楽廟御祥月二付早晨祭祀、如恒規常称廟も奉配祀候也、早朝西向寺へ参詣、素読所会読出席、相濟出勤、夕八時過退

廿八日、癸酉、曇、冷氣、朝炮術へ出、例時出勤、夕八時過退、今日御用召彼是有之、御多門内之分歎使遣入、夜長武左衛門吹調ニ来

廿九日、甲戌、晴又曇、朝弓術稽古ニ出ル、森仙太郎昨日之吹調ニ来、旦那様今日方己斐村石風呂江御入治被遊、雅登当年も御相伴願入治有之也

(以下、四月廿八日頭書続き)

一 御目付役
御役料並之通 山田多喜登

右槍術稽古之義ニ付被仰

付置候趣者候得共、自今勤

事も励敷候ニ付御宥免被下

但稽古料者上ル

一 上同人

一 岩崎常介

右自今勤仕之余暇槍術御場所へ罷出、武内純介門人端手厚ニ可申談候、就而者へ稽古筋厚心を付候様被仰付、依之毎歳金子貳百疋被下之

被下之

一 菅馬之進

右御庭方御用向之義引受

相勤候事

一 御山方兼帯

星野武平次

一 銀吉杖

武左衛門倅

長弥三郎

毎歳被下之

右字事心懸厚、筆道毛致

出精候趣二付右之通被下

置

一 御用部屋詰

日參

檜垣他人吉

一 鼻紙代

銀三枚二被成下

但卯年御借五步方御宥

岩崎良之進

右槍術心掛厚出精二付右

之通被成下、勤仕之余暇

弥以相励候様被仰出

一 御山方御免

御露地奉行兼帯

長束吉之進

一 御目付中

右御庭・御馬場等兩部屋

之者掃除受之御場所者自

今引受差配可有之候事

(以上、四月廿八日頭書)

五月 大

朔日、乙亥、晴或曇、今朝方粽を製、石井後室を頼手伝被呉也、例時出勤、夕八時

退、夕出掛山田多喜登・森仙太郎・岩崎常介・長武左衛門へ此間之歡二行也、夜雨

二日、丙子、晴、薄曇、朝炮術稽古へ出ル、夜辻妹来宿、今朝岩崎良之進昨日參候

謝二来、波多野清太郎今朝来、長槌初職を祝候而、同方目出度建候草蒲数槍を恵也

三日、丁丑、晴、薄曇、朝弓術へ出、素読所講釈へ出、例時出勤、夕八時退、辻

妹從夜前方来、宿、長槌当年初職、此節者別而無事二而丈夫二毛相成候二付、旁今

夕左之通職見二噂いたし、酒肴を饗し、祝意を表す

五日、江戸江御使者与し
て可被遣旨被仰出

御出頭

佐藤益之丞

右来儿十日致出立候之様
被仰付候也、御雇供左之

通

足輕

田中美五郎

*小畑孝次

御雇小人

久蔵

全体小人者兩人御貸之筈
之処、吾人者自分者召連
候趣二而御断申出、右之
通之由也

水谷又左衛門殿 同 八十郎 木野家内不残 森岡家内不残

辻家内不残 岩崎夫婦 同 茂吉

右之内木野家内不残不快二而不見、岩崎室右同断、辻清人当番二付不来、坪内久米
之助方当六月廿三日本諦院廿五回忌之処、来儿七日江取越法事執行いたし候由二而
六日夕参候様案内申来、六丁目様方又吉様御初職二付御粽九本頂戴被仰付也

四日、戊寅、晴、夜曇、蒸、御持頭永原守之進殿此度御隠居・御家督被為濟候二付
為上使從江戸帰着、今朝此御方様江御意御達与して御入来二付早朝方出勤、夕八時
退、左之廉々被仰出候也

*一 去月十八日殿様御名安芸守様、少将様御名備後守様与御改被遊候、尤其儘少将
様与御官名を奉唱候との事

一 此後少将様江於途中御行逢申上候時分隠れ居ル二不及、未々之者迄平伏罷在候
而不苦候との事

夕六丁目御館へ為伺御機嫌罷出、明晩御裏方御乗船、御手洗辺迄御出、尤様子二寄
伊予道後辺迄も御出被遊候思召之由也、森岡へ寄、万之進も御供二而罷越候由也、
夜中長武左衛門来話、今朝辻妹帰儿、午前清人来、昨日之残酒を饗候由

五日、己卯、曇、夜雨、時服正可也、朝五時頃為御祝詞罷出、四時前退、夕堀尾
眼石・岩崎常介困棊二来、祝酒を饗、折柄善大夫も申遣被来、小倉甚右衛門・石井
寿兵衛・矢野源内も申遣候处、兩人者断、寿兵衛計入夜来、桑原吉郎二・波多野權
祐・石井後室・岩崎およしも来、共々祝酒を饗、万之進今朝祝詞来、酒飯を饗

〔六日、今般御隠居・御家督濟之御歡、今日惣出仕二而御帖附、回勤も有之候之由也〕

〔七日夜家小・長槌木野へ見舞行、八日夜帰ル〕

〔八日夜、渡辺氏石州方帰着有之候之由也〕

六日、庚辰、雨、〔例時出勤、夕八時頃退、〕此度御隠居・御家督被為濟候二付、江戸表江御使者御祝義物御差上被成候様御先例之通一昨日被仰出、依之右御使者御出頭佐藤益之丞へ昨日被仰付也、主水様二而者御組頭福山直衛被仰付候由也、〔退出後炮術江出、〕素読詩会二付致出席、右者近頃諸生も追々出精之趣二付、為引立今日方閑暇を以致出席也、〔今夕坪内久米之助江逮夜二被招候得共辞而不行〕

七日、辛巳、晴、向暑、〔常称廟御祥月二付早朝西向寺江參、〕坪内法事二付、從西向寺歸掛妙慶院へ卒与參ル、夫方帰り坪内へも挨拶二寄、当八月七日故平之丞十三回忌も一緒二取越法事有之候由、且同方去月六日御向屋敷内御長屋へ引移候由也、御門下隣之御多門也、〔素読所会読へ出席、夫方出勤、夕八時過退、〕夕弓術へ出ル、〔佐藤益之丞暇乞二来候由〕

八日、壬午、晴、向暑、〔朝佐藤益之丞へ明後日出立之暇乞二行、辻・藤川・松本・菅・桂等へ竹子到来、幟祝二預候謝等二寄、岩崎・小倉江も同断、〕夕炮術へ出九日、癸未、雨午後罷、〔朝弓術へ出、例時出勤、夕八時退、今日者堀尾善大夫煩二付、予御用向引受也、右二付今朝御登城之節二も卒与出ル也、〕御家督・御隠居之御礼首尾能被為濟候御歡今日御帳付候由、旦那様御登城被遊也、〔石風呂御入浴今日御揚り、風呂愈御相心被遊候由、奉恐悦也、〕佐藤喜代見父二随明朝江戸へ出立致候由、暇乞二来也、〔長槌昨朝以来頬頸江掛腫、格別痛候様子二も無之候得共何分腫物二共可相成歟之様二見ゆる、幸木野二而阪本玄英来候二付見せ候処、散らし候粉薬を患可申歟与申候由二付、夜前方其薬を乞貼る、今日者腫者減候様二候得共、凝者同様也〕

〔十日〕

御宇衛様牛田御山屋敷へ
御出被遊、御供雅登被罷
越

十日、甲申、晴、向暑、〔例時出勤、夕八時前退、〔佐藤益之丞今朝江戸出立、切棒
籠籠二而具足箱を毛為持、其外供回り殊之外立派二致出立候由也、主水様御使者福
山直衛毛同様、是者中柄傘を毛為持候由也、〔夕射場へ出

十一日、乙酉、晴、向暑、〔辻清人弓会宅二而引受候二付朝同方へ參、午後歸、參掛
御館江為窺御機嫌罷出

〔十一日〕

夏至

十二日、丙戌、晴、蒸、〔例時出勤、夕八時頃退、〔今日夏至也、〔夕阪本玄英來診、
酒を出入、〔長武左衛門先日歡之謝入來、森仙太郎同断、〔少将様当秋者御帰国被遊、
三之御丸御住居二相成候由二而、同所以前御解取二相成候御場所元之通御建戻し二
相成、先達而方御普請始り候由、此節日々材木之持込、地築等之声喧し、余程御大
造之事之由也、〔夜雨降、風吹

十三日、丁亥、雨、〔朝弓術へ出、〔素読所講釈へ出席、例時出勤、夕八時前退、〔堀
尾善大夫今日方快出也、〔吉本恒之丞入來、松本良伯同断

十四日、戊子、曇、午前雨、後晴、又曇、〔早朝方江波江菴丁炮術稽古二出ル、去ル丑
年窃二製置候紙張筒並二東城二而出来之分共打様し致入、愚考通り程能參ル也、日
入頃帰、今日毛雅登同伴、舟二而行也

十五日、己丑、雨、暑し、〔朝射場江出、〔例時出勤、夕八時前退、今日者右近様御
用人見習香川多仲為御機嫌伺始而罷出候二付謁入、〔今夕全八時揃弓術御相手御覽
二付罷出、罷出候面々廿二人也、十本通り御覽二而予四本中也、〔周防様今夕從浦辺
御機嫌克被為入候由、万之進〔虫損〕御供二而無滞帰候由也

十九日

* 真野謚五郎

岡島勝馬義先年御改易被仰付候得共、先祖累代重干御役を毛相勤候旧家之義、各別之思召を以岡島家名御建可被下候間、相応之人物相撰可被申出候

岡島十内

右家名御建被下候迄者毎月米三斗被下

十六日、庚寅、曇、涼、朝妙慶院へ参、岩崎常介昨日留守中來り、四男重吉義主水様御台所奉行安井平治方養子二達而所望いたし候二付、任其意及内約度旨相談有之候由、今朝挨拶旁二行、何之存旨も無之段申置也、夕弓術へ出、波多野清太郎來、同方去ル九日安産、女子致出生候由也、夕阪本玄英來診、長槌義何も宜敷趣申、腫処も追々起張いたす也

十七日、辛卯、晴、向暑、朝弓術並二御乘馬江出ル、朝森岡万之進來、此度者伊予道後方三島辺迄御出被為在候由也

十八日、壬辰、晴、向暑、朝炮術へ出、今朝者中り宜敷、四寸角十五皆中、星九ツ也、素読所会読へ出席、今日者御臨坐御透聞被為在也、相濟出勤、夕八時前退、夕弓術へ出、岡島十内義先年同姓勝馬致出奔候二付家名及断絶、依之東城江罷越相謹罷在候様被仰付置候処、此度公島住居被仰付、一昨日当所へ到着、武内純介方二罷在候之由也

十九日、癸巳、雨終日不歇、朝弓術へ出、例時出勤、夕八時前退、岡島十内義格別を以家名御建可被下候間、相応之人物相撰申出候様、今日被仰出也

廿日、甲午、雨終日不霽、涼、朝炮術へ出、夕坂本玄英來診、長槌腫物へ口を明吳ル、濃血余程出ル也、長武左衛門來、今夕同方へ堀尾眠石囲幕二被参筈二付、予へも來吳候様二与申來候得共辞而不行、丹羽庄蔵方同人妻夜前安産、女子出生之由為知來、歎・見舞旁使遣又

廿一日、乙未、雨終日不霽、蕭々、朝弓術稽古二出、例時出勤、夕八時頃退、薄

〔廿二日〕

半夏生

暮頃出水、壹丈貳尺ニ至候趣ニ付出勤、速ニ引落不至備防、無程退出

〔廿二日、丙申、雨、午後將霽而又降、早朝御用向ニ而北御部屋江出、西向寺江參、

素読講釈へ出、例時出勤、夕八時頃退、夕出掛北御部屋江出、七時前退、其後渡辺氏へ行、皆御用向也

〔廿三日、曉丑下刻、出衛様御妾腹之御女子御誕生

廿三日、丁酉、雨、時々有間歇、今曉北御部屋女中しつ安産、御女子御誕生被成候由ニ付、極早朝為窺出ル、何モ御滞不被為在候由也、当年者出衛様御厄年ニ付窃ニ御捨被成、石井寿兵衛御拾ひ申上候由也、朝之内右同所へ出衛様召候而罷出、射場へ出、今朝渡部辺廉之助弓会之所、雨天ニ付罷候由、午後渡辺氏へ行、有内談事、

夕丹羽へ安産之悦ニ行、夫方木野・水谷へ節句前之謝ニ行、両家ニ而酒出ル、入夜帰、御嘉例之通御屋祈祷御供物頂戴仕也

〔廿四日、戊戌、雨終日不罷、朝例時出勤、夕八時前退、今夕全八時揃、炮術御相手御覽ニ付罷出、人数予共二十二人、予五玉ニ而四ツ中、無星、其外モ天气合故歎中不宜、万之進來、有頭痛、夜早臥、今朝北御部屋へ出ル

〔廿五日、己亥、雨歇、十九日方六日振、始而天日を見也、朝弓術稽古ニ出、例時出勤、九半時頃退、御鎮社御鎮守社へ拝詣、北御部屋御名付ニ付、退出掛三人共恐悦ニ出ル平服也、夕又射場へ出

〔廿五日、同御名付

御捨殿

〔廿六日、庚子、晴或曇、蒸氣強、朝御乘馬へ出ル、朝渡部廉之助弓会ニ付出、午後御覽祝京の有之、又出、夏岳君御祥月、妙慶院江兵藏代參申付、山中碩庵老來儀、長槌見合被與、何モ宜敷、尤腫物之跡者毒残居候間、程ニ寄再発可致モ難量与

被申候由、長槌誕生日二付、木野・辻・森岡・石井江赤小豆飯鱈を添贈、夕石井後室を招、酒を饗入、万之進も射場へ出候二付来ル

廿七日、辛丑、晴、向暑強、朝素読所講読江出席、相濟出勤、夕八時頃退、西向寺江兵藏代參遣入、長束茂兵衛娘此間安産、女子出生之由二付歎使遣入、北御部屋へ窺二出ル、於捨殿愈御滞も不被成御坐候由也、夕射場へ出

廿八日、壬寅、晴、向暑強、朝御乘馬へ出、丹羽庄藏安産悦之謝二来、例時出勤、夕八時頃退、夕香取流槍術見物二出ル、尤兼而下地武内純介へ噂いたし置三人共申合出ル、純介門弟も大概揃而出ル、久振二一覽、何れも大二達者二相成驚入、何分結構之事也、人数凡三十人許也

廿九日、癸卯、晴或曇、向暑強、蒸気甚、朝弓術稽古二出

卅日、甲辰、晴、向暑甚、例時出勤、九半時頃退、北御部於捨殿御七夜昨日之処、今日御祝二付、退出掛平服二而恐悦二罷出ル、今日蚊帳仕立候二付、石井後室を頼、朝方来被呉也、北御部屋方今日御内祝之御赤飯一重箱、蛤を添御内々拝領仕ル也、静方文二而来、御請返書二申出ル、朝辻清人お竹を連来ル、夕桑原吉郎一節句之謝二来

六月 小

朔日、乙巳、晴、向暑強、朝御乘馬并二弓術へ出、例時出勤、九半時頃退、北御部屋へ昨日之御請二卒与出ル

二日、丙午、晴、向暑甚、朝炮術稽古二出、夕為窺御機嫌罷出、香取流槍御相手御覽二付御馬場へ出、日之入頃相濟

三日、丁未、曇又晴、向暑強、朝弓術へ出、素読所講釈へ出席、夫方出勤、九時三歩頃退、退出後江波鷓崎へ炮術遠丁二出ル、百目玉拾丁、三拾目玉拾丁を放、三拾幻玉者抱也、堀尾善大夫同伴、船二而參、暮過帰ル

四日、戊申、晴、向暑強、朝有些涼、朝御乘馬并炮術へ出、例時出勤、九時過退、慈君妙慶院へ御參詣、夫方辻へ御出、御宿被成

五日、己酉、晴、向暑強、夜中有微涼、朝弓術へ出、御館江為窺御機嫌罷出、夕又御用向二付出仕、慈君夜中辻方御戻り被成、今日俗二随新蚊帳釣初之祝を致、石井後室を呼、酒を饗入、於東城片岡貢義去ル三日鑄物師屋矩一郎を手討二致候由、右之矩一郎義是迄度々失礼致候処、同日猶又貢方へ来、段々不埒之過言等二及候二付、不得止致手討候之由也、尤内実之様子者未聞

六日、庚戌、快晴、向暑強、例時出勤、九半時頃退、夕素読所詩会へ出席

七日、辛亥、快晴、夜来有涼颼、素読所会読へ出席、相濟出勤、九半時過退、早朝弓場へ出、佐藤大禅院殿三周忌相当二付興禅寺へ兵藏代參二遣入、西向寺へ七為參也、夕六丁目御館へ為窺御機嫌罷出、森岡へ寄、同方二而酒出ル、御館二而御酒

頂戴被仰付也、極夕歸

八日、壬子、雨、涼、夕歇霽、朝炮術へ出、午後為窺御機嫌出ル、来ル十一日芳雲院様式百回御忌於正清院御法事有之ニ付、諸事穩便ニ仕、火元念入候様例之通御触書此間出ル、右者天心院様之御前様也

九日、癸丑、曇後雨、蒸、藤川伯母氏昨日安産、男子出生之由、知世者不来、例時出勤、九半時過退、藤川へ歎・見舞旁使遣入、家小夜来熱氣有之、頭痛強困候ニ付、夜松本良伯申遣診を乞、全暑邪之事与申、薬を投、脚湯を致し発汗ニ成、快方也

十日
土用入

十日、甲寅、雨終霖々、時々暴降、朝雷一声、今晝土用入也、今日方御役所早出勤ニ付五時過出、九晝前退、今朝良伯来診、家小大二快旨申候由也

藤川小児名左之通被命
候由

徳吉*

十一日、乙卯、晴、暑舒、朝星野幸次郎弓会ニ付出席、午時為窺御機嫌罷出、長槌昨朝以来時々腹瀉、吐乳も折々有之、氣重ニ付山中碩庵老申遣乞診、全母之熱乳方之事ニも可有之候得共、少々不和ニも有之由被申、薬を被投、今朝より後者乳も不吐、氣輕ニ成也、家小も今日者快起又

十二日、丙辰、曇後晴、暑、朝五時過出勤、九時前退、夕弓術へ出、去ル四日午刻京師諏訪町方出火、折節西北風強、大火ニ相成、町数余程焼失、夜戌刻及鎮火、東本願寺々内御堂不残焼失之由也

十三日

大暑節

十三日、丁巳、曇、巳刻頃方雨、夕歇、暑緩、尤有蒸氣、朝素読所講釈へ出席、夫方出勤、九時頃退、山中碩庵老来診、長槌最早為指事者無之旨被申候由、松本良

十五日、岡島平之進へ
名字・花押を与ふ

弼亮

正卿



書曰、弼亮四世、正色率
下

同日米価、加茂米石二付
百三十匁之由也、高価也

伯来診、家小弥快、致退棄也、湯川新太郎来、右近様江戸表御用向被為濟、御道
中無御滞夜前西条四日市御泊二而、今夕御帰館被成候由、夕弓術へ出、慈君夜辻
へ御出、御宿被成、於梅懐胎、来儿十五日致着帯候筈之由、紅染岩田帯一筋祝し贈
る也、岡島家名御建可被下旨二付、森仙太郎二男平之進を養子二致候由、今日願之
通被仰出也、今日大暑節也

十四日、戊午、曇時々微雨、後晴、暑緩、朝為窺御機嫌罷出、炮術稽古二出、右
近様昨日從江戸御帰館二付、夕方御歡与して罷出、堀尾善大夫伴入、久野秀太郎へ
も御供二而帰候歡二行也、夕弓術へ出

十五日、己未、晴、暑、夜涼、朝弓術へ出、例時早出、九時前退、山中仙庵老・久
保田平司殿御館入初而被罷出候二付謁入、夜長武左衛門来話、今日附足輕夏御貸
米切手渡

十六日、庚申、晴、朝涼後暑、夜又有清涼、極早朝妙慶院へ參、西向寺江七貞善祥
月二付卒与參儿、五時過出勤、九時過退、竹腰恰殿・大藤孝之進殿・久保田平司
殿来儀之由、平司殿者昨日之挨拶也、恰殿・孝之進殿者暑氣問安、尤孝之進殿者此
間御馬具拝借之御挨拶を被申也、夕右近様之御目付松本与兵衛来候二付御館へ出、
御返答二出儿

十七日、辛酉、晴、朝涼後暑、朝右近様へ御預り之御用之御箱御持參被遊候二付致
出勤、平野藤吉郎入来、午飯を出、暫話入、午後堀尾江田某二被招行、夕酒出儿
岩崎常介も行、夜長榎度々乳を吐候二付、山中江申遣、碩庵老早速来儀見合被與、

十八日

御小姓組
御切米七石
式人扶持

岡島平之進

右格別を以家名御建被下

十九日、今日右近様從江戸御蒙り戻被成候御家中江之御意、於御城御旗奉行以上へ被仰達候之由、依之旦那様ニモ御登城被遊也

廿一日、星野武平次妻安産、男子出生いたし候由、歡使遣入

全先日之不化いまた暁与不治故之事ニ而、何モ為指事ニ者無之旨被申、薬を加減致し被呉、其後瀉ニ成、吐者止

十八日、壬戌、晴、暑、朝素読所会読へ出席、直ニ出勤、九時頃退、去ル十五日六日両日御作事来、座敷之椽を張替る也、夕碩庵老来診、長槌義快方也、今朝神田社へ長槌義不快速ニ平癒之祈念を頼遣又也、^{*} 殿島祭礼当年者殊淋敷候之由也、今日岡島家名被仰付、森仙太郎二男を養子ニ致候也、右吹聴として十内人来之由也、使を以歡申遣入

十九日、癸亥、晴、暑氣加厳、早朝例時出勤、九時過退、長槌義弥快方也、辻清人入来、夕方木野方末女お竹昨夕以来病氣之処養生不相叶、今朝病死之由為知来ル、早速悔・見舞使遣入、全急驚風之由也、夕弓術へ出

廿日、甲子、曇、暑烈、夕雨、夜有風、朝御両家へ暑氣御機嫌伺罷出、右近様ニ而者御用人両家江も行、夫方丹羽庄司・坪内久米之助・水谷江暑氣見舞二行、木野へ悔二行、吉田清太郎を訪、夫方帰宅、直ニ御館へ出、今日者右近様御歸着二付何角之御挨拶として御出被成候二付、御玄關へ御送迎罷出、夕八時前退、予出勤迄者堀尾善大夫を頼、出被呉也、夕一甫流稽古前御覽二付御馬場へ出ル

廿一日、乙丑、晴、朝涼、午後熱、例時出勤、夕午鼓前退、夕蔵田・山中・吉本・藤川・佐藤・永井・辻等へ暑氣問安并挨拶・歡・見舞事等兼行、辻ニ而酒出ル、廿二日、丙寅、晴、朝涼、午後有力、早朝西向寺へ參、帰途久野八十介へ江戸歸着之歡二行、冲和多理を訪、素読所講釈へ出席、直ニ出勤、午鼓後退、夕炮術へ出

右近様此度御在府中上野宮様へ御勤与して御越被成、其節青龍院兼而御立宿之筈二而、前日御供頭木野内瀬兵衛下地見合二罷越候処、風与致たる間違二而塔（頭カ）中外寺へ御案内申上候而御通り被成、院主被出御逢被成候処、甚御手持無沙汰之事二被為在、厚御挨拶被成、御立坐被成、院主も程々御取合御送り等も被申候へ共、何分寺中軽キ者共口々に聞苦敷悪口等いたし、誠二御赤面之事二被為在候由、畢竟其日同寺二者何野右京殿与歎御參詣有之筈二而、附人之者も出居候処、右京殿与右近様を取違御案内申候方事起候

廿三日、丁卯、雨、蒸、朝高木来助弓会二付出席、午鼓頃為窺御機嫌罷出、其後渡辺氏へ御用談有之、行

廿四日、戊辰、曇、蒸、早朝出勤、九時過退、明日木野初七日二付、今夕本逕寺へ兵衛を為參也、夕坪内久米之助暑氣問安人来、昨朝星野正大夫へ孫児出生之怡二行也

廿五日、己巳、晴、暑威厳酷、早朝御乘馬へ出、夫方出勤、午鼓後退、暑氣問安客来彼是有之、夜蒸

廿六日、庚午、晴、暑威厳酷、朝炮術稽古二出、午前為窺御機嫌罷出、夜雨、蒸氣強

廿七日、辛未、晴、暑威厳也、朝素読所会読へ出席、相濟出勤、午鼓後退、早朝弓術稽古二も出、西向寺江者兵衛為參也、今日阿蘭陀人兩人当町通行、長崎へ下り候由也

廿八日、壬申、雨、暑威減、朝御乘馬へ出、例之如出勤、九時前退、渡辺雅登腹痛之由二而出勤無之、見舞使遣入、岡本主馬殿・沖和多理其外暑氣見舞有之候由廿九日、癸酉、雨、朝躰於西、立秋、朝弓術稽古二出、巳鼓前堀田恂之助殿御館へ被出、被逢度由二付出而謁入、夕風強吹、及暮鎮、柿屋根等者少々損所も出来候程也

之由也、尤至而御秘二相

成居候由也

廿九日

立秋節

七月 小

朔日、甲戌、曇、涼、早朝出勤、今日方御米銀引受二付出勤中御勘定所へ出ル、九時過退、慈君今朝辻方御戻り被成、お竹付来、夕方帰ル、夕方北御部屋へ御茶事御相手二出ル、今朝長槌山中江遣入、愈宜敷、尤葉者尚服候様被申候由也

二日、乙亥、晴、残暑、御宇衛様今朝全五時御供揃二而禪林寺御參詣、夫方被為人掛主水様江為御内廟御拜御出被遊候二付、為御供罷越、平服、供列若党言人、道具・手回・全羽籠也、主水様二而者御速二御立坐被遊管之処、少々御留被遊、昼御膳付

候由二而、御供方も通り候様二との事二而、八畳敷之御間江通、御用人福山覺右衛門、御出頭中村忠左衛門出会、空腹補握飯・煮染・香物二而被下之、九時過被為人、御奥御次迄罷出、老女八十野迄御機嫌窺退、夕星野幸次郎来、兼而頼置候朱藤弓外竹はしれ直し之積持參くれる也

三日、丙子、朝微雨、午後晴、残暑不強、朝素読所講釈へ出席、夫方出勤、九半時頃退、今朝貴心流劍術稽古前御覽二付為席罷出、夜森岡万之進來、今朝も来、夜又雨

四日、丁丑、朝雨後罷、猶曇、蒸、朝吉本恒之丞来、例時出勤、午後退、夕東城徳了寺来、有合之酒を出入、当春本山方檜椽列座※飛橋方被仰付候由申聞ル、只今迄者代々国袈裟二有之候処、此度始而列座二相成候由、尤一代寺役二而、永代役二者無之候由也、長喜大夫人来之由也、夜地震

五日、戊寅、曇後晴、涼、朝野原八右衛門弓会二付射場へ出、周防様今日川下へ

御出、鵜網被仰付候之由二而、御獵之撥尾魚七尾拝領被仰付也、今日者殊之外御獲多、八百三匹御手二入候由也、極夕万之進來、夜涼

六日、己卯、曇、涼甚、早朝例時出勤、九時過退

七日、庚辰、雨、涼甚、朝六半時麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、夫方御方々様江之御祝詞等も例之通申上ル、巳鼓前退、西向寺江兵藏代參遣又、午後堀尾眠石翁囲碁二入来、夕酒を出入、岩崎常介も遅来也、五ヶ年之間敵敷御省略之義兼而被仰出候通御代替二而も其儘相更義者無之候間、諸向二於ても無氣弛御候約筋厚可申談、銘々之処も質素倏約相守、文武之道出精、武備之義常々厚心掛候様二との趣被仰出有之也、暗記故大意を記入

八日、辛巳、晴、涼甚、全中秋後之候二似たり、朝岡本主馬殿江暑氣無沙汰之挨拶二行、夫方波多野權祐江安産歎、端午之挨拶、桑原吉郎二へも見舞、平野藤吉郎へも挨拶二付、松田健蔵を毛訪、午前帰、桑原二而被留、酒飯出ル

九日、壬午、快晴、涼、朝御乘馬へ出、例時出、九時頃退、未鼓前石井寿兵衛方於捨殿今朝以來御不快之由申来、早速伺二出ル、然ル処誠二御急変二而、最早御事切之御様子、甚以奉驚候御次第、絶言語奉恐入候也、御医師金子元達今朝御伺二出、其儘罷在候由二候得共、右様御急変可被為在與不奉存、先程以來俄然御脈絶二被為至、御病症も何とも考も無之由也、左之通席達を被仰出也

自今弓術・炮術稽古有之輩者左之通御仕向可被下旨被仰出候間、被得其意、御定通り無違乱無之様品物受取、不怠出精稽古可被致候

九日、亥鼓後二三步頃火玉北方二現す、明如昼、予者隔障子不能見、星之抜候歟与申者も有之也

弓術之分

一 矢数千本二付 並弦三指宛

右之外千射以上大矢数致候節者矢取御仕向之事

炮術之分

一 三刃玉内外小筒稽古之分言ヶ年二付

炮薬掛目四百目迄

鉛掛目百三拾目迄

但鉛者最初掛目貳百目御貸被下、其後追々玉数二心鑄減を受取、言ヶ年二而本文之員数御仕向被下候事二候得共、割合者炮薬百目二付鉛三拾式刃五分宛之積を以御仕向二相成候事

一 六刃玉以上異風稽古之分

炮薬・鉛共小筒之倍增

右之通二相成候間、自今稽古之度二矢数・玉数無相違様帳面江可被相記候事

但帳面者月番御用人宅二預り置之、師役・世話役出席之節者稽古場へ持出相記、

其余者銘々御用人宅へ罷越、玄關二而相記候事

一 右之帳面毎月々初二御武具御内用方二而惣約有之、毎月二月・八月兩度宛御覽

二 出候事

右之趣席々江可被相達置候

七月九日

御目付中

〔十日〕

於捨殿御法誡

秋岳幻錦禪孩女

十日、癸未、晴、残暑、蒸、例時出勤、九時頃退、出勤後御輿江罷出、於捨殿御死去被成候二付老女迄御方々様御機嫌相伺候、退出掛北御部屋へも罷出、石井寿兵衛迄出衛様御機嫌を伺ふ也、夕八時頃於捨殿御遺骸御仕回二付御部屋へ罷出ル、夜六時御病氣建リ二而海蔵寺へ御入寺二付、為御見送御部屋へ罷出、八畳之御間二而御見立申上ル、右等之節々惣而平服也、御出輿後猶又寿兵衛迄出衛様御機嫌を窺、退く、右御出輿後御死去之趣無屹席々江心得之御達例之通有之也、夜半後雨

十一日、甲申、曇、夕時々雨、蒸、朝六丁目御館江為伺御機嫌罷出、帰リ森岡へ寄暑払出ル、秋露^{*}祥月二付西向寺江も卒与參、午後渡辺雅登・堀尾善大夫・大島五兵衛入來、御用向申談、小倉甚右衛門母久々長病之処、此節重々不勝趣二付今朝見舞何分衰弱之由也、夕方病死之趣為知來、悔使遣入、夕方御射場二而伴角馬門人炮術御覽被遊候二付席詰二出ル、右者八木野右衛門倅藤弥炮術引受候を、折柄御射場へ御呼寄二而御覽被遊候也、実者藤弥業前御覽之御主意也、跡二而異風業御所望被為在、拾刃玉・三拾刃玉有之、秘業故一同席詰者引候故予等も不得見、尤見聞誓紙有之候得者席詰も不苦候由也、夜小倉葬式、六丁目隆向寺へ為使者兵威遣入也

十二日、乙酉、曇、暑、有蒸氣、朝例時出勤、九時過退、夕小倉甚右衛門母之喪を吊、夕森岡万之進來、今夕水谷伯母氏方呼二來、參候処八十郎義去月末方不快、熱強殊之外氣遣之所、伯父君も又々此間方御不快、彼是二而別而御氣遣之由、就而者予二御相談有之度義も候故、卒与參くれ候様二与御伝言有之候由申聞ル二付、夜中卒与見舞二參ル、八十郎者全時疫症之由、最初越暮候故熱ねはり別而難義之由、尤

十五日
処暑節

差寄氣遣之趣二者無之也、又左衛門君も少々熱も有之候得共眞之暑邪二而、逆上之方却而強、御口中御痛三御困り被成候由也、八十郎者早速森藤之森江祈禱御頼被成候処、土佐守も不輕容体二申候之由、御祈禱料銀三枚御備之由二而、銀之義二付伯母君方御相談有之、差向処予少々不足を取替、明朝御初穂を仕立可相送筈二御約諾申歸ル也、歸途隆向寺・明信院江參

十三日、丙戌、曇、時々風吹、雨毛降、蒸氣強、午後被為召御館へ出ル、御用所者例年之通今日方廢休也、兵藏を朝之内白島口他之寺へ為參、夕西中通り東辺へ為參、夜又妙慶院・西向寺江為參也、至夜風倍有力、蒸、今朝辻清人入來、酒を出入、川本屋恒右衛門兼而頼置候馬乘脇指修覆調持來ル、右身者昨年御武具御扨二出候を求置候、有合せ之小道具を取合致修覆候也、夜半後風強

十四日、丁巳、暁來風強、不至暴、午鼓頃方鎮、蒸甚、夕方雨降、蒸甚、水谷方使來、又左衛門殿・八十郎先同様二候得共、伯父君者御老体之義故、三宅春齡毛殊外案候二付、明朝後藤松軒二見せ致相談度旨申聞候由二付、明朝來吳候様二与申來、夜西向寺・妙慶院へ參詣、如例寺僧へ一封宛贈之、雨天二付外寺々江者不得參而歸ル

十五日、戊午、雨罷、夕方晴、涼、朝水谷へ見舞、松軒・春齡今朝四時頃來候筈之処、急二極朝參候由二而予者不遇、伯父君者大二御快方、八十郎者先同様、何分難儀之様子也、松軒も差寄何も氣遣之廉も無之候得共、一段先之処を案思候趣二申候由也、木野江毛寄、両家二而酒出ル、堀尾老人右水谷之様子見舞二被來也、夜月

〔十六日夜

月蝕

五分余

十六日

〔六月十二日大雨二而袋井・掛川・日坂・金谷・島田・藤枝辺押水二而流家多有之、道路大損し、死人等も有之、同廿三日・廿四日稀之大雷雨鳴二而足高山崩所出来、奥津・東薩埵峠大崩、大岩転落通行不相成、宇都谷山中崩所多、駿州路川々満水橋々流失、沼津・柏原・大野新田・元吉原・岩淵・川岸・蒲原・倉津・小吉田・府中・手越村・丸子・岡部、右所々洪水二而流家多有之、死人も出来候由也

色殊佳也、〔夜両寺へ点燈兵蔵を為參也、〕今日七月中也、〔夜有地震此者誤記、十六日夜也

十六日、己未、晴、朝涼、午暑、順氣候也、〔早朝妙慶院へ參、岩崎・堀尾へ盆前贈物之謝旁行也、〕水谷へ見舞使遣入、先同篇之由也、〔駿州・遠州路去月十二日、廿三日・四日大雨洪水二而大變之由也、〕御畿内御警衛左之通被蒙仰候由也

大坂御警衛 備前 因州 土佐

京都同 雲州 高松 津 桑名

堺 同 柳川

兵庫同 長州

十七日、庚申、^寅晴、朝涼、午暑、順氣也、〔海蔵寺へ盆中拜參急候二付早朝方拜參、尤堀尾善大夫も同伴、船二而參儿也、九時頃退、〕慈君夜辻へ御出、御宿被成

十八日、辛酉、^卯快晴、朝涼、午暑、〔朝素読所講釈へ出席、〕今日方御武具役所へ出勤、夕七時退、〔地御前橋本屋周五郎来儿、酒を出シ夕方帰候由也、〕水谷へ見舞使遣入、八十郎少者快方二被考候由、又左衛門殿二者余程御快方之由也

十九日、壬戌、^辰快晴、朝涼、午暑、〔例時出勤、九時過退、〕早朝射場へ出

廿日、己亥、^巳晴、朝涼、午前方秋暑烈、〔早朝御乘馬へ出、五半時頃方御武具役所へ出、夕七時退、〕退出後射場へ出出、今日者石井寿兵衛父子・辻清人・堀尾幾之進・星野幸次郎・得井幸槌申合、早朝方大数射致候由、各四百本程ツ、射候由、予も兼約有之候得とも御武具出勤二相成候故極夕出儿也、〔家小・長槌今早朝方木野へ參、

夜中帰ル、夜山田多喜登来話、内談有之也、夜蒸氣甚強

廿一日、甲子^午、曇、風吹、蒸甚、朝弓術稽古へ出ル、從今日御武具休日者御館江も罷不出候得共、御用向有之、巳鼓後卒与御館江出ル、夜水谷江見舞、伯父君も其後先御同様、今以御食餌御進不被成候而醫師も氣遣候趣之由、今夕者御肝募り全御狂氣之姿二有之候由、予參而後者御慥也、八十郎も兎角駢々快方二難移候得共、悪敷方二者無之趣也

廿二日、乙丑^未、晴、秋暑酷烈、汗如漿、蒸氣強、朝御旗稽古見合二出、夫々御武具出勤、夕七時退、夕方佐藤益之丞從江戶歸着之由、江戶者去月廿日二立候之由、道中水損等二而路障多、漸去ル十七日大坂へ出、同処十九日乘船二而今夕歸着之由、田中実五郎も無滞付歸候由二而来候由、今日西向寺參詣不能、兵蔵を為參也、夜山田多喜登を呼、内談之義有之也

廿三日、丙寅^申、曇、夕雨、涼、朝渡辺雅登弓会江出席、夕田中実五郎来、江戶往來之咄を聞、十六日之記頭書二有之東海道筋水損者不怪大變之由、異国船沙汰も逗留中者到而穩之由、出立之日魯西亜船一艘金川江乗込、往還筋間近く見受、其日夕迄二者都合六艘二相成候由、其夜之泊所二而聞候由

廿四日、丁卯^酉、晴、秋暑強、二百十日也、朝佐藤益之丞来、江戶之様子何角承之、御武具役所へ出勤、夕七時退、森岡弟婦小倉へ悔二来候由二而寄候也、上野彦三郎三男此間病死之由、使を以悔申遣又、西向寺へ為代參兵蔵遣又、地尊蔵御祭礼之御供物如例頂戴被仰付也、溝口主膳正様二而御隠居伯耆守様御逝去二付、從昨日

。様

三日之間諸事穩便ニ仕候様、尤仕掛之普請・作事者不及用捨旨御移檄出ル也、今日御年寄衆方御連手紙を以、当月五日夜尾張中納言様御事思召毛被為在候ニ付御隱居被仰出、外山御屋敷へ御居住、急度御慎被成、尾州家御家督之儀者松平摂津守様へ被仰出候旨、御城於御黒書院御下段并伊掃部頭様、溜詰御老中様方御列座ニ而、内藤紀伊守様(虫損)申渡被成候旨ニ而、松平左京大夫様・松平肥後守様(肥前守)・丹羽越前守様尾州様へ御出、被仰渡候段被申上候由也、右之外水戸前黃門様・松平越前守様毛御同様之御咎、并一橋様御閉門、本郷丹後守様御若年寄御免、御若年寄遠藤但馬守様御切腹、石河土佐守様御側衆御免、御用箱御取上、岡探。仙院御咎塾居、紀州公御附家老水野飛驒守殿御咎、屋敷御取上、外ニ御右筆衆吉人自分切腹有之候之由、其前公方様御養君紀伊様御乗込被成候由、畢竟此度之騒動毛右紀伊様御養君ニ被為立候方事起候義与相聞候由、去月下旬ニ者堀田備中守様・松平伊豆守様御老中御免ニ而、帝鑑之間被仰付、太田道醇様・松平和泉守様・間部下総守様御老中御帰役被成、尤道醇様者当時御隱居ニ被為在候ニ付三万俵被下、御再勤被仰付候由也、道醇様者周防様御弟君ニ而御賢明之御方之由、先年御役御歎御退隱毛全御述懐方之事ニ被為在候由、其節之御評判毛至而御宜敷被為在候由、当時者駒込之御下屋敷ニ御隱棲ニ而、先達而佐藤益之丞出府中同所へ被召候而罷、御庭等毛拜見被仰付候所、誠ニ結構成御物好御風流驚目候由、右御下屋敷者三代將軍様方之御拜領之由、其節毛既ニ御隱居なから時々御登城毛被仰付御窮屈之由御咄毛被為在候之由、当年御覽揆之由也、何毛江戸毛ドサクサニ而所詮居不付、殊ニ將軍様毛此節者御病氣ニ被為在、其実者御

。賀

事切レ之趣下説有之由、実ナレハ恐入候事之至極也

廿五日、戌辰^戌、晴又曇、蒸熱、朝神田社へ参詣、夫方佐藤へ江戸帰着之悦二行、辻へ見舞帰ル、竹腰恰殿へも暑被訪候謝二参ル也、夜雨、有電

廿六日、己巳^亥、晴、秋炎如燬、朝炮術へ出、例時出勤、夕七時退、御武具役所也、

秀山^{*}祥月二付妙慶院へ兵藏為参、水谷へも見舞二遣ス、先同様之由、夕木野一馬入来

廿七日、庚午^子、雨、涼、朝弓術へ出、素読所会読江出席、西向寺へ兵藏為参也

廿八日、辛未^丑、晴或者曇、秋暑甚、蒸気強、朝炮術へ出席、例時御武具役所へ出席、夕七時退

廿九日、壬申^寅、曇又晴、秋暑酷烈、朝堀尾眠石翁入来、槍着具之義二付有内談事、

弓術へ出、夜山田多喜登入来

八月 大

朔旦、癸酉^卯、晴、秋暑烈敷候、早朝麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、

其外御方々様へ御祝詞如例申上、四時頃退、辻清人当日祝詞二入来、祝酒、飯出入、

射場へ出、夕渡辺氏へ行、町見術^{*}渾発之義を承ル、紀伊宰相様^(徳川)菊千代様与申上候由

御義去月廿五日公方様御養君被仰出、直二西之御丸へ被為人、尤御当分御本丸二被

成御坐、続而諸侯方御目見も相濟候旨江戸方申来候由御年寄衆方被仰上候由也、右

紀伊様御家督者御分家松平左京大夫様御二男へ被仰付候之由承之候也

〔二日〕

白露節

〔主水様二而、伴角馬倅左一義昨四日夕思召有之、蟄居被仰付、角馬義者差扣被仰付候由也〕

〔七日、左之面々も恐入申出有之〕

渡辺雅登

長束茂兵衛

三宅内外

小畑来三郎

右来三郎者叱、其外者不及其義旨翌八日被仰出候也

二日、甲戌辰曇、蒸熱甚酷、朝巳鼓前方江波鷄崎へ遠丁稽古二出、善大夫同船二而參ル、入夜帰、百目玉十七町并拾五勾五丁桁打、神機車放等致稽古也

三日、乙亥巳晴、秋熱厳、朝素読所講釈へ出、相濟出勤、九半時過退、夜慈君從

辻御歸り被成、去月廿三日四日頃薩州早追当所通、江戸九日打切之大急、畢竟薩州

沖二異国船大造相見候二付注進与申事之由、同廿七日二者又々御家老通行、急干之

道中与申事二而先触有之、馬借二而人夫五十人仕構罷在候処急二止ミ、当所通行者

無之候へ共、右者玖波方大坂迄急二船二相成候由、此御家老通行者先注進之異国船

与戦争二相成、大勝利を得、大将分兩人生捕、網乗物二而江戸へ連登候との事之由、

未虚実者不分明候得共愉快之話与申事承之也

四日、丙子午快晴、朝涼、午暑、例時出勤、九時過退、当月者又々予御米銀引受也、

夕方御武具役所へも出ル

五日、丁丑未曇、秋熱甚、朝六丁目御館へ為窺御機嫌罷出、森岡へ見舞、水谷(出損)見

舞、八十郎者大二快方也、伯父君者兎角駢々不被成御様子也、達而御留被成候二付夜

中迄見合歸ル、療治も今日迄者三宅春齡之处、今晚方富樫周庵へ御転し被成、度々

酒飯も出ル也

六日、戊寅申曇、蒸氣強、例時出勤、九半時頃退、夕炮術へ出ル、種ヶ島を稽古

いたす也

七日、己卯酉晴、秋熱厳酷、今度御普請之十一端御船中見分二付、早朝雅登同様御船

屋敷へ參、夫方神崎御普請場所へ參ル、右場所者上田様御場所を此度御借用二而御

普請有之也、四時過歸、直ニ出勤、夕八時前退、去月廿八日御武具役所出勤中、此節差ニ出居候小畑来三郎御道具類風入之手伝致候折柄、不図御軍配入箱上包之封を引披候由之処、右者御直封ニ而有之候由ニ候得共、漸此節愈御直封と申儀相分、依而御武具奉行方御用達を以申上ニ相成候処散々御機嫌悪敷、予等心得振いかゝ敷被思召候趣ニ付、今夕左之通書付を以恐入申出、右者堀尾善大夫宅江も持參相頼也、渡辺雅登も同断

口上之覺

一去月廿八日私義御武具役所出勤中、兼而御武具蔵へ御預之御重配入之御箱御上包之御封印、小畑来三郎義誤而引披候之由承込置、早速申出等も不仕、且昨六日御武具奉行中方前段之一件申上方相談有之候節も、一応之次第者御用達中通り申上ニ相成可然趣及差図候処、右等之次第心得振如何敷被思召候由御内々被仰聞候趣奉承知、甚以奉恐入候、依而相慎罷在候間、此段可然様被仰達可被下候、以上 八月七日 村上彦右衛門

右御武具役所へ予等出勤いたし候者、先年以来御武器類御手厚ニ御手入等有之ニ付、右等申談之為臨時ニ罷出候義ニ而、御平体之処ニ当候而者予等出勤何角申談候御場所ニ而者無之、況右御箱も御用達通り御武具奉行へ御直ニ御預ニ相成居候義ニ付、素方右一件杯之義者御武具奉行方御用達へ申出、御用達方申上ニ相成、其上ニ而請方恐入等申出候得者、予等申上候者勿論、尤夫も御武具奉行身前之不念等ニ而、当方御用達へ難申上筋合等有之候得者、様子ニ寄予等方申上候義も可有之事与存、其

九日

利巴廟御祥月二付如恒規

晨興・献膳無滞相濟也

御献立

酢和会

油揚豆腐

御皿

香茸
茗荷子

けむ

みそ

御汁 小椎たけ
苞豆たけ

青み

御飯

御香物

葛煮

御坪

山玉ふのいも小口
おろし生か

飛龍頭

牛房

御平

里芋

椎茸

白芋茎

輪柚

〔差図二七及候義、且最初之処二而者御直封与申事耽与難分、御用達中之封印二可有之哉与何れも申值候故、其義不相約内者矢庭二申上二七難至二付彼是及差図置候義も有之候処、右等全重キ御直封を輕々敷存候方之義与被思召、御機嫌悪敷趣二付、右之通恐入申出候也、雅登義も右申上之一段者申值同意、且当月者同人右御役所引受故之義也〕

八日、庚辰戌、曇、秋炎酷烈、午後御家司衆方手紙二而予恐入不及其義旨被仰出候由申来、御請返書差出入、夕八時頃方御武具役所へ出勤、夕七時退、朝森岡万之進來

九日、辛巳亥、曇、午後雨、蒸熱、朝射場へ出、例時出勤、夕八時過退、原要人殿見へ候由、射場出役二付御館江被出、謁入、夕水谷へ見舞、伯父君先御同様也、八十郎追々快方之御心祝之由二而饗二逢、木野一馬も参候也、夜雷鳴、雨大降、山下多太八郎先生去儿六日夜方大霍乱二而、昨夕物故被致候由、此人者豪酒家二而、行状者可論人二候へ共、家芸之射術者至而宜敷、指南方も功者二有之処可惜事也、三十八歳二被成候由也

十日、壬午子、曇後晴、朝蒸、午涼、夜冷、朝炮術稽古二出、例時出勤、九半時退、渡辺宗右衛門殿妹、得井満四郎養母両三日前方腹瀉之処、昨夕以来俄二差重り今曉死去之由、渡辺逗留中二付今曉早朝病氣建り二而得井へ歸候由、是又霍乱症之趣也、退出後御武具役所へ出勤、夕七時退、夕方渡辺へ悔二行也、夜堀尾老室被来十一日、癸未丑、晴、新涼、朝弓術へ出、由良嘉久馬弓会也、森岡万之進來、夕水

御菓子

燒まん頭
棗
蜜柑

以上

谷方使来、伯父君昨日以来少々御快方之由也、夕方冷、丹羽庄司入来

十二日、甲申、晴、涼甚、午後暑、朝例時出勤、夕八時退、夫方御武具役所へ出勤

夕例時退

十三日、乙酉、晴或曇、朝涼、午暑、朝素読所講釈へ出席、夫方出勤、九半時退、

退出後水谷へ見舞、伯父君少々御快方也、兼而御頼之八十郎大小御世話申置、今日

治定二相成、殊外御歎被成也、木野江毛先達而茶到来之謝二行、酒出ル、福山市之

進一昨日病死之由、未同方方知せ者無之、暴瀉二而急二物故之由也、沖合浜内外二

而さより縄、并浜内二而打網取扱候輩有之、漁業之妨二相成候趣相聞、如何敷義二

付自今右等之義不取扱候様二との御移檄出ル也

十四日、丙辰、晴、暑し、午鼓前江波島江遠町稽古二出ル、百目玉拾七町、拾八町

を放、今日者町着殊外宜敷候也、夕日入頃帰宅、今日旦那様二毛島本広右衛門殿方

棒火箭為御見物江波二之御小屋へ御出被遊、主水様二毛御同様御出被成候由、此御

方御筒七百目玉鏝筒之分并同巢八寸張筒之分共参候之由也、出衛様二毛御出被成、

被為入掛主水様御船屋敷へ御出被遊、周防様二毛御跡方御出被遊候由也、此節棕鳥

多来候由也、夜月佳、又曇

十五日、丁巳、雨、涼、川本恒右衛門へ言荷具足箱之變払物頼置候処、此間程能物

持来候二付、昨日弥賣入二決也、価五拾九匁也、朝射場へ出、例時出勤、夕八時

前退、夜無月

十六日、戊午、曇或晴、涼、早朝妙慶院へ参詣、例時出勤、夕八時前退、夫方御

十五日、例年之通家来
宗門改証文御用部屋二而
相調もらい、致印形、同
勤へ差出入也

〔十七日〕

秋分

〔十九日〕 御拝領物

巨那樣へ

白縮緬 二卷

干鯛 十枚

周防様へ

白紗綾 二卷

右御先例者御代様へ縮緬

三卷、干鯛一箱二、御隠

居様へ縮緬二卷之由二候

得共、当度者御取捨有之

候趣也

武具役所へ出勤、夕七時退、朝辻清人入来、おたけ此間方少々痢病氣二候へ共為指事二者無之趣山中碩庵老被申候由也

十七日、己未、朝曇後快晴、涼、朝射場へ出席、慈君朝石并後室同伴、神社回七華表巡詣被成也、周防様今曉水内温泉為御一覽御出被遊候由、万之進御供二而罷越候由也、夜彗星西方二見

十八日、庚申、晴又曇、蒸、朝得井満四郎養母之喪を吊、辻へ見舞、お竹昨日者終

日氣重二而瀉毛頻二有之候之処、夜来者間遠二相成候由、今朝者氣輕二而宜敷方也、

〔例時出勤、夕八時頃退、渡辺四郎右衛門妻昨朝以来吐瀉二而散々難儀之由承候二

付見舞使遣候処、今曉病死之由、全此節流行之腹疫痢様之症之由、此節右様之症世

上大流行二而、六丁目筋并東之方別而流行、人死殊之外多、中二者家内中不残相統

而病死、空家二成候様之家も有之候由、全去ル文政五年午秋方流行之胡呂利与申症

二而、誠之劇病二而薬功を奏候義甚六ヶ敷、良医殆じを投、手を拱居候由、横関庫

次郎母も昨日以来之病氣二而今日病死之由、右二付此節町内都而神送を致、全祭礼

之如太鼓を叩、釣燈を点し、殊外賑敷有之由也、水谷へ見舞使遣入、伯父君御同様

之由也、夕御武具方江出勤、夕七時退、久野八十助江戸帰着飲之謝入来之由

十九日、辛酉、朝暴雨、午後霽、蒸、〔例時出勤、夕八時前退、殿様方御家督之為

御祝義上使を以御拝領物被遊、右御使者御騎馬頭青野保太郎殿參上、其後為御請旦

那樣御登城被遊、周防様二者御痛所之被仰立二而御出頭御使者を以御請被仰上也、

〔中津屋万之助来、今晚廿日市迄番船便二而帰候由二而、慈君御同伴帰度旨申候二

廿日、此節之流行病(22)

付、御出被成也、船本迄兵藏御供ニ參也、夕桑原吉郎ニ此間頂戴物之御受ニ來、折柄万之助一緒ニ酒を出又也、夜中周防様水内より御機嫌好被為入候由也、今夕岡本主馬殿被來、謁又、同方舍弟之次郎殿を大野木衛守殿江養子ニ所望之趣ニ而御相談ニ被罷出也、衛守殿モ此節之流行病之由也、夜中左之通被仰出

公方様御不例之処、去ル八日薨御被遊候、依之普請鳴物停止之旨從公儀被仰出候条、於爰元モ今日方諸事穩便ニ仕、火之元別而念入候様被仰出候、此段可被相触候、已上

廿日、壬戌、晴或曇、冷氣、午後御武具役所へ出、夕時退、辻清人入來、おたけ其後モ菟角駝々不致、氣遣候由也、左之通昨日被仰出也

御領分銀札通用之義ニ付而八前々より相触候通り、正金銀者取扱致間敷善之処、菟角正金銀打交取扱、貸借売買等金唱ニ而取引いたし候者有之趣相聞、甚以心得違之事ニ候、以後者兼々御触示し之趣堅相守、弥以銀札之取引可致候

廿一日、癸亥、晴、例時出勤、夕八時前退、夜辻へお竹見舞ニ行、全痢病ニ而菟角駝々不致、氣重ニ而氣遣候之由なれとモ格別之事共不被考、尤山中碩庵老モ外病用繁多之由ニ而、先達而以來一円不被見舞、漸今日同姓仙庵老被來候之由、甚疎略之趣也

廿二日、甲子、晴、朝西三度腹瀉有之、例時出勤、九半時過退、又御武具役所へ出、腹瀉菟角駝々無之、少々惡寒之氣味モ有之、心持惡敷候故早退、右ニ付今日西向寺不能參詣、兵藏代參申付、今朝辻清人入來、お竹右之様子ニ而者甚氣遣之

義二付、一向松本良伯へ成共転棄いたし可然与申談置也、御武具役所方退出、其儘平臥、発汗を可致与存候へ共思様二快不致発汗、瀉も時々有之、何分此節世上流行症之恐れも有之候故、夜中松本良伯を迎、診を乞、為指義二も有之間敷候へ共、少々熱も有之、何分致用心、発汗いたし候様二与申、薬を恵、其後夜中も数度瀉有之廿三日、乙丑、晴、夜来瀉不止、菟角錠々発汗も無之候故、今朝脚湯を致し程能発汗二相成なれ共快発二も不至、食味も悪敷候故其儘平臥、明日能称廟御祥月二候得共、予右之仕合故、祭祀延引之義家小方謹而御断を申させる也、岩崎常介見舞入来、夕松本良伯来診、何も相变義無之由申也、良伯去候後凡七時過二も可有之歟、何となく肩脊たるく、其内二氣分悪敷、閉之氣味二相成、満身苦汗を発、家小大二驚、早速堀尾へ申遣候由二而老室入来介抱被呉、熊胆等を用一心速二治入、直二良伯を呼戻し候由二而半途方歸り来、何分全此節之流行症之由申、服薬色々加減、直二見合呉儿、近隣方右之様子承及多人数入来、湯暖婆等を以身を温、種々介抱二預儿、其後度々氣分悪敷、閉之氣味時々有之、瀉も益加致難義、終夜不能寝、松本玄順も折柄風与見舞二来、直二見合被呉、森岡万之進も早速申遣候由二而来、泊り呉儿、岩崎およし・石井後室、下方も実五郎・国蔵杯宿し呉候由、家小・万之進杯申値、早速二神田社并森藤之森社へ病氣平愈之御祈祷相頼候由也、其外医師も山中碩庵老・八島周軒老・牛尾玄珠老・中西元楨老・三宅春齡杯迎申遣候由二候へ共、皆々病用差問、又者不快等二而不被来由也

廿四日、丙寅、晴、煩案内紙面同勤へ差出入、夜前以来者氣分悪敷氣味追々軽く

少々快方也、瀉者不止、山中碩庵老・八島周軒老・牛尾玄珠老を迎、午後追々来り
 診し被呉、松本良伯終日詰見合呉ル、何れも全此節流行之胡路利症天行疫癘本名之由、
 甚危急之事二候処夜前を程能凌千候之故、多分此余氣遣候程之義者有之間敷候得共、
 今両三日者決而油断者難相成、致用心候様被申、碩庵老・周軒老葉之加減差凶致し
 被呉候由、今日能称廟御祥月二候へ共、右之仕合故祭祀者家小方謹而御断申上させ
 延引仕ル、西向寺江者石井寿兵衛を頼、參被呉、御奥并御下屋敷方老女文ヲ以不快
 御内々御尋被遊被下也、万之進今日藤之森へ詣呉候由、予右之様子二付、慈君へ
 様子申上、且御迎与して田中実五郎を中津屋へ遣入、廿日市方船二而入夜御帰被成
 中津屋二而も万之助一昨日以来腹瀉強く、全流行症二而危篤之由也、終日見舞客来
 多し、万之進・岩崎室・石井後室、出入之者（森島）佐兵衛・三次杯夜も泊し呉、世話二成也
 廿五日、丁卯、雨、今日者程々快方也、松本良伯方世話やき夜前方流行病二而散々
 難義之由二而今朝迄不来、其段今早朝渡部廉之助を以挨拶申越、且何れ江成共転薬
 之義申越也、先差掛其儘薬所望致又筈二申返入也、慈君少々御熱氣有之、金子元達
 予を見舞二来候故折柄診を乞、薬を投、御平臥也、長槌今日御奥へ出候処、御宇衛
 様方御内々縮緬之袖なし羽織拝領仕候由、老女八十野迄御受申遣入也、夜松本三
 珠来診、今晚も万之進・およし・石井後室、下方彼是泊り呉ル也、石井おまさ者此
 間方暫之間頼、日々日之内来、長槌を見合呉ル也
 廿六日、戊辰、晴、此砌流行病二付御家来中病難を逃候為、去ル廿二日方神田高良
 大明神二於三日之間御祈祷執行有之、右御札一葉、御供物共頂戴被仰付、御慈悲之

御義何れも奉感戴候也、為御初尾銀式枚御備ニ相成候由也、〔昨記之通松本良伯内輪病人耽々無之由ニ而一円得來不呉、予亦いまた油断も難成場合故、乍不本意外へ転薬致し可然与何れも勸候故、任其意今日山中碩庵を迎診を乞、且投薬を乞、被諾薬を被患也、此節御家中内益流行、碩庵老抔昼夜寸暇無之由也、〔今日者余程快方ニ而、此間以來小水も初而少通利有之、瀉之方稍減也、〔今日も見舞舞客多人數有之、木野一馬者昨日來、夕迄見合被呉、〔岩崎およし・石井後室夜中泊被呉、小人三人も泊呉候由也

廿七日、己巳、晴、〔予小水通利只様益、瀉大二減、夜中者両度ニ減スル也、〔万之進今日も藤之森へ参呉候由也、〔西向寺へ兵蔵代参申付、〔夜泊夜前之通

廿八日、庚午、晴、〔碩庵老來儀、玄順來診、金子元達も此間内日々來診しくれる、慈君御快起、予も益快方ニ而瀉者止也、今日方少々粥をも喰ふ也、〔今日者慈君も御快起、予も弥快方、最早安心之場ニ至候由碩庵老被申候故、此間以來格別世話ニ成候堀尾老室・石井後室・岩崎およし・万之進杯を呼、夕方祝意之酒を饗入、下方之者も彼是來ル也

廿九日、辛未、晴、〔水谷又左衛門殿御不快、此間以來少々御勝不被成由ニ而、度々見舞ニ家來遣候へ共、格別御替之御容子ニも無之候処、夜前以來俄ニ御衰弱、今曉夜引明比御物故被成候由、早朝口上ニ而為知來、早速使遣入、〔就右予父方伯父定式半減之忌服受候段、紙面を以同勤へ案内申出ル、〔今朝頬髭を剃也、〔夜九時水谷葬式、〔伝福寺へ兵蔵遣し葬ニ会せしむ、〔夜亥鼓頃慈君御震慄之御気味有、速ニ治

二百

宰相様御名乗

家茂公

同日

寒露節

卅日、壬申、晴、山中碩庵老来診、予余程快方、食事少々ツ、増候而も可然旨被申聞也、慈君今日者御発汗ニ相成、御快方也、金子元達・松本良伯来診、御家司中^方予忌中之処、御構無之ニ付勝手ニ出勤仕候様被仰出候旨紙面ニ而申来ル、御受返書ニ申出ル、就右猶煩案内同勤へ紙面差出又也、今日始而脚を洗也

九月 大

朔日、癸酉、晴、慈君御快方也、予快方、今朝者大便通し有之、心持宜平便ニ而通スル也、金子元達・松本玄順来診、森直十郎昨日致病死候由、岡幸之丞方知せ来ル、辻清人入来、同方於たけも追々快方之由也
二日、甲戌、晴、慈君御快起被成、予も益快方也、宰相様御名乗左之通被為付候ニ付、文字・唱同様之分用捨可有之、俗名も同文字・唱同様之分用捨可有之、尤俗名者唱同様之分者文字改候へ者不苦との旨被仰付也

家茂公

流行病今以不止、此節者御家中専流行、死人多有之候由、右ニ付諸人安全之ため厳島社ニおゐて御祈祷被仰付、御家中一同・町新開・郡中迄先達而之振ニ御札被下候との旨被仰出候由也、渡辺宗右衛門殿忌明返礼、予見舞旁来儀、家小謁、雅登殿も同断入来、夜其以来久振ニ彗星を見、此節者余程高く、大ニ見へ、光芒火焰之如十丈余ニ及

三日、乙亥、晴、夕曇、温、予弥快方也、夕松本良伯来診、弥宜敷趣申、月代剃

可然由申、碩庵老も兼而其通り被申候之故、差合中二者候へ共最早御免も有之、引籠中之義二付月代願之義同勤兩人へ紙面を以申遣シ相頼也、別二口上書二者不及也、
 〔水谷八十郎方手紙二而、来ル五日大空院殿初七日法事二付、明四日夕何れも参候様案内申来、西向寺老室去月廿八日病死之由、隆向寺方知せ并明日法事之非時案内申来、辻清人始見舞客来彼是有之、夜万之進・岩崎およし来、酒を出入、夜雨、夕御家司渡辺宗右衛門殿方紙面二而、予月代刺申度段被相伺候処、勝手次第仕候様被仰出候段申来、御請返書二申出ル也〕
 四日、丙子、曇、暖、慈君弥御快、予も快方也、今朝月代刺試、心持宜候也、松本良伯・金子元達来診、平野藤吉郎此度流行病を免候灸法清岸寺和尚方致相伝候由二付、今日御役所帰を呼、皆々点を乞、足之大指之付根へ灸入、男女二而左右之異有之由、右清岸寺之和尚者当時広島寺中二而徳僧之聞有之由、妙慶院之兄也、右三人折柄一緒二酒を饗入、見舞数人有之、鳴物停止二候へ共、差掛候普請作事者明日方不及用捨候旨被仰出有之也、今朝西向寺へ悔使遣入、尤非時之案内有之候故香料吉封を贈ル、家来を留非時出候由也、山中碩庵老一昨夜以来腹瀉二而被困候由、今朝見舞申遣入、今夕水谷へ案内二得不参候二付、使を以断申遣入
 五日、丁丑、雨、冷、早朝松本玄順人来、星野正大夫昨夕以来吐瀉二而散々難義致候二付、今曉同方へ来候由、全此節之流行病、声唾転筋等も有之、氣遣候由也、度々見舞使遣入、田坂栄之進方同姓織人病氣太切之旨昨日之手紙二而為知来、見舞使遣入、実者昨日流行病二而死去之由也、織人者吉田故藤馬弟、家小従兄也、今朝水谷

法事二付、伝福寺へ兵蔵代参二遣又也、六丁目様方予病氣御尋被遊、御内々美魚一鉢御見舞として拝領仕ル、老女菊尾方奉文二而来、御請返事二申出ル、御懇之程奉感戴候也

六日、戊寅、晴、予日々順快也、尤食料(た脱カ)いま平常二不復故、惣体だるく暑日之如、仍而未蓐を徹二不至也、松本良伯父子・堀尾眠石其外見舞来客有之、星野正大夫夜前以来兎角不勝趣二付度々見舞使遣入、四時過遂二物故之由、行年七十歳、平日至而壮健二有之候処、劇症之趣二而右之通也、中津屋万之助先達而慈君御戻り被成候砌散々之容体之趣二候へ共、其後為何左右も不相聞候二付、小回庄八を様子聞二頼遣、一昨日参りくれ候由之処、其後不相勝、先月廿六日二死候由、可憐事也、全流行病之趣也、夜星野葬式二付専立寺へ使者兵蔵遣入也、波多野権祐見舞二来、酒を饗

七日、己卯、晴、西向寺へ兵蔵代参遣、金子元達来診、慈君弥御快、御退薬被成也、見舞客来少々有之、夜御奥方御庭之栗頂戴被仰付也

八日、庚辰、晴、夕曇、寒し、松本良伯来診、予順快二候へ共、心下兎角不宜、舌苔も今以有之、夫故食餌難進二而可有之、碩庵老へ参序も有之故咄合試可呉与申聞也、辻清人其外見舞客来有之、夜御奥方古江御山之松茸十五本拝領被仰付也

九日、辛巳、晴、寒、重陽二候得共御穩便中二付御城表御祝詞之御帖も無之、御館御祝詞も無之由、尤詰合者例之如上下着也、松本良伯来診、森岡万之進來、同人者夕迄話、酒を出入、予今日者大二快方、食量も少々進也

〔十日、内白鳥之稻荷社
与申者稻荷二者あらず、
*天満宮之由、上之御鎮守
之由也

〔十三日

*隆玄院

格別之思召も有之候間、
相応之人物相撰、養子之
義願出候様被仰出

十日、壬午、曇或者晴、朝大島五兵衛来、岩崎きく事二付内談事有之、中津屋跡へ
悔・見舞兵蔵を遣入、夕桑原吉郎二見舞入来、話入、酒を出入、御船頭野村儀兵
衛一昨日以来流行病二而夜前死候由、世上今以所々流行之由也、此砌佐伯郡串戸広
田明神江参詣候へ者疫病免候由、日々参詣成群集、他邦も追々参詣有之由、又内
白鳥御門之西土居上之稻荷大明神、何れ歟大身衆之枕上三御立、昨日迄三日之間参
詣致候者此度之病難を為免可被賜由神託有之由二而、俄二参詣夥敷有之候由、江
戸・大坂・長崎抔誠二流行、日々死人夥敷事二有之由也

十一日、癸未、晴、風吹、寒、山中碩庵老来診、予大分快候へ共今少胃熱残居候二
付、食餌可成丈用心いたし候様、出勤等も今暫要慎いたし可然旨被申也、岩崎常介
を呼及内談義有之、先夜およし頼之趣二付而之義也、松本玄順入来、其外も見舞客
有之

十二日、甲申、晴又曇、寒、星野武平次方当座法事之由二付、朝専立寺へ代参兵蔵
遣入、久野八十助方去ル八日御褒美拝領、御勘定奉行被仰付候由為知来

十三日、乙酉、晴、冷氣也、予昨夕以来惣体別而快、今朝辱を徹る也、御年寄梶川
讃岐殿昨夕右近様へ被罷出、於江戸殿様去月廿三日方御不例二被為在候趣二而、同
晦日迄之御容体被申上候由、御下痢等も被為在、全流行病二被為在候趣之由也、就
右御並様方被仰合、於巖島社御祈禱被成上、此御方様方者御代参久野幾馬被仰付候
由也、今日隆玄院養子之義被仰出候由也

十四日、丙戌、晴、暖、慈君今朝来度々御腹瀉有之、井沢元秀近処二来居候二付迎

而診を乞、全少々停滞方発候二而、今之処者為指事二も無之候得共、流行病二押移可申も此砌之事故難計与申、薬を患、元秀義者先達而御内命二而能美鳥之医師山野井道沢与申者之方へ參、此度之悪病治法を致相伝歸候也、右山野井道沢者当度之病氣治法至而功者、已二夫か為二郡方へ呼出二相成、此節当所へ出居候由也、（流行之悪病治法之義二付、左之通御移檄出ル也）

此節悪病流行二付、療養筋之義別紙之通從公儀被仰出候所、御書面之趣も有之、こなれ難キ食物用捨之義等、厚き御趣意者一統得斗相心得、別而飲食之義八心を相用、魚類之内二而も性合不宜品者堅く用捨有之、忽緒之義無之候様可被仕候、此段可被相触候、以上 九月十二日

* 從公儀被仰出写

此節流行之暴瀉病八其療治かた種々ある趣二候得共、其中素人心得へき法を示す預しめ是を防くに八、都而身を冷す事なく、腹二八木綿を巻、大酒、大食を慎ミ、其外こなれ難き食物を一切給申間敷候、もし此症催し候八、早々寢床二入りて、飲食を慎み、惣身を温め、左二記す芳香散といふ薬を用ゆへし、是のミにして治するもの少なからず、是又吐瀉甚しく、惣身冷る程に至りしもの八、焼酎壺式合の中に龍腦又者樟腦壺式匂を入れ、あたゝめて木綿の切二ひたし、腹并手足へ静にすり込ミ、芥子泥（かし）を以下腹并手足へ小半時位ツ、度々張るへし

芳香散

上風（かし）
桂子

細末

益智

細末

等分

乾姜

細末

右調合いたし、忝式分ツ、時々用ゆへし

芥子泥 からし粉 等分
(純カ)
温純粉

右あつき醋にて堅くねり、木綿切二のはし張り候事、但、間に合さる時八、あつき湯にて、芥子粉ばかりねり候てもよろし

又法

あつき茶二、其三分一焼酎を和し、砂糖を少し加へ用ゆへし、但、座敷を閉、布、木綿等に焼酎をつけ、頻りに惣身をこするへし

但、手足之先干并腹冷へる所を、温鉄又温石を布へつゝみて、湯をつかひたる如き心持二なる程、こするも又よし

右者此節流行病甚しく、諸人難義致し候二付、其症二拘八らす、早速用ひ候て害なき薬法、諸人為心得無急度相達候事

八月

十五日

御切米高拾石二
被成下、忝人
御加扶持
知行格
御勘定奉行被仰付

矢野源内

右御趣法役所御用向者唯

今迄之通申談有之候様被

仰出

山田多喜登見舞并隆玄院昨日之被仰付吹調之伝言旁二入来、折柄咄二承候得者、中

川太左衛門室夜前流行病二而死去之由、同人も吉田故藤馬姉二而、家小従姉也、未同方方之知せ者無之、一年内二兄弟三人共病死、不幸と云へし

十五日、丁亥、快晴、暖、慈君昨夕以来御腹瀉止、真之一時之事二而、今朝者御快起被成也、予弥以順快二付、食量等者いまた平体二不復、行歩立居不健候へ共、例時方押而出勤いたす、尤当月者予月番受二候得共、其段者雅登へ相頼、其儘勤もる

ふ也、御次・御奥へ罷出、御機嫌相伺、且御奥二而者段々之御受をも老女迄申上ル也、夕八時前退、夕出掛北之御部屋江も罷出御機嫌伺、御尋被遊、頂千候御請石井寿兵衛迄申述ル也、矢野源内今日御勘定奉行被仰付候為吹調入来、此方方も使を以歎申遣又也、長槌義此間以来風邪二而微熱有之候二付、山中薬を乞、服候へ共兎角寢たし被呉候由也、今日碩庵老迎診を乞、出勤中被来、為指事二も無之旨被申、薬加減いたし被呉候由也、夕井沢元秀来診、慈君案内御快由申也、岩崎常介・平野藤吉郎快出之悦二入来、常介者先達而之義二付内談事有之也、辻清人入来、木野・中川之悔・見舞使遣又

十六日、戊子、晴、夕曇、長槌昨夕以来大便通し頻二有之、夜前者終宵快寝不致、今朝も氣重二付、山中碩庵老江申遣、今朝者御寄合二付早々出勤可致処、少々腹痛致候二付、同勤へ相頼見合候而四時過出勤、夕八時前退、夕碩庵老来診、長槌義最早為指事者無之旨被申、午後者氣輕二成也、慈君も今朝者又夕御腹瀉、御熱氣も有之、碩庵老診を乞、薬を被投、何分食物御用心之義を堅被申也、家小極夕方寒寒之気味有之、臥、今日妙慶院へ兵藏代参申付、夜御奥方松茸十五本頂戴仕ル也、夜雨十七日、己丑、晴、暖、家小夜前以来熱強、ふら付之気味も有之、且吐を催候姿二而致難儀、此砌之義何共不案二付、山中碩庵老申遣候処、齒痛二而得不被来二付松本良伯申遣、今晝来診、薬を投、先為指事二も無之、全時気感触、乍併侮候義者難出来旨申、額辺之血を取くれる、尤其前此間御移檄之芳香散を両度も用置候二付今朝者大二快方也、石井後室晧方来、見合被呉也、辻清人・石井寿兵衛・藤川勘吉郎、

十八日

殿様於江戸御不例被為在候二付、此御町新開共惣而組々を分、御^{*}命乞を仕候之由二而、昼夜を不分螺声経声四方二喧也

此御方様・周防様方毛猶又明星院二於て殿様御病氣御快然之御祈祷御頼被成、白銀拾枚宛御備二相成候由、御両家者御忌中二付其義者不被為在歟、未聞其義

同日

霜降節

岩崎子供家小見舞与して入来、森岡万之進見舞入来、殿様御容体当月八日迄之処猶又今日御年寄衆方御連手紙二而被申上候由、其以来御出来、不出来も被為在候得共、何分追々御疲勞御強被為在候之由也、右近様二而遠江様御^{*}奧様於三原去月末方御不快被成御坐候所、追々御差重り、御大切之御容体之旨御知せ有之候由、右二付為御御機嫌右近様御屋敷江罷出候筈二候得、予未暇々無之二付得不罷出、同勤兩人罷出候二付、右之趣御客对之仁迄挨拶之義相頼也、家小午後者大二快方也、丹羽庄司より去ル十六日御出頭上席、御知行所奉行・御勘定奉行兼帯被仰付候由為知来ル、山村靜登方も同日御勘定奉行・御側御用達兼帯被仰付候由為知有之也、夜微雨十八日、庚寅、晴、暖、予追々快方、此間方出勤者致候へ共、何分食量未増、氣力未復、暫時相詰候而も何となく惣体へ響、疲候様相覚、且昨日以来腰脚痛起居六ヶ敷困候二付、猶又今日者煩申出、引籠ル也、慈君・家小共今日者快方也、松本良伯来診、遠江様御^{*}奧様於三原昨十七日辰ノ中刻御死去被成候旨御知せ有之、御宇衛様妹御二付御定式之御忌服御受被遊、依而為御悔御機嫌伺御奧へ罷出候筈なれ共、引籠中二付其義不仕、依之紙面等者別段不差出、同勤方老女迄噂いたし置被呉、相濟也、右二付右近様・主水様江も今日者不罷出候也、長槌義今朝以来又々熱出、氣八ヶ間敷、終日睡眠勝二付山中氏申遣夕方来診、決而外邪之熱二者無之、全母之熱伝染致候方之事二而、氣遣候義二者無之由被申、葉加減被致、夜中者大二快方、致安眠也、碩庵老江酒出又

十九日、辛卯、晴、暖、慈君御快起被成、家小・長槌共今日者大二快方也、極夕

廿二日夕、御祥月二付

御茶

点心

新大豆飯

琉球芋

御くわし

右能称廟へ毛献

廿三日

*殿様御不例被為在候二付、
為窺御機嫌巨那樣御登城
被遊、諸御役人衆二七登
城有之候由

大島五兵衛来、昨夕御年寄梶川讚岐殿被罷出、殿様其後之御容体被申上候由、いか
ゝ之御容子二哉未承知者不致候へ共、何分恐入候義与奉恐察候旨申聞ル、其後巨那
様急ニ御供被仰付、御両家様へ御出被遊、今朝猶又梶川殿御呼寄ニ而被罷出、御心
对被遊候由也、出羽様二も昨日主水様并二此方様へ御用事被為在候趣ニ而御出被成
候由也、家小極夕より猶又悪寒有之、其後発熱ニ相成困ル、夜半後少熱醒る也

廿九日、壬辰、晴、暄、家小今朝者快方也、山中碩庵老被来、金子元達入来、海
藏寺隱居為見舞入来、石井後至今曉被来、終日見合相頼、夜も泊被呉

廿一日、癸巳、晴、暄、夜時雨、松本良伯来診、家小快方、長槌も愈快方、氣輕ニ
成也、石井後至今日も終日、夜も泊被呉、辻清人其外見舞客有之、家小右之通ニ
而乳汁些不足ニ而、長槌時々肝起啼号いたし候二付、今晚方星野武平次妻乳を囉吞
也、慈君弥御快、御退葉被成也

廿二日、甲子、晴、暄、誓巴廟御祥月之处、家小不快ニ而祭祀難行候二付、謹而御
断申上、延引仕ル也、家小・長槌快方也、尤長槌夜中又々有熱、折柄良伯義家小来
診ニ付診を乞候处、邪熱ニ者無之、頸少々熱り有之、夫ニ依而之義ニ可有之旨申、葉
を患、夜半後者熱醒ル也、今朝西向寺へ兵藏為參、石井後至今日も夜迄頼也、諸
稽古事并備押等明廿三日方仕候而不苦旨無屹心得之御達し有之也、堀尾善大夫不
快引籠之由、見舞使遣又

廿三日、乙未、晴、暖、長槌今曉方者熱醒氣輕也、松本良伯来診、家小先快方也
廿四日、丙申、晴、暄、西向寺へ兵藏為參、家小・長槌共快方也、山中碩庵老・

廿四日、御年寄梶川讚岐殿急ニ江戸江被為召、来ル廿七日出立、道中十八日限ニ出府被致候筈之由也、御用人小幡孫兵衛殿モ今日歎出立、出府被致候由也
此小幡氏者後ニ承候処子息之宗七郎殿出立被致候由也

松本良伯来診、夜森岡万之進來、酒出し話入

廿五日、丁酉、晴或曇、暖、家小夜前以來頸しこり疼痛強困る也、渡辺雅登入来、見舞且公談モ有之也、其外見舞客来有之

廿六日、戊戌、晴、朝寒後暄、家小今晝以來者頸痛・頭痛共少々居合、快方也、慈君当春御不快之節藤之森社へ祈禱相頼候処、其以來続而弥御快方二付、其節之神策封之箱土中江埋置候を今日返入、木綿吉幅之幟慈君方御備被成、御初穗式刃備ル也

慈君今日者又々御腹瀉有之、御休被成也、夜微雨

廿七日、己亥、晴、暖、慈君今晝以來御熱有之、頭痛ニ而御困リ被成、良伯幸家小来診ニ付乞診、薬を投、為指義二者無之由申也、予昨日者惣体誠ニ快然ニ候処、今日者又々腰脚を疼困ル也

廿八日、庚子、晴、暄、何れ茂快方也、今日御宇衛様へ御忌中為御慰同勤三人申合、上飴茶巾餅五十御内々差上ル也、御家司中方者昨日御慰之御品被差上候由也、明日者祭礼ニ候得共、御時合中故其義モ無之、世上寂敷事也、右二付御役所モ廢事二者無之由也、朝大島五兵衛を呼、内談之義有之也、隆玄院義山田多喜登妹を養女ニ仕置、追而相応之養子仕度旨、願之通今日被仰出候由、両家へ歡使遣入

廿九日、辛丑、晴、皆々快方也、今日祭礼ニ候へ共、御時合中且慈君・家小モ平臥之事故、内輪限之祝モ延引、神棚へ神酒相備候計也、堀尾老室見舞入来

卅日、壬寅、晴、暖、予余程快方二付、今日方押而出勤仕候也、御宇衛様未御忌中ニ被為在候ニ付上下着御奥江罷出、老女迄御悔申上、御機嫌を伺ふ也、夕八時前

退、慈君・家小今日者余程快方也、長槌者昨今別而氣輕二付、最早致退葉可然与申
値置也

十月 小

朔日、癸卯、晴、寒、夕曇、例時出勤、夕八時退、当月予月番受也、家小いまた
透与快然二者無之候へ共、今日方尊を徹スル也、夕長武左衛門入来、今日方快出致
候由也

二日、甲辰、晴或曇、暖、朝為窺御機嫌罷出、家小頸痛菟角颯破離与無之、井沢
元秀喉風之灸を能候由二付点を乞、格別之効驗無之、隆玄院養女山田多喜登妹夜前
引越候由、両家へ歎使遣入、午後六丁目御館へ御機嫌伺罷出、久振罷出との御事二
而御次三而御酒頂戴被仰付也、当年も菊花御作らせ被遊候由二而拜見被仰付、昨年
之如作り物者無之、此節満開也、得井満四郎忌明返礼入来、今夕歸り掛森岡・岩
崎程へ挨拶二行、今日者駕籠二而出ル也

三日
立冬

三日、乙巳、晴、暖、朝素読所講釈へ出、夫より出勤、夕八時退、昨朝御目通り仕
候節、何分今少し用心仕、御用向等者外両人へ申談、成合二相勤候様二与段々御懇
命を蒙候二付、今日方月番善大夫へ相頼、予御米銀之方引受也、森岡万之進・松本
良伯入来

四日、丙午、晴、寒、例時出勤、夕八時頃退、先達以来御裏御馬見所御射場御解
取、御所替二相成、御馬見所者下地之少シ北、隆玄院御多門之大手根へ建、御射場

者御居間北之御庭外土居之上へ御移ニ相成、猶又今日御稽古場下地西東江長く、予御多門北庭通りニ有之処、北南江長く御振向ニ而、予か南庭通り方座敷床押込外之方へ御移しニ相成、右等御建前跡空地ニ成、御備稽古之御場所ニ相成候由、十一端御船御作事一通り出来、一昨日清見分雅登・善大夫被罷越、昨日御船卸有之、殊外御立派、全新造同様ニ相成候由也

五日、丁未、晴、予昨夕以来脚痛強困り候之処、今午後者大二快方也、井沢元秀来、家小を診しくれ、何分蜚針を付候八、可然由申、夕田中実五郎蜚ヒルを捕来針しくれる、血余程出、心持宜敷由也、夕松本良伯来診、猶膏葉を替呉る也

六日、戊申、晴、暖、例時出勤、夕八時前退、今日兼而碩庵来られ候筈ニ付相待候へ共、終不被来

七日、己酉、晴、暖、家小夜前以来頸之しこり前へ回り咽喉種候様ニ而食事等六ヶ敷候ニ付、山中碩庵老申遣シ午前来診し被呉、良伯も申遣し来り申値呉る、何れ為指事二者無之趣被申、薬者碩庵老二転、今少し蜚針を致候様被申、夕方又々蜚を着、大二快方也、例時少し遅出勤、夕八時頃退、慈君弥御快、今日御月代被成也、天行病最此月江不入内方透与無之様ニ承り候処、御供頭近藤万之進殿昨日急ニ右病症ニ而死去之由、碩庵老被咄也

八日、庚戌、晴、暖、家小夜来者快方、咽喉之種痛も大二軽く相成、食事も最易ニ相成也、菅平磨・相場（摩カ）静見舞入来、明九日方鳴物停止不及用捨旨昨夜被仰出也、玄猪ニ付不風俗之義無之様ニとの義者兼而相達置候趣者有之候へ共、当年者殿様御病

通

九日、水谷被仰付左之

一 知行高百拾五石
御馬廻り

又左衛門跡目

水谷八十郎

幼年中年頭・歳暮・五節句・朔望之外平日不及出仕旨之口達書も有之也
右者又左衛門殿百三十三石之跡也

〔又左衛門殿御法謚
大寿院実応源性居士

〔十二日、御遺物之掛軸
左之通

仰瞻新廟入雲高、開国
長思汗馬勞、二百余年
恩沢厚、小臣唯有涙霑
袍

乙未冬十二月

臣阪井華拜

右紙表具、木軸也、饒津
社御新造之節之詩と見ゆ
る也

氣一統奉氣遣候御容体中之義ニも有之候間、別而太鼓抔打、賑々敷仕候様之義無之候様ニとの旨も被仰出有之也、尤全文者諳記故少々相違可有之、〔夕方御多門内裏之方方長喜大夫迄、先達而病中以來見舞何角之謝ニ行、矢野源内ニ而者御役成歡、并星野武平次ニ而者養父正大夫悔を申也

九日、辛亥、快晴、暖、〔例時出勤、夕八時前退、〔山中碩庵老・松本良伯入来、家小弥快方也、〔水谷々八十郎義今日四時御用召之旨為知来、〔夕白神社へ拜參、夫方水谷へ悔并病中見舞之謝、且今日之歡旁ニ行、又左衛門殿跡目品宜敷被仰付也、祝酒出ル、木野へも病中以來之謝ニ行、同方ニ而も卒与酒出ル、入夜帰、今日者病後初而步行ニ而御門外いたし候処、案外步行も最易、何之動しも無之、致安心也、木野ニ而者一馬先達而風邪以來眼疾再発、今以透与無之引籠居候由也、〔矢野源内昨日參候謝入来

十日、壬子、晴、寒、〔例時出勤、夕八時退、〔夕々風吹、寒冷進、〔夜有雨、時々止、霽

十一日、癸丑、時雨、有風、新寒生、〔家小快起、〔風呂を建、病後始而入浴、〔橋本屋周五郎来、中津屋方四十九日之茶子持来ル也

十二日、甲寅、霽、寒甚、四山有雪由、〔例時出勤、夕八時頃退、〔松本良伯・辻清人入来、お梅先日以來水氣之氣味有之、氣遣候由之処、追々宜敷由也、〔水谷八十郎方来ル十七日大寿院殿四十九日法事執行致候ニ付、十六日夕非時ニ參候様案内申来、且御遺物之由ニ而阪井虎山先生書之掛軸一幅贈来ル也、〔今日御年寄武田大炊殿

十三日早晨

す和会

揚ふ

こんにやく

蓮根

木くらげ

人しん

けん

白みそ

粒椎茸

青味

御飯

御香物

さわく

御坪

漬香たけ

かんひよう

おろし生か

御平

のつへい

小あけ

焼とうふ

こんにやく

人しん

牛房

干松茸

里いも

へちゆ

御菓子

薄皮餅

烏柿

みかん

以上

歎二付御役御免、御寄合被仰付、代り御用人菅平角殿七百石之御加増二而御年寄役被仰付候由也

十三日、乙卯、快晴、午後暄也、八月廿四日能称廟御祥月、先月廿二日誓円廟御祥

月共予不快并皆々不快等二而祭祀延引二相成居候処、漸此節家小も快、予も弥快方

二付、今早晨御一緒二祭祀・宿戒・礼服・献膳、何も如恒規相勤也、尤受安廟も如

例配祭仕ル也、朝辻清人入来、お梅弥快方之由也、朝素読所講釈へ出席、相濟而

出勤、夕八時頃退

十四日、丙辰、快晴、暖、朝辻方妹今暁安産、男子出生、母子共何之滞も致安心候

旨為知来、右二付慈君午前方同方へ御出被成、殿様御容体先御同篇被成御坐候内、

冤角御出来・不出来被成御坐候旨当月二日出之御早道二而申来、依之今日旦那様御

登城、御機嫌御同被遊候由也、未鼓前方神田社へ病気速二快全之御礼参詣いたす、

池田加賀守へ祈祷之挨拶二行、今明日者右流行病二付過日氏子一緒安全之祈祷致候

謝報祭執行致候由二而達而留、神酒・吸物等出又也、帰り掛辻へ寄、母子共弥愈無

滞今曉丑鼓後安産、至而輕産二而有之候由、小男も文武二見ゆる也、祝酒出、及暮

帰、出掛表之御多門内此間之返礼残を勤、井山中碩庵老江も先達而以来別而世話二

成候謝二行也

十五日、丁巳、快晴、寒、例時出勤、夕八時過退、辻江見舞使遣入、愈滞無之肥

立候由也

十六日、戊午、晴、暖、此間約束二付辻小兒江名を与ふ、先考御忌日二付午後為持

夕

御茶

さつけ飯

さつまいも

十六日、辻小児名左之

通り贈ル也

*八十槌

十七日

小雪節

十八日、左之通被仰付

一諸口五束

佐藤益之丞

*右甲州流軍学相伝事有之

二付被下之

一金百疋

右同人

右甲州流軍学心掛厚致出

精候二付、為御内々被下

之

遣入、産衣、夜食二肴を添贈る也、弥無滞肥立候由也、例時出勤、夕八時退、退

出後右近様へ御膝中御機嫌伺旁罷出、丹羽庄司昇進之賀二行、妙慶院へ参り、夫よ

り水谷へ四十九日逮夜二招三心し行、伝福寺・藤川毎登殿父子・南部要人・森岡万

之進会、有饗、夜二人帰、昨日右近様へ御年寄関蔵人殿被出、殿様御内実之御様子

二付、此先キ江戸江可被為召義も可被為在趣御内意被申上候之由、御中老格浅野外

衛殿も此度者同様御内慮を被蒙候之由也、右近様二者御引続御苦勞事、且莫大之御

物入、御迷惑事二被為在候へ共、御並様方御言人之節者大概御同家様を被為召候御

先例之由也、前廉者様子二寄此御方様を可被為召哉之下評専有之候得共、其義者無

之候也

十七日、己未、晴或曇、暖、森岡万之進來ル、水谷氏法事二付伝福寺江兵蔵代参

申付也、石井寿兵衛を頼、午時より来り、茶の間・下女部屋之模様替を致被呉也、

夕酒飯を出入也、山田多喜登・山崎右内歎・見舞之挨拶二入来、夕方周防様御奥

へ御出被為在候所、其義書役方為知くれ候義無之、夜二人心付候二付、御次迄如例

御機嫌窺罷出ル

十八日、庚申、晴、寒、今日諸品御礼有之候二付、五半時頃出勤、夕八時頃退、夜

家小辻へ歎・見舞二参ル、長槌も行候二付石井おまさも行呉ル、八十槌此間者通滞

二而啼声悪敷氣遣候由之処、良伯療治二而早速快由也、御宇衛様今晚極御忍二而主

水様へ御泊掛二御出被遊候由、善大夫御供二被参、去月惣祭礼之延引今明日社内限

祭神事有之候由、処々鼓笛之声聞、尤町方・村内等釣燈等出し、家内祭礼之祝義者

一 御切丸九石
式人扶持

正大夫跡目

星野武平次

右勤向筆列等只今迄之通

一 御武具方付
御免

吉田栄蔵

右御旗之方御用向之義者
只今迄之通厚力入可申事
右之内益之丞相伝事者三
品を被免候由也

廿一日、此度薨御之公
方様御謚号左之通二被為
在候之由也

温恭院様

不相成候由也

十九日、辛酉、晴、寒、例時出勤、夕八時頃退、（例）昨今者又夕腰脚を痛、脚下者少々種氣有之也、御宇衛様今晚從主水様被為人、雅登御供（迎）二被參、（例）昨朝比治山番所出火、焼失之由、出勤中二而不知

廿日、壬戌、晴、午後時雨、風寒、（例）辻七夜二付噂有之、午後見舞旁行、尤兼而山中碩庵老へ暫診を不請候二付行掛訪候處、病用他適中二而不遇、藤川へ見舞返礼且甚吉郎此間前髪取候歎并同人昨朝来此度久野秀太郎へ付江戸へ参度由内談之義も有之、返答旁二行、江戸行之義者先思止候方可然旨申置也、（例）水谷八十郎忌明二付何角返礼入来、留而酒を饗し候由也、（例）辻二而者近隣世話二成候婦人并松本良伯会、有饗、母子共弥無滞肥立、八十槌も弥宜敷趣也

廿一日、癸亥、雨、朝雷鳴、夕晴、（例）例時出勤、夕八時過退

廿二日、甲子、晴、寒、北山有雪、（例）朝素読所講釈へ出席、夫方出勤、夕八時退、其後西向寺へ參詣、（例）今朝辻清人返礼入来、（例）極夕池田加賀守来、謁を乞、此砌尚又世上疫癘流行二付退散之祈禱致執行候二付、右御札此御方へ内々差上度由二而持參、且例歳差出候高良大明神祭供毛例御奥通り差出候へ共、此砌之義内実味意合毛有之、余取次差出吳候様二与之頼也也、（例）跡二而酒を出入、夜迄話入

廿三日、乙丑、晴、寒、（例）家小朝方木野へ行、長槌も同断、早朝故駕籠二而行也、夜歸儿、（例）南庭・北庭之蜜柑当年毛程々に生候二付今日摘而御奥廿九枚、北御部屋へ廿一枚御内々差上儿也、御奥方煉羊羹、北御部屋方御到来之御肴二尾御移二拝領仕儿

也、六丁目様へ者廿五枚明朝差上候含也、夕万之進來、夜迄話入、酒飯を饗入、夜風吹、雨降、雷鳴、温也、雷一声地ニ震入一甚

廿四日、丙寅、晴、風吹、寒冷強、有微霰、妙円廟御祥月、昨日拜領之羊羹を獻、夕さ、け飯・御茶如例獻、例時出勤、夕八時退、殿様御容体先御同篇被為在候由、為窺御機嫌巨那樣御登城被遊也

廿五日、丁卯、時々雨、風吹甚寒し、例時出勤、夕八時過退、例年物成御切米等霜月朔日渡候義差定り居候处、当年者殿様御容子二付、上之御切米同日ニ可相成哉之趣ニ相聞、左候へ者米価自然与下落ニ毛及、一統迷惑モ可致との事ニ而、今日相渡候事ニ相成、予モ例之通知行物成切手并附足輕御切米切手共頂戴仕ル也、米価此節氣配好、今日世羅米石ニ付百三拾九匁之由也、朝森岡万之進入来、長槌少々感冒之氣味ニ而微熱有之、尤為指義二者無之也

廿六日、戊辰、晴、暖、朝小倉甚右衛門を呼、辻清人(毎方)頼頼之大小并鎗買入之義ニ付及相談也、夜辻清人・森岡万之進來、清人兼而頼之川本屋恒右衛門持来ル大小、菊縁頭之分買入ニ治定致度由也、直金貳両貳分也、長槌日之中者氣輕ニ候得共、夜中者鼻塞り快寝難出来、時々目を覺し困る也、夜寒

廿七日、己巳、晴或者曇、寒冷、朝素読所会読へ出、夫方出勤、夕七時前退、先達而予不快ニ付預見舞候方格へ返礼余り延引ニモ相成、今以透与快復ニ無之、悉ニ動候義者容易ニ難出来候ニ付、一応之為挨拶今日兵藏を遣入、白鳥打回り、牛田・新庄・己斐・十日市町・御船屋敷打回り迄相濟也、西向寺江も同人為參也、星野武平

次昨日忌明返礼与して入来之由、長槌夜前者些困候故山中碩庵老へ容体申遣、葉を乞、今日者快方也、右近様御用之義有之、江戸江被為召候旨江戸御年寄衆方御奉状御到來被成、猶爰元御年寄衆方十二月朔日比御出立、同月廿五日迄二江戸御参着被成候様二与被申上候由也

廿八日、庚午、晴、暄、例時出勤、夕八時過退、長槌義今日者大二快方也、夜半雷鳴、其後風吹、寒し

廿九日、辛未、晴又曇、時々風吹、雨も添也、寒し、丹羽庄司歎之返礼入来、田中実五郎一甫流劍術・柔術渡辺四郎右衛門方昨日免許預相伝候由吹調二来、并右祝意之由二而輕干酒持来儿也、長槌今日者愈快方也

十一月

朔日、壬申、晴、寒、当月者予月番を受儿也、例時出勤、夕七時退、渡辺四郎右衛門入来、田中実五郎へ免許致相伝候処、前以相談二不及候二付挨拶也、上野彦三郎入来

二日、桑原吉郎二義去月御座船頭被仰付、吉人扶持御増二相成候由、昇進二者候得共外様役之由也

二日、癸酉、曇、寒し、午鼓前為窺御機嫌罷出、夫方岡本主馬殿御使番被仰付候歡二行、牛尾玄珠老・八島周軒老江過日来診之謝二行、夫方伝福寺大寿院殿之墓江拝し、波多野権祐・桑原・平野へ不快之節之謝二寄、及薄暮帰、桑原二而被留酒出、寛話し帰儿、波多野二而も卒与酒出入、同人此度江戸御供之御内意を蒙候由、今朝俵清太郎を以為知越、依而其歎を毛述儿也

三〇

大雪節

三日、甲戌、晴、寒、朝素読所講釈へ出席、夫方出勤、夕八半時頃退、長槌弥快、從今日致退葉也、午後慈君從辻御歸り被成、八十槌其後も菟角駢々無之候二付、此間方山中碩庵老へ転葉、以来者追々快方之由、尤至而虚弱二付心を付候様二与被申候之由也、今日兵蔵を中通り方東之方、此間之返礼残を為勤、皆々相濟候由也、朝万之進來、夕矢野内室幹太郎手本認遣候謝入来

四日、乙亥、晴、冷、朝有霜、例時出勤、夕八時過退

五日、丙子、晴、暖、殿様御容体先御同篇被為在候与申内、菟角御熱勢強、御食量御減少、追々御衰弱御加り被遊候旨昨日御年寄衆方被申上候由二而、為窺御機嫌旦那様今朝御登城被遊候二付、五半時頃御館へ出、四時頃退出掛北御部屋へ出衛様御用二付罷出ル、殿様右之御様子二付、何となく今日方諸稽古事廢し候様師役之面々江御内達有之也、近年多分九月中屋内煤掃いたし候へ共、当年者御穩便二而其義延引致候故、今日煤掃致又也、田中実五郎・小人三次来呉ル、尤此節之義故置を扣候様之義者軽く為致、至而穩便二いたす也、夕山中碩庵老来儀、予も余程腹力者付候へ共、惣体之処今少不調、夫故氣血不循環二而面部・脚下等時々腫氣有之二而、水気之事二而者無之旨被申也、此砌米価追々騰貴、又々上米百五拾迄二至候由也

二 御步行列加
御用部屋詰

* 桑原盛蔵

* 大野木保次郎

但勤向者書役打込相勤候事

六日、丁丑、雨降、寒、例時出勤、夕八時頃退、終日腹部攣急之気味有之、困ル七日、戊寅、晴、寒、朝辻清人入来、先達而同人頼二而買入之義取次進候大小修覆調、一昨恒右衛門持參二付渡入、并頼之鎗も予好通り之価二致来候二付其段及話候処、弥買入度旨也、但価五拾五匁、身者五之坪流穂、龍鱗子広隆在銘、太刀打千段

八日

右近様方先達而御膝中二御機嫌窺罷出候御挨拶御使被下候也、如例御用人中迄御請申出

九日

去月廿七日殿様御病氣御勝不被遊旨御用番脇坂中務大輔様へ御届被為在候处、同廿八日御病氣為御尋青山大膳亮様御出被成*同廿九日御一門様方御打寄、若御不慮之義も被為在候八、近江守様御義御本家御相続被仰付、御同方様御家之義者為五郎様江只今迄之通被仰付候之様二との御願書御用番御老中脇坂中務侯へ秋元但馬守様御先手衆御差添御

卷、金具真鍮くさらし二而好拵之槍也、例時出勤、夕八時過退、今日頭書之通被

仰付有之也、西向寺へ兵威代参申付、昨日日本光院様遠江様御輿様御法号也御四十九日二付御茶

被遊候由二而、御輿方御茶之子餅六ツ拜領仕候二付、今日出勤之上御輿へ罷出、御

受申上也、森岡万之進方先達而同人伝渡辺四郎右衛門へ頼麻小袴并甲前立直し出

来差越くれる也、但小袴者褐色二唐草牡丹金摺、前立者下地之鳥毛定紋之間へ御家

之御印山形崩しを入ル也、夜家小岩崎へ先頃予病中格別世話二成候謝三行、折節藤

井乙次郎此度江戸御供二付餞別二被招参居候而、饗二逢候由也、およしへ格別世話

二成候二付黒繻子領一掛贈る也

八日、己卯、晴、冷、朝有霜、朝為窺御機嫌罷出、夕六丁目御館へ為伺御機嫌罷

出、森岡へ卒与寄帰、山泉彦一昨日御多門御貸之吹調与して来候由也

九日、庚辰、晴、寒冷強、有霜、御登城二付五半時頃出仕、夕七時前退、殿様御

容体御勝不被遊候旨從江戸申来候二付御登城被遊候也、明日方者日々御登城被遊候

由也

十日、辛巳、晴、寒冷強、昨日之通出勤、夕七時前退、今日御登城之上二而、殿

様御容体追々御差重、被為及御太切候旨御目付山田幾太郎殿を以被仰下候二付、明

日五半時惣出仕、御機嫌伺之御帖付候趣御年寄衆被申上候由也、夜水谷伯母氏何角

之為挨拶御出、留而御宿被成也、夜風吹、甚寒冷強

十一日、壬午、晴、時々雪飛、朝五時過出勤、一応退、猶又九時前出勤、入夜退、今

朝五半時御登城被遊候处、江戸御年寄衆方御家老様并爰元御年寄衆御連名之御状御

持參被成候由、右之節御判元御見届大御目付遠山隼人正殿御出之由也

到来被遊、殿様御病氣御養生不被為叶、去儿二日未ノ中刻御逝去被遊候段申来、依而御機嫌伺御帳罷二相成、御下城被遊候由、奉絶言語候御事也、御家来中江左之通御移檄出ル

殿様御病氣被為在候所御養生不被為叶、去儿二日未中刻御逝去被遊候、依之諸事穩便二仕、火之元別而念入、御番又八無拋用事之外他出不仕、勿論月代等用捨可被仕候、家来等用事有之、他出申付候共途中別而相慎候様、召仕之未々迄堅く申付候様被仰出候、此段可被相触候、以上 十一月十一日

就右従上之御移檄者無之、夜中左之通御移檄出ル

殿様尊骸御国へ被為入候二付、一忝御旅中之儘二而尾長村瑞川寺江御着棺被遊、翌日御入寺之御行列二而国泰寺江被為入候筈二候事

右之趣相組支配方未々迄可被相知候

右之外三御門・八丁郭御門々々夜五時方朝六時迄閉置、御家中未々迄名乗往来可有之、又者類者主人之名前訴通路可仕旨、并京橋町・堺町・猫屋町三ヶ所町門毛夜五時方朝六時迄閉置、名乗往来之義被仰出也、右二付今日方家内首飾を廃し、糸車・機織・白搗・薪割等一切廢之也、水谷八十郎夕方方迎二来、伯母氏夜二入御歸り被成也

十二日、癸未、晴、曉有微雪、例時出勤、夕八時過退、極夕被為召候而猶又出勤、入夜退、今朝三毛吉左衛門入来、此度御凶变二付江戸江御使者被仰付、来儿十五日出立之由二而暇乞也、冲和多理毛此度江戸御供被仰付、為御待受来儿十五日出

十三日

殿様尊骸去ル十一日江戸
御発棺、東海道、美濃路、
伏見方山崎通り、下道中
を被為人、(御湯方)不被為在
候へ者来月十一日御着棺
被遊候筈之旨御年寄衆方
申上有之候由也

立、尤御使者も兼而相勤候由二而一昨日暇乞、予不快見舞旁人来之由也、夜寒冷強、嚴凝

十三日、甲申、晴、朝有水、甚冷、今日御城表惣出仕二而少将様へ御機嫌窺之御帳付候由、旦那様御登城被遊、惣而回勤有之候由也、朝五時頃出勤、夕七時過退

十四日、乙酉、晴、寒冷聊緩、去ル二日江戸出立、少将様方被差戻候御使者與弥衛門殿昨夕到着、今朝為御意御達參上三付早朝出勤、旦那様少々御申分二而御出会不被遊候二付、予江御受引被仰付、御小書院二於て御受引仕ル、弥衛門殿者御步行頭次席御番外炮術師家也、殿様御逝去被遊候二付此御方様二而も今日四時知行格以上御機嫌窺之御帳付候二付、右御帳始り候前、御家司中同様御次へ出、御用達中迄御両殿様御機嫌奉窺、御帳中如例一之間へ詰、御帳濟一同御奥へ罷出、御宇衛様御機嫌老女迄伺ふ也、以上麻上下着也九時頃退出、夕八時頃猶御用向二而出勤、七半時頃退、隆玄院義一昨日以来氣候二感、痰喘二而差込強、散々難義致候由二付、昨朝以來度々使を以訪之、今夕退出後卒訪之、山田多喜登參居謁、何分氣遣敷趣也、夜中左之通御移檄三通出ル

近江守様江当月三日御用之儀御座候間、御一類様御老人御同道、明四日四時御登城被成候様、為五郎様二も御登城被成候様二との儀御老中様方御連名之御奉書御到来、右二付亀井隱岐守様御同道、近江守様・為五郎様御登城被成候所、井伊掃部頭様・御老中様方御列座二而、殿様御病中御願置被遊候通り近江守様江御遣領無相違御相続被成、只今迄近江守様江御内分為五郎様へ御相続被成候様上意之趣

十五日

此御方様御使者御出頭

三宅吉左衛門

右近様方御勅定奉行添役

沖和多理

但御近習知行取之名目

之由也

主水様方御出頭所詰

*福山久馬

右之通一同二今朝出立、

江戸へ罷越候之由也

吉左衛門御貸供

足輕

*前川為三

同 *小畑助次郎

御雇小人 千吉

御両家様共道中具足箱を

持せ候由、吉左衛門者海

田迄為持、道中者不為持

候之由也

松平和泉守様被仰渡候段申来候、尤御遺領御相統被成候段者浅野八太郎を以被仰

下候筈二候得共、先少此段相知せ候事 十一月十四日

殿様御遺領近江守様江御相統被仰出候二付、殿様御法号被為候迄之処者御先代

様与奉唱、近江守様を向後殿様与奉称候事

右之趣相組支配方未々迄可被相達候 十一月十四日

殿様御定式之御忌服被為請候様御老中様方御達有之、当月四日方来月廿三日迄

御忌中之旨御届書被差出候旨并当月四日御下城方直二御上屋敷へ御引移被遊候段、

江戸方申来候事

右之趣相組支配方未々迄可被相達候 十一月十四日

十五日、丙戌、晴、寒冷強、賀日二候得共御時合中二付平服二而例時出勤、夕八時

頃退、松本玄順入来、予を診し呉、何分山中之方薬を転、補中益氣湯を服し可然旨

申聞、厚謝し置也、岩崎常介先夜家小參候謝入来、隆玄院今日者只様疲勞増候方

之由、度々見舞使遣入、御二所様誠二御氣遣被遊、一昨日以来不絶同方二被成御座、

種々与療養生筋御差図被遊候由、冥加之至也、町方今日方昼之内部を開、商売并職

仕事程を被免候由也、商人声を不立して商步行也、魚類商売者未被免候由也

十六日、丁亥、晴、寒冷強、晝七時前隆玄院病氣不出来之由石井寿兵衛為知来ル、

右二付御用向有之、長武左衛門を呼申談、其後訪之、実者先刻事切之由、咲止之義

也、隆玄院死去二付御用向有之、早朝方出勤、夕七時過退、此御方様当月者御用

番二被為在候処、御故障被為在候趣を以今晝急二主水様へ御頼二相成也、明後十八

十八日

冬至

廿日

御中老格浅野外衛殿江戸
 出立、供建等立派、途中
 制し町方方出、御並様方
 よりも却而稠敷由也、此
 度者子息を被連御用向濟
 慥逗留有之、青山様江被
 引越、為五郎様之御後見
 被仕候筈之由、家内衆七
 来看者被引越候趣之由承
 之也

廿一日

受安廟御祥月二付献菓子
 夕御茶・さゝけ飯を献
 御直参之足輕以下今日
 方月額剃候由也

日方御家来中頼髭剃候而不苦、足輕以下者月代剃候而不苦旨被仰出也、今朝妙慶院
 へ兵藏代参申付、堀尾善大夫昨日方不快出勤無之、見舞使遣又也、夜輕地震あり
 十七日、戊子、晴、寒冷強、御用向有之、四時頃方出勤、夕八半時頃退、隆玄院病
 死之披露有之、依之巨那樣御産母之御忌服被為受、其段大御目付を以御達有之、御
 家来中心得之御移も出ル、尤御時合中之義二付格別穩便等者不被仰出候段被仰出候
 也、就右麻上下着、御家司中同様二御次江罷出、御用達迄御機嫌を窺ふ也、御奥江
 者不罷出、波多野権祐弥来ル廿五日御供二而江戸江罷越候由、暇乞秀入来、不取敢
 酒を出候由也、夜六時隆玄院葬送二付参り出棺を見送ル也、渡边雅登も同伴入、同
 方寺本照寺へ家来を遣し葬二会せしむ、此度之諸入用等者都而上方御取計被下、岩
 崎常介・桑原内蔵二其方掛り無屹被仰付、何角取計候由也、夜暖也、夜半後地震あ
 り、稍長し、且雨降

十八日、己丑、雨降、暖、冬至也、例時出勤、夕八時頃退、夕雨罷、寒し

十九日、庚寅、晴或曇、温、朝例時出勤、夕八時頃退、森岡万之進入来、水風呂
 入浴、御奥方右近様より御到来之三原大浜大根巻本拜領仕ル、告于廟、夕方松本
 良伯来、内用談也、此節時々輕地震有之也

廿日、辛卯、晴、暖、夕風吹、寒、朝辻清人人来、午前迄話、飯を饗入、夕為窺
 御機嫌罷出

廿一日、壬辰、晴、朝冷、此度殿様御家督被為蒙仰候二付、浅野八太郎殿を以御
 意被仰越、昨朝御両家様へ被出、御意被申達、其外江も於御城御達有之候由之処、

此御方様二者御忌中二付八太郎殿不被出、御意之趣者御両家様御内方御通被成候由也、〔昨夕妙慶院所化天倫入来、謁、当八月江戸方下候由、此間御産母之御忌服御知世有之候二付内尋之義有之也、〔受安廟御祥月、祭祀者去月十三日相濟也、〔例時出勤、夕八時過退、〔藤井乙次郎御供二而江戸へ罷越候二付、為暇乞来候由也

廿二日、癸巳、晴、寒冷、朝霜多、〔右近様近日江戸江御出立被成候二付、御預り之御用之御箱今朝御持參被為在候二付五時頃出勤、夕八半時過退、〔隆玄院当座法事二付、今朝本照寺江兵藏代參二遣入、西向寺江毛代參申付ル也、〔夜長武左衛門来話、〔旦那様今朝本照寺江御參詣被遊、隆玄院墓へ御拜被為在候由、御懇厚之御事也、今朝御添経、御備も有之候也、〔米俚此節益騰貴、世羅米石二付百五拾匁之余二相成候由也

廿三日、甲午、快晴、朝寒甚強、有厚氷、後暖、〔未鼓前為窺御機嫌罷出、夫方山中碩庵老を訪、不遇、久来駕不被呉候故乞診候積二而參候へ共右之通二付、門人之良泉へ乞診、惣体者承候方者宜敷由申、〔腹（服力）菜も余り長く候故、〔煉（服力）藥共腹候而八いか、可有之哉与申候処、今少之間煎湯可然由申也、此節者痘大流行二而、碩庵老別而病用繁多之由也、家小放血之義頼置候二付、何卒近日来儀之処厚頼置也、夫方辻へ見舞、三宅吉左衛門江戸留守を訪、辻二而酒出ル、八十棹追々丈夫付之趣二候へ共、何分乳汁少趣二而肉今以難付也、お梅も兎角血之居合悪敷困り候由、今日両額并頭上出血いたし囉候由也、〔波多野権祐・藤井乙次郎へ使を以暇乞申遣、権祐江者兼而頼置候長槌不断脇指并下緒代金子壹分を持遣し置也

廿五日

隆玄院養女

一 りせ

右隆玄院病死二付、同人存生中被下置候御擬等者当月限二被召上、来月方者式人扶持被下候間、中陰も明候八、実家へ罷越逗留可罷在候、余者実兄多喜登江御沙汰可有之候其段りせへ可被申達候

御奥付中

一 山田多喜登

隆玄院義養女へ婿養子之願置中致病死候得共、格別之思召を以名跡御建可被下候二付、隆玄院志を続相応之人物相撰可被申出候、尤其間りせ義者其許へ引受逗留為致置可被申候

廿四日、乙未、曉来雨、午後作雪、寒冷強、例時出勤、夕八時過退、去ル十二日江戸赤坂寺町方出火二而、同所御屋敷裏手外御長屋一棟并同所続用御門一ヶ所御類焼二而、外御殿向・御長屋共御別条無之候由也、為五郎様去ル十五日御相続之御礼(能脱カ)首尾被仰上候由也

廿五日、丙申、晴、寒冷強、例時出勤、夕八時過退、右近様今朝御出立、江戸江御越被成候由、此砌之事故御暇乞二も罷出候也、御供建等何も当春之御振合、御目付道具も矢張御持せ被成候由也、御三家様御家来御步行組者今日方月代剃候義御先例御同様之事二有之候処、今日右近様之御供方者御步行組も長髪二有之候之由也、隆玄院養女りせへ今日頭書之通被仰付、山田多喜登江も養子人物撰申出候八、名跡御建可被下旨被仰出也、今日より糸車・薪割・機織等御年寄衆辺屋敷内も始候由、御屋敷御多門内も右二准スル也、米搗候義者去ル十八日方始候趣也、上御馬之乘責も今日方始り候由也

廿六日、丁酉、曇、寒冷強、夜成雨、夕為伺御機嫌罷出

廿七日、戊戌、晴、暖、例時出勤、夕八半時頃退、休誓願御祥月也、祭祀者既二相済、如例年仏事二付煮込・牡丹餅を製し献之、夕卒与御馬場へ出、出衛様御稽古馬棧之替り此度九州方石田*広蔵牽帰くつろぎを乗せ見、全体者上疔之馬御好二而、当夏方備前へ牽二同人參候処差纏事出来二而、棧之御馬を空敷牽帰、其後段々様子合も有之、漸此度九州方此間牽替歸り候由、尤上疔之馬者程好も無之由、通例之事也、夕山中碩庵老来儀、兼而約束之通家小右手尺沢を刺絡致し被呉、悪血余程出、

右之御趣意二候得共暗
記故文言者相違可有之
候

肩背之疼痛如忘快相成也、尤左手者重而刺絡可致之由被申也、酒を饗入、西向寺
江兵威為參也、夕辻清人来、煮込・牡丹餅を饗候由、於梅も大ニ快方之由也
廿八日、己亥、曇、寒冷強、例時出勤、夕七時前退
廿九日、庚子、曇、時々風吹、雪飛、寒冷甚、今日殿様へ御朦中御機嫌伺之御帳付惣
出仕有之候由、此御方様二者御忌中二付御使者出也、右二付五半時頃卒与出勤、
直二退、藤川徳吉痘之由、見舞使遣入、難痘二而氣遣候趣也、風呂を立、浴入
卅日、辛丑、曇、朝敵凝、後寒冷敵、時々雪飛、例時出勤、夕八時頃退

十二月

朔日
出勤中於席渡辺雅登方左
之通被申達、奉畏、本意
之義奉存候之段御請申述
ル也

御自分義来未年二月方
御手当被仰付候
右之通二而三之手足輕頭
兼之趣も被申聞、小書有
之也

朔日、壬寅、暁雪降、寒冷敵、後晴、当月予御武具役所出勤引受也、四時頃同御
役所出勤、一心御館江も出、八時頃退、又御武具役所出勤、夕七時打退、夜万之進
来話、酒を饗入、藤川江徳吉見舞使遣入、先今日迄者無滞日立候由也

二日、癸卯、曇或晴、風吹、寒冷強、夕桑原吉郎二入来、例年之通餅米志儀引(替力)吳
候様頼也、茶漬を饗、夕七半時前有地震、稍烈敷且長し、尤為窺御機嫌罷出候二者
不至、月番二而雅登言人御輿計江被出也、夜五時頃猶又地震暴発、大ニ甚長し、引
続三度程烈敷震、何れも驚駭、早速庭上へ避、慈若者北之三畳二御休息被成候後故、
同所露地口方門前へ御避被成、皆々無別条、早速為窺御機嫌御表、御輿・北之御部
屋へ出、御方々様何之御別条も不被為在奉恐案也、御館回り御多門内等格別損所等
者無之、震も甲寅十一月五日并昨年八月廿五日之震方者少々軽く被覺也、尤御書院

台所口供腰掛之上瓦壱坪余崩落候由也、予御多門も少々宛之壁損、立合せ之狂等者有之候得共為指義者無之、近隣方追々見舞二預ル、此方方も見舞使遣入、御下屋敷江者善大夫為窺御機嫌罷出也、其後不絶輕震有之、火之要慎無心元候故、庭上江寒防之囲を設、夜を明入也、御多門内統而右之通也

三日、甲辰、晴或曇、甚寒、小寒節今晚七時七分二人也、例時御武具役所へ出勤夕七時過退、夜前以來輕震不絶有之、尤日之中者微震也、六丁目・白島親類へ見舞使遣入、何れも別条無之由也、両寺へも兵藏遣入、御墓所等何之御別条無之、尤子供之分二ツ仏石倒居候由二而、直し置歸ル也、夜前之地震者西之方程強く、古江・草津辺者余程烈敷有之候由也、震未全治、人々疑懷を抱候趣二而、今晚も飯屋二臥可申与の云值故、衆二随庭中先年之処へ仮家を構、夜中者皆々其処江安臥致入也、夜二入度々輕震、夜半稍強く震

四日、乙巳、暁来雪降、嚴寒、氷厚、御武具役中此節者隔日出勤故、今日者休日也、巳鼓後御輿御次迄、夜前以來度々震有之、殊二夜半・今暁之震稍強有之候故為御機嫌伺罷出、夫方六丁目御館へ為何御機嫌罷出、御次二而御酒御下頂戴被仰付也、歸り森岡へ見舞、酒出、午後迄寛話、同方来正月故十兵衛廿五回忌之由二而、疊替等當時万之進困窮之中方心配いたし候趣二付、銀札貳拾匁内々合力与して贈る也、木野・水谷へも見舞、及薄暮帰毛、木野二而も酒出ル也、今暁七時頃地鳴強、地震も稍強し、終日雪降、至夕積寸余、沍寒甚強し、夕氷柱結也、終日輕震度々、夜二入兩三度、少し有力

五日、丙午、晴、寒威強、嚴凝、朝五半時頃方御武具役所出勤、夕七時退、曉
 来震氣稍稀也、夕一度震を覺、夜亥鼓前少震、庭中仮小家雪汁透候二付、猶又御
 役所二而渋紙を借用、屋根覆を直し田中実五郎・三次なと来り共々手伝くれ候由也、
 夜中予等者居間へ臥、慈君計仮小屋へ御寝被成也、御多門内も惣而仮小家住居之趣
 也、御先代様尊骸兼而之御泊割御日積通り二而者来ル十一日当所御着棺之筈二候
 处、此度將軍宣下二付勅使之堂上方御下り有之、頻二御行逢二相成御通棺御六ヶ敷
 御除場所も不被為在候二付、去月十五日大井川御越之处、十八日十九日袋井藤枝御
 留、廿日方廿四日迄城之腰与申処江御逗留、廿五日漸大井川御越被遊、此余御滞
 不被為在候得者、来十八日御着棺被為在候筈之旨御連手紙二而御年寄衆方被申上候
 由也

六日、丁未、曇或晴、寒威紓、氷薄、夜来者震氣穩也、日之内輕震兩度程有之也、
 今日御前御膝中御機嫌伺与して同勤申合せ、紫陽花之御重二而左之通御内々御奧
 へさし上ル也、御家中者去ル二日被差上候之由也

志重 ほうれんしたし なら漬 志重 さのゝ月 志重
花 かや ぶり 三十

右者渡辺の方二而申付被呉也、御家中方者志重羽二重もち・腰高まん頭盛、志重精進
 すし之由也

七日、戊申、曇、寒威緩也、尤此間之雪者未消程也、例時御武具出勤、夕七時退、
 西向寺へ兵藏為參也、今朝星野幸次郎地震見舞与して入来

八日、己酉、晴又曇、寒威緩也、水風呂入浴、夕地微震あり、夜雨、温、夜亥

鼓後北方出火、天津辺之由、無程鎮火之様子也

九日、庚戌、晴、寒威緩也、朝四時前御武具役所出勤、午認二帰宅之処、藤川方徳吉痘瘡養生不叶、今朝病死之旨為知来、七歳未滿二候得共、予母方從弟二付今日之遠慮致候段紙面を以同勤へ案内申出、依而其後不及出勤也、水谷百ヶ日之由、茶之子牡丹餅贈来、慈君今晚方御帰、臥被成也

十日、辛亥、晴、寒威強、朝霜繁、氷堅、夕未鼓頃地輕震、前後者穩也、夕妙慶院来儀、慈君へ菓子被惠、御館へ御悔二被出候由二而見舞二被来也

十一日、壬子、曇、寒威嚴、朝五半時頃御武具役所出勤、午飯後北御部屋へ出、又出勤、夕七時退

御直參之御步行組今日方月代剃候由也

十二日、癸丑、晴、寒威強、朝有微雪、今日者健徳院様御祥月二候へ共長髮中二付不致拜參也、水谷氏石塔之文字を被頼、今日調候二付極夕方致持參、酒出、暫話し歸ル也、夕八半時頃有地震、稍強し、夕辻清人入来、八十槌も近頃追々丈夫付宜敷候二付、来ル十四日三宅春齡江種痘相頼候積（虫積）由話也、森岡お槌去ル八日より種痘いたし候由、見舞使遣入、順二日立候由也、御先代様御法号左之通今昨日御年寄衆方御連手紙を以被申上候之由也

大光院殿前拾遺補闕哲文（モ）認徳大居士

十三日、甲寅、晴、朝霜如雪、午後寒威緩、朝例時御武具役所へ出勤、夫方御館へも卒与出、夕七時退、藤川甚吉郎此間中見舞並二悔之返礼入来、今日も輕地震有之、夜も一度輕震入、国泰寺当度之御靈屋天祐院様之東江御造立二相成候之由二而

国寺裏門前之大路並二同所向之同寺抱地江掛、其北手穗坂助大夫殿屋敷吉軒上り、
(泰脱カ)
 同寺内へ凡三十間四方程御圍込二相成、同所町門外横田齋殿跡屋敷之南方東江折曲
 り路付、夜前水谷方帰り掛、同寺門前へ回り帰りし所右之通り也、其外門前二も一
 杯二仮小屋杯之御構出来、御大造之事也、明十四日方御家来中士分之者月代不及用
 捨旨被仰出、御両家様も御同様之由、全体文政度之節者御三七日後方剃候処、当度
 者御様子有之、御見合二相成、右之通之由也
 十四日、乙卯、晴、寒意緩、山中碩庵老今日方保養丹与云煉薬を被投、黄精・人参
 入之由、煎薬之方者一貼宛二成也、此三両日者面部之種気者大二宜敷、脚脛之腫未
 少々有之、惣体者日増精力之益を覚ゆる也、今朝月代を剃、家小も髪を直す也、三
 十四日振也、御直参御書翰列御三十五日方剃候事之由也
 十五日、丙辰、晴、寒威徐也、例時出勤、夕七時退、今朝水谷八十郎入来、同方
*おたけ嫁居候田野浦之方之義二付伯母氏御内談事被有之度二付、今夕来呉候様二と
 の事也、依而退出後同方へ参、木野一馬・南部要人会、内談事有之、右者おたけ夫
 喜太郎養父権四郎与申者、田野浦二而組頭を勤罷在候処、莫大之引負を致候趣二而、
 此節粗及露頭、追々御領主方御約二可相成様子二相聞、中々不容易事、引負故迎茂
 下方二而約り者付申間敷被考、甚気毒事也、何分早々おたけ者逗留二呼寄候筈二
 申値約ル也、同処者主水様御領分也、酒出、及深更帰る也、当年も格別之御差繰を
*以御扶助渡之員数少々御取捨有之、昨年之振合二御仕向被下候旨今日被仰出、并御
 役料始諸銀渡も当暮限半方渡之処七歩五厘渡二被成下候旨も席達有之也

十六日、丁巳、晴、有風、寒氣者緩也、早朝妙慶院へ參、歸り藤川江梅二行、辻八
十槌種痘を訪、吉本恒之丞・松本良伯へ挨拶二寄也、本照寺二而隆玄院へ墓所へも
拜又也、木野おまつ此間方自然痘之由夜前一馬話二付見舞使遣入、先無滯日立候へ
共、何分出物者多候之由、今日方灌水之由也、何分此節者処々痘大流行、兼而種痘
を不致者小児者勿論中年之者迄大概無残痘を疾候由也、万之進入来之由、同方お槌
種痘追々順二參候由也、大光院様尊骸去ル六日伏見御発棺、御滯不被為在候へ者弥
来ル十八日尾長瑞川寺御着棺、翌十九日晝七半時御供揃二而国泰寺へ被為人、夫方
廿一日晝七半時之揃二而御葬式有之候由也、左之通り今日被仰出也

御家中普請作事来ル廿四日方不及用捨候事

但其節者御当座御法事中二可有相成二付、銘々其心得可有之候事 右之

趣例文也

別に一通濃州津郡安田村（トノ、アノ、ウラ）之者親へ手疵為負立去候由二而人相書之御触も出ル也

十七日
大寒節

十七日、戊午、晴、寒意加、例時御武具役所へ出勤、夕七時退、辻清人昨日見舞
贈候謝入来之由、極夕方木野へ見舞、おまつ痘先々順二日立候由二者候へ共、何分
出物多、此上之処被案思候之趣也、酒出、暫話し歸ル、丹羽庄司も參居也、夕方風

十八日

吹、寒氣強

尊骸御供
御年寄

梶川讚岐殿

御用人*

十八日、己未、晴又曇、有風、寒威加、朝敵凝、大光院様尊骸兼而之通り今朝海田
市御発棺二而尾長瑞川寺江四時頃御着棺被為在候之由也、御家老様初諸士衆岩鼻迄
為御拝被出、御家老様者右近様御留守、此御方様御臆中二付、主水様計御出被成候

由也、今日者御用向有之、午時方御館江出、夕七時過退、於京師清助与申者、隆玄院兄之由二而、此度夫婦連二而当所へ下り奥田の方へ尋求、此間内方竊二同方二逗留罷在候処、今晚乘船、京師へ登り候由、御輿袴着、三木幸次大坂迄付参候由、七十余之老人之由也、隆玄院病死之様子を不知体二而来候へ共、其実者全拘摸ユスリ二来候もの相見、是非百両余者金子御仕向二而も不被下候而者歸り不申抔段々八ヶ間敷申候由二候へ共、委細二申曉、漸金五両御内々被下候而居合、罷登り候由也、從今日御葬式被為濟候迄者御年寄刃猶又稱敷穩便を被致候趣二付、右二准系車・機織・白搗・薪割等をも廢し、一統謹慎罷在也、今晚有地震

十九日、庚申、晴、寒意強、凝、御武具役所へ出勤、夕七時退、御館江も間二而卒与出ル、兼而之通今朝四時頃大光院様瑞泉寺川方国泰寺江被為人、京橋通り八丁堀方平田屋町真鍋通り之御路筋之由、拜見之人夥敷成群集候由、御供建等何も天祐院様節之御振合二而、御棺舁迄も看祥着二而色掛二者無之、御年寄御供菅平角殿、殿様御名代御年寄関蔵人殿、少将様同御用人小幡孫兵衛殿之由也、且那樣・周防様御途中御拜并御棺拜見与して今晚より国泰寺へ御出被遊、且那樣二者御忌中二被為在候得共、今日者諸士中之処も忌中・血忌等之方格二而も皆々被罷出候由也、主水様二者勿論御出被成、出羽様二者御風邪二而御出不被成候由也、木野へ見舞使遣入、痘人案外宜敷、順二日立候由也、夜水谷伯母氏御出被成、田野浦一件二付御内談也、今日漸見舞旁与して人被遣候由、権四郎義も最早致逐電、行衛不相知由二相聞、あちら方も今日人差越候之由也

廿日、辛酉、曇、寒意緩、午後雨、水風呂入浴、家小感冒之気味二而夜来臥、之通御移檄出ル也

*御前様御名 寿操院様与御改被遊候事

右之趣例文

十二月廿日

廿一日、壬戌、晴後曇、寒気緩也、例時御武具役所へ出勤、夕七時退、今日於国泰寺大光院様御葬礼無御滞被為濟、御位牌御捧主水様御勤被成候由也、木野へ見舞使遣入、痘人弥順症二日立候之由也

廿二日、癸亥、晴又曇、朝有霜氷、寒威少強、午後西向寺へ參、帰掛奥田藤中を訪、從今日来ル廿八日迄於国泰寺大光院様御当座御法事御執被為在候由也、家小快起也

廿三日、甲子、晴又曇、寒気強、朝辻清人入来、八十槌義種痘其後起張不致、終二真痘を不成候由也、波多野清太郎入来、伏見方書状到来、権祐義道中無滞御供致候旨申来候由為知二来候也、昨日御仕向米并附足輕分共頂戴仕、久芳・壹歩米石二付百四拾式匁二相場立候由、先達而頃方者少々下落之方二候得共、何分高値也

廿四日、乙丑、曇、時々雪飛、寒威嚴、西向寺江兵蔵為參也、来正月朔日方侍中月代被剃候義、且来ル晦日夜御城当番之輩者同日月代剃可被罷出旨昨日被仰出候由也、今日此方様二而毛左之通被仰出有之也

大光院様御逝去二付謹慎筋之義兼而相達候趣も候处、来正月元日方平常之通二候得共豊後様同六日迄御忘中二被為在候間、右同日まで者銘々其心得毛可有之、第

(浅野)

一年頭杯祝式之筋へ掛候事柄者用捨可有之候

右之趣相達可被置候

来正月七日御忌明二付、同日方年頭御規式被行候間、御家来中二おもても其心得可有之候

右之趣向々江相知せ可被置候

来儿晦日方御役所引、来正月六日方並之通出勤之事

右之趣向々江相知せ可被置候

右之通二而御餅者七日暁二御製し相成、御差松・飾繩杯も同日極朝二取計候様との御様子也、并来正月三ヶ日迄者御屋形詰并臨時出勤之面々共上下着之旨も被仰出也
廿五日、丙寅、晴又曇、寒威緩也、例時御武具役所へ出勤、間二而北御部屋江も出、夕七時退、辻清人入来、夜同方妹来宿、八十槌始而来也、お竹も来、此兩条明廿六日之記也、誤而今日二記又

廿六日、丁寅^卯、晴又曇、夕将雨終不雨、寒意不嚴、水風呂入浴、夕清人來、夜お梅来宿、昨記之通也

廿七日、戊卯^辰、曇又晴、寒氣柔也、例時御武具出勤、夕七時退、例年大之月者今日方諸役所廃休二相成候へ共、此間被仰出之通り其儘出勤也、西向寺江兵蔵為參也、夕辻清人入来、酒鮓を饗入、夜皆々伴帰儿、加賀中納言様方御悔御代香之御使者、此間到着、東馬借二逗留罷在、今日於御客屋御受引有之、主水様為御見舞御出被成、御年寄関蔵人殿、御番頭鈴木主殿殿も応対有之候由、国泰寺へも今日御代參相勤候

由、御使者者頭役、知行千五百石取、供列凡三十人、付添之者杯籠而上下五十人計、对之槍・目付槍・引馬二而鉄炮も三挺為持候之由也、夜中万之進來

廿八日、己辰、晴或曇、暖也、夕方西向寺・妙慶院へ參、六丁目御館へ為窺御機嫌罷出、夫方森岡・木野・水谷へ見舞、入夜歸ル、森岡・木野二而酒出ル、木野痘兒弥順快、最早結枷二相成、致安心候由也、水谷之方此間田野浦へ人遣候処、先同方之様子も案思候程之義二も無之、おたけも逗留二參候様申遣候へ共、夫喜多藏達而断、不差越候之由也、大光院様御法事今日御結日之由、出羽様・遠江様二も兼而者御詰も被成候思召之由之処、先日以來御風邪二而御両方様共今日迄一円御出事不被為在候由也

廿九日、庚午、晴或曇、暖也、例時御武具役所江出勤、夕八半時頃退、今日限り二而暫廢休故、退出掛御表・御奥共御次迄罷出御機嫌相伺也、辻清人・森岡万之進入來卅日、辛未、晴又曇、寒氣敵也、朝西向寺・妙慶院江歳暮之意兵藏代參申付也、夜木野一馬何角之謝与して入來、酒を饗入、同藤之森社司小林土佐守來、謁を乞候故逢候処、同社神着之白狐一匹之分位階未済、当年百歳二相成候故、先達而為請位代參差立候処、其人用弘方昨今二相成甚差悶困入候二付、何ぞ考共者有之間敷哉之旨二而内談有之、勿論及昏暮如何共愚考無之趣及固辞也、御時合二付歳末祝詞之往来も無之、寂寥たる歳暮也、乍去小子二於て者当秋大病二付而者莫大之物入相嵩ミ、甚及困縮候訳二候へ共、米俵案外之高直且去春御加増拜領、当暮御仕向相応被下置候故を以先程々に相仕舞候段、実二君恩親恩之然らしむる処与感戴二不堪候也、右之

〔通二候へ共、両日寺例年之鉢米、靈供米并二医家薬謝程者其儘此間中夫々取計、其外一緒内初出入之者共迄之諸祝義者皆々来春へ延置也、尤近隣之子弟手本を授候先方者祝義之意、輕品到来之向も彼是有之也〕

(表紙)

<p>家乘</p> <p>統編卷之十六</p> <p>安政六年</p>

人皇百廿二代

御諱統仁

弘化丁未御即位、從神武

元年辛酉二千五百十七年

今上皇帝御宇十四年

安政六年龍次己未

平天二年

源家茂公 德川家康公十四代、從安政戊午

治国二年

源茂長公 淺野長政公十三代、從安政戊午

齊家十二年

紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申

御壽四十五

兄弟方

寅卯之間

家乘統編卷之十六

安政六年己未 村上七世彦右衛門邦裕君綽謹記

正月 大

元日、壬申、晴、暄、夕曇、寒、節分也、慈君奉始何れも平安加寿、御国喪者今日方明候得共、此方様御中陰中二被為在候故、御家来一同新禧之祝式一切無之、黎明起出、終日閑暇無事也、於御城者今日殿様此度御家統被為在候御歡、御西殿様江之御帖付并殿様江年頭御祝詞之御帖付、諸士中御歡之回勤有之、依之而年頭之回勤者今日者無之、追々に有之筈之由也、夜節分なれ共豆囃子も無之、門戸之柵鯉等も不指候也

二日

立春

二日、癸酉、晴或曇、寒し、立春也、夕堀尾へ囲碁二行、酒出ル

三日、甲戌、晴、暄、朝霜繁、冷強、午前蔵田和太郎御忌中之様子不承知之由二而為祝詞来、家来へ認為致候間有合之酒を饗入、夕堀尾眠石翁囲碁二入来、酒を出入、今日少将様江年頭御礼之御帖付、惣登城有之候由也

四日、乙亥、曇、温、夕雨

五日、丙子、曇又晴、余寒緩、水風呂入浴、朝森滝之助祝詞入来、此節之御時合不承知之由也、夕山中碩庵老来儀、予弥快方、今少之事二相成候段被申也

六日、丁丑、曇、風吹雪飛、余寒烈、凝甚、今日御役所出勤初二付例時出勤、夕八時頃退、例年之通平服也

七日、床飾

座敷

精忠掛軸

瓶花 白梅

七畳間

蓬萊軸

瓶花 白梅

具足箱上兜

矢車

四畳半

(重飾)庭田公御懷紙軸

掛瓶 白梅

一読書始

大学三綱領

一吉書始

*われ見ても 久しく

なりぬ 住吉の き

しの姫松 いく代へ

ぬらむ

七日、戊寅、朝敵凝、霜如雪、余寒烈敷、午後暄也、今日方御忌明二付、年頭之御祝式被為在、今朝六半時揃二而御礼も被為受候二付、銘々宅二於ても凡元日之式取行、門而今曉寅刻方起、神拝・廟拜・大福・屠蘇之祝、雑煮等迄何も例年元日之式取行、門飾・床飾・所々輪飾・神仏備等之義も皆夜前及深更取計置、今曉火を改而燈明等者上ル也、読書始・吉書始等も勿論今朝行ふ也、朝日之出過、麻上下着出仕、御礼始候前於御居間御目見被仰付、御家司中引統同勤一同脇指帶儘罷出、益御機嫌好被遊御超歳、御身祝・御規式等無御滞被為濟奉恐悦候段予方申上ル、周防様江之御祝詞於御次御用達伊藤徳之助迄申上、出衛様二者御部屋二而御逢被成、是又御家司中引統脇指帶儘罷出、御祝詞并御超歳御規式濟之恐悦申上ル也、四時頃御礼被為受、於御書院御礼申上ル、奏者御出頭佐藤益之丞也、夫方御奥へ罷出、御宇衛様御目見被仰付、御祝詞并御超歳等之恐悦申上、御手付蓬萊熨斗被下之、巳鼓後退出、万之進・清人始賀客数人有之、万之進・平野藤吉郎へ致祝盃也、夕御多門内渡辺・堀尾始祝詞回礼二行、小倉・岩崎二而達而被留、祝盃出ル

八日、己卯、雨、終日蕭々、寒し、朝方祝詞回礼二出、右近様御留守・主水様并六丁目御館江罷出、両旦寺へ參、其外左之通江勤ル、右近様二而御客对今井八十郎、主水様二而御出頭栗原甚兵衛出會、六丁目御館二而者御目見被仰付、御次二而吸物・御祝酒頂戴仕ル、木野二而祝盃致し、昼認出ル、森岡二而も致祝盃也、両寺二而者如例年玉一封相贈候也

久野秀太郎 井上市太郎 脇本武兵衛 坪内久米之助

福山寛右衛門 須藤並人 中川新太郎^{*} 河瀬喜和馬

丹羽庄司 妙慶院 白神社^{後印之処} 森岡万之進

八島周軒老 水谷八十郎 木野一馬 吉田清太郎

南部要人^{此所} 近藤玉之進 山村静登^{後藤松軒} 西向寺

久野八十助^{森岡} 冲和多理^{△印之所} 三宅春齡^{印之所} 八木広次郎^{*}

右相勤、夕八時頃帰毛、供列昨年之通若党・小者・槍持也、^{*}此度東本願寺・興正寺方御悔御代香与して御使僧有之、旧臘廿八日当所着、今日於御客屋御受引有之、国泰寺へも参詣有之候由、興正寺之分与相見、予五町目之処二而遠合方出会見受ル、余程之供列二相見ゆる也、制止毛有之候二付少し扣罷在、其内二舛屋小路へ被通過也、^{*}今日者勤二出候故、林太郎八俣勝蔵を玄関詰二雇置也、^{*}今日岩崎常介祝詞入来、致祝盃候由也

九日夜、慈君辻へ御出、御逗留被成也
九日、庚辰、晴又曇、余寒強、^{*}例時出勤、夕八時退、^{*}今日饊を製、田中実五郎・小人三次如例来くれる、栄作妻も来ル、林勝蔵も昨日方直二居、手伝呉る也、^{*}祝詞客来多人数有之、岡本主馬殿采儀、謁を被請候得共、座敷取乱し居候二付不快二托し

十日朝、藤川甚吉郎へ致祝盃也、^{*}御吉例之通今日御方々様御身振り御開キに付、不相

更御切餅頂戴仕、御両所様方者於御館御用達、御奥付方被達、於席御請相濟、六丁

目様方者室角左源次、北御部屋方者石井寿兵衛方紙面二而為持来ル、夫々返書二御

受申出ル也、^{*}此間以来昼夜時々軽地震・地鳴等有之也

右献廟、あふりて
十日、辛巳、晴、余寒厳也、^{*}例時出勤、夕八時過退、^{*}夕桑原吉郎二入来、致祝盃

黄粉餅

海苔

十一日、御吉例之通御具足御鏡開二付、從御兩殿様不相替御切鯨頂戴被仰付、留守中御用達方坊主を以為持来儿由、帰宅之上謹而頂戴、紙面を以御請申出儿也

其外祝客彼是有之

十一日、壬午、晴又曇、霰飛又晴、余寒殊二厳也、朝方祝詞回礼二出、夕八時過帰宅、左之通勤、藏田・藤川・辻三而致祝盃、佐藤・松本二而も達而祝盃を被出

一井嘉内

山本十四郎殿

中村每次郎

岡本主馬殿

藏田和太郎

下瀬孫平殿

山中碩庵老

吉本恒之丞

永井仲之助

佐藤益之丞

藤川毎登殿

三宅吉左衛門

辻清人

松本良伯

土屋政之進

菅馬之進

菅平磨

竹腰恰殿

右岡本主馬殿二而者通而謁、此間来儀之節謁を辞候故也、山本十四郎殿二而者此間御小姓組御取立之歡を毛述、途渡部秀之進并上月辰之丞へも帳迄参儿也、極夕水風呂入浴、木野一馬・松田健蔵祝詞入来、致祝盃候由、其外祝客彼是有之、渡辺雅登も見へ候之由也、藏田二而新婦二始而逢、去秋七月二迎、居合も宜敷之由、里者同列木本吉太郎与申仁二而兄之由、其節八木広次郎方当家江も相談旁為知候筈二頼置候之由、同人失念歟、是迄何たる様子不承候也、和太郎妹おつねも、同列日置十太倅権蔵妻二所望二預り、誠二火急之事二而去儿七日二任其意二及決答、其晚娘分二而矢庭二一応引越候由、右権蔵昨日江戸へ罷越候之由也、夕方具足之鏡を祝ふ也十二日、癸未、晴或曇、余寒殊厳也、海蔵寺へ年頭之御参詣御用番二而御不参二付御代参被仰付候二付、五時過出宅、御代参相勤、今日者御惣靈様江之拜也、九時過罷帰、直二御館へ出、夕八時余程過退、同刻周防様二も御参詣、於海蔵寺御直二御

機嫌を窺ふ也、来ル十七日方廿二日迄於国泰寺大光院様別段御法事御執行有之、并来月十一日・十一日御百ヶ日御法事御執行有之候間、銘々其心得可有之旨御移檄有之也

十三日、甲申、曇、余寒強、夕少緩、朝素読所講釈始二付出ル、恒例之如く白鹿洞書院揭示、講師湯川新太郎也、相濟直二出勤、夕七時前退、夕方曇、温、夜雨、夜万之進來ル、酒を饗、致祝盃也、来ル十六日諦聴院廿五回忌法事致候二付、十五日夕八時西蓮寺を招候間、其節来くれ候様申也、左之通御移檄出ル

殿様御名旧臘廿六日安芸守様与御改被遊候、右之趣支配方未々迄可被相知候

為五郎様御義去年十一月廿七日御前髪御執被成、同十二月十五日南部丹波守様御同道二而御登城、月次之御礼初而被仰上、同十六日御登城、御叙爵被仰出候旨内藤紀伊守様被仰渡、御名石見守様与御改被成、同廿一日御礼首尾克被仰上、并殿様御先名御譲り被遊、同廿六日御伺濟、近江守様与御改被成、且又殿様御家督御相続之御礼被仰上度段御願右同日御差出二相成候旨、夫々御年寄衆方御連手紙二而被仰上候由也

十四日、乙酉、雨罷、午後晴或曇、余寒緩、御門前左義長御吉例之通相濟候由、朝辻清人入来、当年いまた祝盃不致候之故致祝盃、雑煮を饗ス、午後森岡おます来ル、暮前歸ル、兵蔵を送り遣ス、来候節者小島左源太伴来候也、波多野清太郎来、権祐方方便り有之、旧臘廿七日江戸着致し、道無滞御供致候由也、堂上方御上り二而御路間二相成、八日計一所二御滞留被為在候之由也

十五日夜

月蝕

皆既

十七日

雨水節

十五日、丙戌、晴、暄、朝表御長屋之方祝詞残りを務ル、例時出勤、夕七時頃退、今日山下角大夫殿御立入、始而被出候之故始而謁入、退出後森岡へ行、最早寺毛披牛後也、池田万次郎・小島左源太・高木来助会、膳并酒出ル、入夜帰ル、行掛西蓮寺へ参、長喜大夫室不快を訪也、奥田へも旧臘茶を被贈候謝旁二行
十六日、丁亥、曇、余寒強、朝森岡法事二付西蓮寺へ兵藏代参申付、并妙慶院へも代参二遣又也、御寄合二付五時過出勤、夕八時過退、三宅吉左衛門江戶御使者無滞今夕帰着之由也

十七日、戊子、晴、余寒烈、朝五半時頃地震、奥田隆玄院跡りせ夜前山田之方へ当分同居いたし候由、就右山田多喜登案内何角之為挨拶昨夕来ル也、夜中余寒殊に猛烈、予病後畏寒尤甚、深更雪霏々

十八日、己丑、朝雪薄積、後晴、余寒猛烈、例時出、夕八時過退、昨日方別段御法事中諸稽古事廢業也、少将様其外上々様方之御法事与相見ゆる也、兵藏当季七其儘遣くれ候様此間田中実五郎を以願出候二付、其儘使ひ遣候筈二答置也、婢毛其儘也、兵藏今日六ヶ所観首巡拝致度由願候二付遣入、今晚丑鼓前出、入夜帰ル也、

夜中畏寒保護早臥

廿日夜、西之方出火騒、寺町裏非人小屋焼失之由也

十九日、庚寅、曇、余寒酷冽、例時出勤、夕八時過退、夕山中碩庵老来儀、家小左腕を刺絡し被呉、予不快誠に今少之事二相成候、今暫煎薬致服用候様被申、(煉カ)者最早此間迄之限二而休候様被申也、辻清人人来之由、夕水風呂入浴
廿日、辛卯、晴、余寒強、午後海蔵寺へ拝参、和尚・隠居和尚与毛此節国泰寺へ参

詣被居候由、不謁、帰途上野彦三郎へ昨秋之挨拶旁卒与寄、日入頃帰、今日者病後始而之遠步行二候処、往来共無滞致候へ共、帰路者^{*}己斐松原辺方追々腰痛甚敷困り候也、今朝以来少々風邪之気味二有之候処、帰宅後頭痛甚敷候二付臥、夜半発汗二相成也

廿一日、壬辰、晴、余寒強、夕曇、頭痛未治、悪寒も有之候故出勤不致、紙面を以同勤兩人へ案内申出ル也、山田多喜登・隆玄院跡先達而忘明二付何角之為挨拶人来、

堀尾善大夫出勤掛謁を請、御用向申談、慈君夜中從辻御歸り被成、夕方頭痛強

廿二日、癸巳、曇時々雪飛、余寒冽、今暁来頭痛大二輕、西向寺江兵藏代参二遣

入也、渡辺・堀尾方見舞使来、上野彦三郎此間訪候謝入来、夜森岡万之進法事之

挨拶二来、酒を饗、暫話入、夕方頭痛治入

廿三日、甲午、晴、暄、余寒緩、終日在蓐、夕方又々微頭痛有之、御吉例之通、御

家祈祷無御滞相濟候由二而御供物御分賜被仰付也、夜辻清人来話、饗を饗入、堀

尾眠石・小倉甚右衛門為見舞入来、少将様為御保養当春御帰国被遊、直二三之御丸

江御住居可被遊旨被仰出候段御年寄衆方被申上候之由也

廿四日、乙未、暁来雨、温、風邪至而輕微之事二者有之候得共、颯破離無之候二付、

山中氏を申遣し診を乞、至而微邪二候へ共、少々熱有之由二而其方之薬を被患也、

於京都自高謙院様不相更扇子・盃之御二品拜領仕、幾田方大島五兵衛通来ル、謹

戴、御請者五兵衛迄申出ル也、旧臘海苔差上候返書も幾田より来ル也、主水様御医

師三宅春齡此間致病死候由、同人者少々学問も出来、近来医業余程盛二被行居、且

廿三日、藤之森社へ去

秋予病氣之節御祈祷相頼

其以来いまた得拜参不致

余り延引二相成候故、今

日兵藏を代参二遣し、釣

燈一ツ、蠟燭料並二御初

尾を添神前二備ル也

廿四日、御番頭浅野助

九郎殿此度御役成爲誓詞

今朝此御方様へ被罷出、

御例通無滞相濟候之由也

〔廿五日〕

一御児小姓御免

由良嘉久馬

一御児小姓

岡島平之進

一御当用方在宿

岩崎常介

武内純介

星野武平次

一 高木来助

* 岩崎瀨平

右自今御当用方江日參、

御省略方御用向取計可申、

尤是迄之勤向其儘兼相勤

候事

* 中島庄七

岩崎瀨平

右御紙方御用向高木来介（助）

同様相勤候事

引痘者広島二而之巨擘二候処可惜事也、行年四十五歳之由也

廿五日、丙申、晴、温、夕曇、夜雨、予弥快方二候得とも頭痛今以透与不治候故終

日在蔭、御家来中御番改之御褒美臘裏御時合中二付御延引二而、今日夫々御達し有

之候由、素読所諸生出精之御賞与して紙被下候も今日被行、何れも宅へ御受二来ル

也、今日左之通御役替等有之候由也、由良嘉久馬者先頃以来肺癰二而駢々無之、内々

御役歎候由也、御世帯御取縮筋之義二付而者昨年被仰出候趣も有之、其後追々諸向

方申出候趣達御聴、此度御役所御人配等之義被仰出候間、掛り之輩厚申値、御為筋

万端無油断取計候様、御勘定奉行矢野犀右衛門江演達有之、何角御取締之廉々談之

上、尚同心心付之義申出候様二与被仰出候由、何分御世帯も四五ヶ年以來之処二而

者追々御差繰御六ヶ敷、菟角御不足立年増二御不手繰二被為在候御様子之処、犀右

衛門御役成以來甚苦勞二致し、御役向へ厚力を入候方、段々同人内願之義も申出、此

度右様被仰出候趣、何分結構之事共也、夕渡辺雅登入来、御用談也、〔昨年中孝義

之者御賞被下候義、例年之通御勅書出ル也、〔来月初午祭礼五日之処、御百ヶ日未被

為濟候二付、一二之午十六日・十七日御祭礼被行、諸人拜參之義例年之通被仰出候由

也、〔今暁卯刻頃地震有之候由、予者不覚、此節者時々震有之趣也

廿六日、丁酉、雨、温、予益快、朝頬髭を剃、髪を理也、〔宝国祥月二付妙慶院へ兵

藏為參也、〔夕小倉甚右衛門見舞入来、折柄内談事有之、跡二而酒（掛柳）出、松本良伯も

見舞二来呉、一緒二酒を饗ス、〔森仙太郎昨日岡島平之進被仰付之吹調与して入来、

〔夜堀尾善大夫入来、御用向申談也

一 御当用方へ日参
煮方其儘兼

永野武八郎

右諸買入物御用相勤候事

一 御作事所詰

林 太郎八

一 岩崎鉄右衛門

右自今諸品方江加り相勤

諸品・諸御道具引請、御

普請作配、諸買物約方等

之儀専立合、御為筋厚申

談候事

一 田中実五郎

右平常御当用方へ罷出二

不及、御台所へ罷出、御

道具之義専引請相勤候事

右以下略之

廿七日、戌戌、晴、暄、今曉七半時頃出火、南方二当焰氣見ユ、御下屋敷之囲二当候

故、引籠中なから出ル、尤尚悪寒有之ニ付例出御場所へ一応出、直ニ御館へ上り詰

ル、天神町川成清岸寺向側少し上之由、御下江者雅登被出、予者夜明候頃迄見合、御

機嫌与して御次江出、引取、朝五時江過及鎮火也、平野藤吉郎誠ニ近火之事ニ付、

早速為見舞兵藏遣ヌ、諸道具跡仕回見合せ午後帰ル、天神町北組・南組二而三拾二

竈拾四棟、木建十ヶ所、瓦蔵三ヶ所焼失、火元者佐伯屋何某借屋愛蔵与申者之由也、

夕方山中碩庵老采儀、予風邪最早格別之事ニ者無之、月代別候而モ不苦由被申也

廿八日、己亥、曇、寒、予快方ニ付例時方出勤、夕八半時退、夕松本玄順・水谷

八十郎為祝詞入来、八十郎継目之御礼此間相濟候之由、達而留候へ共外勤掛之由ニ

而速ニ去ル、慈君夕午後より波多野江江戸留主見舞旁御出被成、松田へモ御出、兩

家ニ而饗有之候之由、入夜御返り被成

廿九日、庚子、曇、風吹、余寒敵也、雪時々霏々、堀尾善大夫・矢野犀右衛門入来

御用向也、予風邪快方之处、いまた透与無之ニ哉、夕方又々頭痛差起、入夜益甚敷

候之故早臥

卅日、辛丑、曇、有時雪飛、余寒猛也、夜前夜半後方頭痛者治候へ共悪寒有之、邪氣

未去様ニ覚候故、今日者又々出勤不致、其段同勤へ及案内也、小倉甚右衛門入来、

今日者又々山中氏へ風葉を請ニ遣し服ヌ、平野藤吉郎此間近火之節之謝ニ来、暫

話、飯を饗ヌ

二月 小

朔日、壬寅、晴、余寒猶嚴也、頭痛者弥治候へ共、惣体未復候故今日も在蓐也、森岡万之進來、飯を饗入、夕方水谷八十郎來、手本之義頼二來也、且來ル五日夕參候様二与申也、此間祝盃不致候故卒与致祝盃、雜煮を饗入、如例年附足輕之御切米切手渡る、今日米価諸郡米百四十三匁之由也、此節少々下落之由也、渡辺雅登申合せ、北御部屋へ礪の雪廿入一箱御内々差上ル、右者御茶事御相手毎時罷出候御礼心、旧臘可差上処、御時合中二付差扣ル也

二日

啓塾節

二日、癸卯、晴、余寒強、午後曇、啓塾、慈君午後妙慶院へ御參、夫方森岡へ御出、入夜御帰被成也、弟婦子供共不残伴ひ來、宿入、予快方二者候得共、微熱透与不去様二被覺、菟角惡寒之気味有之二付、今日も在蓐也、森仙太郎就内談事入來、旧冬方尾道之医師新田良伯与申者当所へ參、内町二逗留罷在、殊之外上手二而、同人も先達以來藥を乞候処、年來頭上之病余程快趣申也、三宅吉左衛門江戸歸着何角之為挨拶入來

三日、去月十五日公方

様へ御目見人名

浅野右近様

御中老格

浅野外衛殿

御年寄

*杉田相模殿

御番頭

左 *寺尾佐兵衛殿

同

*大橋和多理殿

三日、甲辰、暁來雨、温、今日者大二快方也、昨朝井口喜久馬入來、勤向心痛之義二付内談事有之、殿様去月十五日御登城被遊、御家統之御礼首尾能被仰上、御先例通右近様始御家來五人御目見も有之候之旨、并少將様為御保養当春御国元へ被為入候思召二付、御伺書先月十八日被差出、統而御願書も被差出候御含之由、且又将軍宣下被為清候為御祝義、公方様・天璋院様より御拝領物被遊候旨等御年寄衆方被仰上候由也、石井寿兵衛度々入來、御用向也、夕森岡弟婦・子供等歸ル、兵藏送

〔四日、京都之者方書狀之写〕

水戸殿家来

鶉飼吉左衛門

同人倅
同 幸吉

此三人松平飛驒守預り

鷹司殿家来

小林民部権大輔

菊南伊織

三園大学

此三人榊原式部大輔預り

京都儒者

宇喜多一蕙

同人倅松庵

池田大学

松平丹波守領分信州松

本町人

堤屋
*茂左衛門

堤屋十兵衛

宰領

り遣入也

四日、乙巳、曇、風冷甚、余寒厳、四山皆雪之由也、予弥快方、今日者蓐を徹候得共、余寒余り二強候故厭而理髪等者不致、要慎罷在也、湯川新太郎・大島五兵衛為見舞入来、尤五兵衛者御用談も有之、跡二而緩話、酒を饗入、水谷八十郎入来、兼而明夕參候約之処、尚又来ル八日二參吳候様二与申来也、夜岩崎およし入来、深更迄話入、当年始而故不取致祝盃也、旧臘重キ囚人江戸へ被牽、警固之人數凡三百人、不残鉄炮切火繩、其上二通行筋之國々方者頭体之者四五人馬上二而組子二三百人引列、前後を押、網乗物五挺、伏せ籠六ツ、不怪厳重之事之由、既三宅吉左衛門江戸逗留中見受候由之処、此節沖和多理方丹羽四郎兵衛へ申越候処二而者、鷹司家御家来、水戸侯御家来、其外京師儒者、信州辺町人等之由相聞候之由、何分東西之御嫌疑今以不解、當時二而者水戸老公も專異國御一味与申様之御疑も有之歟之風説も有之、実二天下洵々たる趣、苦々敷事共也

五日、丙午、曇、余寒強、今日も風寒候故用心罷在也、波多野清太郎来、小林彦左衛門方之書狀届、江戸方も書狀昨日来、右近様二も去月下旬方当月初へ掛江戸御立之筈二申来候由、渡辺雅登室安産、男子出生之由、使を以歎見舞申遣入也

六日、丁未、曇、暁来雪飛、余寒冽也、宮崎藤九郎方書狀到来、深江静衛母去月廿七日病死之由為知来也、渡部九兵衛殿・大野木昇殿、今日為御館入始而被出候由為挨拶被来、就右岡本主馬殿も為挨拶被来、調を被乞候得共不快二付辞入、昇殿者主馬殿也、予風邪弥快方二付夕致理髪、月代も剃也、長槌今日者少々腹合ゆるみ

源右衛門*

江戸三河町三丁目

辰次郎店

仁三郎寄子

*清七

此六人者入牢

右之通之由二候得共、子
細者一円不相分候之由也、
池田者池内之誤歟、左候
へ者智恩院之御儒者二而、
先年超徳院様京都御逗留
中御出会御唱和被成候陶
所与申仁也、いかゝ

十日、岩崎法事者常介
実母是信院三回忌也

候故山中江申遣葉を乞、真之一時不遠りより之事与被考、気軽ニ遊戯いたす也

七日、戊申、晴、久振二日光を見、余寒者依然たり、予弥快二付今日方致出勤也、
当月者予月番受之回り故、今日方直二予引受也、夕八時過退、水谷八十郎入来、明
夕弥参候哉否猶又尋ニ来候也、長檜義其後者通も留り快方也、夜木野方見舞使来
ル、京都芝山様方御年玉与して烟管・烟草入頂戴仕ル也

八日、己酉、晴、余寒依然、兼約之通二付、夕方より水谷へ行、出掛渡辺へ此間安
産之悦二行、御館へ為窺御機嫌罷出、夫方参ル、木野へも寄、伯母氏此間方御風邪
之由、御平臥也、同方二而卒与酒出ル、水谷二而者木野一馬与予兩人也、去月十五
日跡目御礼済之祝酒、年始祝盃旁之由、酒饗有之、茶漬も出ル也、入夜帰ル、高崎
弥五郎来、物置之屋根取葺を葺替呉る也、辻清人入来之由

九日、庚戌、晴、余寒又返ル、殿様御家統之御礼被為済候二付、御両殿様へ御歡御
帖附惣出仕之由、御登城被遊候付五時過出勤、退又例時出、夕八時過退、退出後御
用談有之、雅登・善大夫相見、極夕迄御用向申談、跡二而酒を出ス

十日、辛亥、晴、午後余寒纒緩、例時出勤、夕八時過退、夕方岩崎へ法事ニ被招
行、妙風寺、菅馬之進・武内純介・平野藤吉郎・西川理三郎・森山源之助・岩崎瀨
平等会、有饗、入夜帰ル、右案内昨日常介来候由也、夜森岡万之進見舞ニ来

十一日、壬子、晴、暁雨、温、国泰寺へ為御寺詰御出被遊候二付極朝出勤、夜明
頃地鳴強、震動者輕し、岩崎法事二付妙風寺へ兵藏代参申付、昨今於国泰寺大光
院様御百ヶ日御法事二付旦那様御寺詰被遊、右者上方被仰出候義二者無之、旧臘御

法事之節者御朦中二而御寺詰不被遊候故、今日者御噂被遊候而御詰被遊候也、北御部屋へ午後出ル

十二日、癸丑、晴、寒、例時出勤、夕八時余程過退、水風呂入浴、岩崎常介法事之謝入来

十三日、甲寅、曇、風吹、余寒又返、例時出勤、御宇衛様今日九時御供揃二而白神社方禪林寺・本照寺江御參被遊候二付、直二為御供罷越、平服、供列若党一人、槍持・手回り・合羽籠也、被為人掛船場方横町・櫓下通り被為人、例之通御與御次迄出、老女江御機嫌相伺退也、佐藤益之丞入来之由

十四日、乙卯、晴、風吹、寒冷強、午後為窺御機嫌御館へ出、周防様今日九時御供揃二而北御部屋へ御出被遊候二付、為御取持罷出候様被仰、夕方罷出、御茶事御会席有之、御相手仕ル、入夜亥鼓頃御茶事相済、猶又御酒被進、御相伴御取持仕、子鼓後御立座被為在、退出、彼是御馳走被進、御相伴二而頂戴仕ル也

十五日、南北庭、梅花此節満開也

十五日、丙辰、快晴、朝冷後暖、例時出勤、夕八時過退出掛北御部屋へ夜前之御受二罷出、夕橋本屋周五中津屋はつのを伴来、宿入、夜辻清人入来、到来之河漏を饗入

十六日、丁巳、快晴、朝冷後暖、例時出勤、夕八時過退、水谷八十郎来、森岡万之進入来、妙慶院へ兵藏代參申付也、慈君午後三之御丸稻荷社へ御參被成、はつのも周五も參候由、夜辻妹来宿、八十槌・お竹并山県妹・八十槌乳母毛来、皆々宿又也

十七日、戊午、快晴、朝冷後暖氣也、森岡後室夕方おさよ・おますを連被來、平野藤吉郎妻も來、極夕藤吉郎も來、夫々酒飯等饗入、中津屋はつの・橋本屋周五共今夜廿市夜舟便(日服方)二而歸ル、慈君も一緒二御出被成也、舟元迄兵藏を付遣入、夕辻清人來、妹其外も入夜一緒二歸ル也

十八日、己未、晴、暄和、始而春色を覺、今日素読所会読二候得共月番故不出、此後者月番引受之月者御用向差間候二付不罷出事二被仰出也、例時出勤、夕八半時頃退、朝小倉甚右衛門入來、同人相談事之義二付呼候也、殿様去ル七日御登城被遊候様前日御奉書御到來、同日御登城被遊候處、御先規之通於御前御一字御拝領、被任叙從四位侍從、御盃御頂戴、御腰物御拝領被遊、御名茂長公与被為付候旨、并近江守様同八日御登城、此度参向之勅使御馳走御用被蒙仰候由、御年寄衆方被申上候由也、右御任官等之義者、近日山田都津記殿を以被仰越候筈之由也

十九日、庚申、晴、暄、例時出勤、夕八時頃退、夕方伝福寺大寿院殿墓所へ拜、藤井首次郎江戸留守を訪、平野藤吉郎江年頭無沙汰いたし候二付訪之、同方二而酒を出入、及暮歸、御所様今日六丁目御館江御出被遊、御宇衛様御供善大夫被罷越也、夜六半時頃有地震、地鳴甚

廿日、辛酉、快晴、暖甚、朝御館へ出勤、午後神田社へ参詣、池田加賀方二而神酒を出入、歸り三宅吉左衛門へ先達而江戸帰着之悦二行、辻江寄、同方二而酒出、夕方歸ル、佐藤益之丞今日吉田儀右衛門殿方学甲州流軍学免状を授り候由也、左之通御移檄出ル

少将様為御養生当春御国許へ御暇之義、從殿様御願被成候処、去ル二日御願之通被仰出、御拝領物毛被遊候、右二付同十六日御発駕被遊候筈二候

右之趣不洩様可被相觸候 二月十九日

廿一日、壬戌、曇後晴、暖甚、於松栄寺温恭院様御法事二付、殿様御名代を御勤被遊候二付、五半時前出勤、夕八時過退、今日者御出宅被遊候節御玄關へ御送り罷出、被為入候節毛為御迎罷出ル也、夕射場へ出、去年八月以來始而射を執、愈気力之復を覺也、辻清人・水谷八十郎来、此節江戸旧臘之風聞を承候処、去ル四日之記二有之京都方被引候囚人者皆水戸老侯之御手先二而、去夏方京都方段々御難題之叡慮等下り候毛、全水戸老侯方御内通事二有之趣之処、去秋御老中間部下総守侯京都へ御登り二而、右御工三事之一条巨細及露頭候者と相見、実二大变之至、就而者江戸於御評定所追々御彈有之、何分国主御大名方者大方不殘御不首尾、追々皆々御諭し二而御隠居与申沙汰毛有之、仙台侯者御国二而御切腹、薩州侯者御国元二而御家老共致殺害、是等者全一大事之義二付右之通与相聞、就中御評判悪敷者阿部侯・土佐侯・伊達侯・黒田侯・藤堂侯・備前侯・長門侯・南部侯之由、其外毛無疵之御方者無之、只加賀公・細川侯・上杉侯計御悪評無之由、乍去神祖東照君御仁徳之御余沢いまた不尽、徳川家之天下御大丈夫之趣二而、井伊侯御大老始近頃御再勤被為在候御老中方者天晴之御英才ト相見、殊二当將軍様誠二御聡明二被為入候由、何分水戸老公前中納言様二者不世出之御英雄二而、国家之御柱石与何れ毛奉倚頼居趣之処、案外至極之御評判、何とも不審千万之事共、此先々如何相片付可申哉、実二近年之大

廿三日

海蔵寺

右佐伯郡佐方村洞雲寺江
 転住仕度、後住之義者国
 泰寺道寛和尚之弟子大道
 和尚江伽藍附仕度段、願
 之通転住被仰付候、尤後
 住職之義者思召之趣モ有
 之候間、追而御沙汰有之
 候迄者快腫和尚へ看坊被
 仰付候

〔変、上下薄氷之思を成候之由也、〕〔夜万之進來話、酒を饗〕

廿二日、壬亥、晴、又寒、〔朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八半時頃退、〕〔西向

寺参詣不能、兵蔵代参申付、〕〔井嘉内明日江戸出立之由二而、一昨日暇乞二來候由
 二候へ共、今日も不能訪候二付、兵蔵を暇乞挨拶旁二遣入也

廿三日、癸子、晴、余寒又返、〔午前為窺御機嫌罷出ル、〕〔水風呂入浴

廿四日、乙丑、晴、余寒依然、〔例時出勤、夕八半時頃退、〕〔明廿五日隆玄院百々日
 二付、御茶被仰付候由二而、御茶の子齋六ツ御奥方御内々頂戴被仰付也、〕〔長老室

入來、不快中見舞之挨拶也、〕〔昨日海蔵寺道牛和尚願之通佐伯郡佐方村洞雲寺江転住
 被仰付、後席者未被仰、夫迄隠居快腫和尚へ看坊被仰付也

廿五日、丙寅、朝曇、寒、後晴、〔今朝御側詰山田都津記殿此度御任官二付而之御意御
 達与して被参候二付早朝罷出、尤出会二者不及、夕八時過退、〕〔今朝万之進來候由、
 陣羽織之払物を持来り見せる也、〕〔御宇衛様今晚主水様へ御泊掛二御出被遊、雅登御

供二被参也

廿六日、丁卯、晴、暖、朝寒、〔朝被為召御館江出、夫方御用向有之、六丁目御館へ
 罷出、渡辺四郎右衛門を訪、同人此間後妻を迎候由、歎をも述、実者長束千雨妹也、

森岡へ寄、午飯を出入、夫方桑原吉郎二へ祝詞延引二付訪之、達而被留、酒出る、
 〔西向寺へも此間内不参二付参ル、〕〔緒方愛蔵へも祝詞三預候挨拶二行、〕〔旦那様今夕

主水様へ時御見舞御出、直二御居留被遊、周防様二も被御招二而夕方御出被遊、出
 衛様二も御同様之処、少々御申分二而御断被成候由、〕〔夜御宇衛様従主水様被為入候

廿七日

一金三百足

佐藤益之丞

右此度軍学免許二付御褒

美

一軍学師加役

右同人

毎歳金壹兩被下之

右此後御沙汰有之候迄者

其儘出勤御宥メ、尤稽古

料者被召上候事

御切米壹石御増

御目付同格

御武具奉行

御船奉行其儘兼帯

長東市郎右衛門

常々出精、御役向厚力を

入候二付

一金貳百足

池田万次郎

年来出精二付

二付、為御迎罷越、尤御迎越与して罷越候得者被為召候二付、暮頃方罷出候様夜前雅登江

中川新太郎方噂有之候二付、暮頃方出ル、一応八畳之御間へ案内有之、御出頭中村

忠左衛門、御用人福山覺右衛門、同並中川新太郎出会、夫方御奥へ被為召罷越、御

奥奉行中川太左衛門、老女幾衛出会、挨拶有之、御書院へ出、主水様・龜之助様御

目見、御方々様二毛被成御坐、御酒・吸物等段々御饗之御品頂戴仕ル、御次江下り

候而言汁壹菜之御認毛頂戴仕ル、覺右衛門・新太郎・丸毛*(茂)文陽・石本大卿等御取持

二罷出、文陽画を周防様御好被遊候而数枚仕、周防様二毛主水様御所望二而御画被

遊、彦右衛門へも達而主水様御好被遊候二付書式枚仕ル、新太郎も一枚被書、彼是

御慰被為在也、夜半後御立退、御宇衛様被為入者曉七時二相成也、彦右衛門供列若

党・小者限、袴股立・看祥着二而連、此度申值候而夜中之御供者御略供なれは槍者

不為持事二相決、夜前之御供方右之通り仕ル也、予も主水様へ願候而文陽画を言枚

所望致、牧野馬を画被呉也

廿七日、戊辰、晴、暖甚、朝寒、早朝福山覺右衛門へ夜前被為召候為御礼參ル、帰

り西向寺へ參ル、例時出勤、夕八時過退、今日御用召有之、岩崎良之進御取立、御

祐筆被仰付、為吹聴来、歎使遣入、長東市郎右衛門・平野藤吉郎も同様吹聴二来ル也

廿八日、己巳、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、岩崎へ昨日之歎二參ル、此間

御用向二付御沙汰事失念之義有之、恐入申出、即刻不及其義旨被仰出、就右大島五

兵衛元来不弾之義有之候故之義二付、同人も恐入申出也、岩崎良之進今朝參候謝

入来

一 御役料金壹両

平野藤吉郎

常々御用向烈敷相勤候二付

一 銀五両 米原岩之助

年来出精二付

一 鼻紙代

銀三枚二被成下

卯年御借半方御宥

*野口金兵衛

常々出精二付

御小姓組御取立

一 鼻紙代並之通

御祐筆

鼻紙代卯年御借半方御宥

岩崎良之進

一 御武具方付

吉田吉五郎

足輕以来も多人数有之候

へ共略之

廿九日、庚午、晴、暖甚、午前為窺御機嫌罷出、岩崎常介此間之吹調入来、今夕到来物も有之候二付来くれ候様二与、極夕岩崎へ行、堀尾善大夫父子も被參、有饗家小歸寧、長槌も參り宿入、夜雨

三月 大

朔日、辛未、雨罷、風吹、寒、時々曇、雨落、当月者予御武具役所受也、五時過出勤、御館江も出、夕七時退、夜家小・長槌從木野歸、森岡万之進夜中来、岩崎良之進昨日之謝来候由

二日、壬申、晴、暖、朝寒、長槌義殿様御名乗之文字与差合候故、今日方千代雄槌与万葉書二改也

三日、癸酉、曇、寒、夕晴、暖、朝五時頃麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、周防様江之御祝詞於御次御用達伊藤徳之助迄申上、出衛様江御部屋二而御祝詞申上、夫方御宇衛様江御祝詞、御奥二而御目見被仰付、御手付熨斗被下之、已鼓前退、辻清人入来、祝酒を饗入、其外出入之者彼是来儿、午後堀尾へ困暴二行、夕方有饗、今日清明節入也

四日、甲戌、晴、暖甚、五半時前御武具役所出勤、夫方御館へ出、今朝木原衛門殿・大藤清之丞殿・村井清太殿息豊太郎殿御館入与して被罷出候二付、為挨拶出会、亦御武具へ出、夕例時退、夜北御部屋へ御茶事御相手二出儿、今日者天氣好候故、西郊東野遊人殊外多、賑敷候由、近頃者町方御示し事も自然与緩二相成候趣二而、町

二百

長槌事

千代雄槌

右之通文字を改ル也

三百

清明節

四百

彼岸桜満開

桃稍開

五日、江戸之出火、御屋方回者御別条無之候由、享保之御例与申者、同十七年十二月赤阪御屋敷方

出火、類焼有之候由也

浅野外衛殿今日從江戸帰着有之候之由、兼而者直二被詰、近江守様御後見被申上候由之風聞有之候へ共、虚説与相見ゆる也

人抔別而多、花見等二出候由也

五日、乙亥、晴、暖甚、夜前御年寄衆方去月廿二日晝八半時前青山御屋敷御長屋方^{*}出火、御長屋一棟焼失いたし、依之殿様御差扣之義御伺書御差出被成候処、御用番御老中松平和泉守様方御遠慮被成候様被仰上候旨被申上候由也、就右左之御趣意御移檄出ル

去月廿二日晝、江戸青山御屋敷御長屋方出火致焼失候二付、殿様御遠慮二被為在候間、於御国元も土中何れも相慎、諸事穩便二致、火元別而念入候様被仰出候

右者類焼多有之候二付而之事之由、類焼凡三里許も有之候趣風聞也、享保年中御の例有之候由也、今日者兼而祇園藤之森大明神へ御礼參可致与含居候得共止也、諸稽古事・普請作事共用捨也

六日、丙子、晴、寒、又曇、有風、朝例時御武具出勤、夕七時退、午後御館へも出ル、夕雨

七日、丁丑、曇、寒冷強、時々雨飛、西向寺へ兵藏代參申付、夜雨

八日、戊寅、晴又曇、寒冷甚、朝被為召候而御館へ出、夫方御武具江出勤、夕七時退、森岡万之進來候由

九日、己卯、晴、暄、朝冷、午後御用向二付御館へ出、八時頃退、夫方六丁目御館へ為窺御機嫌罷出、極夕帰、室角左源次昨夕病死之由為知有之候二付吊之、森岡へも寄、少将様御機嫌御旅行被遊、先月廿二日大井御渡被遊候旨申上有之候由也、波多野清太郎來、権祐義來ル十二日御供二而罷帰候筈之由為知來也

十一日夜、万之進來、兼而頼置候鉄炮掛之台を調持来りくれる也、同人細工三挺掛二而、木者栗木地渋出し也

十二日

右近様從江戸御帰館、夜前一閑田御泊之由、不相更御供立御立派二而、拝見も多候之由也

十三日

主水様為時候御見回御出被成、御兼約二而龜之助様二も御出被成、緩々被成御坐、女中も彼是御供二而参御賑敷、及深更御立座被為在候之由、御取持二者雅登月番二而被出也

十日、庚辰、晴、午後俄暖、例時御武具役所出勤、夕例時退、極夕山中碩庵老を訪、請診、久振見替候程二宜之由被申聞也、最早煎薬者休試可然、一兩日之内二者兼而約束之臘腦腎人之丸薬を製し可被患由被申也、夫方桃林江回り月二步帰ル也、左之通御移檄出

殿様御名乗茂長公与被為附候、依之長ノ字名并名乗同字者用捨可有之候、尤名乗者文字違候共唱同様之分者用捨可有之候事

但、茂ノ字用捨之義者兼而相達候通二候事

夜又左之通被仰出

御遠慮不被為及其義旨被仰出候段江戸方申来候事

十一日、辛巳、晴、暖甚、夕北方雷鳴、午前方祇園藤之森江昨年大病之節祈願之御礼社参致入、長武左衛門を頼、船二而古川方参ル、松本良伯も兼約二而伴心、帰舟一盃を催、頗雅興あり、暮過帰ル、社司小林土佐守方二而も神酒を出入、舟者西町二而借也

十二日、壬午、晴又曇、暖甚、有蒸氣、波多野権助今日御供二而帰候由、此間為知有之候二付今朝挨拶・見舞旁兵藏遣又也、例時出勤、夕七時退、御館江も度々御出向二而出ル

十三日、癸未、雨、寒、御用向有之、被為召早朝出勤、素読所講釈へ出席、其後又出勤、九半時頃退、渡部廉之助入来、吉田屋吉左衛門番頭元兵衛与云者、主人へ事方宜敷、且老母存生中孝養を尽候二付、一昨巳年御賞を蒙候義を記置候草案被頼

十四日

又吉殿御法号

桃岳清林禅童子

海棠花満開

候由二而見せ、相談之義有之也、此間長州侯御出府二付当町御通行、御客屋二而御
 小休之節御供御家老之牽馬逸し、西天神町迄參、広瀬村新開へ驅出候由之処、殊外
 悪馬二而容易二手二逢難を北御部屋小回政蔵見兼、御先方馬捕之者を助、速二捕得
 渡、先方役方大二被喜、為祝義金子被贈、余程之手柄致候由也、夜長武左衛門此間
 之謝二来

十四日、甲申、雨、寒、後晴或曇、暁七時頃六丁目様二而、又吉様夜前以来御様子
 御変被成、散々御難義之趣申来候二付、早速為窺罷出、雅登被出処、頼二而、然儿処今暁八
予先二出儿也

半時頃既二御事切二被為至候由、全体先頃以来日々御吐乳被為在、菟角御寝々不被
 成由二者候得共、此度者御搖擲之御氣味も不被為在、差寄御氣遣之御様子二者不被
 為在候処、昨夕以来俄二御容子御変被成、夜二人只様与御衰弱御加り被成、案外二
 右之御様子二被為至候由、誠二以度々之御不幸、絶言語奉恐入候御事共也、当年御
 三歳二被成御坐候し也、就右直二相詰、夕八時頃堀尾善大夫被出候上交代、引取也
其後御武具役所へ出勤、夕七時退、今夕八時頃又吉殿御死去被成候段無屹御家来
(嫌脱力)
 中江御達し有之候二付、七時前御奥江罷出、御両所様御機老女八十野迄相窺、夫方
 北御部屋へ罷出、出衛様御機嫌御側方詰合佐久間藤之丞迄相窺也、如何平服之儘な
 り、雅登も同様被出也、入夜善大夫從御下屋敷被帰、予代而出、周防様御機嫌老女
 菊尾迄相窺、其節者麻上下着也、又吉殿今晚五時御出興、御病氣建り二而海蔵寺へ
(出揃)
 御斂、被成候二付、御家司中同様御使者之間迄罷出、御見送り申上、相済尚又御奥
 へ出、菊尾へ謁、御出興後之御機嫌を伺、致退出、雅登も同様也

十六日早晨

熬酒わへ

油あけ
こんにやく

御皿

香たけ
大根
人参

けむ

白味噌

御汁
竹輪
小椎たけ
青み

御飯

御香物

青粉わへ

御坪

くわゐ
独活
竹の子
ふき
椎茸

御平

飛龍頭
山のいも
三ツ葉
木の芽

十八日

御用人並

御役料並之通
足輕言人御附被下

佐藤益之丞

一 御武具方引請之事

十五日、乙酉、晴、暖、御先手者頭寺西権六殿今朝御立入始而被出候二付、五半時頃出勤、初而謁入、午時退、午後右近様へ此間從江戸御帰館之御悦二出ル、脇本弘謁也、素方平服也、八木広次郎へも、此間少将様附御広式御歩行目付被仰付候為知有之候二付、悦三行

十六日、丙戌、晴、暖、先考御忌日二付如恒規宿戒・晨起・礼服・献膳・献果・祭祀之式相濟、先妣廟毛奉配祀也、朝妙慶院へ参詣、例時御武具役所へ出勤、夕七時退、御館へも出ル也、少将様夜前海田市御泊二而今日九時頃三之御丸へ被為入候由、当度者御並様方・御中老格者御出迎無之、被為入候上早速三之御丸へ御出、御機嫌御窺被遊、御目見之上御熨斗御頂戴被成、御盃事者無之候由、御年寄衆以下者御途中御出迎、御目見有之、尤御辞者無之候由也、千代雄槌御入拜見二参、森岡万之進来候由

十七日、丁亥、晴、暖、朝御寄合二付出勤昨日之処、少将様御入二付今日二相成候也、四半時退、午後一井嘉内江戸留守を訪、冲和多理江戸帰着を訪、松田健蔵・波多野権祐へ年頭無沙汰之挨拶且権祐帰着悦方訪、栗原直之進を訪、長束市郎右衛門先達而之歡旁訪、波多野二而酒出ル、市郎右衛門方二而者折柄かね宿下二而一類内を会候由二而達而被留、夜迄話、段々有饗也、夜雨

十八日、戊子、雨、終日風強、寒、朝素読所会読へ出席、夫方御館へ出勤、夕御武具役所へ出、七時退、朝長束市郎右衛門来、昨日参候謝也、今日佐藤益之丞御用人並被仰付、為吹聴入来、平野藤吉郎も御多門御貸被下、吹聴二来ル也、夕佐藤へ

一月番并御小姓組支配、他向連名者被差除候事

一御奥通り其外諸事外用人之通り被仰付候事

二御役料銀式枚二被成下

右同人

二御出頭定加御役料金千疋二被成下

菅馬之進

二御多門御用二付被召上

長喜大夫

二右同人跡御多門御貸被下

平野藤吉郎

十九日

穀雨節

十六日之補

夕御茶

さゝけ飯

右献廟之余、辻・森岡へ

贈

歡二行、有饗、入夜帰、堀尾善大夫伴心也、今日少将御帰国二付而御歡之御帳附登城有之、旦那様二毛御登城被遊候也

十九日、己丑、朝寒、晴、穀雨節、朝辻清人来、朝弓術稽古二出、今晚寅鼓頃有地震

廿日、庚寅、晴、寒冷、例時御武具役所へ出勤、夕七時退、朝慈君從中津屋御歸り被成、(橋本屋(郡脱力))周五送來、夜前廿日市番船便二而江波迄御歸り被成候由也、御逗留中去ル十六

日敵島へ御渡海、神能御見物被成候由也、六丁目様方桃岳殿御初七日二付御茶被仰付候由二而、御茶の子一重拝領被仰付也、森岡弟婦小倉へ来候由二而卒与来ル、万

之進毛射場へ出候由、夜中来、隆玄院養女リ廿忌明後一応実家へ引取候処、此度下地之御多門其儘御貸被下候二付、今日引移候由二而頼旁来ル、同方養子御番頭浅野

助九郎殿厄介大駄政次郎を囉受候筈二内約相濟候由也、政次郎者先年於江戸出奔及断絶候大駄陽次郎弟之由也、長武左衛門倅弥三郎時疫症二而殊外難儀致候由二付

見舞使遣入、夜前者大二氣遣候由也

廿一日、辛卯、晴、冷氣強、朝弓術へ出、午後御館へ毛卒与出ル、山田多喜登妹

昨日御多門へ引移候二付頼旁入来

廿二日、壬辰、曇、冷氣強、時々雨、早朝西向寺へ参詣、素読所講釈へ出、夫より御武具役所へ出勤、夕七時過退、御館江も出ル、森岡万之進来候由、夜雨降

廿三日、癸巳、雨、寒し、夕射場へ出、石井岩槌言会也、夜松本良伯来、内用事也

廿四日、甲午、晴、暖気也、例時御武具役所へ出勤、夕七時退、間二而御館へ毛出

廿二日夕

右同

右森岡計へ贈

廿五日記之異船之義其後井上市太郎へ逢候節尋候之處、和蘭船二而有之候之由也、又後二承候処宇都宮龍山与云御儒者右船へ乗込相改、先方二者殊外丁寧二取扱候之由也

〔砂見者須波二作るへし〕

凡、今日御宇衛様海蔵寺へ御参詣被遊、古江御山屋敷へ御出被遊候由、善大夫御供二被罷越、長弥三郎菟角眩々無之由二而、山中碩庵老へ診を乞度頼遣呉候様武左衛門申来、早速申遣し、夕方見舞被呉候様^由二而被来、多分廢症之由被申也、氣毒之事也、予も診し被呉、何分弥以宜敷相成候由被申聞、夜雨

廿五日、乙未、朝雨、暖、午後晴、朝就御用向渡辺氏へ参ル、長弥三郎今朝病死之由承候二付見舞使遣入、当年廿歳之由、至而伶俐二而学問を好、手跡者年齢之割方も善出来居、先頼敷人物二有之候所可惜事也、夕就御用向六丁目御館へ罷出、木野・水谷へ見舞帰ル、木野二而酒出ル、出掛奥田へ此間御多門引移、今日養子願下之歎旁二行也、長江も悔二行、夜万之進來、去ル十八日三原沖江異国船突然相見下^{。*}砂見澳江碇を卸候二付三原御家中方儒者兩人乗込、様子相尋候処、言語・文字共不相通、然る処船中之一人日本言詞二而一夜碇泊為致くれ候様達而申聞、翌早朝上方を向走去ル由、右二付三原御家中^{（虫襲）}大騒動、十五歳以上之男子分者不残火事装束二而出張被仰付候之由也、定而右船二而可有之歎、予州松山領沖合へ来候二付、漁人共薩州船与存近寄候処^{（重墨利加）}英吉利船二而、船中方日本言葉二而ヤゴ、島者何れ歎、御手洗者何許歎杯相尋候得共、後禍を恐れ不知与答候処、知るものを不知与云歎与申上を向走去候由、船者式十間余之長サ二而、蒸気煙も立居候由、全豊後海方乗入候もの[。]与相見候由、右者国吉屋何某与申者より木原慎斎へ之書状之与二而見る、甚以奇怪千万之義、不分之事共也、三原之説者、船長六十間許与承ル、未何れか是なるを不知

廿八日

知行格

御切米吉石 御増

一人扶持

御用達役
御膳番兼帶
周防様御附

山崎右内

右御奥御用向も兼帶也

一 知行格
八人扶持

隆玄院名跡

奥田政次郎

一 御目付役
御役料並之通

森岡万之進

一 御切米吉石御増

井口喜久馬

右年来出精相勤候二付

一 御兒小姓御免
御奥詰

右同人

廿六日、丙申、曇後晴、暖甚、今日於江波吉丁之稽古有之、折柄御武具役所之御節打様し有之候付見合旁二出丁、堀尾善大夫同船二而参ル、夕七時過歸、茶屋七右衛門工夫二而昨年張調候紙張筒も様し有之、程能参ル、尤御武具様し筒者榎並頼次風邪二而断出候由二付急二止候也、奥田婿養子政次郎今晚引越之由也

廿七日、丁酉、晴、夕曇、朝素読所会読へ出席、其前北之御部屋へ出、例時御館へ出勤、今日右近様江戸御帰館為御案内御挨拶与して御出被成、折柄出羽様・御二所様・於竹様^{（大東園）}を御招二而御出被成候二付、夕七時頃迄相詰退、夜二入御酒宴之御取持与して御奥へ召、罷出、御饗応御相伴仕ル、予・雅登兩人出ル、善大夫者腹合患敷由、煩二而不被出、子刻頃御立座被為在退出、御供之御用人井上市太郎も召候而御奥へ出ル、朝山田多喜登奥田政次郎を同道入来之由也

廿八日、戊戌、朝雨、午後罷、猶曇、森岡万之進今日四時御用召を蒙候旨為知越也、朝井上市太郎入来、謁入、夜前之御受也、例時出勤、夕八時退、今日者御館へ出ル也、万之進今日御目付役被仰付也、為吹聴留守へ来候由、其外如頭書被仰付有之也廿九日、己亥、終日雨、寒、朝弓術稽古二出ル、午前御用向有之、六丁目御館江出ル、森岡へ昨日之歎二行、酒出ル、帰宅掛北之御部屋へも出、夜又御同所へ罷出、亥鼓後退、山崎右内為吹聴入来之由也、千代雄槍義暮過方熱有之、只様募候様子二付北御部屋方下り候後山中碩庵老を申遣候所、外へ被招過酒酩酊之由二而被断候二付、松本良伯を迎、診を乞、全此節之氣候二感候二而、熱大分有之由申、葉を患、脚湯をいたす、少々発汗いたす也

一 御次詰日參

久野幾馬

右劍術稽古筋二付而者出勤成合二仕不苦候事

但喜久馬跡役被仰付候

迄御兒小姓指被仰付候事

一 銀言枚每歲被下之

吉左衛門倅
* 三宅益登

右和礼之義心掛候之様被仰出

仰出

一 銀言枚每歲被下之

純介倅
* 武内保之進

右槍術出精二付被下之

自今弥以相励候之様被仰出

朔日、足冷二付当夏秋中

時二取足袋相用度旨昨日

於席上渡边雅登へ申述、

卅日、庚子、晴、風吹、寒、例時出勤、夕八時退、退出後奥田政次郎へ歡二行也、

六丁目様へ被為召候間、今夕七時頃方罷出候様、一昨日老女菊尾方申来候二付、右時刻方雅登・善大夫同道罷出、此節御庭之霧島躑躅盛ニして殊之外麗也、右御花見之由、川成御亭二而御酒宴御相伴被仰付、段々御饗心頂戴仕ル也、堀尾眠石・御医師中・御附中不殘召候而御賑々敷御事也、入夜亥鼓後帰宅、千代雄槌今日も熱勢者同様二候得共、全体者氣輕也、松本良伯来診、夕山中碩庵老も被来、診し被呉、薬を被患、此節専流行之症二而格別之事二者無之由被申候由也、夜中岩崎およし入来、暫話し、酒を出候由也、堀尾老人為見舞入来之由、万之進來候由也

四月 小

朔日、辛丑、晴、風吹、寒冷也、当月予御米銀受也、例時出勤、夕八時退、朝堀尾翁*賀代槌を同道入来、逢くれ候様被申、始而謁久、当年十二歳之由、年齢方も文武之出来也、素読抔殊之外覺宜敷由也、岩崎常介千代雄槌見舞入来、神田社へ家小方千代雄槌不快速二平愈之祈念相頼、神符を乞也、夕方予頭痛・悪寒之氣味有之、少々感冒いたし候様有之、夜中早臥、夜良伯見舞被呉

二日、壬寅、快晴、寒冷也、奴可郡田殿村庄屋格百姓清次郎、当年八十八歳米賀之祝餅献上仕候由二而、切餅二片昨日頂戴被仰付候也、頭痛・悪寒共未快二付終日平臥、午前良伯来り診呉、薬を患、少々熱も有之候故用心致候様申聞、其後致脚湯、発汗する也、六丁目様今晚御乗船、御内々浦辺へ御出、御様子次第備前兒島辺迄毛御

相頼置候処、今日御家司
中^方紙面二而被相伺候所
勝手次第仕候様被仰出候
旨申来、御請申出ル

三日、海蔵寺後住、先記
二有之国泰寺道寛和尚弟
子大道和尚へ、今日伽藍
附属之義道牛和尚願之通
被仰出、快道和尚看坊者
御免二相成ル也

四日
立夏

出被遊候由二付、為窺御機嫌予今日罷出候筈二申合居候処、前文之次第二付同勤へ
頼遣し、雅登被出候由、出衛様二モ御同船二而御出被成候由二付、石井寿兵衛へ手
紙差出、得罷出不申候二付、御尋モ被為在候八、可然取繕申上上候之様頼遣又也、
今夕暮頃^方御奥へ何れモ被為召候二付、罷出候様老女^方申聞候段堀尾^方通達有之
候得共、前文之仕合二付無抛得罷出不申、其段御断宜被申上被呉候様同方へ頼遣又
也、夕佐藤益之丞先日之挨拶入来

三日、癸卯、快晴、午後暖、夜来頭痛者治候得共、悪気寒未去候二付今日者出勤不
致、同役へ紙面を以案内申出ル也、堀尾善大夫も昨夕以来頭痛難儀之由二而、煩之
案内有之也、千代雄槌今日者大二快方也、山中碩庵老来ル七日出立、江戸江被罷
越候由二付今日餞別之意、酒肴并半紙式束を贈る也、全体予快起之祝意招請も致度
合も有之候へ共、最早間合も無之候故右之通贈る也、渡辺四郎右衛門先日歎之謝入
来、朝井口喜久馬来、明夕閑暇二候八、渡辺雅登同道咄二来くれ候様申聞、固辞し
置也、予風邪弥快、夕暮を徹する也、松本良伯夜中来診、予・千代雄槌共最早直
敷由申也

四日、甲辰、晴、暖、朝良伯来診、予弥快候得共今日程者月代致用心候様、千代雄
槌者中刺いたし可然申也、万之進來、從今日御番入致候由也、明後六日御宇衛様
主水様之御船屋敷御借用二而御出被遊候由、其節御家司中皆共辺モ同処拜見仕度候
八、罷出候様御沙汰被為在候之由、雅登^方通達有之也、夕雨
五日、乙巳、雨、寒、予愈快二付、午後為窺御機嫌御表・御奥へ出、夫方岩崎・山

田・武内へ歎二行、山中碩庵老へ暇乞二行、佐藤江先日預饗候謝、三宅吉左衛門へ土産到来之謝二行、辻へ寄歸ル、同方二而酒出ル、夕方歸ル、午後雨罷

六日、丙午、曇、夜晴、暖、例時出勤、夕八時前退、善大夫煩二付今日方予月番引受ル也、兼而之通御宇衛様主水様之神崎御屋敷へ御出二付、退出後雅登同道罷出ル、

御供者佐藤益之丞也、渡辺宗右衛門殿も被出、堀尾眠石・松本玄順も召候而拜見二出、御境内・御建前共不残拜見仕ル、御境内之広、御物数奇之佳、御建前之御立派・

御手広兼而聞し二も増驚入也、夕方御酒御相伴被仰付、御寛々被成御坐、夜二入御立座被遊、御露地門内迄御送り申上ル、御建前江之往来者御玄閑脇之上り口方仕ル、

今日者御借切二而之御出故主水様御家来中出会等者無之、尤御奥付山下作兵衛一人何角受引有之由二而夕方被為召罷出、其節応対及挨拶也、御境内之惣名万春園卜申

候由、頼杏坪翁書之額御広間之様二掲有之、会心亭卜申者宗固君御好之由、横柱・葎天井風流之御亭也、石礎・投石最面白し、供連若党・草履取二而出ル、御高樓眺

望佳也、会心亭之扁者吳趨程赤城之書也、其外之扁額者御収二成居候趣二而無之七日、丁未、晴、寒、例時出勤、夕八時前退、朝万之進來候由、夜中辻妹来、宿

入、慈君当年七十二御成被成候付、明日心持之祝を致上、并予昨年者大病到、此節漸透与快復致候二付、其節格別世話二(成候方)人々江酒を勸度含二付、田中実五郎へ台

所見合を頼、今朝も来、買物等何角世話致しくれる也、家小少々風邪氣二付、石井後室・おまさも来、何角見合もろふ也

八日、戊申、晴、暖、午後為窺御機嫌罷出ル、昨記之通慈君古稀御年賀、予快起

之意を全心祝致候付左之通り招、夕方皆々入来、酒膳を饗也

堀尾眠石夫婦 木野一馬殿 辻清人夫婦・子供

森岡万之進夫婦・子供・同後室 岩崎常介夫婦 良之進 保之進 重吉共

松本玄順 同良伯 石井寿兵衛 同後室 同おまさ

水谷八十郎 藤川甚吉郎 小倉甚右衛門 平野藤吉郎 長束市郎右衛門

大島五兵衛 矢野犀右衛門 桑原吉郎二 波多野権祐父子

松田栄吉 三宅内外夫婦

出入之者 田中栄作夫婦 同実五郎夫婦・子供 岡野新五 佐兵衛*(森島)

庄助 庄八*(岡野) 徳七 国蔵 三次 直蔵 堀尾家来兩人 辻下女

右之内木野一馬風邪之由不被来、其外皆入来、下方二而新五・徳七不来、外者皆来、料理者兼而之通り実五郎心配いたし呉、栄作見合、出入之者彼は見合呉る、外二林茂平太妻を頼、来り呉ル、石井後室・三宅室・岩崎およし杯早く来、見合せ被呉、午(虫損)時 慈君御氏神空鞆大明神へ兵蔵を代参二遣し、御初穂を備、御洗米取帰ル也、慈君へ御祝之意、黒羽二重御羽織を拵差上ル也、今日献立左之通也

吸物 蛤 三ツ組盃

木の芽

硯蓋

すと蒲鉾
れんこん

花玉子

ひしき

代々

三ツ物

井三盃漬
八寸葛煮
井さわら子

鉢

ふか
さし身

鉢 鯛 浜 焼

膳

鱈 みそ 汁 竹輪かまぼこ

青み

めし

香物

平半へい

くすたまり

家小此間以来少々風邪之気味有之処、今日午前方発熱、頭痛強困候二付臥、夕方少々居合候方也、お梅（辻）今晚も宿又

九日、己酉、雨或者晴又雨、時々有風、寒、例時出勤、夕八時頃退、堀尾眠石・矢

野犀右衛門・大島五兵衛・三宅内外・小倉甚右衛門・岩崎常介・同良之進・同保之

進等昨日之挨拶二入来、朝石井後室・三宅室跡仕回見合二来被呉、佐兵衛并林太郎

八妻も夜前宿し、今朝見合呉る、辻清人も入来、家小今朝者案外快候二付一心辱

を徹候処、午前方尚又発熱強致難義候二付、松本良伯申遣診を乞、何分余程之熱有

之、此砌之義難侮候二付、致用心候様申聞候由、薬を投、追々発汗二相成、夕方熱・

頭痛共少々居合候也、奥田政次郎先達歎之謝入来、お梅夜中帰ル、兵藏送り遣又

十日、庚戌、晴、午後曇、風吹、時々雨、冷氣也、例時出勤、夕八時退、堀尾善大

夫今日方快出二付月番を譲り、予又御米銀之方引受也、松本良伯来診、家小今日者

大二快方也

十一日、辛亥、雨、終日晴雨不定、寒冷也、森岡万之進朝方来、辻江贈職之紋を書

呉る也、松本良伯来診、家小弥快方也、平野藤吉郎此間之謝二来、去月廿九日殿

九日

閉門

岡田直之助殿

右於江戸当二月廿二日晡

御長屋方出火之次第達御

聴候、外向類焼折柄大火

二毛及候段、火之元之義

二付而者連々巖敷被仰出

候処右之次第、甚以不念

二付

様へ為上使間部下総守様御出、御家督初而御国元江之御暇被仰出、縮緬式十卷、白銀五十枚御拝領被遊、去儿朔日御登城、御礼被仰上、於御前御懇之上意二而御腰物・御馬御拝領被遊、同五日江戸御発駕、東海道、美濃路、伏見方山崎通下道中御旅行被遊候旨、今晚御連手紙二而申上有之候由也

十二日、壬子、曇、朝寒、又灸炉を擁へし、朝近隣此間招候節贈物二預候方角へ謝二行、長武左衛門喪中を訪、例時出勤、夕八時過退、夕後御武具役所^(出儀)出儿、今朝良伯来診、家小弥快由申也、夜前岩崎およし家小見舞二来

十三日、癸丑、晴、少暖、朝素読所講釈へ出席、例時出勤、夕八時前退、退出後若

崎へ此間之謝二行、夫より原要人殿へ此間御広式詰被仰付候知せ之歡二參、松田・波多野へ謝、平野へ過日之歡、山崎右内へ同断、小島左源太妻一昨夜死去之由吊之森岡へ此間之謝、木野・水谷へ同断二行、両家二而酒出、夜二人帰毛、家小今日者快、辱を徹

十四日、甲寅、晴、暄、薄暑、午前方大炮稽古与して江波江出儿、日没後帰、夜中御輿へ被為召罷出、今日主水様方辰之進様御袴着御内祝二付御着御到来被為在、其御披之由二而御酒・御赤飯頂戴被仰付、予并堀尾善大夫両人也、先夜不罷出候二依て今晚被為召候御様子也

十五日、乙卯、晴、薄暑、例時出勤、夕八時頃退、辻八十槌当年初職二付紙職一對、立添杭二本を祝贈る也、夜万之進來、長武左衛門忌明二付返礼二入来
十六日、丙辰、晴、朝妙慶院江參、例時出勤、夕八時過退、極夕木野一馬入来、

廿日

小満

廿一日早晨

いり酒わへ

油あけ
香たけ

御皿

大根

こんにやく

けんすめ

御汁
しぬ竹
豆ふさい

茗荷小口

御飯

御香物

酒を饗入、松本良伯も午前入来之由也、左之通御移檄出ル

御勝手向御難渋二付而者、去年年方五ヶ年之間猶又格外御省略被仰出候処、此度

御代替二付万端相弛候儀八素り無之、其儘是迄之通御省略可被遊旨被仰出、近頃

者不時飽不被得止不時之御物入事差湊、御融通難付候へ者御取縮筋之義弥以厚申

談候様被仰出候、并於銘々も質素節儉筋弥以相守、文武相励、武備之手当々厚

心懸候様可申聞旨被仰出候、右之例文 四月十二日

十七日、丁巳、晴、薄暑、朝弓術稽古二出、今日於素読所席書有之候二付八時過方

出席、御臨坐被為在、書生三十五人、足輕已下四人、併三十九人、皆々麗敷出来候、

当年者書生へ諸口紙三帖ツ、為御褒美被下也、佐藤益之丞右出席迄之内来話、藤

川甚吉郎も来、堀尾幾之進其外予手本を与候面々為挨拶来、慈君夜辻江御出、御

宿被成、当年初職近日立候由二付、御兼約也、家小夜中腹痛難義

十八日、戊午、晴、薄暑、例時出勤、夕八時頃退、今夕貫心流剣術師細六郎御裏

借用を願候而門弟中出稽古有之二付、退出後為見物出ル、旦那様二も御馬見所方御

見物被遊、予等者御稽古場内方致見物也、夜雨

十九日、己未、雨、寒、周防様・出衛様夜前從浦辺被為入候由二付、六丁目御館へ

為窺御機嫌予罷出ル、讃州金毘羅迄御出被遊候由、北之御部屋へも出掛罷出ル、尤

出衛様二者いま六丁目御館二被成御坐候由也、六丁目御館方已鼓後帰宅、直二出

勤、夕八時退、今日殿様御家督始而御国元江御暇被仰出候御歎之御帖附候二付、旦那

様御登城被遊、三之御丸江も御出、少将様江御歎被仰上候由、尤今日者例出附候輩

御坪 ねりみそ
くわゐ
ゆり根
いわたけ

御平 飛龍頭
竹の子
椎茸
ふき
三ツ葉

御菓子 葉山椒

焼饅頭
吹よせ

以上
卷せんへい

同日夕

御茶

さや豆飯

廿七日早晨

いり酒わへ

御皿 油揚
香竹
れむ根
こんやく
つと
けむ

登城与申分二有之候処、間違二而惣出仕二相成、御帖不始前下城之方格多く有之候由也、去ル天保六年之節者惣出仕二有之候得共、此度者例出之分二相成候由也、午後雨霽、辻清人方今日幟を立初候由也

廿日、庚申、晴、薄曇、朝炮術稽古二出ル、午前山村静登入来、同人門弟堀尾幾之進・八木藤弥槍術御覽来ル廿二日与被仰出候処、主水様之方も同日槍術之御覽兼而被仰出候二付、為見合罷出候義差湊不相成由二而、内話之趣有之也、折柄跡二而予一昨年求候十文字槍を見せ及相談、全当流穂二而惣体何も宜敷相考候旨申也、朝万之進入来、午後岩崎常介入来、同人娘喜久義二付内談之趣有之也、夕平野藤吉郎入来、到来之由二而鯛吉尾持参、過日之祝意之由也

廿一日、辛酉、霽、薄曇、例時出勤、夕八時退、其後又御用向有之御奥へ出ル、夕弓術へ出、山崎右内過日之謝入来、辻清人今朝入来、夕廿三日何れも幟見二参候様申聞也、潤誓廟御祥月二付、休誓廟御一緒今早晨祭祀如恒規相濟也

廿二日、壬戌、晴、夕曇、冷氣、朝素読所講釈江出席、相濟出勤、夕八時頃退、退後西向寺へ参、夕方一甫流劍術・柔術御覽二付為席詰出ル、至而人数少候也、岩崎常介入来、お喜久御暇願度含之義二付内談事有之、夕万之進來、夜家小・千代雄槌辻江参宿又

廿三日、癸亥、晴、朝寒、朝北御部屋へ罷出、射場へ出、森岡万之進弓会也、山崎右内倅他人槌手本之義先達而方段厚頼有之、不得已請二応、今朝始而來也、夕御備稽古周防様御覽被遊候二付、為拝見出ル、極夕方辻江被呼行、松浦豊吉殿・森岡

御汁 すめ 小椎たけ 苞とうふ 結かん瓢 めうか小口

御飯

御香物

御坪

ねりみそ いわたけ きんあん 揚こん弱 ゆりね 山のいも

御平

飛龍頭 竹の子 しみたけ ふき 三ツ葉 葉山椒

御菓子

焼饅頭 吹よせ 卷せん餅

以上

夕御茶

さや豆飯

万之進・小倉甚右衛門・高木乙松・沢田吉太郎等会、菅後室・永井後室・高木後室も被出也、家小・千代雄榎今晚帰ル、慈君者其儘御逗留被成也、家小・千代雄榎今朝辻方神田社へ参ル也

廿四日、甲子、朝曇後晴、薄暑、予畏寒之質候へ共始而単衣を着、例時出勤、夕八時前退、夕炮術稽古二出ル、堀尾眠石翁不快を訪、此間内大便秘結之処、昨日あたり方却而頻瀉二相成被困候由也

廿五日、乙丑、晴、朝寒後薄暑、今朝千代雄榎幟を建、田中実五郎来助、今朝香取流槍術御覽二付例時方少早く出勤、夕八時過退、今朝井上市太郎就御用向入来、謁廿六日、丙寅、晴、夕曇、薄曇、朝炮稽古二出ル、旦那様今日江波辺江御出、折柄伴角馬方遠丁稽古御見物被遊候由、其節御用達伊藤徳之助言人見聞誓紙二而相詰候由也、百五拾刃玉拾八丁も有之候由也、香取流槍術武内純介門人申合、牛田神田社江額奉納いたし候由、純介方見せ一覽致ス、豎五尺、横九尺程之額へ槍二本掛ル也、文字者平野藤吉郎認候由也

廿七日、丁卯、曇、信楽廟御祥月二付早晨祭祀如恒規相濟、常称廟も奉配祀也、早朝西向寺へ参、岩崎へ卒与見舞、湯川新太郎入来、米言苞無心之義申聞、諾し置也、射場へ出席、素読所会読へ出席、相濟出勤、夕八時頃退、辻清人此間之謝入来之由也

廿八日、戊辰、雨、蒸、例時出勤、夕八時頃退、夕万之進來、夜木野伯母氏始不残泊掛二被来、丹羽庄藏妻も同段、皆々幟見二噂いたす也、昨年も噂いたし候へ共、

由也

廿九日午

鱈

吸物 蛤

飯

平煮物

ふき

焼豆腐

こんにやく

青板こんにふ

さわら切身

夕

吸物 魚

あら

花すし

酒肴

三ツ物

井三はい漬
八寸くす煮

鉢 さわら子
れん根
香竹

鯛浜焼

鉢 ほら

さし身
此分到来物取合せ也

差問候二付当年兼約也、伯母君者御足痛二付駕籠を迎二遣又也

廿九日、己巳、晴、薄暑強、夕曇、朝弓術稽古二出、桑原嘉東太倅大(榎)此間内方

風邪二而熱有之由之処、夜前以來俄二差重今午病死之由、以使吊之、朝見舞二も遣

又也、至而急症之趣也、嘉東太者盛蔵事也、極夕木野一馬來、万之進も取持方来候

様申置(虫損)儿、伯母君始酒・鮓を饗、入夜皆々被帰、伯母君者其儘御泊被成也、慈君

午後辻方御歸り被成、お竹も付来り宿入、大光院様御忌日以来九月十日二御改被遊

候旨去ル廿四日被仰出候由也

五月 小

朔日、庚午、雨、当月者予月番也、例時出勤、夕八時頃退、今日御多門替被仰付

有之、森岡万之進義山崎右内跡御多門江御替被下也、同人為吹調来候由、辻清人入

来之由、殿様大井川二而一日御遅滞、去月廿二日伏見御発駕、弥来儿四日御着城被

遊筈之由也、今、曉有地震

二日、辛未、雨、午後晴、朝為伺御機嫌罷出、朝辻清人来、お竹伴帰候也、粽を

製、堀尾翁挨拶二被来

三日、壬申、曉来雨、早朝就御用向出勤、退、又例時出勤、夕八時過退、極夕被

為召候而又出勤、無程退、木野伯母君夕方御帰被成、駕籠二而送る、兵蔵付遣又也

四日、癸酉、雨、午後晴、八丁堀江御出二付未明方出勤、一応退、又例時出勤、夕八

時頃退、殿様夜前海田駅御泊、今四時頃御着城被遊候由、一同奉恐悦、旦那様八丁

朔日

御切米拾石

式人扶持

御小姓組

御兒小姓

左源次跡目

室角雄之進御多門へ

山崎右内

右内御多門へ

森岡万之進

万之進御多門へ

井口喜久馬

喜久馬御多門へ

室角雄之進

四日御供

御年寄

杉田相模殿

御用人

堀田恂之助殿

桜井織部殿

大御小姓頭

三宅大助殿

堀江為御迎御出被遊、夫方御登城被遊、御例格之通御盃も御頂戴被遊候由也、

(虫撰)

御省略以来此御廉者相止居候へ共、当度者御初而故被下候由也、当度者御初入故御
供建も御人増、御目付道具も御持せ有之、御鉄炮も廿挺程参候由也、雨中ながら拝
見も夥敷人出候由也

五日、甲戌、晴、薄暑、辰鼓頃麻上下着出仕、於御居間御祝詞申上、夫方御方々様
御祝詞相濟、巳鼓前退、今日御城表者御入国之御礼不相濟候二付、端午之御礼者相
止、御着城之御歎有之候由、旦那様御登城被遊、三之御丸へも御出被遊也、慈君午

前方辻江御出、直二御宿被成、千代雄槌も付参、暫遊帰ル、午時御用向有之候而出
勤、夕岩崎常介・森岡万之進來、祝酒を出、石井後室も被來

六日、乙亥、晴、薄暑、例時出勤、夕八時過退、夕弓術稽古出ル、朝万之進來、去
ル朔日予州海上江亜墨利加船三艘程相見候由二而豊田郡江通達有之、爰元より毛御
先手物頭中二頭蒲刈江出張有之、今日出船、御船九反・七反、小早等五艘出候由、依

之水主町者一昨日惣呼出二而殊外及騒動候之由也、尤右舟者夫切二而何れへ参候哉
行衛不知相成候由也、物頭中人名者未聞、乍併見掛り海岸江御人数杯出候趣二者無
之、成丈温順之御取扱二相成居、夫共先方難捨置、狼藉等働候時者仕義二寄召捕

候様二与申様之公辺方之御移りと相聞也
七日、丙子、雨、午後暴降、風吹、常称廟御祥月二付朝西向寺江参、桑原内蔵二孫
之死を吊、例時出勤、夕八時頃退

八日、丁丑、晴、薄暑、巳鼓後六丁目御館江為伺御機嫌罷出、森岡へ御多門替悦二

御騎馬頭

蒲生織之助殿

六日

芒種

行、山崎右内へ先日他人槌方着到来之謝二行、室角雄之進江跡目之歡二行、木野・水谷へ見舞、帰途等覺院長弥三郎墓江詣り、木野・森岡二而酒出ル、極夕方堀尾へ被招行、善大夫初老之賀、老室初度之賀意之由、段々饗心渡辺雅登・堀田小膳・深町真喜太其外近隣彼是会又

九日、戊寅、晴又曇、朝弓術へ出、例時出勤、夕八時頃退、慈君極夕從辻御帰被成也

十日、己卯、曇、例時出勤、夕八時退、予此間腹中不和、頭痛之気味も有之、惣身痛候而何となく気分不宜候故、良伯二診を乞、全不化之事同り与申、薬を患也

十一日、庚辰、晴、薄暑、朝名倉求馬弓会二付射場へ出、岩崎常介入来、お喜久御暇願之義二付内密談あり、午前為窺御機嫌罷出、小沢孫太郎殿息勇殿昨年九度右衛門方紙砲之伝を被得、試二被貼立候筒出来、此間於坂村打試も被致候由二而、右筒を御覽二被出、御稽古場二而御覽被遊候二付、夕方為見物出ル、勇殿二も始而逢也、筒者式百五拾匁玉、台之結構等全一昨年右衛門製候台之振二而、少し異也、何も輕便重宝之物与被考也、極夕より北御部屋へ御茶事御相手二出、万之進來、御多門替来ル十七日治定致候由申聞

十二日、辛巳、晴、夕曇、例時出勤、夕八時頃退、森岡万之進來ル、右近様二而遠江様從三原御出、今日御越着被成候由、此度御入国御礼之節御登城被成候二付而之御越之由也

十三日、壬午、曇或晴、向曇之意あり、朝堀尾へ此間被招候謝二行、素読所講釈へ

十三日

入梅

出席、例時出勤、夕八時前退、三原小林彦左衛門此度遠江様御供二而罷越候由二
 而来候之由、波多野清太郎伴来、酒飯を饗候之由、予者出勤中二付不謁、万之進毛其
 節来候由也、今朝松本良伯来、夕弓術へ出ル、今日者又夕頭痛二而困、夜中早臥
 十四日、癸未、雨、寒し、今日方御入国御礼被為受、御登城被遊候二付早朝出勤、
 未鼓後御用向二而又出勤、無程退、夕用事有、岩崎へ行、遠江様方御土産二御添
 被進候御着御披被遊候由二而、夜中御奥へ被為召、御酒頂戴被仰付、佐藤益之丞・
 予兩人也、午後良伯来診
 十五日、甲申、雨、寒、御登城二付早朝出勤、又例時出勤、夕八時前退、今朝万
 之進來、小林大右衛門旧臘頼置候兼植之刀研並大小共鞘之塗程出来、持来り呉ル、
 兼植刀見替候様二成、余程切レ物之様被考候趣申也、同人研之手際始而視、中々相
 心二研候様子也、夜岩崎およし来、内用向有之也
 十六日、乙酉、雨、寒、御登城二付極早朝出勤、一応退、妙慶院へ參詣、例時出
 勤、夕八時前退、夜北御部屋江御茶事御相手二出、跡二而御酒頂戴被仰付也、桑
 原内蔵二返礼入来之由
 十七日、丙戌、雨、午後罷、夕将晴入夜又雨、御登城二付早朝罷出、其後御宇衛様
 御用向二而御奥へ出、森岡兼而今日御多門替之処、此天氣合二而川水増、外二荷物
 運難出来二付延引致候由也、夕弓術へ出、夕蒸
 十八日、丁亥、雨、朝貫心流剣術御覽二付、五半時出勤、夕八時過退、辻清人入
 来之由

廿五日
夏至

十九日、戊子、雨歇、午後又時々雨、例時出勤、夕八時過退、朝万之進來、明日
 天氣なれば御多門替合候筈之由申也、夕弓術稽古二出ル、夕方蒸甚、山村靜登昨
 日御加増被下、御用人見習被仰付、御役多門御貸被下候由為知來ル、中川新太郎御
 用人見習御免、御勤定奉行上席、坐順御用人次席与被仰付候由、同人近頃耳聾を疾、
 只様寡候而先御役難勤候由也

廿日、己丑、霽、蒸、時々有雨、如白雨、森岡今日御多門替之由二付、朝方兵藏を助
 勢二遣入、朝為伺御機嫌罷出、夕又就御用向出勤、午後前北御部屋江も出ル、朝
 岩崎常介を呼、内談之有之

廿一日、庚寅、雨後晴、例時出勤、夕八時過退、東城与力夜前到着之由二付、夫
 (虫損) 見舞使遣入、尤宮崎藤九郎八不快二而出府無之、其外者不残出府也、周防様御出
 二付夕方罷出

廿二日、辛卯、雨、暁雷鳴、周防様為御礼今朝御登城被遊候二付早朝罷出、嘉永元
 年御退隱後始而御登城被遊候也、今日者遠江様二も御登城被成候由也、例時出勤、
 夕八時前退、東城与力中出仕有之、御館二而逢、牧野平司・片岡眞・水上甚大夫・吉
 田与九郎為見舞宅へ來候由也、夕西向寺へ參、山村靜登江悦二行、森岡へ御多門替
 怡二行、酒出ル、井口喜久馬・山崎右内江歡二行、喜久馬方二而達而留、酒を出入
 廿三日、壬辰、晴、夕雨、御登城二付早朝出勤、与力中御跡方登城二付、為御家司
 代予麻上下着、於御広間被申合登城有之候様申述、射場へ出、今日四時揃二而諸
 品御礼被為請候二付、麻上下着、右時刻出勤、致席詰、続而牧野平司倅喜和馬御目

廿四日、炮術御覽

*荻野流

*牧野平司

*南部流

水上甚大夫

荻野流

吉田与九郎

同

牧野喜和馬

廿五日、劍槍御覽

*佐分利流槍術

片岡貢

牧野喜和馬

*直心流劍術

片岡貢

吉田与九郎

見被仰付、夫方海蔵寺入院之御礼も有之、海蔵寺江者前後両度挨拶二出ル、与力中御礼何も滞無之、御入国之御礼故、如例御熨斗も被下候由也、御吉例之通、今日於明星院御屋祈祷有之、御供物頂戴被仰付也、坊主持参二付通し而謁、御請之義御用達中へ申含返又也、今朝五時頃有地震、稍強し、夕島本広右衛門殿来儀、謁入、同方芸棒火箭御取用二相成度志願之由二而、被申聞義有之也、同方話二、当殿様二者乍恐殊外御聰明二被為人、諸事御近代様坏与者御様子被為替、既二此間以來御城内無残処御見分被遊、殊二御坐上者至而御手輕二而、諸役所詰所々々等者御側辺三四人被召連、御案内も不被為在御出被遊、都而一応之敬礼相濟候得者其用向も相勤御番衆者頭を揚相詰居候様二との御事二而、御小広間・御椽側之御数、槍鉄炮之御間鉄炮、御弓之御間之御弓等、夫々委敷御改させ御覽被遊与申様之御事二而、此後者御城詰之者者銘々得道具用意致可申、不時二御相手可被仰付との御移合も有、とふ歎近々御回郡之御含も被為在候御様子二相聞、何分御家中も一同競ひ被居候之由被申也、自然与御国運之御回復其時至り候二哉、窃頼母敷奉存候事也、堀尾善大夫過日之謝入来

廿四日、癸巳、雨、寒し、袷衣可体、六半時揃与力中炮術御覽二付早朝出勤、夕八時前退、今日方旦那様己斐村石風呂へ御入治被遊也、深江靜衛入来之由也

廿五日、甲午、雨、冷氣、朝東城与力中劍槍之御覽二付早朝出ル、夕八時前退、夕吉田与九郎を招、酒酢を饗、長武左衛門をも取持旁二招也、入夜迄話入、今日退出掛御奥御鎮守社へ拜入

廿七日、長喜大夫今日御多門を明、^{*}広瀬村西ノ小路へ転宅いたし候由にて、武左衛門暇乞ニ来候由

廿六日、乙未、曇、巳鼓後晴、向暑、朝就御用向深江静衛・堀尾善大夫・佐藤益之丞・大島五兵衛を会、皆々午飯を饗、千代雄槌誕生日ニ付赤小豆飯・鱈・吸物を造り内祝を述、御宇衛様今日九半時御供揃ニ而六丁目様へ御出ニ付為御供罷越、今日者桂鶏林与歟申軍書読を御慰ニ被為招呼候ニ付、直ニ居残聴聞仕候様被仰付、致聴聞、江戸者之由、殊外面白事也、御茶・御夜食之御下夕を被下、御酒宴之御相伴モ被仰付、夜半後被為入、御奥へ出、老女迄御機嫌伺退、旦那様ニモ石風呂方被為入、直ニ御出被遊也、片岡貢・水上甚大夫明朝引取候由暇乞人来、此方方モ使を以挨拶申遣入也、夏岳君御祥月ニ付妙慶院へ兵蔵参せる也

廿七日、丙申、晴、暑し、夕遠方雷鳴、例時出勤、夕八時前退、牧野平司を原要人殿方へ訪、深江静衛・吉田与九郎を鳥屋丁旅亭ニ訪、皆不遇、西向寺へモ参

廿八日、丁酉、晴、向暑強、夕蒸甚、御年寄生田筑後殿御意被申参候ニ付、朝五時前出仕、御玄關へ送迎仕ル、当年より知行物成五步通、御切米モ右ニ准し御甘又被下候旨被仰出候由也、是ニ而三ツ物成ニ相成、半知之名久振ニ止也、夕八時前退、吉田与九郎明日引取候旨ニ而為暇乞人来之由也、此方方モ使を以暇乞申遣入也、兩三日前白島西町松原ニ於て、夜中新庄辺之者風与狼藉者ニ出会、面部へ疵を蒙候由之処、其後夜々方々ニ而疵を蒙候者有之、人間之所為与モ難見、何分異事之由、松原辺屋敷多門ニ住居候ものモ吉人額へ疵を受、此節松本良伯方へ療治ニ参候由、何分ニモ希有之事也、右御甘又米ニ付左之通御書付出ル也

御家中御撫育筋之儀者兼々少将様并御先代様ニ茂深く御苦勞被遊候得共、連年不

時御物入相高ミ、御勝手向必至御差迫、不被得止長々知行・御切米等格外減少被仰付候処、不時飽臨時御物入差湊、殊ニ昨年者引続兩度之御代替、何角与不一通御出方も有之、別而異国船防禦向に付而者御入用法量も無之、御甘米等之御時節二者無之候得共、久々御減石ニ付而八弥増一統難洪之趣御気毒思召、且者当今之時勢、武備之手当等も深く御苦勞被遊、少将様并御先代様御深慮を被為繼、種々御差縁を以乍纒当年方知行五步通り、御切米等も右ニ准シ御甘米被下候間、連々被仰出候通り御家中之面々末々迄風儀正敷、質素節儉筋之儀堅く相守、文武之道相勵、武備之手当厚心掛候様二との思召ニ候

右之趣夫々可申聞旨被仰出候 五月廿八日

別紙ニ被仰出候御甘米之儀、兼而被仰出候通御勝手向必至御差迫ニ付而者、長々格外之御減石被仰付、去ル寅年以來別而格外之御省略被仰出、種々御取縮筋被相行候へ共、不時飽臨時御物入差湊候中、昨年八引続兩度之御代替、何角与莫大之御出方も有之、殊ニ近頃異国船弥増、馴々敷所々江致渡來候付而八、防禦向之儀弥以御手厚不被成置候而者難相濟、是等之御用途法量も無之、更ニ御融通之際も不相互、御甘米等之御時節二者無之候へ共、久々御減石ニ付而者弥増一統難洪之趣相聞へ、当今之時勢何時何れへ出張可被仰付哉も難計、万一其期ニ臨不都合之義有之候而八、銘々之外聞八素り、御国辱ニも相拘候義深く御苦勞被遊、御難洪之中方格別を以乍纒御甘米被下候儀ニ付一統気弛ミ無之、暮向等之義八此上一際致省略、非常之覚悟肝要ニ可心掛、御役向之輩者尚更右等之御趣意得斗被相

心得、御取縮筋之義弥以実意精力を尽し、聊無油断御為筋精々厚心付可被相勤候
右之趣猶厚申聞置候様二との御沙汰二候 同前

此度御甘々米之儀二付而八、別紙二被仰出候通段々厚御趣意も有之、御難洪之中
方格別二御甘々米被下候儀二付一統(出揃)心得も可有之候へ共、兼而被仰出候御大俵
筋之義兎角相弛ミ、即今惣体之気風一卜節与者大二流合候趣二相聞、甚以如何敷
事二候、此度御甘々米二依而当座之暮向等忽緒之儀有之候而者自ツと武備之心掛
等も等閑二相成、折角之御趣意心得違有之候而者難相濟二付、兼々被仰出候趣堅
く被相守、いか様とも作略勘弁相尽し取続、御奉公相勤、武備之手当無油断被心
掛候様、尚厚頭支配方より懇ニ教諭可有之候事 同前

廿九日、戊戌、雨後晴、早朝為窺御機嫌罷出、弓術稽古二出

六月 大

朔日、己亥、晴、向暑、当月者予手明月二候得とも、御入治之間雅登頼二付予其儘
引受ル也、月並御登城二付五時過出勤、一応退、又例時出勤、夕八時前退、朝射
場へ出ル、朝万之進來

二日、庚子、晴、向暑、朝御用向二付原要人殿を訪、夫六丁目御館へ罷出、御機嫌
窺、森岡へも卒与寄、島本広右衛門殿へ内用事有之、通而謁、丹羽庄司留守へ先達
而之挨拶・見舞旁参、山村静衛登御役多門引移を賀、御館へ為伺御機嫌罷出退、九時
前帰宅、夕射場江出、夕曇、桑原吉郎二來

三日、辛丑、晴、向暑、朝素読所講釈へ出席、相濟出勤、夕八時前退、夕射場へ出、万之進來

四日、壬寅、曇、午後雨、涼、例時出勤、夕九半時過退、平野藤吉郎今日御多門引移候由二付、朝方兵藏を手伝二遣又也、夕藤吉郎何角頼与して入来、石風呂御入治今日限二而被為濟候由也、左之通被仰出

覺道院様御儀、御歴代様江御准シ御尊敬被遊、以来様之字御唱、并御忌日も正月十九日二御改被遊候旨被仰出候事

一殿様青山様二而、故御輿様御事清鏡院様御儀、此家御当家御前様二御備可被遊旨被仰出候、依之於此元者御位牌国泰寺江御納又被遊、以来様之字御唱二被遊

候事

右覺道院様者故右京様御事二而、当殿様之御実父様也

五日、癸卯、雨夕罷、冷氣也、渡辺雅登御入治之御相手昨日迄二而濟候二付、月番今日方同方江讓る也、平野藤吉郎同方江御多門移歎二参候八、今夕来くれ候様二与申来、夕方参、慈君も御出被成、渡辺雅登も被行、岩崎家内等会、有響也、先月廿八日之記二有之夜中途中二而怪我人今以不罷、此節者西口之方二多、毎夜二人三人程ツ、疵を負候由、上方も段々御手入、何分人之所為与者見へ候へ共未捕得ず候、其疵刃物之様二も無之、色々之疵有之、皆々命二拘候程之大疵者無之、何様奇怪之事之由也、中二者北国辺二所謂鎌鼬之類なるへし与云者も有之由也

六日、甲辰、晴又曇、涼、例時出勤、夕八時前退、森岡万之進來、佐々木平左衛

門物故之由、為知有之也

七日、乙巳、晴或曇、涼、朝素読所、会読江出席、相濟出勤、九半時頃退、西向寺

へ兵威為參、佐々木平左衛門跡へも悔二遣又也、大島五兵衛妻父之喪を吊使遣又

八日、丙午、快晴、向暑、朝白島辺江勤二行、辻二而酒飯出、午時過歸、佐藤二而

も三宅内外參、酒出居候而達而被留、盃を把、朝来脇背を痛、困ル、夕掘尾眠石

翁入来、着具下頭巾之法を被伝、三尺之布を輪二縫而両手二而繰り、重而頭巾与し

て着する也、甚弁利好仕方也、夜早く臥

九日、丁未、晴、夕曇雨、例時出勤、夕八時過退、夕数射稽古有之二付見物二出

ル、木全忠蔵殿へ始而謁入、今日も兎角脇背を痛、困ル也、御宇衛様方極御内々

二て岩国ちゝみ縞吉丈余、紅絹紐を御添千代雄槌へ頂戴被仰付、老女八十野方ふみ

二て為持来ル、御請厚申出ル、御懇之御事、奉感戴也

十日、戊申、雨、涼、例時出勤、夕八時頃退、今日者脇背之痛治也、夜雨暴降、

如建瓶

十一日、己酉、朝雨將霽又降、已鼓後深江静衛旅亭を訪、且予近頃惣体兎角不佳、

暑二向何となく被案候二付、矢島周軒老江行、診を乞、得斗診し被呉、惣体格別虚

弱与申二者無之候得共、何分諸経閉塞、善旋転不致方色々之症を露候与被考、何も

腹部之不足者無之候二付、只腹中之拘攣和らき候八、諸経も自然与能旋り、惣体快

可相成与被申、調薬を乞也、松本良伯入来之由也

十二日、庚戌、雨、昼間纒罷、例時出勤、夕八時前退、辻清人入来、夜中渡辺雅

登・堀尾善大夫被來、兼夕申値之記録物之会読也、今晚方始候也、朝鮮征伐記を讀
 十三日、辛亥、雨、涼、曉來雷鳴未鼓後迄時々鳴、朝素読所講釈江出席、直二出勤、
 夕八時前退、其後又弓術御覽二付出ル、人数十七人、堀尾幾之進四矢皆中也、夕万
 之進來、酒飯を饗、深江靜衛明朝出足引取候由二而為暇乞入來之由

十四日、壬子、雨、涼

十五日、癸丑、雨歇、午後霽、例時出勤、夕八時前退、例年之通附足輕夏御貸米切
 手相渡、今日米価田打米石二付百廿七匁之由也、当二月方者十六匁許之下落也、夜
 平野おたけ先日御多引移之挨拶旁來

十六日、甲寅、朝曇後晴、覺向暑、早朝妙慶院へ參、西向寺江も貞善祥月二付參ル
 例時出勤、夕八時前退、当年者久振二而宮島祭祀御供船出候由、夕慈君千代雄槌
 を連、御見物二御出被成、御途中方雨降出、極夕罷、御宇衛様御船屋敷江御出、長
 束市郎右衛門裏方御見物被遊候由、御供善大夫被罷越、周防様二者御内分本川万束
 屋当時森川何某与申酒肆之水亭を御借、御出被遊候由也

十七日、乙卯、晴、向暑強、朝弓場へ出、高木來助引受弓会也、万之進弓場戻リ
 來、夕迄話入、祭祀之酒を饗入、夜前御供船本川、本安江九艘(元)、京橋江五艘
 都合廿三艘、皆夕賑敷囃子出候由也、殿様・少将様・梅梢院様二も御覽被遊候由、前
 廉以來風説喧有之候処其義者無之、畢竟大光院様御一周忌迄者御慰事者不被為在殿
 様思召二付、御方々様も其義不被為在候之由、御厚篤之御義共乍憚奉感心候事也
 十八日、丙辰、晴、向暑強、夕白雨、雷鳴、例時出勤、夕九半時頃退、今朝御供

廿一日

土用

同日

一 御児小姓

奥田政次郎

一同御免

* 相庭百蔵

一 室角雄之進

右槍術心懸厚致出精、一

段之義被思召、依之御番

御宥被下候間、自今弥以

相勵、追々御用立候様可

仕旨被仰出

一 菅平磨

右自今勤務之余暇射場へ

罷出、弓術稽古筋之義石

井寿兵衛申値、厚心を付

何角世話いたし候様被仰

出、依之毎歳金貳百足被

下之

船戻り者、離子者御差留二而飾計、尤見物之人出者多有之候由也

十九日、丁巳、晴、向暑強、有蒸氣、例時出勤、夕八時過退、朝万之進來、同矢

野犀右衛門を呼、御用向内談之義有之也、周防様今晚御乘船、岩国方敵島へ御出被

遊候由也

廿日、戊午、晴、向暑強、夕方蒸氣罷、朝八島氏へ行、診を乞、少々脈も直り、腹

裏拘攣も緩三候様被申也、近眼々鏡を被為見、予者始而見る也、木野・水谷へ見舞

帰ル、木野二而暑攘出ル、今於射場御覽祝之京の有之由、万之進度々来

廿一日、己未、晴、朝有涼颼、午熱、土用入也、御役所從今日早出二付五時出勤、

九時退、今日被仰付事有之、如頭書奥田政次郎へ歡使遣ス、夕有地震

廿二日、庚申、晴、暑威嚴、早朝出勤、九時過退、今朝御旗御透覽二付其間御裏御

稽古場へ詰ル也、西向寺江兵衛代参申付、夜渡辺江記録会二行、今晚庚申待之由

二而跡二而酒出ル、辻清人入来之由也

廿三日、壬酉、晴、暑威嚴、朝石井・奥田江歡二行、渡部廉之助弓会见物二出、尤先

日以来肩を痛困候故、業者不致也、河瀬喜和馬暑中見舞、御用向を兼而入来之由、

予留守中二付、堀尾へ可参与申歸候由也

廿四日、癸戌、晴、炎暑、朝曇、涼、早朝出勤、昼九時退、西向寺へ兵衛代参申付

廿五日、甲亥、晴、炎暑、早朝出勤、九時頃退、極夕堀尾幾之進・八木藤弥槍術

御覽二付為席詰出ル、金子熊之進・福山良之進・畑口莊吾・長谷隆助見合並二為相

手来候付、跡於御稽古場及挨拶也、池田加賀守暑氣問安入来、武内純介此間内見舞

一 寿兵衛俸
石井岩樅

右弓術致出精候趣一段之事二被思召候、依之自今射具御仕向被下候間、弥以相勵、追々御用立候之樣可仕旨被仰出

但父寿兵衛是迄射具御仕向者止也

一 御用達差

吉本恒之丞

一 御児小姓差

久野幾馬

廿八日

岩国吉川家方初而御入国之御歎使者を以被申上、右御使者番頭森脇榮、今日登城有之、御並様方江も御口上有、御挨拶知行取御使者を以被仰入候由也

之謝として入来

廿六日、乙子、晴、朝涼後炎熱殊強、島本広右衛門殿へ棒火箭御入門被遊候二付五ツ時頃出仕、及挨拶、前後両度出ル也、着服者御側辺計上下、予等者平服也、夜中北御部屋江御茶事御相手二出ル、跡二而甲子待之御酒を頂戴仕ル也、夕万之進來ル廿七日、乙丑、晴、酷暑、朝素読所会読へ出席、夫方出勤、九時前退、森岡おます朝方来、夕万之進迎二来、酒を饗、大島五兵衛暑氣問安入来、西向寺へ兵藏為參也、今朝御居間坊主笠間万斎、宮仕坊主山口逸仙御立入被仰付、罷出候由、予者素読所へ出候二付不謁

廿八日、丙寅、晴、酷暑、今曉七時前出火、豎町二て町御奉行今村文之助殿屋敷馬屋打揚候得共、速二及鎮火候由、乍去八丁内二付早速罷出ル、例時出勤、九時前退、夕方佐藤益之丞を請、軍法之巻講釈を聴、渡辺雅登・堀尾善大夫被来、右三人申值也、今日始而故跡二而酒を出入、岡本主馬殿采儀之由

廿九日、丁卯、晴、酷暑、長喜大夫家内疫病之由、見舞使遣入、難症氣遣候由也卅日、戊辰、晴、炎暑且蒸氣強、例時出勤、九時退、夕雨一過、後蒸氣益強、長喜大夫妻今朝病死之由二付夜中悔二使遣入、尤無人之趣二付直葬式迄見合歸候由、兼而其趣二申付遣候也、六丁目様夜前從敵島御機嫌被為人候由、今朝御機嫌何益之丞被出也

七月 小

朔日、己巳、曇、酷暑、蒸氣毛亦強、例時出勤、九時過退、伊藤徳之助・高木来助・得井幸之助・岩米原岩之助等暑問安入来

二日、庚午、曇、炎熱如燬、有風不涼、早朝御両家様へ暑氣御機嫌伺罷出、夫方六丁目御館江為伺御機嫌罷出、往来岡本主馬殿・井上市太郎・脇本武兵衛・坪内久米之助・丹羽庄司・森岡万之進・岩崎常介へ為暑氣問安行也、水谷八十郎・大崎和二郎・山崎右内入来之由也

三日、辛未、曇、午前方雨、雷毛両三声響、蒸氣少緩、朝素読所講釈江出席、夫方出勤、九時前退、今日者一昨年御婚礼被為濟候御礼被仰出、御登城被遊、御下城後於御次御用達中迄恐悦申上ル、其節麻上下着也、小倉甚右衛門・渡辺四郎右衛門暑氣見舞入来、夜前堀尾へ記録会読二行也、夜豪雨、丹羽方お恒死去之旨夜中^前為知来
 四日、壬申、朝雨歇、午晴、夕又雨、有雷鳴、暑緩、例時出勤、九時頃退、退出後軍学講釈二素読所へ会入、此間之連中計也、小島左源太・鱸兵馬・山川久左衛門・松本良伯・井沢元秀・岩崎常介・木野一馬暑氣問安入来之由

五日、己酉、終日雨降歇不定、時々雷声もあり、炎氣者輕、蒸氣者強、星野武平次・脇本武兵衛・佐久間藤之丞・桂辰馬・吉本恒之丞・辻清人・長束清次郎入来

六日、庚戌、朝雨霽、夕又雨降、雷鳴、例時出勤、九時退、上野彦三郎・菅馬之進・菅平磨入来、左之通御移檄出ル、從公儀之御檄也

* 外国交易御開二付而者、彼国之金銀其儘通用可致候、尤金者金、銀者銀之量目を

六日朝、丹羽へ使遣也

又 四日朝、丹羽へ使遣

本文のこの箇所には、左記の脱文がある

「相心得、金銀取交可致通用、尤通」

以取遣いたし候条、此度吹立被仰付候新小判・壹歩判・貳朱銀、目方之割合二応

無差支可致通用候、右之趣御料・私領・寺社領共不洩様早々可相触者也 五月

世^{*}上通用之ため此度貳朱銀吹立被仰付候間、右貳朱銀八片を以金壹両之積、尤壹

分銀・壹朱銀共追而吹直可被仰出候得共、夫迄八取交銀錢共兩替無滞通可致事

一小判・壹分判此度吹直被仰出候条、兩替之儀者是迄之通、用日銀^限之儀者追而可

及沙汰候

一保字小判・壹分判此度吹直被之儀者^(追而力) 停止可被仰出、夫迄之間保字小判者壹

兩壹分、同壹分判者壹分壹朱之積を以取交通用たるへく事

右之趣御領・私領・寺社領共不洩様早々可触知もの也

五月

夜雷雨徹曉不罷、雷も余程強、雨亦豪也

七日、辛亥、朝雨、味爽雷鳴強、後晴、炎暑、辰鼓前為御祝詞罷出、巳鼓前退、西

向寺江兵藏為參、森岡万之進・岩崎常介・平野藤吉郎祝詞入来、夕掘尾へ困某二

被招行、酒出ル

八日、壬子、快晴、暑敵也、朝丹羽庄蔵娘死去を吊、木野江も右見舞・暑氣問安旁

二行、水谷へも暑氣問安二行、長喜大夫寺等覚院へも參、香川多仲江暑氣問安預入

来候二付此方も卒与行也、夕小倉甚右衛門を呼、森岡世帯向之義二付及内談義有

之也

九日、癸丑、晴、朝有涼颼、後熱、例時出勤、午時退、久野秀太郎・永井仲之助

立秋
十日

・久野八十助等其外暑氣問安入来之由也、此節吐瀉急劇之症流行、全去秋之胡魯利同様急死有之由也、田宮嘉仲太妻昨夕以来之病二而今朝病死いたし候由也

十日、甲寅、晴、朝方炎熱、武内純介昨夕以来吐瀉二而以外之様子之趣今曉承候

二付、見舞使遣候処、今朝未明終二物故之由也、尚又見舞使遣入、当年四十四歳、予

竹馬之友二而有之し、伶俐之質二而、近來者香取流槍術之師範も致候処、可惜事也、

出勤掛武内へ見舞、堀尾へも見舞、岩崎へも保之進夜前武内へ引越候見舞・歎二可

參存候処、門閉たり、例時出勤、九時過退、立秋九時、和多理沖守次郎暑氣問入来之由

也、夜中武内葬式、心行寺へ兵藏を使入

十一日、己卯、晴、炎蒸、夕白雨、無雷声、夕方一緒内之内并二知音之墳墓江備

燈、兵藏を遣入、小倉甚右衛門亡母一周忌之由二付、今朝隆向寺へ兵藏代參二遣入

也、八島周伯老此間死去之由二付、今朝兵藏を遣候序悔申遣也、周軒老者周伯老息

也、田宮嘉仲太今朝病死之由也、為知有之

十二日、丙辰、晴、残炎強、夕有涼風、例時出勤、九時過退、京師高謙院様方中元

之御祝義例年之通り索麵頂戴仕ル、大島五兵衛迄来候付、如例同人迄御受申上ル也

十三日、辛巳、晴、朝有涼颺、午熱、早朝伝福寺水谷寺へ參、夫方矢島周軒老へ悔

二行、岩崎へ此間保之進武内へ引越候歎二行也、上野彦三郎病死之由、星野武平次

方為知来、驚入也、全流行病二而、昨日者出勤も致候由之処、夜前以来之吐瀉二而

今曉病死之由也、松本良伯入来、千代雄槌今朝者少々腹瀉之気味有之候二付診を乞

候処、全暑邪二当候二而、少し者微熱有之由申、薬を投候由也、右様此節可怖病症

被行候二付、昨朝神田社へ兵蔵遣し千代雄槌并家内何れも安全之祈念を頼也、御策守護符を差越也、兵蔵一昨夕・昨夜・今朝寺々江為參、備燈悉夜濟也、夜又西向寺・妙慶院へ燈を点二為參也、何分世上病人・死人殊之外多由也

十四日、壬戊午、晴、朝有清風、午後残炎強、千代雄槌今日者快也、朝上野彦三郎跡二使を遣し吊、慈君夕方御腹痛・御腹瀉之気味有之、松本良伯診を乞、全暑邪之事二而、格別之事二者無之由、菓を投、渡辺宗右衛門殿此間以來腹瀉有之、為差事二も無之由之処、夜前以來瀉甚敷、今曉方者度々吐有之、散々難儀被致候由二付、已鼓頃見舞二参り暫見合入、其後見舞使遣入、夕七時過俄二様子替候趣為知来候付早速参候処、最早絶續之様子也、全此節之流行病二而、今曉来之処者何分不輕容体二者有之候へ共、中々急二右様之次第二可被移与者不存候処、案内急二様子变候由也、当年七十六歳、去ル文化十年方四十七年之間無滞当御役被勤、知行式百五拾石二到、勤中抜群之忠義を被尽、御国中江名を被震候与申程二而、御家(虫損)柱石二有之候処右之次第、嗚呼可惜可惜、直二相詰、夜五半時迄何角見合せ帰ル、夜両旦寺へ点燈兵蔵遣入也

十五日、癸己未、晴、残炎強、夕白雨雷鳴、午前万之進來、麵・酒を饗入、極夕方渡辺へ行、夜中出棺迄見合、玄関上二而見送ル也、供立台弓・釣具足・对箱・道具、先供四人、棺脇大小持共五人、牽馬・沓籠・合羽籠三荷、其外香炉・棺台等通例也、蝕夜月色皆既、昨今晚右之通二而寺參得不致候二付、兵蔵代参申付、例之通両旦寺江一封ツ、呈也、渡辺葬式興禪寺へ兵蔵為使者遣し、葬二会せしむ

由良善助

十九日七

御番頭弓削左膳殿死去之

由也

十九日(224)

十六日、庚申、晴、残炎強、早朝妙慶院へ參、西向寺へも參ル、盆中得不參候故也、例時出勤、九時過退、岡島平之進養祖父遊山昨日病死之由夜前知せ有之也、和合實大夫倅誠次郎病死之知せ来ル、右者一井嘉内次男也、此節惡病流行二付、御家来中安全之為、神田八幡社高良社ニ於て御祈禱被仰付、去ル十四日、今日迄三日御祈禱有之、右御札御步行組以上へ一枚ツ、足輕以下江者詰所々々江言杖ツ、被下、予も頂戴仕ル、御厚き思召難有次第也、御上二も同様去ル十四日、今日迄三日之間、於三之御丸稻荷社御祈禱被仰付、御家中始一同御札被下候旨御觸書出ル也、此御方様二も御屋敷數丈御頂戴被遊候筈之由也、何分死人益多由也

十七日、乙酉、晴、朝涼甚、終日易凌、朝渡辺江見舞、夫方武内・岡島を吊、其外盆前到来物之謝二小倉・大島・堀尾へ行、平野へも卒与見舞、由良嘉久馬病死之知せ有之、実者此間死去之由二候得共、養子引越不濟候二付披露及延引候由、養子者三原御家中都筑勝太郎弟之由也、倅助三郎者未幼弱二付順養子二致候由也、滝村多三郎・井上伊三郎并谷口喜作倅今日病死致候由也、谷口喜作極困窮、倅所置も睨々得不致趣二而、大島五兵衛方慙を乞候二付五錢自助情遣、且五兵衛迄拾五錢目取替也、夕桑原吉郎二入来、暫話入、酒を饗入、慈君昨日方者御快起、昨夕方辻へ御出、御宿被成也、兵藏当季も直二勤度段相願候二付承届也、下女も其儘勤也

十八日、丙戌、晴、涼、早朝出、夕八時前退、御騎馬筒村并喜大夫殿・伊藤藤太郎殿金子徳之助殿二男順三郎殿御立入始而被罷出候二付調入、順三郎殿者始而也、堀尾善大夫今日者腹痛之由、煩二付予番引受也、渡辺若党新次、夜半以来吐瀉二而難

廿一日、渡辺氏法名左
之通之由也

良義院傑山宗英居士

廿二日夜、山村靜登入
來、謁入、御用向也、就
右二付御輿江為申上罷出
ル

廿五日

星野幸次郎

右自今棒火箭稽古仕、追
々御用立候様可仕旨被仰
出、依之毎歳銀式枚被下
之

右同人

右弓術稽古之義二付被仰
付置候趣者有之候へ共、
別紙之通被仰付候二付御

儀致候処、今午時頃終二死候由也、小回り庄八も死候由也、夕森岡万之進來

十九日、丁亥、晴、残炎復返、有蒸氣、早朝例時出勤、九時過退、前浜武七昨日迄

出勤之処今晝病死、是亦流行病之由也、堀尾老室腹瀉之由、見舞使遣入、夜半頃胸

痛甚敷難儀之由二而、家来借呉候様申来二付見舞心、案内居合二至候二付速二帰ル

廿日、戊子、晴又曇、蒸氣強、夕雨降、雷毛鳴、益熱、朝渡辺初七日法事二付興禪寺

へ代參兵藏遣、法事中為詰、代香申付、全体可參存居候処、善大夫煩二付其義不能

齋毛出候由、位牌江靈供を呈入、昨日内仏へも焼饅頭廿五を呈也、朝出衛様御注文

之御馬石田広介此度牽帰、今朝初而乘向御覽被成候由二付、為見合御馬場へ出、夫

方(同脱)為御機嫌御館へ出、又北御部屋へも出ル、夜星野武平次来、御趣法役所之義二付

内談之義有之也

廿一日、己丑、晴、炎熱、夕蒸、有雷鳴、例時出勤、九時過退、渡辺氏江今夕茶を

被出度二付、參くれ候八、緩々被話度旨此間案内有之二付、七時過方參ル、一汁式

采之膳出、肴三種二而酒出ル、上下着二而行、内仏へ拜毛致入、得井満四郎取持二

出ル、外二も此間詰候面々被招候由二候へ共、表之方故不及出會、佐藤毛差問、予

一人也

廿二日、庚寅、晴、残暑酷烈、朝西向寺江代參、兵藏遣入、朝素読所講釈江出席、

夫方出勤、九時退、松本玄順不快、散々之様子二承候故見舞兵藏遣入、夜前以来甚

重キ様子之由也、流行病二諸人多、死失不少趣二付、為諸人安全於敵島社御祈禱

被仰付、相濟候得者御札被下候趣被仰出候由也、朝万之進來、下竹屋村稻荷社江

宥被下、依而只今之被下
銀者上ル

吉本恒之丞

奥田政次郎

右棒火筋御相手被仰付

今明日町方一統此度悪

病消除之為祭礼を致候之

由、鼓声喧闐たり

地藏尊御祈祷之御供物

頂戴被仰付也

去ル廿二日從梅梢院様

御拝領之御札守一葉頂戴

被仰付、此御札之義先二

記又

廿五日

鶴齡院様者故右京様御女

当殿様御実妹おみつ様御

事也、殿様青山様二而御

養女二被成候而、京極様

へ被進候義故、当度右様

二被為成候趣也

參詣致候得者、此節之流行病逃れ候旨神託有之候由二而、此節人夜參詣成群集候由也、今日於正清院慎徳院様御七回忌御法事有之、右近様御寺詰被成候由、右二付諸

事穩便之義者先達而御達有有之候也、夕八島周哲老來診、周軒老一男也

廿三日、辛卯、晴、残暑酷烈、朝為御機嫌罷出、射場へ出、弓会致拜物也、夕雷

鳴、極夕北御部屋へ御用向有之、出ル、武内故純介二七日法事有之由二付心行寺

江代參兵藏遣入、由良故嘉久馬靈へ毛代參一緒二申付

廿四日、壬辰、晴、残暑烈、例時出勤、九時過退、堀尾眠石翁昨夕被來、武内之方へ

岩崎常介取向氣二不入之由二而、内々被申聞趣有之也、極夕風吹、雷鳴、蒸甚、万

之進來、岩崎常介妹西川理三郎母夜前病死之由二付、使を以悔見舞申遣入也、今

日如頭被仰付有之也

廿五日、癸巳、晴、風吹、朝夕涼、午熱甚烈、例時出勤、九時過退、今日方善大夫

快出二付、又御米銀之方引受也、今日於海蔵寺惠玉殿、清輪殿、一露殿御法事有之

候由也、夜森岡弟婦來、万之進も來、酒を饗入、由良嘉久馬病中養子保之丞義至

而溫順之人物二有之候也、去ル廿一日朝寺參方歸、何之事もなく部屋江這入、腹を

切喉を突候也、突損候趣二而号候二驚、家内驅付見候也右之次第二候故、近所呼寄

介抱いたし、早速医師を迎療養致候所、案外疵も浅候故追々息出、此節之様子二而

者最早快全二可趣様相見候由、右切腹之様子所詮子細不相分、此節当人へ尋候へ者、

当人も誠二案外之事二而、只何となく心を失、空々成夢之如右之次第二至候趣咄候

由、甚奇快之事也、故嘉久馬病中、一子助三郎幼弱成を残置遺恨二存、且妹与兼々

善助

廿五日

御目付御免
吟味役同格
御代官

桂辰馬

右平常專御趣法役所へ

出勤之事

一非常之節者勿論平常共
両惣門内締合等之義者
差懸是迄之通心付可申
事

一御敷引受只今迄之通相

心得候事

一御小姓組被召出 式人扶持
鼻紙代並之通
御兒小姓

吉左衛門伴

二宅益登

一御小姓組被召出
鼻紙代並之通

*伊藤越人

一御目付差

右同人

不和二付、同人へ婿養子を取、家を讓候与申事深残念狩居候由二付、全右妄念之所為歟与皆人窃二申值候由、一珍事也、左之通此間被仰出也

今般殿様御本家御相続被遊候二付、京極佐渡守様二而鶴齡院様御儀此御方江御屬被成候哉之旨、公边江御伺相成候処、御伺之通被仰出候二付、以後此御方様御里方二被為成候之間、此段可被相觸候、以上

七月十九日

廿六日、甲午、晴、夕方涼、朝平野藤吉郎来、御用向也、秀山祥月二付妙慶院へ兵藏為持參、一井嘉内留守へ七兵藏を遣し、二男誠次郎死去を吊、松本玄順病氣見舞二遣入、朝炮術稽古二出ル、今日処暑節也

廿七日、乙未、晴、朝大二涼、午熱、朝岩崎常介妹之喪を吊、素読所会読へ出席、夫方出勤、九時過退、六丁目様方御庭之梨子十九顆、御内々頂戴仕ル也

廿八日、丙申、晴、朝涼、午前方熱、例時出勤、夕八時過退、今日被仰付事有之

藤川甚吉郎御小姓組御雇被仰付也、使を以歎申遣入

廿九日、丁酉、晴、朝涼、午前方炎熱、朝西向寺江廿二日參詣怠候二付參り、夫方

辻江慈君少々御風邪氣二被成御坐候由二付御見舞二參、由良保之丞を吊、藤川・三

宅江歎に行、藤川二而達而被留、酒出ル、慈君本之御当分事二而、今日者最早御宜

敷由也、山中順庵老二而碩庵老江戸留守を訪、午後桑原吉郎二家内不快不出来之趣

為知來、早速見舞二兵藏を遣入、此節之流行病二而養生不相叶、先刻死去之由申辨也、極夕万之進來、酒を饗入、今日御立入御用人堀田恂之助殿被罷出、大光院様

一 御小姓組御雇

式人扶持

每登俸甚

藤川（登）吉郎

一 三宅益人

御遺物左之通御拝領被遊候由也

巨那樣江

御刀（登）大和太掾忠広 一腰白鞘入

周防樣江

瀬戸水指

一

右未若年之義二者候得共、

格別を以別紙之通被仰付

候二付、兼而被仰付置候

和礼稽古之義者、勤仕之

余暇弥以相勵可申事

但唯今迄之稽古料者上

ル

〔夜半桑原葬式、清住寺江兵衛を使者ニ遣入、〕近年御大俵二付、夜回り三役之者并下

番、夜四時方明六時迄時々を回り候事ニ相成居候処、此度三回之者三人被仰付、夜

前方以前之通時半時を回り候事ニ相復スル也、〔来月八日於松栄寺温恭院樣御法事

有之ニ付、諸事穩（便脱之）、火之元別而念入候樣ニとの義、并大光院樣御一周忌来月江御取

越、八日・九日・十日於国泰寺御法事御執行、就右同六日少將樣方別段御法事被仰

付候付、諸事穩便、火之元念入候樣、此段間追々御觸書出ル也、〔今夕藤川甚吉郎為

吹聴来ル、〕前二記温恭院樣御法事ニ就而御穩便之被仰出者予覺誤也、右大光院樣御

法事中故別段二者不被仰出、其段此後ニ心得之御達し有之候也

〔去ル廿四日之頭書ニ記從梅梢院樣御拝領之御札者、御同方樣先年広島へ御下り之節、從姫君樣御拝領被成、

是迄御所持被成候処、此度患病流行ニ付被思召出板押ニ被仰付、御家中一同へ御頒賜有之候由ニ而、此御方

樣江も主水樣之方より御伝ニ而五十枚御拝領被遊候也、此御札之義者先考御日記、天保十年二月廿六日之処

ニ委敷御記し被置候通也、尤此間山村靜登話ニ承候処者些相違有之候へ共、先考之御筆記之實ニ近クニ不及

候故略之、御札之文字者左之通り也

捺拾掳摺摺

八月 小

朔日、戊戌、晴、朝有蒸氣、午前^方有清風、不熱、[〔]当月^予月番受也[〕]、[〔]早朝^{麻上}下着出仕、御登城於御居間御祝詞申上、夫^方御方々様江御祝詞如例申上也[〕]、[〔]辻^{清人}・森岡^万之進為祝詞来、酒を饗、極夕御用向^二而出動[〕]

二日、己亥、晴、不甚熱、[〔]早朝桑原吉郎^二を吊、亡妻病氣廿八日夜亥鼓後^方之事^二有之候処、至而劇症^二而、早速醫師も彼是迎、見合もらい候へ共無其効、翌朝病死之由、何れも殊之外愁歎也、歸り御館へ出、岩崎・堀尾へ見舞、[〔]矢野犀右衛門此間^二男不快見舞使遣候謝、時候見舞旁人来之由、三宅吉左衛門此間歡之謝、吹聴旁人来之由、[〔]万之進夕方御用向有之、来、[〔]右近様去ル廿八日^方流行之御症合^二而御難儀被成候由、尤早速^二後藤松軒^父子御療治申上、先追々御快方^二被為在候由也[〕]

三日、庚子、朝曇後晴、秋熱烈然、[〔]今朝御而殿様江大御小姓頭杉田新兵衛殿為御使者御入来、先般御家督之為御祝義御拜領物被為在、何も昨年九月之御振合也、右二付予者上下着^二而出ル、尤御玄閑送迎者無之、夕八時前退、[〔]今朝者右之通^二付素読所講^江者不出、[〔]夕平野藤吉郎^来[〕]

四日、辛丑、朝曇後曇、秋炎如燬、[〔]例時出勤、九時過退、今日島本全之丞殿・丹羽清兵衛殿御立入初被罷出候^二付謁ス、[〔]夜慈君從辻御歸り被成、お竹も付来、宿、[〔]京都高謙院様^方除病之御守拜領仕ル也、京師もころり流行之由也、[〔]芝山様中元之御祝義、手巾一、扇子三拜領仕ル也[〕]

五日、壬寅、朝曇後、[〔]秋炎如燬、[〔]早朝御普請奉行松野文四郎殿・植田小三郎殿江

五日

二百十日

八日、水谷八十郎名乗・

書判

満貞 （右衛門）

左伝貞事之幹也之貞字を用る也

九日早晨

すわへ

御皿

こんにやく
香たけ
れんこむ
白ふり
人しん葉

けむ

すめ

御汁

結かん瓢
青こんぶ
粒しる竹
めうかの子

御飯

御香物

青わへ

御坪

こんにやく
いわたけ

御平

牛房
さといも
かんせふ
しめ苜
白茅茎
輪柚

此度大光院様御霊前江御献備之石燈籠出来之為御挨拶罷越、夫方六丁目御館へ為親

御機嫌罷出、此御館江も罷出、途渡辺寺興禅寺へ参、金子元達妹之喪を吊、山崎右

内へ中元之謝二行、森岡へも見同方二而暑払洒出入、小倉甚夜前（甚右衛門）以来腹瀉二而難儀

之由承候二付、帰掛訪之、重キ容体之趣也、其後度々使遣入、慈君今晚以来御腹瀉

之気味有之二付、松本良伯診を乞、為指事二毛無之、此間内之処未全治也与申、葉

を患む、夕甚右衛門病死之由為知来ル、使を以悔申遣、当年六十歳之由、篤実謹厚

之人物二而、御蔵奉行二而者誠二御用立居候、可惜事也、倅恒助十二歳、別而可憐

之至也、夜葬式隆向寺江兵蔵を会せしむ、夜辻清人来、酒飯を饗入、お竹付返ル

六日、癸卯、曇、朝雨はらつく、後晴、熱、朝出勤掛小倉恒助を訪、直二出勤、九

半時頃退、水谷八十郎来、名乗を付くれ候様頼置候由也、慈君今日者御快起也

七日、甲辰、曇、時々雨はらつく、桑原吉郎二亡妻今日当座法事之由案内有之二付、

今朝清住寺江兵蔵代参二遣入也、例時出勤、九半時頃退、夕涼、今日退出掛北御

部屋へ出衛様御用二付出、夜中就御用向御館江出ル

八日、乙巳、曇時々雨、不炎、今朝松栄寺江為御寺詰御出被遊候付、黎明頃出勤、

万之進御用向二而兩度来ル、朝水谷八十郎来、名乗を与ふる也、此義昨朝之事也、

夜雨

九日、丙午、晴、朝些涼、午後炎蒸尤酷、利円廟御祥月、宿戒・晨興如恒規祭祀之式

相濟、妙円廟も奉配祀也、国泰寺江御寺詰与して御出二付、六時過出勤、一応退、

又例時出、夕昼九時過退、夕又就御用向出ル

御菓子

吹よせ
吹よせ
加葉せんへい
以上

夕

御茶

豉豆飯

十三日

御歩行組並御雇

一 式人扶持
鼓螺方加役

*久左衛門倅
山川吉太郎

右鼓螺方心掛厚不怠致出
精候二付、尤是迄被下置

候御銀者上ル

一 銀壹枚

*十兵衛倅
*山中市之進

右者鼓螺方心掛厚致出精
候趣二付、以後見習被仰
付、依之為御心付右之通
り被下之

十日、丁未、晴、朝些涼、後蒸熱、曉七半時頃出仕、六時退、又例時出ル、今日も国
泰寺江御寺詰御出被遊也、九時過退、今朝少々有腹痛、腹瀉之気味も有之候へ共、
一更二而止也、夕辻清人来、夜平野藤吉郎来、深更迄話入、今日^{*}実山祥月二付、妙
慶院へ兵蔵為參也

十一日、戊申、晴、朝些涼、後蒸熱、朝為窺御機嫌罷出

十二日、己酉、時々曇、蒸、夕方風吹、朝木原衛門殿被来、謁、八島周軒老来診、
慈君先日以來兎角颯破離与不被成二付診を乞、為指事二者無之、少々暑邪之事与被
申、葉を被患、予も一昨朝方兎角腹中不穩候故、昨日申遣置候へ共何も替り候義者
無之、此砌皆人腹中如此与被申、葉加減いたし被呉、例時出勤、夕八時過退、夜
風吹、強、今朝方之進來、白露節

十三日、庚戌、朝風落、快晴、新涼、後曇、風出、朝素読所講积江出席、夫方出勤
九時過退、旦那様江波新開町打場島本広右衛門殿棒火箭稽古江御出、御稽古被遊
御相手之面々も皆々出候由也、今日御用召有之、平川助助学事出精二付御步行列加
被仰付也、辻八十槌此間方腹合患、清人も今朝者困候様子二付夜中見舞二行、皆々
為指事二者無之也

十四日、辛亥、晴、涼、夕御機嫌伺罷出、夕島本広右衛門殿来儀、先達而御入門
被為済、昨日御初而御稽古三江波へ御之御挨拶旁被来候也、夜月時々明也、今朝
丹羽庄司人来
十五日、壬子、涼、朝曇後晴、例時出勤、夕八時頃退、堀尾内室腹瀉二而難儀之

一 御切米壹石御増
御步行列加
学事方

平川勘助

右学事心掛厚、不絶出精

二付、格別を以右之通被

仰付

十七日

一御步行目付御免

差扣

長束清次郎

右思召有之二付

右之趣二付常々示教筋不

行届之訳を以

御叱

長束市郎右衛門

由二付夕訪之、矢野屋右衛門不快を訪、平川勘助へ歎使遣入、夜月時々曇

十六日、癸丑、曇、涼、早朝妙慶院へ参、例時出勤、夕八時過退、奥田政次郎先

達而見舞使之謝入来、長武左衛門昨夕来、同人母石塔之文字を頼候二付諾也

十七日、甲寅、晴、涼、朝射場へ出、夫方為窺御機嫌出ル、辻清人入来、々ル廿

日亡母十七回忌取越致法事候二付、十九日夕参候様案内有之也、夕七時於宅長束市

郎右衛門江被仰付事有之、為加席森岡万之進來ル、同人倅清次郎不風聞有之候趣二

而、御步行目付御免、差扣被仰付也、色事之義二付不埒事有之候由也、夕方松村弥

助殿被来、謁入、弓術之義二付被相願候事有之、内談也、夜月清

十八日、乙卯、雨、涼、小倉恒助方当座法事之由二付隆向寺江代参遣入也、例時

出勤、九半時前退、中津屋方人差越、はつ野婿之兄之由也

十九日、丙辰、雨、涼、例時出勤、九半時頃退、夕辻江速夜二被招行、誓願寺松浦

豊吉殿会、有饗、藤川へおちか兎角困候様子二付見舞、全風湿形二而右手腫痛、運動

六ヶ敷趣也、石田喜兵衛過日於東城病死、逼塞中跡源之進江毎月米四斗ツ、被下、

爰元へ罷帰、其儘相慎罷在候様被仰付、夜前帰着、長束守之助方二当分罷在候由也、

左之趣無屹被仰出候由、席達有之也

少将様御身前之義八御氣詰り不被為成、御心儘二御保養被遊候様被仰上度候得と

も、当御時合、於少将様御用捨被遊候御内慮も被為在、一統江之当合等御斟酌被

遊、強而も難被仰上候得共、當時之御身前格別御不都合無之義者御心任二被遊候

様被仰上度殿様思召二候、就而八梅梢院様二も格別御徒然之節八、御慰事等品二

廿四日早曉

酢わ会
こんにやく

御皿

香茸
れむこん
油あけ
白芋くき

けむ

白みそ

御汁

椎たけ
豆ふさい
青み

御飯

御香物

御坪

いと湯皮
薄醤油

御平

牛房
さといも
しみたけ
かんせふ
白いもくき
わゆ

御菓子

焼まん頭
栗
せんへい

夕

御茶

さゝけ飯

寄従少将様御願被進候義も可有之、此旨兼而夫々申聞置、依之一統心得違不申様

二との御沙汰二候、右之趣無急度寄々可被申聞候

八月十五日

廿日、丁巳、晴、冷氣也、午前為伺御機嫌罷出、素読所へ会、軍学講釈を聞、大

藤清之丞殿来儀、謁入、御挨拶二付被来也

廿一日、戊午、曇、冷氣也、朝有地震、万之進來、高木来助米無心之義を申、取

替遣候筈二約し置也、例時出勤、夕八時過退、左之通従公儀之御移檄出ル

* 各国舶来之武器類、開港場江見本為差出置候間、万石以上以下、諸家陪臣二至迄買

受候義不苦候、望有之面々者勝手次第最寄開港場運上役所江罷越承合候様可致候

但芝生町新道より南、横浜町迄之場所者混雜いたし候間、馬上又者馬牽入候義

者無用二候

右之通可被相触候

六月

* 外国交易御取開有之、外国人開港場江船を寄、其最寄居留をも御差許相成候二付

而者、其所之もの八勿論、海上又者途中いつれ之場所二而も外国人二出会候節、書

状届方等頼れ、或は品物拵贈り候とも堅く断およぶへく、若無余儀請取候儀有之

者、右品持參、委細之儀早々其筋へ申出へく、隠し置、後日相顯るゝにおゐて八

吟味之上可被処罪科もの也、右之趣御料・

私領・寺社領共、不洩様可触知候、尤天保十三寅年被仰出候浦々建札者取払可

申候

右之通可被相触候

六月

廿七日

一願通隱居

八木野右衛門

一御切米九石

式人扶持
御小姓組

野右衛門家督

八木藤弥

一菅平磨

右自今弓術稽古專相勵、

追々御用立候之様可仕旨

被仰出、依之毎歳銀貳枚

被下、且射具御仕向被下

但平日御番御宥被下、

尤時二取本務へ御取遣

之義毛可有之、并久野

幾当御番二而稽古場等

へ出席之節者為跡詰罷

出候事

一弓術稽古世話筋之義者

只今迄之通、尤右二付

被下置候金子者上ル事

廿二日、己未、雨、冷氣、朝素読所講釈江出席、夫方出勤、夕八時前退、長武左

衛門忌明返礼、藤川毎登殿歡之返礼御入来、毎登殿二者四年振程に御出也、波多野

権祐毛時候見舞二来、兩人江酒飯を饗候由、予者挨拶して出、西向寺江參、一井嘉

内留守二男誠次郎死去を吊、六丁目御館江御用向有之、出ル、退出掛山崎右内達而

邀候而、參吳候様申候二付任其意酒を被饗、及暮帰宅

廿三日、庚申、雨、温、朝為窺御機嫌罷出、射場へ出、三宅内外会主也、予者免角

肩を痛候故不多射而止、辻清人朝之内来、夕万之進來、木原衛門殿来儀、謁入

廿四日、辛酉、曇後晴、冷氣、能称廟御祥月二付曉起、祭祀如恒規相濟也、鶴齡

院様此御方江御屬被成候二付、御西殿様へ御歡御帖有之候由二而御登城被遊候付五

時過出勤、一応退、又例時出、夕八時退、一応退候処二而卒与西向寺江參、高木

来助来、此間米用立候謝、并内談事有之也、今日方御役所例時出勤二相成也

廿五日、壬戌、晴、冷氣強、例時出勤、夕八時退、小倉恒助臆中を訪

廿六日、癸亥、曇時々微雨、冷氣強、午後為窺御機嫌罷出、北御部屋江毛御用向有

之、罷出、夕堀尾眠石老人入来、武内世話筋常介計振之義二付内話事有之也、明

日夕八時殿様御花畠江被為入候旨、御目付中方小頭を以触来ル也、水谷八十郎方来

ル廿九日大寿院殿御一周忌法事之案内有之也

廿七日、甲子、曇、冷氣也、例時出勤、夕八時前退、朝辻清人入来、万之進毛来

候由也、今日被仰付如頭書有之也、秋分今日也

廿八日、乙丑、晴、不冷氣、順候也、例時出勤、夕八時頃退、夕七時過方水谷速夜

候由也、今日被仰付如頭書有之也、秋分今日也

廿八日、乙丑、晴、不冷氣、順候也、例時出勤、夕八時頃退、夕七時過方水谷速夜

〔廿七日〕

秋分

一 久野幾馬

右出衛様御側方差

一 御小姓組御取立
御蔵奉行加

高木采助

一 御用部屋詰

佐々木猶馬

一元 方兼帶

中島庄七

一 岡田八十太郎

右此節御当用方江罷出、

御用向取計候事

〔四日〕

御切米拾（一）
式人扶持

御小姓組並

純介跡目
武内保之進

右家芸之義弥以厚心掛、

御用立候様可仕候、依而

二被招行、藤川每登殿・木野一馬・沖和多理等会、寺者既二開坐後也、酒膳出、入夜帰ル、夜辻妹来、宿入、お竹・八十槌・山県おたみ付来也

廿九日、丙寅、快晴、順氣也、朝水谷寺伝福寺江參、法事中詰ル、午前為何御機嫌罷出ル、富永源五郎佐々木猶馬を伴し吹聴二来也

九月 大

朔日、丙卯、晴、暖氣、不堪時服、尤順氣也、例時出勤、夕八時過退、尤当月者予御趣法役所江出候二付、九時過御館を退、夫方同御役所江出ル、夕清入・万之進來、酒鮓を饗入、お梅子供共一緒二帰ル、慈君二も伴し御出、直二御宿し被成也、万之進者今朝も来候由也、八島周軒老忌明返礼二被来

二日、戊辰、晴、朝冷氣、午後曇、暑し、午後海蔵寺江拜參、当盆怠し故也、隠居を訪、酒を被饗、帰途長喜大夫を訪、上野彦三郎寺徳心寺江參、暮前帰宅、使を以中島庄七死を吊、武内保之進忌明之由、返礼二来、藤川甚吉郎昨日来候由

三日、己巳、晴、暑し、寺尾隼人殿此間御番頭被仰付、為誓詞被罷出候二付四時前出勤、九時方御趣法役所へ出、八時過退、右二付今朝素読所江者不出、極夕就御用向北御部屋へ出、平野藤吉郎妻夜前者度々閉之氣味有之、大二氣遣候由、度々見舞使遣入、水谷八十郎法事之謝来候由也

四日、庚午、晴、朝冷氣後薄暑、渡辺良義院殿四十九日法事二付早朝興禪寺へ參、法事中詰ル、例時出勤、御趣法役所へも出、八半時過退、桑原吉郎二水術指南二

平日御番者被差除候間、常々御場所江出席、業前精出、猶門弟世話筋之義毛厚申談候様被仰出、尤只今迄被下置候御銀者上

但時二取御人少等之節者本務江御取遣之義毛可有之事

一 御切米六石五斗
式人扶持
御步行組
嘉仲太跡目

* 田宮政之進

七日

一 御作事奉行添役
御山方兼帯

長束吉之進

但御露地奉行兼帯者御免也

一 御切米五石三斗
式人扶持
御步行組
御用部屋日參
彦三郎跡目

* 上野吉次郎

付御祝義頂戴之為御受來候由、夕長武左衛門・平野藤吉郎入來、武内保之進今日跡目被仰付候由、為歎使遣又

五日、辛未、晴、朝冷後暑し、今日者例年之通煤払致候付、早朝方田中実五郎を頼、三次毛頼置候得共当番二而得不得來、上野吉次郎忌明二付為返礼來、夜森岡弟婦小倉へ來候由二而寄也

六日、壬申、晴、蒸、例時出勤、御趣法江毛出、夕八半時過退也、今朝御番頭杉田新兵衛殿為誓詞被罷出候也、家小・千代雄槌夜中木野へ行、宿、米原岩之助母來七日、癸酉、曇、朝辰鼓後暴雨一霽、速二霽、又曇、過雨、六丁目御屋敷江就御用向出ル、出掛西向寺へ參、巳鼓後帰宅、直二出勤、御趣法江毛出、夕七時過退、今朝如頭書被仰付事有之、渡辺雅登就忌明為返礼入來、夜北御部屋江御茶事御相手二出ル、濃茶御稽古也、家小夜從木野歸、千代雄槌毛同断、東都菟角不平穩、夷人共追々我恣を致し、一同危懼を抱居候之由、夫二御老中様方も菟角議御一和不被成、太田備後守様毛尚又御引込被成候由、始終之処如何可相成哉、岌々乎たる世之中也

八日、甲戌、晴、暑し、上野吉次郎為吹聴來ル、夜森岡万之進來、八島周軒老昨

日跡目被仰付候由、今朝棄取之便歎申遣
九日、乙亥、曇、微雨、涼、時服過暖、朝五時麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、其外御方々様御祝詞如例申上、巳鼓前有地震、稍甚、早速為窺御機御表、御興江罷出、朝木野一馬入來、祝酒を饗又、辻清(清人)為祝詞入來、午後堀尾眠石翁・

岩崎常介困暴二人來、夕酒飯を出入、夜万之進・藤吉郎來、酒を饗入、今朝震後時々有微震・地鳴、夜雨甚

十日、丙子、曇、蒸、將雨不雨、無風、雲不動、何共如何敷天氣合也、曉來地度々震、或輕或稍有力、例時出勤、夕七時前退、御趣法役所江も出ル、由良保之丞就忌明返礼、八木喜真太同道入來之由也、慈君夜辻方御歸り被成也、家小夜中度々腹瀉有之、此砌之事故、八島周軒老申遣候之處、病用差悶之由二而二男周哲老被來、診し被吳、何分為指義二者無之旨被申、葉を被投、半夜後雨降、風吹

十一日、丁丑、曇、有蒸氣、不雨不風、雲止不動、昨日已鼓頃方後震氣能居合候処、今曉寅刻頃方又々時震動追々有力、已鼓後星野武平次來、御用談中敵敷地鳴、震甚敷、互二無挨拶別而庭上二避、去ル卯年霜月五日以來之強震也、早速御館并北御部屋へ出ル、御方々様御機嫌被為替候御義も不被為在、御屋形回り其外御多門内者段々損処出來也、六丁目様江者雅登早速被出也、殿様今日者炮術為御覽江波表江御出被為在候由二付、早速為御機嫌御窺御出頭御使者被差出、旦那様二者早速三之御丸江為少将様御機嫌御窺御出仕被遊、御城江者殿様被為入候上御出被遊也、其後時々震動有之候へ共輕し、辻清人・森岡万之進為見舞來、辻者所大損之由也、御多門内其外方見舞入來多有之、此方方も使を以見舞申遣入、家小今曉以來瀉止、速二快起也、今朝初之震稍有力、慈君殊之外御畏怖被成候故、是迄之如脊戸之圍江小屋掛致掛候処、何も凡相仕回候頃大震有之、大二都合宜敷有之候也、極夕方雨降、風出、微冷を催又也、去ル九日之震山県郡辺者余程敵敷、吉田馱杯者潰家・怪我人等も有

十三日

一 知行高式百石

勳向筆列只今迄之通り

宗右衛門跡目
渡辺雅登

一 門長屋南寄
御用二付被召上

右同人

一 知行高百石

式ツ七步成

善助跡目
由良保之丞

一 御勘定所詰
御当用方

田宮政之進

十四日

寒露節

之候由也、今日御両家様二者殿様御留守二而も早速御登城被成候二付、被為人候迄

直二御詰被成候由、此御方二者江波表江者御使者被差出候二付、御城江者被為人候

上御登城被遊、御速二御下城也、尤御両家様方江波江之御使者者出候由也

十二日、戊寅、曇、微冷を催也、夜来も時々地鳴者有之候へ共至而微、震も誠二輕

し、例時出勤、夕八時前退、御趣法役所江も出儿、此後無異事者別而不也、清

人・万之進・長武左衛門入来、昨日之地震、処二依而者余程烈敷、御城下内二而も

大分漬家有之候由也、八島周軒老来診

十三日、己卯、晴、冷氣也、夜前来も今朝迄二両三度地震有之、輕し、朝武内保

之進江跡目之歎二行、渡辺へ茶被贈謝二行、岩崎・平野・堀尾へ見舞、素読所講釈

へ出席、例時出勤、夕八時前退、渡辺雅登今日跡目被仰付、其外も如頭書被仰付

有之也、夕方渡辺へ歎二行、達而被留、祝酒を被饗也、御用部屋内不残参り居儿、

堀尾・佐藤も追々歎二被来也、山村静登より今日御加増被下、御用人本役被仰付候

旨為知来也、夜月佳也

十四日、庚辰、晴、涼冷、夜中も輕地震有之也、巳鼓前方下瀬孫平殿江先達而御

勘定所吟味役、御城郡役所出勤被仰付候知せ有之候歎二行、夫方神田社江参詣、加

賀守達而留、神酒を饗、飯をも出入、帰り辻・藤川江地震之見舞二行、辻之震損余

程之事也、勝手建繼之方者住居難成見ゆる也、由良保之丞江跡目之歎二行、高木来

助・伊藤徳之助・菅平馬(馬)・八木藤弥等江も歎二行、松本良伯此間早速見舞くれ候謝

旁二行、未鼓後帰宅、渡辺雅登・堀尾善大夫連名之紙面二而、明日於御前被仰付候

十五日

一御家政之義加申談
一井御米銀引受被仰出

渡辺雅登

一金子貳百疋

山田多喜登

右香取流槍術得免許候段
聽達御聽、御満足被思候(召脱奉)

二依而被下之也

一右同人

右武内純介門人稽古筋厚
心を付候義二付而者、兼
而被仰付置候趣茂候処、
同人死去二付自今右門人
其外弟子引受、槍術指南
可仕旨被仰出、依之每歲
銀言枚被下之

但唯今迄被下置候金子

者上ル

御用向有之候段御沙汰ニ御坐候旨申來、受而奉得其意候旨返書差出入也、御奥方古
江村方出候松茸頂戴被仰付也、告于廟、夜辻清人來、震損取繕之義二付相談有之、
愚考咄合置也、今日寒露節也

十五日、辛巳、曇、暖、朝方之進來、例時出勤、夕八ツ時過退、出仕之上、御用
達管馬之進方御前江被為召候之間、御次へ相回り候様被申聞、渡辺雅登も同断二付
同様ニ御次へ回ル、夫より一人ツ、被為召、扇子三之御間へ脱置、脇指帶儘二之御
間例之處江罷出ル、こちら江与御意二付少シ搦進む、夫方左之通御家政之義御意被
為在、則御意之趣奉畏候旨謹而申上、尚又御米銀之義御意、又前之通一応御請申上、
少シ退而只今奉蒙御意候義者夫々重キ御事柄ニ御坐候所、不都束之私江被仰付候段
者本意至極、難有義ニ奉存候得共、何角行届相勤候義者甚無心元奉存候、何様御蔭
ニ奉絶相勤可申旨申上退、於御次御用達馬之進迄右被仰付之趣一通申述、猶御序之
節宜取繕御請申上被呉候様申述、御書付者於御用所善大夫被相渡

杉原横紙也

村上彦右衛門

家政筋之義厚申談相勤可申候、就而者渡辺雅登義も加申談候様申付候間、
万端無隔意厚申値相勤可申候

色諸口同也

村上彦右衛門

右御米銀引受被仰付、尤渡辺雅登江も同様被仰付候間、厚申値相勤候様被
仰出

則御書付頂戴、猶善大夫江も前段御直二申上候趣意厚申述、全体御断をも申上度候

一 右同人

右武内純介跡目此度同姓保之進へ被仰付、家芸之義弥以厚心掛、御用立候之様仕、門弟世話筋之義も厚申談候様被仰出候間、同人同人執行筋之義者別而厚申談、御用二相立候様精々力入可申旨被仰出

一 御切米吉右御増
御小姓組本格
御代官

渡部廉之助

右御役向常々出精相勤候
二付

一 御武員方付

* 村井虎次郎

右貴心流剣術心掛厚趣相聞候付、平常出勤方成丈御宥被下候間、弥以稽古出精可仕事

但しなひ入用之御武員

得共、当時御人少之御場合、却而得手勝手之様ニモ相当可申候付、無兎角御請奉申上候得共、何分以後者尚以厚心を付被呉様厚相頼度旨申述、雅登江も相互互ニ及吹聴、前段趣申演、夫方大島五兵衛へ吹聴申述ル、御用部屋内へ者同人方宜吹聴申呉候様申置也、御奥江も雅登一緒ニ罷出、御宇衛様江之御吹聴宜申上呉候様老女八十野へ申述也、六丁目様・北御部屋へ八不罷出也、今日も如頭書被仰付有之也、夕八時過退、六丁目様方昨日石内御山へ御出、御探被遊候由、松輩数本頂戴被仰付也、今日夕帰宅之上、今日被仰付之趣慈君・家内へ披露、告于廟、猶家内共弥以謹慎之義及教諭也

十六日、壬午、曇時々微雨、寒し、夕晴、朝妙慶院へ参詣、先君江昨日被仰付之趣御吹聴申上、西向寺へも同断参ル也、八島周軒老へ跡目之歡ニ行也、例時出勤、夕八時過退、山田多喜登見舞与して入来之由、高木米助先達而参候謝入来之由、今日者震気微ニ而何れも安心罷在候処、夜西鼓後俄然大震有之、致驚駭也、早速為窺御機嫌罷出、且那樣二者御登城被遊也、去ル九日朝之震方も強キ歟与申位也

十七日、癸未、晴、夕曇、冷氣也、当年方十九日学道院様御忌日ニ而御敬日故、神田社祭礼も昨日・今日ニ相成候由ニ付遙拜、且予氏祭之祝意をいたす也、地震兎角居合ニ不至、慈君甚御嫌被成候故、今日尚又脊戸之飯小屋を修葺し、暫不取除積ニいたす也、丹羽庄蔵方去ル十三日知行取格御出頭所詰被仰付候旨為知来也、今夕周防様御奥へ御緩々被成御坐候ニ付為御取持被為召、暮頃方罷出ル、同役不殘、其外彼是被為召、御賑々敷御酒頂戴仕ル、今日者当初方之悪病も最早弥退散之趣ニ

方へ申談有之候へ者、御仕向被下候事

一 星野武平次御多門へ御替被下

大島五兵衛

一 五兵衛御多門へ

渡部廉之助

一 武内保之進御多門へ

星野武平次

一 御上屋敷内明御多門へ

武内保之進

但渡辺雅登門長屋、

此度上り候分也

廿日

一 緋板へ縮緬

七尺

右辻おたけへ紐放を祝し

贈ル也

御宇衛様今日牛田御山

屋敷江御出被遊、御供佐

藤被罷越也

候処、御方々様御別条等も不被為在、御家来中も格別多分之死亡二も不至候御内祝之御心持被為在候由也、亥鼓後退、（マ） 昼夜共時々微震有之也

十八日、甲申、雨、冷氣也、（マ） 例時出勤、夕七時前退、辰年方昨年迄武芸格別出精之輩江今日夫々御褒美并御誉等有之也、夕万之進來

十九日、乙酉、曇後晴、暖、（マ） 例時出勤、夕七時過退、夜来今日中も時々地鳴者微有之候得共、震者不覺

廿日、丙戌、晴、暖、（マ） 朝堀尾へ山村靜登本役之歡、且此間予被仰付之趣二付、自今尚以何角心付之義無伏臆預嚙候様致度頼旁參、大島五兵衛へ御多門替被仰付候歡前

段同様頼、渡辺江先達而預饗候謝、前段頼旁二行、山村靜登・丹羽庄司方へ歡二行、水谷へ法事之節被招候謝二行、木野へ見舞、桑原へ茶被惠候謝彼是二行、清住寺へ

參、午後帰宅、木野二而酒出ル、夕射場へ出、夕辻清人來ル、同方おたけ当年紐放二付緋縮緬板へ帶地丈贈遣候二付托スル也

廿一日、丁亥、快晴、暖、（マ） 例時出勤、七八半時頃退、又見せ馬來候二付御馬場へ出ル、（マ） 夜前も少々地震有之也、（マ） 夜戌鼓前有地震、稍有力且長し、

廿二日、戊子、雨晴後曇、夜雨、温甚、誓円廟御祥月二付宿戒・早起・祭祀之式如恒行之也、（マ） 朝西向寺へ參詣、素読所講釈へ出、例時出勤、夕八時過退、藏田和太郎

方御左右步行小姓被仰付候由為知來也、夕辻清人來、普請之儀二付有相談、（マ） 風呂を建、（マ） 夜中有輕震

廿三日、己丑、快晴、暖、（マ） 朝辻清人來、（マ） 例年之如御屋祈祷之御供物頂戴仕ル也

廿三日、御祈禱之御供物如例頂戴仕ル也

廿四日、庚寅、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、御雇小人仁蔵致病死候由也、夕森岡万之進來、酒を出又

廿五日、辛卯、晴、暖甚、例時出勤、夕八時過退、山川久左衛門昨朝来手獭鮮魚を恵也、玄猪之節遊戯筋子供たり共決而不風俗ケ間敷義不仕候様二との義、御抱内之面々江御示有之也、吉田吉五郎致病死候由也

廿六日、壬辰、快晴、暄、香取流初穗祭終日稽古有之候由、午後見物二出ル、近来何れも槍術大ニ上達之際相見ゆる也、今午後上田龜之助様御奥御出被成候由、槍術之場所へも御出被成、御目見仕也、左之通被仰出候由也

殿様此度御本家御相続初而御入国被遊候二付而者、差向近在、町新開之様子寄々無急度御覽被遊度御内慮二候処、未御服中之儀二付御鷹野唱者御用捨被遊、御手輕二而無何角被成御坐候義も可有之、御通筋ニおゐても御鷹野之振合ニ相心得候様相達候事

右之趣寄々相知せ可被置候事

廿七日、癸巳、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、朝辻清人入来、屋敷手入事猶又積替させ候由持參、此度者余程減し、凡拾兩許之高ニ成也、最早弥之治定ニ相成可然与愚考申置也、今朝出勤之上渡辺雅登方御用向被為在、無程御前江可被為召候二付心得ニ為知置候との義、予并善大夫へ噂有之、後刻御前江召候間罷出候様吉本恒之丞申聞、善大夫同様一同ニ御次江回り、夫方一人宛御居間江出、今日者前日方奉文有之候程之義ニも無之候故、脇指者例之处江脱し置出ル、左之趣蒙御意、則御意

之趣奉畏、右御用向奉宥蒙御宥免安心仕、難有仕合奉存候旨御請申上退、御次二而御用達へ御機嫌を窺、且右之趣申述ル、御用所二而渡辺雅登へ於御前御意之趣申述ル、同人方御書付被渡、御請之義申述

村上彦右衛門

右出衛様御用向引受御宥免被仰付

右相濟、猶又左之通只演二而同人方被達

御自分義素読所引受御宥免被仰付候

右奉畏候旨御請申述、尚又近頃勤多端二付右之通御宥免被下候得共、御用向之余暇折々出席等モ仕、善大夫申値何角心を付候様可仕旨御沙汰二候との旨モ被申聞、是亦奉畏、右様一応御宥免被仰付候へ共、尚如斯御沙汰を蒙候段本意之義奉存候段申述ル、右同様予御宥免之替り堀尾善大夫へ被仰付也、今夕御家中衆大乗回し有之殿様御天守下御櫓方御覽被遊候由、此御方様北之御櫓下を通候二付見物二參候様御沙汰被為在、雅登同様參り、御側二而見物仕ル、六十余馬出、往来両度騎通有之、好見物也、極夕方北御部屋江御茶事御相手二出ル、濃茶会席之御稽古二而御馳走頂戴仕ル也

廿八日、甲午、雨、温、暁有地震、祭礼二付御役所廃休也、朝押御証文之義二付吟味役森新太郎殿へ參、初而謁入、帰り蔵田和太郎へ此間為知之歎二行、達而被留、酒出ル、午後雨罷、風吹、夜寒し、今日北之御部屋江庭前之柚子少し差上候処、御移二粟を被下也

晦日

一 御切米七石
式人扶持

御小姓組

碓石衛門跡目

小倉恒助

一 渡部廉之助跡御多門江

御替被下

由良保人

一 保人御多門へ

小倉恒助

一 恒助御多門へ

高木来助

廿九日、乙未、晴、朝冷、霜降節今日也、慈君午後白神江御參、夫方森岡へ御出

被成、妙慶院へも御參詣被成候由、千代雄槌も附參ル、夕方藤川おとめ来ル、家小

も暮頃方森岡へ參、兼々之約束也、尤家小・千代雄槌者宿入、夜慈君御歸被成、辻お

たけも来り宿入、お留も宿入、山県おたみも竹へ附来宿入、今日祭礼一統賑敷由也

晦日、丙申、晴、例時出勤、夕七時過退、朝辻清人来、昨日之残酒等を饗入、同方

普請も弥近日方取掛候筈之由、尤差向先銀遣候筈二候へ共、其手当無之候二付内談

有之、依予物成押之証文一通并二森岡方預り居候証文言通当月限用立也、今日小倉

恒助亡父之跡目被仰付歎使遣入、御多門替も有之也、藤川おとめ・山県おたみ夕方

帰ル、家小夜前森岡へ者不宿、木野へ參宿候由、今晚同方方帰ル、千代雄槌も同断

十月 小

朔日、丁酉、晴、冷、夕曇、時雨一過、温、当月者手明也、例時出勤、夕八時頃

退、辻清人朝夕来、用事也、石井岩槌元服致候由、祝酒を被贈

二日、戊戌、晴、冷後暖、小倉恒助跡目之悦、星野武平次・武内保之進御多門替之

見舞、山田多喜登先達槍術免許、師役被仰付候歎二行、夫方松本玄順へ昨年予大病

之節親切二世話二逢候謝、一心者使を以申謝置候へ共其後延引、且同人先達大病之

見舞旁二行、同方二而達而留、申鼓前迄咄し帰ル、酒を出入、恒助方二而も達而留、

酒を被出、今朝大野木昇殿来儀、謁入、此度屋敷替二付長持御無心之頼二被来也、

夕岡本主馬殿も被来候由、留守二而不謁、松村弥助殿方浦辺御藏奉行被仰付候由為

〔四日、波多野清太郎尾道三島屋方之状届来ル、同方お袋病氣之処養生不叶、六月十一日病死之旨為知来也〕

知来也

三日、己亥、晴、寒冷、〔曉地震有之候由、不覚、朝素読所講釈へ出席、夫方出勤、夕八時過退、慈君午前方辻へ御出被成、おたけも附帰ル、御出掛蔵田へも御出被成、昼飯・酒も出候由也、夕方御戻被成、夕宅御用有之、八木真喜太動向無念之義有之、御叱也、加席万之進來、極夕万之進來、玄猪之祝酒を饗ス、松本三寿昨（珠力）日參候謝二来候由也、四畳半衾炉を開

四日、庚子、晴、冷、〔例時出勤、夕八時過退、慈君夜前迄者脊戸之飯小屋江御住居被成候へ共、最早震氣も弥居合候様子二付、今日方座上へ御戻リ被成也、近隣之小屋も此両三日方追々解取二成候様子也、尤当家二者脊戸之事故先其儘二差置也、仙太郎父子明朝出立、備前表へ御馬之御用向二付罷越候由、暇乞与して来、此方方も使を以暇乞申遣又也、御奥方古江村之茸七本頂戴被仰付也

五日、辛丑、快晴、朝冷後暖、〔朝松村弥助殿へ為歎參、六丁目御館江為窺御機嫌罷出、森岡へ寄、午鼓後帰、松村弥助殿留守中入来之由、此度御役二被付候二付謝意有之候而之事与見ゆる也、御宇衛様今夕方主水様へ御泊掛二御出被遊候由、雅登御供二被罷越

六日、壬寅、曇、暖、夜雨、〔例時出勤、夕八半時前退、御宇衛様今晚從上田様被為人、予回り二而御供二罷越、尤被為召候二付、暮頃迄二罷出候様二との義、夜前雅登御供之節、御用人中方噂有之候二付暮頃二罷出ル、御用人河瀬喜和馬・山村静人、御奥重役中川太左衛門、御出頭深谷三郎応対有之、無程御奥へ召、御饗応之御

相伴被仰付、旦那様二も今夕時候御見舞御出、折柄御留被進候由、出羽様二も御押掛之御振二而御出被成候由被成御坐、不相更御懇意二御酒頂戴仕、御次二而一汁一菜御認、并薄皮餅・したし物・香之物二而頂戴仕、女中向も彼是召候而出、出羽様御人まつも召候由、出居る也、及深更丑鼓後被為入、御奥へ出、老女迄御機嫌を窺退、供列者夜中故槍者不為持候也

七日、癸卯、雨、温暖甚、朝河瀬喜和馬へ夜前之御礼二参候処、仕回中応対断二付山村静登江参、応対、厚御礼申述也、例時出勤、夕八時過退、西向寺へ兵蔵為参也
 八日、甲辰、晴又曇、暖、御用向二付矢野犀右衛門と及長談、夕桑原吉郎二先日参候謝入来、暫話又、酒を出又

九日、乙巳、曇又晴、暖、例時出勤、夕八時過退、夜小倉恒助母何角之謝二来、昨夕御奥へ庭前柚子一籠差出又也十三顆、夜有軽震

十日、丙午、晴、寒、曉有地震、軽し、例時出勤、夕八時過退

十一日、小倉恒助此度(向方)白
 御多門へ御替被下候処、
 家内向不都束二付御多門
 差上、渡辺門長屋北寄明
 居候所借受、今日引移候
 之由也

十一日、丁未、晴、暄、午鼓頃湯川兵馬殿へ此間狛之魚被患候謝、且過日棗被患候謝二行、申置、夫方暄二乘二葉山方尾長天神社辺迄逍遙、千丈岩へ登歸、野外紅葉稍染、夕陽之景頗麗也、申鼓後帰宅、留主中辻清人入来、同方普請今日方取掛候旨申候由也

十二日、戊申、晴、暄、尤寒冷も加也、例時出勤、夕八時過退、退出後辻江普請見舞二行、昨日清人頼置候義二付而也、尤同人者当番留守也、及暮歸、酒出、留守中二も清人来候由

十四日

立冬

十五日

一 御用部屋詰
御免

* 三津井滝次郎

一書役

佐々木猶馬

一 逼塞御免
御切米五石
式人扶持
御歩行組

石田源之進

一 土屋篤三郎

高木来助跡御多門御貸被

下

一書役

大野木保次郎

一 御用部屋詰

平川勘助

右別紙之通被仰付候得共、

勤事之余暇素読所江茂出

席、唯今迄之通諸生取立

十三日、己酉、快晴、暄、尤寒冷者加ル也、例時出勤、夕八時退、朝万之進來、近々山下稽古場方焼草稽古ニ出場有之、石井稽古場方モ一緒ニ出候筈ニ而、今日者葉拵之由也、慈君午方波多野権祐方へ御出、御泊被成也、御方々様今日六丁目様江御招ニ而昼後方御出被為在、御宇衛様御供善大夫被罷越也、今日者伊藤八之助父子外言人罷出、御慰ニ狂言を仕候由也

十四日、庚戌、晴、寒冷加、時雨之氣有、朝辻清人入来、午時方同方へ行、頼之義ニ付普請見合、夕方帰ル、今日者仏事之由、納屋住内ニ而洒出ル、高木来助今日御多門引移候由、頼ニ来、内儀モ見へる也、慈君夜徒波多野御戻被成、夜前者松田へ御泊被成、昨今両家ニ而饗有之候由也、去月廿六日之記ニ有之通り之御振合ニ而、近頃殿様所々江被成御坐候処、至而御手輕之御事ニ而、農業之者抔其儘仕事を仕、其処御通り之節卒与敬礼仕候様ニとの事ニ而、所々方々微細ニ御巡覽被遊、既ニ此間者海蔵寺へモ不意ニ被成御座候由也

十五日、辛亥、晴、寒冷加、例時出勤、夕八時過退、当年者胡子祭礼今日ニ相成候由也、十九日御敬日ニ成候故歟、如頭書被仰付事有之也

十六日、壬子、晴或曇、時雨之氣あり、寒冷強、例時出勤、夕八時過退、堀尾善大夫頭痛之由、今日煩也、妙慶院参詣不能、兵蔵代参申付、六丁目様江明日夕八半時頃方被為召候間罷出候様老女菊尾方申来、雅登・予兩人也、今朝万之進來候由、星野武平次先達而見舞ニ行且同方寺へ参候謝ニ来候之由也、富永源五郎平川勘助を同道、吹聴ニ来也

可有之候、依之毎歳銀五兩被下之

十七日、癸丑、晴、朝有霜、寒冷強、朝御馬へ出、御馬養生江出ル、八時前相濟、御輿へ為窺御機嫌罷出、小倉恒助・高木来助へ遷徙之怡二行、昨記之通二付、八半時前方御下屋敷へ罷出、尤出掛妙慶院へ參詣、御下二而者御庭江当年も菊御作らせ被遊候之由二而拜見被仰付、夫方御側二而御酒頂戴被仰付也、渡辺雅登・予・堀尾眠石三人也、不相更御懇之御義二而緩々頂戴、入夜戌鼓前退也

十八日、甲寅、晴、寒冷強、後暖、朝之内両度有震、例時出勤、夕八時過退、旦那樣今日主水様へ備押稽古為御見物御出被遊候由、佐藤益之丞も御連被遊、拜見被仰付候由也

廿日之記中、村扱之弓予覺誤り二付改記入、左之通之由也

村銘

加須屋左近

扱銘

恒川五郎兵衛

右恒川者総州佐倉堀田侯之御家人之由、掛川侯二而者無之候由也

十九日、乙卯、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、善大夫今日方快出被致也、朝方之進來、一昨日洞春寺河原山下之方焼草稽古へ出候処、山下之方者當時先生者初心二付、船越嘉門殿頭を取、何角被取計候処甚不出来、一円焼葉へ火移不申、石井稽古場方出候分者何も手際好、甚致気毒候之由也、中津屋方人差越、はつの夫も来候由也、夜半有震

廿日、丙辰、曇後雨、温、朝岩崎良之進を呼、内談之義有之、夕又今朝内談之趣無滞相濟候由二而挨拶二来也、出衛様方村扱之弓を拜見被仰付、古物之由、村銘者加須屋某、扱銘者恒川五郎兵衛与有之、恒川者参州掛川太田侯之御家人之由也

廿一日、丁巳、曇、暖、例時出勤、八時前退

廿二日、戊午、晴、暖、朝素読講釈へ出席、夫方出勤、夕八時退、夕掛武内保之進方物見へ行、御城乗馬を見物入、今日者少将様を御城江御請待、御膳を被進候二付、

為御慰御城内乘馬被仰付候由、御馬も数々出候趣也、西向寺へ不能參、代參兵蔵遣入、慈君夜辻へ御出、御宿被成也、夜中辻清人来ル也

廿三日、己未、晴、暖、午後八島周伯老周軒老改名也江行診を乞、惣体弥快、当夏初而診候節者二人を見候様二有之由被申、煎薬も最早退、今暫散薬を服候様二与被申也、西向寺江參、夫方渡部廉之助へ歡二行、八木藤弥を吊、辻へ見舞、及暮歸ル、普請大分出来ル、酒出ル、去ル十四日左之通御移檄出ル也

御家来中風儀筋之義二付而者連々被仰付置候趣も有之候処、兎角右等御趣意難相貫、中二者甚不風儀之輩、又者家内向不縮之族等も有之哉二相聞、苦々敷事二候、畢竟男女共銘々之可勤事業二怠、身持柔弱二有之候方相生候義二而、重牛御家法二背、御家人之本意を失候而已ならず、毎々被仰出候通、一人一家之風儀方して其所一般之風儀を傷ひ、別而幼年之輩生立二茂相繫候義甚以不埒之至二候、ケ様之あたり者御格式有之輩者素之義、末々之者共迄茂御趣意得斗相弁、家内向縮合能風儀不取乱様心懸有之度、就而者自今猶茂不風儀之聞等有之輩二おゐて者、強而御糺等二も不被及、屹御手置被仰付、御抱内住居之族者速二御多門等も可被召上候条、其節二至後悔無之様兼而可被相心得候、是等之趣厚申聞置候様被仰出候右之趣不洩様可被相触候、足輕以下江者支配頭方屹被申付置候様可被相達候、
以上 月日

* 養子妻縁之義不正之取結仕間敷、且願不相調以前内密取遣仕間敷との義二付而者連々被仰出候趣も有之候処、兎角等閑二相心得候輩も有之義与相見、不埒之事二

廿四日

一 御切米壹石五斗
式人扶持
御步行列加
御次坊主

中島清五郎

右亡父庄七義年来実体相勤御用立候二付、格別之御趣意を以右之通被仰付召出、右者庄七御步行列加故、跡者足輕組二可相成筈、二候得共、格別之被仰付也

右之外東城足輕二而先年病死いたし候桂喜十郎倅喜三太刀差組江被召抱也

同日

一 由良保人跡御多門
御貫被下

真野謚五郎

候、就中下賤之者方内分二而取結、内外共全本妻同様之振合二取扱、其外御格式不都合之取計を以家族共之内外向江出し置候類茂有之哉二相聞、是等者別而有間敷事二候、畢竟右等取結之義嚴重二御切磋被仰出候義者、全御格品を御立被下之厚御趣意二候処、夫等致忘却候義甚以不埒之至二候、向後右等之聞於有之者屹被及御沙汰、品二寄無願二而取行候分八願出之上御取上無之、若又不相当之取結共有之候得者御格式御引下等被仰付候義も可有之候条、一統承知有之、御家法之趣無違乱相守可被申候、尤中二者内実統立候取引を以家族共之内御家中之方格へ相片付候類も有之候得共、御建り合も有之義故願出等二難及、表向者逗留之振合杯を以始終相濟置候も有之趣、是等八有間敷事二者無之候得共、縁辺之義者重き事柄、無申出怪敷取計等有之候而八決而不相濟義二付、自今右等之振合二而相片付候義も有之候得者、寺社・町医師等江養女二遣し候筋合を以願出、内実之処無吃して有体二申出可有之候、是等之趣厚可申聞旨被仰出候

但内実不訳立取引二も無之して、申出方自然与等閑二相成居候様之類も有之候八、早々申出可有之、且又是迄心得違、本文之御趣意二反し居候分者吃相改可被申候、并文化三年之被仰出写し為心得相達候

右之趣不洩様可被相達候、以上 十月

右之外文化三年六月被仰出写し略之、其節之記若者移檄備忘二就而可見之、丹羽正藏先日欽二參候謝入来也

廿四日、庚申、晴、暁、例時出勤、夕八時過退、今日主水様為時候御見回御出、折

〔廿六日、蜜柑左之通り〕

差出入

御奥江

卅一顆

御下江

廿九顆

御北江

廿一顆

柄備押稽古御所望ニ而御見物被成候由也、直ニ御居留、於御奥御饗心被進、彼方様御家来河瀬喜和馬・丹羽正蔵モ拜見ニ參、喜和馬者直ニ御留被遊、御奥へ召候由也、夕射場へ出、当夏以来押手肩を痛、射ニ不堪候処、今日者大ニ快方を覚也、〔夜岩崎およし来〕

廿五日、辛酉、晴、暖、〔朝河瀬喜和馬來、謁入、夜前御奥へ被為召候御礼也、〕辻清人入来、〔例時出勤、夕八時過退、〕夕宅御用有之、吉本恒之丞来、申達、加席御目付山田多喜登也

廿六日、壬戌、快晴、暖、〔朝佐藤益之丞入来、内談事也、〕北庭之蜜柑此節見事ニ色付候故、今日御奥・北御部屋へ少ツ、差出入、六丁目様江者明日為持差出入積也、其外一緒内・近隣江も少ツ、贈る也、当年者南庭之蜜柑者植替候故、実者少々結候へ共誠ニ小也、北庭之分者式百顆余結実、且大ニ而美也、〔夜北御部屋へ御会席御稽古御相手ニ出ル、〕辻江今朝方兵藏を合力ニ遣入、大丁万吉江酒を為飲遣入也、〔夜慈君辻方御戻被成、お竹付来、宿入〕

廿七日、癸亥、晴、暄、〔例時出勤、夕八時過退、〕今日島本氏御馬場拝借被仕、御覽濟祝之会有之由、予等モ見物ニ罷出候様ニとの事ニ付夕方出ル、三拾匁・五拾匁簡ニ而三拾匁之鬼形放有之也、中り者殊之外不宜もの也、門弟中三十人許見へ、段々景物等有之也、〔西向寺へ兵藏代參遣入、〕万之進朝夕来、〔夜森岡弟婦来、宿入、子供も不残来ル也、〕石井後室先達而以来一緒内江逗留ニ參被居候処、今夕以来不快殊之外不出来之由也

廿八日

一御暇 御輿小回 佐吉

都而奉公芸備兩國三ヶ津

住居御構

右心得不宜義有之趣相聞

候二付

廿九日

小雪節

廿八日、甲子、曇、暖、例時出勤、夕八時前退、風呂を建、夕御宇衛様被為召、

御輿江出ル、去ル十七日夕七時頃江戶御本丸御表中ノ口方出火、御表向・大輿共不

残御焼失、夜四時頃及鎮火、將軍様其外御方々様早速西之御丸江御立除被及候旨去

ル廿日立出之仕立飛脚を以申来候趣、夜中御連手紙ニ而御年寄衆申上之候由也、

近来度々之御焼失、実ニ恐入たる珍事也、夕長武左衛門来、留而弟婦共ニ酒鮓を饗

又、弟婦者今晚者高木来助方江行、宿也、石井後室病氣不出来之趣今朝為知来、早

速使遣し、慈君見舞ニ御出被成、実者夜前一緒内ニ而病死ニ付、夜中ニ病中建ニ而

被戻候由也、先日以來少腹痛ニ而難儀之由之処、昨夕以來俄ニ差重リ、至而急症ニ

而有之し由也、夜六時葬式、妙風寺へ家来使者ニ遣し、葬ニ会せしむ

廿九日、乙丑、晴、暄、午後御用向有之、雅登・五兵衛来、会谈、夕石井江海ニ

行、夕辻清人来、酒飯を饗、おたけも共ニ歸ル

十一月

朔日、丙寅、雨、冷、後晴、例時出勤、夕八ツ時前退、当月者予月番故今朝御登

城之節も卒与罷出ル、例年之通今日物成切手并附足輕御切米渡、当季者世ら郡米・

諸郡米半方ツ、渡候ニ付、両相場ならし百三拾匁替也、今夕北御部屋江周防様被為

入、御茶事被為在候ニ付、御相手ニ罷出候様ニとの御義ニ付退出後罷出、菓子之御

茶ニ而御吸物・御酒、其後御濃茶・御薄茶、夫方御夜食被進、跡ニ而御開之御酒宴

も被為在、始終出衛様御亭主ニ而予・雅登御相手、段々結構之御馳走御相伴仕ル也、

老女格たつも罷出、善大夫も御酒宴之節被出也、夜九時過退、藤川每登殿御出之由也、午飯出候由

二日、丁寅^卯、晴、寒し、夕風強、朝北御部屋江夜前之為御礼罷出、夫方御表・御奥江為窺御機嫌罷出、朝辻清人来

三日、戊辰、晴、寒冷強、例時出勤、夕八時前退、六丁目様二而当春大光院様御遺物二御拝領被遊候瀬戸之御水指御開キ被遊候二付、為御相手罷出候様一昨日北之御部屋二而御直二御意被為在候二付退出後罷出ル、雅登・善大夫も同様也、出衛様二も御出被成、今日者右之御趣意故肩衣用意罷出候得共、御略式二付不及着、初待合方御囲へ通り、周防様御炭被遊、夫方御広間二而御吸物・御酒御精進構二而被下、其節者土屋政之進御半頭二而御通を仕ル也、夫方中立、後入二而兼而之御水指御開キ、御濃茶周防様御手前二而頂戴仕ル、出衛様御客二而、予・雅登・女中しつ御相伴仕ル、又御広間二而御夜食・御薄茶御相伴仕、相濟御奥御居間二而御酒宴有之、猶又御相伴被仰付前後段御馳走頂戴仕ル、夜半頃退、尤一応退、又立帰候而山崎右内迄今日之御礼厚申上退也、辻清人入来之由

四日、己巳、晴、寒し、例時出勤、夕八時過退、今朝湯川新太郎来、米吉苞無心之義を申、諾置也、夜中岩崎およし来、内談事有之也

五日、庚午、晴、冷氣強、朝霜繁、早朝辻清人入来、夕御機嫌窺罷出、御用向二付渡辺を訪

六日、辛未、晴、寒冷有力、例時出勤、夕八時半頃退

九日

一 吟味役添役
御銀奉行兼帶
御役料銀五拾匁

小島左源太

右御台所御用向者其儘只
今迄之通相心得候事

岡田八十太郎

右自今御当方不及出勤、

御銀方御用向専手伝相勤

候事

一 御步行目付
御先供頭取兼帶
御役料並之通

山本円之助

一 御台所元方

長束清次郎

一 御勘定所詰
御当用方

土屋徳三郎

七日、壬申、晴、寒冷緩、夕暖、例時出勤、夕八時頃退、周防様被為召、夕方六丁目御館へ罷出、歸り森岡へ寄、木野へ寄、入夜帰、木野二而酒出ル、夜時雨、今朝岩崎常介来

八日、癸酉、時雨、寒、夕晴、午後為窺御機嫌罷出ル、夜平野藤吉郎来話

九日、甲戌、曇時々晴、朝四山有雪、冷氣強、例時出勤、夕八時過退、星野武平次今日御多門引移候由二而、此間人遣候挨拶二入来、今日毛被仰付事有之、長束清次郎吹聴二来

十日、乙亥、晴、朝霜如雪、寒冷有力、朝辻清人入来、同方普請毛大分方付掛候由也、例時出勤、夕八時過退、石井明日二七日二付当座法事有之由、内仏へ菓子料、寺へ塔婆料を供也

十一日、丙子、晴、冷氣強、朝霜多、午後時々曇、雪始飛、午後為窺御機嫌罷出、星野武平次・大島五兵衛へ一昨日御多門引移之悦、森仙太郎へ一昨夜從備前歸候悦二行、石井喪中を訪、内仏へ拜入、新靈随法院与戒名付候由也、今朝石井寺妙風寺へ兵藏代参二遣、法事中為詰也

十二日、丁丑、晴或曇、時雪霏、寒冷強、例時出勤、夕八時過退

十三日、戊寅、晴或曇、寒冷強、朝素読講釈へ出席、夫方例時出勤、夕八時過退、

今晚周防様砂糖磨為御見物能美島へ御渡海被遊候由也

十五日、己卯、時々曇、雪飛、寒冷強、午後為窺御機嫌罷出、夫方辻へ普請為見舞行、余程相調候様子也、藤川へ毛卒与参ル、来ル十七日夕叔父君御出被下候様申置

十七日

午

鱧うを
大根

けん

汁 薄みそ
蛤

小豆飯

香物

平半へい
葛

おろし生が

夕

酢漬

井魚
大根

八寸

牡蠣 豆ふ
しゐたけ
薄くす

鉢みなこ
焼て

吸物 蛤

鉢 ばらすし

鉢こち
そづめん

以上

也、昨今於射場射揚京矢代有之候由、万之進來、山下門弟中も少々被來候由也

十五日、庚辰、曇、寒冷強、北山雪白、朝有微雪、例時出勤、夕八時過退、渡部

廉之助今日大島跡御多門江引移候由、為頼來ル、此方方も使を以歎申遣入、奥田政

次郎方隆玄院一周忌速夜之由二而、鬼香言包五把内仏へ呈入、同勤申合せ同様二致

又也、森光太郎此間從備前歸候二付為挨拶來ル

十六日、辛巳、晴或曇、寒冷強、妙慶院へ代參兵藏遣、且奥田法事二付本照寺へも

同人代參申付ル也、例時出勤、夕八時過退、夜木野伯母君子供三人共連御出被成

兼而明日千代雄槌三ツ身初髪置之祝致候二付、白髪を為頂被下筈之約束二而御宿被

成也、平野藤吉郎夜中來話、頗深更二及ふ

十七日、壬午、晴、寒冷輕し、巳鼓後為親御機嫌罷出、就吉辰兼而之通千代雄槌

髪置之内祝致入、白髪者木野伯母君御惠被下、為戴也、午左之通祝膳を饗入、折柄

辻清人・森岡万之進も来り同様二饗入

木野伯母君 同子供三人 森岡後室 同 おます

辻 おたけ 外二栄作夫婦・子供兩人

夕木野一馬・藤川每登殿・森岡万之進來、前段之人數一緒酒を饗入、辻清人も噂致

候得共差問二而不来、御船手佐兵衛も来ル、田中美五郎も来、母子共台所見合せ呉

る也、慈君夜中お竹を連辻へ御出、御宿し被成、木野伯母君者御歸り被成、お喜

代・おまつも歸ル、おしつ者泊る也、今日於大芝奧氏訓練、殿様御覽被遊候由、今

朝渡部廉之助へ歎二行也

廿一日夕

御茶

豆飯

蜜蔗入

廿二日

梅梢院様へ御差上物

*和泉川酒 一陶

生干御肴 一籠

但三重籠也

十八日、癸未、晴又曇、寒し、例時出勤、夕七時過退、風呂を建、木野おしつ夜中帰ル、今日御年寄衆(衍カ)衆方御連手紙二而、不遠内御並様方を御泉水江被為召、御手馬二而御乘馬御覽可被遊御内慮二被為在候趣、下地御心得二被申上候之由也、藤川甚吉郎来候由

十九日、甲申、晴或曇、寒、朝辻清人入来、例時出勤、夕八半時頃退、山崎右内来、御用向也、奥田政次郎此間之謝入来之由

廿日、乙酉、晴又曇、寒、朝万之進・清人来ル、辻普請今日中二而凡皆出来二成候由也、岩崎常介を呼、内談事有之、跡二而酒を出ス

廿一日、丙戌、晴或曇、時々雪飛、寒冷強、例時出勤、夕八時半時過退、受安廟御祥月也、祭祀先達而相濟、御菓子并夕御茶を献ス、今朝諸品御礼有之、例時方早<出ル也

廿二日、丁亥、晴或曇、寒冷強、昨夕御年寄衆より御連手紙二而、来ル廿四日昼後御並様方御泉水江被為召、御手馬二而御乘馬御覽可被遊旨被仰出候趣被申上候由、右御用向二付早朝御用人桜井織部殿江罷越、謁ス、帰り掛直二出勤、夕七時前退、右之通二付、今日西向寺江代參兵威遣ス、今日梅梢院様江御内々御差上物被遊、此度御始而也、此後者折々御輕丰御品被差上候御含二被為在候由也

廿三日、戊子、晴或曇、雪飛、寒冷強、夕有風、早朝就御用向御用人大島頼負殿へ参り謁ス、右近様方井上市太郎、主水様方山村静登参ル也、帰掛御館江出、巳鼓後退、夕方御乗加役衆・御馬役等御招、御乘馬為御見被遊候二付為挨拶出、御馬場二

廿四日、於御泉水御並
 様方御乘馬御覽、何七御
 先例通り、尤今日者御中
 老格浅野外衛殿二も一緒
 二御覽被為在、跡二而御
 番頭衆・御旗奉行衆乘馬
 七御覽被為在候由也

而御乘馬拜見仕、御酒出候而も挨拶二出ル、入夜退、長槌昨日以来微熱有之、夜前
 も終宵困り候二付、今朝松本良伯御窺便を呼、診を乞、少々感冒之気味之由申、葉
 を恵也

廿四日、己丑、曇或晴、寒冷強、例時出勤、夕七時前退、千代雄槌今日者大二氣
 輕之方也、夕良伯来診、三百目玉青銅鑄先達而井上權之丞殿江御頼、海田市植木六
 右衛門方二而鑄調二相成、台・鉄具共相調、今日御取寄二相成、拜見仕ル、結構之
 御道具出来也、兼而之通今日御泉水江為御乘馬御出被為在、入夜五時過被為入、何
 も御滞不被為在、殊之外御出来も御宜被為在候由、同役三人御次江罷出、御用達迄
 恐悦申上ル也、御馬加役衆・御馬役中江罷出、挨拶二も出、亥鼓後退、下女せい此
 度御奥江半下二被抱、今日出候二付此間暇遣し、替り妹を今日方差越也

廿五日、庚寅、晴、寒冷少緩、御用向二付大島鞆負殿・桜井織部殿江罷出ル、帰り妙
 慶院・西向寺江此間内參詣怠候二付參ル、巳鼓頃帰宅、直二出勤、夕八時過退、今
 朝八島周伯老江此間御側医並被仰付候歎二行、今朝辻清人入来之由

廿六日、辛卯、晴、寒冷殊強、夕為窺御機嫌罷出、夜慈君辻方御歸り被成、朝良
 伯来診、千代雄槌弥快、出衛様去ル廿二日夜方牛田御山屋敷へ御出、御逗留被成候
 処、今晚御入被成候由

廿七日、壬辰、晴又曇、寒冷強、例時出勤、夕八半時頃退、休誓廟御祥月、祭祀
 前二相濟、仏事兼御茶点心献、例年之如煮込を製

廿八日、癸巳、曇、寒、夕有微雨、夜温、朝五半時頃退勤、夕八時前退、今朝大

廿九日
冬至

谷愛三郎殿始而被出候ニ付謁入、并主水様御用人山村靜登も同断ニ付謁入、千代雄
槌夜前者又々微熱有之、且時々腹痛之氣味有之、良伯藥耽々不応様相見候ニ付、八
島周軒老を迎診を乞、何も為指事二者無之候得共、根元風邪カ疔虫動、火も添候故
虫難治ニ有之、火を治候へ者虫も自治可申旨被申、薬を被患也、午後者大ニ氣輕也、
夕射場へ出、夜湯川新太郎來、内用談有之也

廿九日、甲午、晴、寒冷輕、冬至也、午後為窺御機嫌罷出、極夕方大島五兵衛來、
御用向之讀合ものを致也、夜冬至之祝酒盃を伝ふ、今朝良伯來診

晦日、乙未、晴、寒冷甘、例時出勤、夕八半時頃退、辻清人入來之由、千代雄槌
夜前以來者大ニ快方、今日者氣輕ニ遊戯いたす也、極夕岩崎良之進來、御用向之讀
合ものを致入也

十二月 大

朔日、丙申、晴時々曇、向寒、当月者予御米銀受也、例時出勤、夕八時前退、御
趣法役所へ出、七時前退、千代雄槌弥快、夜前中刺を致入也、今日御仕向并銀渡
物之義左之通御移檄を以被仰出、尤全文者略之、御主意を左ニ記

昨今年方五步方御宥米も有之事故、御患筋可成丈御手厚ニ御計も被下度思召候得
共、御差繰方年増御六ヶ敷御場合、不被為任御所存候間、色々御判断之上御扶助
渡之員数少々御取捨、昨年之振合を以御仕向可被下、尤諸銀渡物之内是迄半方渡、
又者七步五厘渡等ニ相成居候分者格別を以自今御役料類・薬種料五厘方御借、其

四日

一 久野幾馬

右出衛様御側方差二不及

一 得井満四郎

右出衛様御側方差

右之通被仰付候へ共、御

馬方御用向之義者唯今迄

之通可被相心得、尤日々

御厩出勤二不及、并当御

番等之節者御乘馬有之候

而も御差問事さへ無之候

得者罷出二不及、且惣而

御供事之義者成丈被差除

候事

余者都而無引渡二可被成下候条、御趣意無取違、兼々被仰付置候質素節儉之筋弥以相守、御為筋精々相勵、御奉公精勤、文武之心掛無油断候様二与被思召候との義也

二日、丁酉、晴、向寒強、松本良伯見舞二来くれる也、千代雄槌最早余熱も大概去候様二申、午飯を饗又

三日、戊戌、晴、向寒強、例時出勤、夕八時御館を退、直二御趣法役所へ出、夕七時過退、今朝岩崎常介入来、倅良之進妻縁之義為相談来也、主水様御家中中村雅人(正)妹を囉度旨申也、至極可然旨及挨拶置也、千代雄槌弥快、致月代也

四日、己亥、晴、寒冷強、朝辻清人入来、普請も弥調候二付今日引移候含之由被申聞、為助力兵藏を遣入也、例時出勤、御趣法役所へも出、七時江過退、万之進來候由、今日如頭書被仰付有之也

五日、庚子、晴、寒冷殊強、未鼓頃方六丁目御館江為窺御機嫌罷出、歸り森岡へ見舞且岩崎へも縁組内約濟之歡二行也、御奥方御到来之三原大根一本不相更拜領仕也、夜御奥へ軍書読參候二付聴聞二出候様老女方申来、出川、高田彦三与申軍書読、浪人者之由也、中々上手二読候也、今朝岡本主馬殿被来、謁又

六日、辛丑、晴、朝有雪、向暑有力、例時出勤、八時頃一応退、直二御趣法役所へ出、入夜退、夜中湯川新太郎入来、金子徳之助殿方銀談之義二付有内談

七日、壬寅、晴或雪飛、向寒強、例時出勤、及日暮退、尤御趣法役所江者八時頃二出也、西向寺へ兵藏為參也、堀尾善大夫風邪煩也、見舞使遣入、公儀方被仰出之

一 御小姓組並
御雇
式人扶持

満四郎倅

*得井勘次郎

右諸出仕等之節者書院台
所江罷出、平日者御厩江
出勤、馬術心掛候様被仰
出

但稽古料者上ル

一 右支配向之外者勤向諸
事御馬方同様相心得候
事

御移檄左之通り先達而大御目付衆方来候由、此御方様二者御目付所二而勝手二見合
候様被仰出

魯西亞・仏蘭西・英吉利・阿蘭西^陀・亜墨利加へ^{*}条約為御取替相成候二付、右条約

写相達候、条約之趣家来を初領分未々之者二至迄相心得候様早々可被申付候

六月

右五ヶ国共条約・税則合而志冊ツ、都合五冊、阿蘭西者阿蘭陀之事与見ゆる、処々
開港之上者其地ニ留居之ミニストル・アAGENT・ゼネラー等ニ在者者日本部
内勝手ニ旅行之免許あり、本邦方被任而彼国府下ニ被差置御役人も素方彼国内勝
手ニ旅行すへき等之義も条中ニ有之也、猶別ニ可写留、来正月七日真覚院様廿五回
御忌被為当候処、当月七日へ御取越、於江戸青松寺御法事御執行有之候、依而銘々
其心得有之候との義此間被仰出、真覚院様者又五郎様御事也、伊勢御師方御被太麻
并来曆・のし蛇送来ル也

八日、癸卯、晴又曇、時々雪飛、向寒強、夕方辻江普請出来、此間引移候欽旁二行、
惣体殊之外好住居ニ相成也、酒出、入夜帰ル、清人風邪ニ而平臥、八十棧も此間以
来兎角氣重ニ而困候由也、神田社へ祈禱頼置候由二付、兵蔵を御符取二遣又也、夕
雪降甚、暫時休

九日、甲辰、曇、時々雪飛、向寒強、例時出勤、夕七半時後退、今日者御奥竹之御
間ニ於て御船歌之御透聴被為在、同所北之御間へ席詰仕ル、今日者御裏御稽古場御
差問有之、右同所ニ而被行候也、依而御趣法役所江者不出、夜中辻江見舞二兵蔵遣

ス、清人・八十槌共今日者快方之由也

十日、乙巳、曇、寒冷殊ニ強、夜雨、温、例時出勤、夕七時過退、御趣法役所江も出ル、夜方之進來、酒を饗入、今日御仕向米切手渡、附足輕之分共頂戴仕ル也、米俵又々下落、久芳・吉歩米石ニ付百拾八匁ニ立候由

十一日、丙午、雨、午後罷、温也、風呂を立

十二日、丁未、晴、暖也、例時出勤、御趣法方へも出、夕七半時頃退、森岡万之進兼而今晚咄ニ參候様申候ニ付、暮頃方參ル、酒鮓を饗、深更迄緩話し歸ル、高木來助会入、伴し歸、今朝岩崎常介入來、当夏用立候銀之内五拾匁持參、返入、且明晩良之進妻を迎縁儀相整候筈之旨申也

十三日、戊申、曇、夕寒冷増、朝例時出勤、御趣法方江も出、夕七時頃退、又御館江出ル、今日井上權之丞殿近頃江戸同姓方相伝有之、（*）斐輦鉦与云器之雛形を持參、被入御覽、至而秘器之由ニ候得共、予・雅登者流義ニ而許しも取居候ニ付、格別ニ見物を被免出而致見物、誠ニ希代之珍器也、右者江戸ニ而從公儀異船防禦之工夫被仰付候中、寄騎筆頭（マ） 藤右衛門（マ） 兩人五ヶ年程之工夫ニ而昨年漸発明ニ

至リ、外国ニも未無之器之由、全エレキテルに類線銅之縁、続所者何程遠方ニ而も鉄を吸事仕掛次第ニ而、幾百貫之斤目をも吸寄候事疑無之由、今日被人御覽候者大砲類、水中・壑底等へ落候而人力之難及を吸取候仕掛ニ而、雛形故拾貫目吸与申事ニ候へ共、式拾貫目之大筒を快吸上る也、其元八只四寸ニ五寸、厚廿五厘許之鉄板式枚、同銅板壹枚、六七歩角位之木へ仕はめ、其三板方真鍮之金具ニ而銅線江縁を

伝、右之三板を六七割程薬水江漬候へ者、薬水銅鉄之氣ニ激して自然と熱沸するに至哉否、其氣忽銅線を伝て吸具之団鉄江徹、其儘吸氣を生、其神速成事者間ニ不容鬢、右之三板を薬水方棄れば即吸氣去て、吸着たる鉄地ニ落、試ニ鉄卦算を吸具鉄之下へ近く寄るに、吸氣有時者忽被吸取、中々力を以争へからず、実ニ奇々妙々也、鎖仕掛与申ニ而者鉄彈丸之空中激飛するをも二丁許之処ニ而者手際ニ吸留候由、依而此器之在所者一切之鉄具者皆被吸留、譬八馬ニ掛たる鐙を為吸時者馬ニ而も不能行、城門坏へ仕掛置者鉄甲を着して往来する者皆被吸留、地上ニ施せ八鉄具を装たる煩車悉被吸留候与申様ニ而、武用ニ於て八無此上利器之由也、嗚呼、本邦人之智之秀外国与奚^{*}折、然者外夷も深懼ニ不足歟、愉快与云へし、慈君午後方辻江御出、御宿し被成、今晩御奥江周防様・出衛様御招被遊、御年忘れ之御催被為在候ニ付、御取持旁ニ被為召、暮過方罷出、御酒・御吸物其外種々頂戴仕、子鼓後退、夜岩崎婚儀ニ付下女を借度由頼ニ付、遣又

十四日

小寒

十四日、己酉、晴、寒威俄加、小寒節、朝御奥江夜前之御受ニ出、岩崎江夜前婚儀濟之歡ニ行、新婦へ逢、星野武平次娘先達而縁付之歡、石井寿兵衛茶被惠謝、奥田政次郎同断、堀尾善大夫風邪を訪、夕御用向ニ而被為召御館へ出ル、夕岩崎江昨日之残酒有之由ニ而皆々被招、予計行、有饗、平野伝右衛門・渡部廉之助会、其外者近隣之婦人客也、入夜婦

十五日、庚戌、晴、寒威強、暁六時少過、火事与呼声ニ駭、直ニ南方之障子を開候処、南ニ当而火焰間近見候ニ付、直様装束を着驅出ル、南之御屋敷出火也、尤風並

十六日

梅梢院様へ御差上御品左
之通

一 上干菓子 一箱

但三斤入

一 御酒 梅ヶ香 一陶

但三升

好候故御抱内へ火塵者少も不来、乍併何分御近火故火防之手配支図致入、且那樣二
者御用番二被為在候得共、御出馬者主水様へ御頼二而、表御門前迄御出張被遊、其
後三之御丸へ少將様御機嫌御窺与して御出被遊、尚又御登城も被遊、御両家様も御
同様之由、梅梢院様二者直二三之御丸へ御立退被成候由、四時前及鎮火、同半時頃
御場所引一応帰宅、直二出勤、夕七半時頃退、御趣法方へも出ル、右出火二付彼是
方見舞二預ル也、桑原吉郎二・辻清人へ酒を出入、夜三それ降

十六日、辛亥、雨、寒威緩、例時出勤、極夕退、妙慶院へ兵藏代参申付、夕由良
保之丞へ御示之義有之、於宅申達、昨日南御屋敷御火災二付、今日梅梢院様御内々
御菓子・御酒御差上被遊候由、右近様二者御用人衆通り御聞合二而、明日御重組御
差上被成候趣御知世有之候由也

十七日、壬子、晴、寒威強、祇園藤之森社江昨年大病之節祈祷相頼候二付、撫物・
策封共今日為持還入、願解之御初穂を備、兵藏代拜申付也

十八日、癸丑、晴、寒威冽、例時出勤、夕日入頃退、御趣法方江も出勤、来正月
十九日覚道院様二十五回御忌之処御取越、今日・明日於国泰寺御法事御執行有之候
由、御穩便之御移檄此間出ル、何も御歴代様之通御家老様方御寺詰も被為在、今日
者右近様御詰被成候由也

十九日、甲寅、晴、寒威凜冽、例時出勤、夕七時^前過退、御趣法方江も出ル、今日
御法事二付旦那様今晚七半時頃方為御寺詰御出被遊候由、殿様二者御不参二付、御
名代右近様御勤被成候由也

廿日、乙卯、曉雪霏々、寒威嚴、後晴、嘉例之通今朝餅を製、田中実五郎・小人三次
 来助く、慈君辻より未御帰り不被成候故、三宅内外室を頼、手伝被呉、例時出勤、
 夕七時前退、御趣法江も出ル、渡辺雅登昨日御下屋敷江被出候処、周防様方京師熊
 谷直彦之画同勤何れも江言葉ツ、被下候由二而、同人方被伝、謹而頂戴仕ル、藤紙
 半切、根松二梅之画也、右者熊谷兵衛殿与て京住御衣紋方也、一昨年方当処二逗留、
 先達頃度々御下へも被出、画を御覽被遊候由、能画之由也

廿一日、丙辰、晴、寒威冽、例時出勤、夕七半頃退、六丁目様方御庭之橙子七顆
 拝領仕、告于廟

廿二日、丁巳、晴、寒威嚴、例時出勤、夕七半時前退、西向寺江兵藏代參申付、
 慈君夜辻方御返り被成、京都二於て高謙院様江例年之通寒中御機嫌窺として幾田
 江文差出し、香島海苔百五拾枚差上ル也、尤当年者予・雅登・善大夫・益之丞四人
 連名二而差出又也、昨廿一日之船便二仕立出

廿三日、戊午、晴、寒意嚴也、凝尤強、例時出勤、夕七半時頃退、御勝手向弥増御難
 渋之御中、当年も昨年之振合を以御仕向米被下置、銀渡物無引等之御趣意も有之候
 得共、何分御家来中一同難渋之中方御奉公向出精仕候段御満足被遊、猶又種々御差
 繰を以少々宛御心付米近年之振合二而御恵可被下旨今日被仰出、一統奉感戴也、右
 渡方者去ル辰年之通知行取・知行格六斗、御小姓組五斗之割合也、夜北御部屋へ御
 茶事之御相手二罷出ル、今晚者御稽古収二付、御吸物・御酒・御濃茶頂戴仕ル也
 廿四日、己未、快晴、寒威稍緩也、例時出勤、夕七半時退、御趣法役所へも出ル、

今日寒氣為窺御機嫌御並様方御登城、三之御丸江も御出被為在候由、左之通今日席達有之也

一御具足御鏡開御切餅、来年頭方嘉永元年以前之通、詰合之御小姓組並以上へ被下候事

一御多門内年頭差松相止、輪飭計二被仕候様嘉永元年相達候趣も候之処、自今差松者已然之通二可被仕候事

廿五日、庚申、曇、温、例時出勤、及暮退、御心付米切手渡、米価諸郡米石二付百拾八匁五分之由也

廿六日、辛酉、晴、例時出勤、夕七半時頃退、御役所者今日限二而御用向相濟也、尤御勘定所御銀見分入夜相約候二付、戌鼓頃又々出勤、御勘定所へ出席、何も相濟也

廿七日、壬戌、晴、午後方御趣法役所へ出勤、夕七半時頃退、尤御用所者今日方廢休也、北御部屋江渡辺雅登申合、例年之通輕千御菓子一箱御内々差上ル也、左之通御移檄有之

御菓子
富士の雪 一箱
但廿入

久々御減石、御家中一統難渋、武備之手当等難行届趣二付、種々御差繰を以乍繰御甘又米被成下候処、近頃何となく惣体気配相弛候哉二相聞、御趣意二違候二付、去ル寅年被仰出之趣心得違之義無之、質素節儉相守、非常之覚悟無油断心掛候様二との御趣意、猶御綿密之御文意也、大要如右

別二従公儀被仰出之御書付写両通、金銀引替所之義并今般洋銀同位之銀を以志歩銀

吹増被仰出候間、外国銀与量目掛合之上取引可致旨、且洋銀弥以無差滞可致通用与の義也、忘夜六丁目様江御歳暮二被為召、御酒頂戴仕也

廿八日、癸壬亥、晴、朝御趣法役所へ出勤、午前退、今日限二而相濟也、御用向二

付御馬見所へ出ル、御馬拝借仕ル、午後右近様・主水様へ寒氣為伺御機嫌罷出、丹

羽庄司・坪内久米之助・久野秀太郎・同八十助・沖和多理・八島周伯老を訪、妙慶

院・西向寺江歳末旁二參、夕帰宅

廿九日、甲子、雨、夕六丁目御館江御歳暮・御機嫌伺旁二罷出、森岡・木野・水谷

へ寄、虫損木野二而酒出ル、岩崎江も寄也

卅日、乙丑、晴、暖、午前御用向有之、御館江出ル、夕八半時頃歳末御祝詞二罷

出、御登城前於御居間御祝詞申上、周防様江之御祝詞者御次二而御用達迄申上、夫

方御奥へ罷出、御宇衛様江御祝詞、御目見被仰付、出衛様二も御表御部屋二而御逢

被成、御祝詞上ル、虫損堀尾老人・三宅内外歳末二入來、夕森岡万之進・辻清人祝

詞二来、家内団欒相共二歳暮之盃を伝ふ、慈君奉始何れも安全、殊二当年者御仕向

も御手厚、虫損下置、安泰之歳暮也、君恩親恩不堪感荷

当年方御減石五步方御甘又二付、素御節儉筋相弛候訳二者無之候得共、来年頭

方者格別之御規式等少々嘉永元年以前江御復之廉も有之、御門前之差松門松二相

成、御座敷回り輪飴も始り、其外彼は御取捨を以御復、虫損有之也、御多門内も差

松始候得共、門前掛飾者先其儘輪飴二而相濟又也

注

各注の冒頭に掲げた数字は、本文中の箇所を示している。上(アラビア数字)が本文の頁数、下(漢数字)がその頁の行数である。ただし、頭書は行数を示さなかった。広島藩士と東城浅野家・上田家士についてはその経歴などを示すように努めた。広島藩士の経歴は主に『芸藩輯要』第三編「藩士名鑑(歴代御役人帖)」に拠ったが、「官禄帖」、「役人帖」、「藩士職禄前編」も参考にした。「官禄帖」とは『広島県史』近世資料編Ⅱ収録の嘉永七年九月「近藤氏がいったん作成し、その後の異同を加え明治初年に成立した」もの、「役人帖」とは『芸藩輯要』収録の明治元年(一八六八)五月「役人帖」、「藩士職禄前編」とは『芸藩志』巻一三三丁一三九収録の明治元年五月現在「藩士職禄前編」のことである。東城浅野家士は「村上家乗」、上田家士は「御用向日記」(三原市立中央図書館蔵)に拠った。

参考文献は解題の後にまとめた。

3・五

源家定 第三代将軍徳川家定(一八四〇～一八四八)。

父は第一二代将軍徳川家慶。嘉永六年(一八五三)家慶の薨去にともない将軍に就任したが、安政五年

七月六日に三十五歳で薨去した。諡号は温恭院。

3・七

源齐肃 第九代広島藩主松平(浅野)安芸守齐肃(一八七〇～一八六八)。父は第八代藩主齐賢。天保

二年(一八三一)一月二十日に家督を相続し、将軍家

斉の偏諱を賜り、諱を長肃から齐肃と改めた。安

政五年四月十二日に長男慶熾へ家督を譲り、備後

守と改称し、藩内では「少将様」と呼ばれた。

紀道興 広島藩家老東城浅野家第二代当主、

浅野豊後道興(一八二五～一八四〇)。実父は第一〇代孫

左衛門高平。元治元年(一八六四)十二月河内と改称。

嘉永元年八月、第一一代駿河(周防)道博から家督

を継ぎ家老となる。

堀田高勝 東城浅野家の祖、浅野孫左衛門高勝

(一五三八～一六二三)。初め堀田助左衛門尉道世、ま

たは道也と称す。天正十年(一五八二)に浅野長政か

ら嫡子幸長の守役として召し出され、幸長の側近

として苦楽をともし、浅野姓を許される。慶長

3・九

十八年(一六三)五月二十九日死去。墓所は大徳寺塔頭昌林院。法名は光照院殿龜岳宗朴大居士。

3・頭書

統仁 第二二代孝明天皇(一八三〇～一八六八)。父は仁孝天皇。弘化三年(一八四六)踐祚。

3・頭書

二千五百十六年 村上彦右衛門の日記「家乗続編」は、巻一から巻一五まで皇紀表記が一年又は二年ずれている。安政五年(一八五八)の正しい皇紀は二千五百十八年。この誤りは次の安政六年から改められる。

4・二

源家茂 第一四代將軍徳川家茂(一八四六～一八六八)。父は和歌山藩第一二代藩主徳川斉順。幼名は菊千代。嘉永二年(一八四九)に第一三代藩主となり慶福と改名。安政五年將軍家定の薨去にともない將軍に就任し、家茂と改名した。

4・四

源慶熾 第一〇代広島藩主松平(浅野)慶熾(一八三六～一八五八)。父斉肅の庶子として生まれる。初名は定吉、後に定之丞、善次郎と称す。嘉永三年に父斉肅の儲嗣となり、同四年に將軍家慶から偏諱を受け上総介慶熾と改名した。安政五年四月十二日に父斉肅から家督を譲られ、広島藩主となり、安芸守と称したが、襲封五か月足らずの同年九月十日に江戸で逝去した。諡号は大光院殿哲文懿徳大居士。

4・六

源長訓 第一一代広島藩主松平(浅野)安芸守茂長(一八二了七二)。父は第七代藩主重胤の三男右京長懋。文政元年(一八一八)広島藩青山内証分家を継承、安政五年に急逝した藩主慶熾の遺跡を継承、將軍家茂の偏諱を賜り、諱を長訓から茂長と改めた。文久元年(一八六一)三月十六日にさらに諱を茂長と改めた。

4・一〇

慈君 村上彦右衛門の父星右衛門の妾で、彦右衛門の継母。妹梅(辻清人妻)の生母。名は仙(一七九〇～一八八一)、安政二年五月に剃髪、同年八月に妙慶院から、逆修果号「を寿祥院光誓明心大姉」と定められた。広島藩士書翰方列「故蔵田百太郎姪で、実は家老三原浅野家士吉光軍右衛門」無庵一甫居士、蔵田彦造(二男)の娘。彦右衛門実母の死後、天保三年(一八三二)十二月に入家。彦右衛門は万延元年(一八六〇)九月に願い出て養母の身分とした。

4・一一

長槌 彦右衛門の四男。安政四年閏五月二十六日生。同六年三月に初名長槌から千代雄槌と文字を改める。文久三年四月三日没。法名は実応源心童子。

4・二三

御家司中 家老東城浅野家を統括する家司役は渡辺宗右衛門(一五九頁「文化十年」注を参照)。

4・一四

渡辺雅登 家老東城浅野家士。弘化五年(一八

四八)二月用人役。安政四年(一八五七)一月甲州流足輕備押稽古御用掛。父宗右衛門の死去に伴い、同六年九月家督相統。知行二〇〇石。

4・二四

堀尾善大夫 家老東城浅野家士。幾之進(勝登)と敬次郎(文久三年(一八六三)に村上彦右衛門養子)の父。嘉永五年(一八五〇)十二月、御暇、奉公構いとなつた千賀九郎右衛門に代わり与力に命じられる。安政三年十一月に精一郎から善大夫と改名。号は笑石。同年五月用達役より用人役。文久三年八月に隠居し勝登に家督を譲る。慶応元年(一八六五)七月に嘉膳と改名。

4・二五

菅馬之進 家老東城浅野家士。室は岩崎常介二女せつ。嘉永五年六月児小姓より用達役、御膳番兼帯。安政五年四月御庭方御用向引受、同六年三月御出頭定加。万延元年(一八六〇)八月同役免。元治元年(一八六四)五月三日死去。

4・二六

周防 東城浅野家先代、第一一代浅野道博(一七九六)一八六〇)。近江国宮川藩(一萬三〇〇〇石)主堀田正毅(本姓)の次男で、文化十一年(一八一四)に東城浅野家第一〇代浅野高平の養子となる。諱は高博・道博、通称は駿河・周防。城下南方にある白神六丁目に居住するため家中では「六丁目様」とも呼称される。嘉永元年八月十七日に隠居。万延元年五

月二十日に逝去。法名は澄源院殿前防州刺史仁海刺道大居士。

4・二六

出衛 浅野出衛道積(一八一八)一八六〇)。広島藩家老東城浅野家第一一代道博の子。安政三年十一月に、東城浅野家上屋敷の北御部屋と毎年米二五〇俵(半知中につき美質(〇〇俵)を与えられ、家中では「北御部屋様」と呼称される。聡敏で文武両道に勝れ、特に槍の名手であった。彦右衛門は嘉永七年八月に「出衛様御用向」を命じられた。万延元年九月二日に四十三歳で逝去。法名は建仁院殿徳嚴道方居士。

4・頭書

由信(よしのぶ) 浅草猿屋町代分家狩野派第五代の画家狩野由信(一八一〇)。狩野洞庭興信の子。号は洞琳または洞隣。祖父洞寿の跡を嗣ぎ、幕府の御用絵師となる。

4・頭書

聿庵(いつあん) 広島藩士頼余(一八一〇)一五六)。諱は元協、号は聿庵・春嶂・鶴年、山陽の長男。父が脱藩したため、祖父頼春水の跡を継ぎ、藩の学問所に勤める。天保三年(一八三二)奥詰次席、同十二年奥詰。

5・一

御宇衛様 浅野道興室。名は忠(一八九二)。父は家老上田家先代の主水安節(やすせつ)。安政四年十一月十五日に婚姻。

- 5・三 御両家様 広島藩家老の三原浅野家と上田家。
- 5・四 久野秀太郎 家老三原浅野家士。文久二年(一八六一)用人見習、後に用人役。
- 5・四 井上市太郎 家老三原浅野家士。用人役。
- 5・四 脇本武兵衛 家老三原浅野家士。用人役。
- 5・四 福山寛右衛門 家老上田家士。用人役。安政三年(一八五〇)十一月に求馬から改名。同六年七月十九日死去。
- 5・五 吉田藤馬 家老上田家士。用人筆上。安政五年一月二十三日死去。
- 5・五 河瀬喜和馬 家老上田家士。嘉永七年(一八五四)十一月より用人役。元治元年(一八六四)十二月極人と改名。
- 5・五 丹羽庄司 家老上田家士丹羽正司。正蔵の父。安政二年五月出頭格、同五年九月出頭上席、知行所奉行・勘定奉行兼帯。同七年二月九日に知行一〇〇石(役料三〇石)、用人見習、知行所奉行その儘兼帯、文久二年一月に二〇石加増され用人本役(料五〇石)。六月に出頭格御側用達。元治元年八月隠居。
- 5・五 妙慶院 城下新川場しんせんば町の浄土宗鎮西派寺院。村上山の菩提寺の一つ。
- 5・六 白神社 城下尾道町に鎮座する城下の総氏神。氏子を分与し、白神組・中通組の各町と国春寺村。六丁目村の氏神となった。祭礼は九月二十九日。
- 5・六 水谷又左衛門 家老上田家士、一八〇石。安政五年八月二十九日死去。彦右衛門の父星右衛門の実兄。法号は大寿院実応源性居士。
- 5・六 木野一馬 家老上田家士。馬廻り役。彦右衛門の父星右衛門の実父は上田家士木野文右衛門で、一馬は星右衛門の兄左守の子、村上彦右衛門とは従兄弟に当たる。彦右衛門室は一馬の妹。嘉永七年九月御役御免。差控。文久三年十月小方勤番用人次席。慶応元年(一八六五)二月御叱り、同役御免。同二年二月七日死去。
- 5・六 山村静登 家老上田家士。実父は東城浅野家士堀尾眠石。嘉永六年十一月側用漢出頭格、安政五年九月勘定奉行(吉和村支配)・側用達兼帯。同六年五月用人見習、同年九月用人本役。
- 5・七 三宅春齡とよひね 家老上田家士で、御次詰、同家侍医の三宅春齡(一八二四～五九)。号は董庵。広島藩側医師三宅立績(西涯)の二男。兄は藩側医師の三宅養春(樵水)。筑前の亀井昭陽や豊後の広瀬旭莊、京都の賀川氏に学ぶ。種痘法の宣伝普及に努め、広島で種痘が禁制になっても身の危険を顧みずその種痘を守り、「補憾録」などを著わす。漢方医と対

立し、自説が正しいことが証明された子宮外妊娠論争については著書「子宮外妊娠胎経験録」等に詳しい。

5・七 後藤松軒 広島藩士後藤松軒(一八〇三〜一六四)。

御用医師格後藤松眠の子。文政四年(一八二二)に長崎の吉雄塾に入門。蘭学を学び、同十一年に父の死により帰郷して業を継ぐ。子宮外妊娠論争に端を発する漢方医との対立などのため藩から咎められることもあったが、安政三年(一八五〇)七月に御用医師格に復帰。晩年に菓草園の日涉園を三滝山麓に創設し、三宅春齡らとともに種痘普及に尽力した。

5・七 西向寺 城下細工町の浄土真宗本願寺派寺院。

村上天の菩提寺の一つ。

5・八 両寺 妙慶院と西向寺。

5・一〇 三宅吉左衛門 家老東城浅野家士。嘉永七年(一八五四)八月までに用達役、その後出頭役。嘉永六年三月も出頭役。安政三年十一月佐藤益之丞二男猶人(益登)を養子に迎え、慶応二年(一八六六)二月

隠居。

5・二 竹腰恰 広島藩士。嘉永七年鎗奉行、安政三年大筒頭、同六年鎗奉行、文久三年(一八六三)新組

頭。

5・二 辻清人 家老東城浅野家士。彦右衛門の異母

妹梅の夫。嘉永五年六月父並次光親院家督、一一五石、児小姓勤め向きはその儘、文久二年八月御奥通り御免、児小姓筆頭、日参、慶応二年三月児小姓筆頭御免。後に織之丞、政徳、喜和馬と改名。

5・二 森岡万之進 家老東城浅野家士。諱は邦蹟(一八二二〜一八六八)。彦右衛門の同母弟。文政六年十一月二十三日出生。天保六年(一八三五)に森岡十兵衛の急死により森岡家へ養子に入る。中小姓を経て、嘉永五年閏二月側詰(周防附)、安政六年三月目付、万延元年(一八六〇)十月同役免、吟味役・作事方兼帯

文久二年閏八月作事方兼帯免、慶応二年四月病氣のため辞職。後に中小姓に復職するも、慶応四年二月六日に病死。法名は淨誓院。

5・二 岩崎常介 家老東城浅野家士。良之進の父。万

延元年七月知行格、勘定奉行添役・奥奉行兼帯。文久元年十一月三日死去。法名は一乘院。

5・三 平野藤吉郎 家老東城浅野家士。後に伝右衛門

と改名。安政三年三月小姓組並御取立、御用部屋詰、慶応二年十一月同役免。

5・三 松本良伯 家老東城浅野家医師。玄順の子。文

久二年八月二十日死去。

5・一七 岡本主馬 広島藩士。安政五年使番、文久三年

- (一八六三)新組頭。嘉永六年(一八五三)一月大五郎家督。「役人帖」では馬廻組片岡大記当分支配)、三三五〇石。
- 5・一七 吉田儀右衛門 広島藩士。吉田家は享保十三年(一七二八)に吉田儀左衛門(小幡勘左衛門次男)が第五代藩主浅野吉長に登用されて以来、甲州流兵法を以て仕えた。儀右衛門は弘化四年(一八四七)用人、嘉永七年旗奉行。文久三年(一八六三)二月隠居。安政二年(一八五五)三月七日浅野道興の軍学師となり、同四年三月十二日には彦右衛門も儀右衛門へ誓紙血判して入門した。
- 5・一七 一場忠次郎 広島藩士。嘉永四年割奉行、文久元年御広式詰並、同年納戸奉行次席、「役人帖」では小姓組(本多庫人組)、六〇石。
- 5・一七 原田丈大夫 広島藩士。嘉永五年伴太夫家督。「官禄帖」では大御小姓並、三八石。「藩士職禄前編」では中小姓組(浅野八左衛門組)、三八石三人扶持。
- 5・一八 山下多八郎 広島藩士。安政五年八月六日死去。山下家は広島藩の^{ひま}日置流弓術師範家。
- 5・一八 佐久間栄 広島藩士。文久三年奥詰、「官禄帖」では奥詰(鎗術御番外)、一三〇石。「役人帖」では奥詰、一三五石、嘉永五年二月父藤太夫家督。
- 5・一八 田部幾衛 広島藩士。元治元年(一八六四)奥詰、「官禄帖」では奥詰(切米取、鎗術御番外)、四九石。「役人帖」では奥詰、四九石三人扶持、天保九年四月父藤右衛門家督。
- 5・一八 松宮李之助 広島藩士。「官禄帖」では平奥小姓、六六〇石。文久三年奥詰、慶応三年(一八六七)步行頭。「役人帖」では步行頭、六六〇石、同二年十二月父兵庫家督。
- 5・一九 大柿忠次郎 広島藩士。弘化四年勘定所吟味役、安政二年浦辺藏奉行、文久元年七月騎馬弓箭頭、同三年納戸奉行次席。元治元年藤太と改称。
- 5・一九 蔵田和太郎 広島藩士。蔵田家は「慈君」(彦右衛門継母)の実家。嘉永六年二月喜一郎家督。同七年四月貝太鼓役、安政六年九月左右步行小姓。同五年七月に同列木本吉太郎妹と婚姻。文久三年七月二十一日条に死去の記事あり。
- 5・一九 ^{おはた}小幡孫兵衛 広島藩士。小幡家は甲州流軍師。嘉永五年大小姓頭。同七年用人。安政二年九月に関尚之丞(用人)等とともに海防掛専務。嘉永六年十二月二十日、浅野道興は小幡孫兵衛に弟子入りした。
- 5・一九 吉本恒之丞 家老東城浅野家士で外記流砲術師範。嘉永五年六月御次詰より児小姓、同六年十一

- 月に父繁右衛門が火薬製造中の事故で死去。同年一月に家督。安政二年(一八五五)二月知行格、御側詰次席。同年五月砲術師加役、同六年六月御用達差、慶応二年(一八六六)二月出頭加。彦右衛門は安政四年四月に恒之丞から砲術の免許状を受けた。
- 5・頭書 庭田公 庭田権大納言兼按察使重嗣(一七五七—一八三二)。弘化五年(一八四八)元旦の床飾りに「掛軸 按察使重嗣公御懷紙」とある。
- 5・頭書 筑波山 「古今和歌集」二〇、東歌。「筑波嶺のこのもかのもとに 蔭はあれと 君か御蔭に ます かけはなし」。
- 6・一 永井仲之助 家老東城浅野家士。嘉永七年(一八五四)閏七月馬廻りより児小姓、安政二年十月同役免、同五年二月児小姓帰役、万延元年(一八六〇)十月御側方免。元治元年(一八六四)五月出頭役、歩行支配。慶応二年二月用達役、同三年八月御側足輕指揮兼帯。
- 6・一 藤川每登 家老東城浅野家士。藤川家は与力一家の一つ。知行高一三〇石。嘉永七年八月當時は用達役、安政三年一月當時は出頭役、同年六月同役免。
- 6・一 佐藤益之丞 家老東城浅野家士。佐藤家は与力一家の一つ。安政三年三月与三右衛門家督、知
- 行高一四五石。六月出頭差、用達役、八月出頭役歩行組支配、同四年一月甲州流足輕備押稽古御用掛。同六年二月軍学師加役、三月用人並、文久二年(一八六二)十月用人本役。
- 6・二 得井満四郎 東城浅野家士。安政二年二月御次詰、同六年十二月小姓組並雇い、文久元年十一月当分作事奉行動向引受。同二年閏八月作事方出勤に及ばず、当分趣法役所へ出勤。
- 6・二 菅平磨 家老東城浅野家士。安政五年二月児小姓免、出衛様御側方、万延元年十月同役免。その後目付、元治元年九月同役免。
- 6・三 湯川兵馬 広島藩士湯川十郎次の子。履歴は不明。文久二年九月七日に江戸で死去。
- 6・三 下瀬孫平 広島藩士。嘉永三年十一月小姓組取立、勘定所吟味役、安政五年四月御船手御船作事所詰、同六年九月勘定所吟味役、文久三年納戸奉行次席。元治元年九月子徳之助へ家督。
- 6・四 松田健蔵 家老三原浅野家士松田謙蔵か。安政三年五月小納戸加、近習組、知行取並、文久二年閏八月に奥奉行免、小納戸上席。元治元年八月十三日病死。
- 6・八 松浦久米之丞 広島藩士。元治元年勘定所吟味役。「役人帖」では吟味役同格、学問所世話役、三〇

石三人扶持ほか、天保三年(一八三二)九月父彦六家督。文久三年(一八六三)七月に死去した久米之丞の伯母藤枝は辻清人の母方の伯母に当たる。

6・八

右近 家老三原浅野家第一二代当主浅野右近忠英(一八二九-九七)。父は第一〇代甲斐忠敬。安政三年(一八五六)四月に第一一代遠江忠助から家督を継ぎ家老となる。後に敬五と改名。

堀江専右衛門 家老三原浅野家士。側用人。

6・二〇

於栄殿 浅野出衛の妾腹の娘。母は北御部屋女中しつ。安政四年六月二日に出生。同五年四月一日死去。法名は珊瑚璉妙容禅孙女。

6・二四

海蔵寺 家老東城浅野家給知、佐伯郡古江村の曹洞宗寺院。東城浅野家の菩提寺で、境内には歴代当主の墓所がある。

6・二五

和尚 海蔵寺住職は臥雲道牛。嘉永七年(一八五四)十月に薬研堀の曹洞宗禅昌寺から転住した。安政六年二月に佐伯郡佐方村の洞雲寺の二八世住職となり、明治四年(一八七二)七月二十八日に遷化した。

6・二五

一井嘉内 広島藩士。文久二年十月までに御用達所歩行組、「役人帖」では側祐筆、二六石三人扶持、文政六年(一八三三)十二月召出、慶応四年(一八六八)五月取立。

6・二七

渡辺秀之進 広島藩士。

6・一七

山本十四郎 広島藩士。安政六年勘定所吟味役

6・一七

元治元年(一八六四)納戸奉行次席、明治元年広式詰並、藩士職祿前編「では中小姓組(本多庫人組)、二〇石三人扶持。

6・一七

中村每次郎 広島藩士か。

6・一八

沖和多理 家老三原浅野家士で、井上流の砲術家。安政二年元日に守次郎から改名。文政二年

6・一八

二月作事奉行、のち勘定奉行添役を経て文久三年頃に勘定奉行。

6・一八

久野八十介 家老三原浅野家士。安政五年九月勘定奉行。元治元年十月死去。彦右衛門父星右衛門の実兄守衛は先代久野八十助の婿養子に入つたが、早く死去したため、その後婿養子として久野家に入った寛左衛門の子に当たる。

6・一八

海蔵寺隠居 快腫。病気のため隠居したが、嘉永七年七月に得舟が追院されたため再住職、十月に再度隠居する。安政六年二月に住職道牛が佐伯郡佐方村洞雲寺へ転住したため、当分快腫が看坊し、同年四月に国泰寺道寛和尚の弟子大道和尚が住職となった。

6・一九

波野野権祐 家老三原浅野家士。文久二年閏八月中小姓。同三年七月に三原から広島へ移居。

6・一九 桑原吉郎一 広島藩士で水主。水術師範。安政

五年(一八五八)十月御座船頭、文久三年(一八六三)十一月頭取並御道具支配、慶応三年(一八六七)五月に歩行格となり、同四年三月御船手道具方。村上家四世勇藏室(信楽院)は桑原家の出身。

6・二九 平尾宗右衛門 広島藩士か。

6・二九 原要人 広島藩士。天保五年(一八三四)奥小姓次席、安政六年納戸奉行次席(十郎次と改称)、文久三年奥小姓次席。「役人帖」では奥小姓次席側方頭取(式部附)、三五石三人扶持。文政九年(一八二六)十月父十太家督。

7・四 関藏人 広島藩士で年寄の関藏人戀續。浅

野右京長戀の七男。文政九年に浅野左門昌倫の養子、同十二年に年寄上座関藏人忠親の婿養子となり、家督(三六〇石)を継ぎ関尚之丞忠敬と称す。嘉永元年(一八四八)用人、安政三年年寄役藏人と改称。実兄長訓の広島藩襲封にともない、文久三年六月に本家に復帰、内記と改称し藩政参与を命じられる。

7・九 近藤玉之進 家老上田家士。馬廻り。南部要人の弟。安政三年五月に死去した近藤重太郎の養子となる。

7・九 坪内久米之助 家老上田家士。安政三年四月出

頭役。同五年三月に側用達役、同七年に勘定奉行吉和村支配、側用達兼帯。久米之助の父文治は彦右衛門の父星右衛門の実兄。

7・九 福山市之進 家老上田家士。出頭所詰。安政五年八月十二日死去。

7・一〇 南部要人 家老上田家士。安政三年御次詰。万延元年(一八六〇)御側詰、文久三年龜之助様小納戸、慶応元年御役御免。禄一〇〇石。上田家の弓術師範。

7・一六 中津屋万之助 佐伯郡地御前村住人で、慈君と懇意。安政五年八月二十六日死去。

7・一七 相庭静 家老東城浅野家士。吉良流礼法師範。安政四年十月ごろに庄之助から静と改名。文久三年七月に生涯二人扶持を下され、常々素読所出勤を命じられる。

7・一八 堀尾老室 堀尾眠石(五郎八)室で善大夫の母、栗原氏。慶応二年二月二十四日死去。法名詮寿院。

7・頭書 射場 嘉永六年九月に稽古場の定日が改正され、丁日(偶数日)は弓術、半日(奇数日)は砲術の稽古が行われることになった。

8・三 暁来雪降 『近世風聞・耳の垢』によれば、この日朝は広島で雪が三、四丈九(一センチ)積もった。旧冬寒中以来は暖気で、特に大晦日や元日は

- 春暖であつたが、旧冬以来初めての雪であつた。
 主水 家老上田家当主で、第二代上田主水安
 敦後に重美、讓翁と改名、一八二〇(八八)。父は第一〇
 代主水安世。第一一代安節の死去にともない安政
 三年(一八五六)八月家老となる。
- 8・八 神田八幡宮 安芸郡牛田村に鎮座する同村と城
 下白鳥町の産土神。明治三年(一八七〇)に神田神社
 と改称。同二十二年に社地が軍用地となつたため
 宇品町へ移転。
- 8・八 加賀守 神田社神官池田加賀守。
- 8・二 石内村 佐伯郡の東北端、沼田郡伴・大塚村と
 境を接する石内村は東城浅野家の給知。
- 8・二六 素読所 東城浅野家では、広島藩学問所天明二
 年設立、上田家講学所(宝暦年間設立)にならい、家
 中教育機関として寛政元年(一七八九)城内上屋敷内
 に蒙養館を設立した。嘉永六年(一八五三)四月、金
 子徳之助(霜山)書、湯川新太郎刻による「蒙養軒」
 の扁額が同所に掲げられた。
- 8・二六 白鹿洞書院 白鹿洞書院は中国江西省廬山の麓
 にあつた書院で、朱子学を興した朱熹が学を講じ
 たことで知られる。書院掲示は朱子学を初学者の
 ために、分かりやすく要約したもので、五教「父
 子有親 君臣有義 夫婦有別 長幼有序 朋友有
- 8・二七 三宅内外 家老東城浅野家士。嘉永三年四月学
 事付武具方加、同六年三月御小姓組並取立、万延
 元年(一八六〇)十月小姓組本格。文久元年(一八六一)
 十二月、武具蔵の腰物盗難事件により御叱・差控
 同二年閏八月武具方掛免。
- 8・一八 深江 家老東城浅野家士深江静衛。与力二家
 の一つで、東城在番。
- 8・一八 宮崎 家老東城浅野家士宮崎藤九郎。本蔵の子。
 知行高一五〇石。与力二家の一つで、東城在番。
 安政三年四月用人役・町奉行兼帯。村上家の初代
 三郎右衛門(利田廟)は、当初宮崎家に任せ、その推
 挙によつて東城浅野家の足輕に取り立てられた経
 緯から、村上家は与力家の中でも特に宮崎家と親
 交が深い。
- 8・一八 徳了寺 奴可郡東城町の浄土真宗本願寺派寺院。
- 8・一八 松本屋 村上家の依頼を受け、徳了寺の同家墓
 地の掃除などを世話する東城の商家。村上家三代
 彦兵衛の縁戚でもある。当主は亀治郎。
- 9・二 お竹 辻清人と梅彦右衛門妹の子。安政三年二
 月十五日生。同四年十二月にお恒からお竹と改名。
 9・二 おます 森岡万之進の三女。嘉永五年九月二十
- 信」が最初に掲げられる。広島藩学問所では学規
 としてこれを用いた。

四日生。慶応四年（一八六八）二月六日の万之進没後に高木来助二男時太郎を婿養子とする。

9・二 左義長 毎年正月十四日に行われる火祭りの年中行事。「トンド」と称し、大きな焚火を行って爆竹を鳴らす。この日、広島城内八丁馬場では藩主・諸士の飼馬を集め乗馬演習を行う。夕暮れに、今門から小姓町裏堤に出て、対岸の空鞆堤で焚く大トンドの火を馬に見せ、戦地の状況に慣らす練習を行つた。

9・三 堀尾八十三翁 東城浅野家土堀尾眠石五郎八。善大夫の父。万延元年（一八六〇）五月二十二日に八十五歳で死去。法名は純忠院。

9・四 兵蔵 村上家家来（森島）兵蔵。水主佐兵衛二男。嘉永七年（一八五四）六月に十七歳で彦右衛門家来となつたが、千代声永野平次郎復帰により一旦帰宅。安政二年（一八五五）七月から改めて彦右衛門家来。文久三年（一八六三）七月に東城浅野家鉄炮組として二人扶持で召抱えられたが、慶応元年十月に、刀差組、勘定所詰、二石、東城御趣法掛となるまで村上家で奉公を続けた。

9・七 藤森社 沼田郡下安村に鎮座する神社。安政四年一月三日、彦右衛門の槍持が森岡家で槍を紛失した際、万之助が藤森社で神トを依頼し、祈禱し

たことを契機に発見され、彦右衛門もこれ以降信仰を深めた。

9・二 小籠り 鹿籠こもろは戦国期から見える安芸郡府中村の地名で、近世には鹿籠新聞が開発され、現在では安芸郡府中町の町名となっている。

9・二 吉田与九郎 家老東城浅野家土。安政四年五月に父与一右衛門跡目、一四〇石。吉田家は与力一家の一つで、東城町に在住し、その屋敷は浅野屋敷から数軒挟んだ北にあつた。

9・二四 須藤並人 家老上田家土。奥奉行用人次席、慶応元年六月死去。

9・二六 木原慎齋しんさい 広島藩土木原慎齋（一八一六～八二）後に慎一郎と改称。号は桑宅そうたく。父は医師木原宗林町医であつたが、藩儒坂井虎山に学び、安政四年末に藩から生涯扶持方を下された。藩主浅野茂長に認められて文久二年に還俗して士格に列し藩校教授に登用された。「役人帖」では奥詰儒者、二〇石三人扶持。

9・二六 松本玄順 家老東城浅野家侍医ですでに隠居良伯の父。文久三年四月十五日に死去の記事あり。

10・五 笠防長承 広島藩土笠坊長承。弘化四年（一八四七）側医師並、元治元年（一八六四）側医師、立岱と改名。「役人帖」では合力組（備医）、一三〇石外粟

種料銀一〇枚。

10・九 海田市 広島から東、次の四日市(賀茂郡)との間にある西国街道の宿駅、安芸郡に属す。

10・二五 於梅 彦右衛門の父星右衛門と仙慈君との間に生まれた異母妹。幼名は恒。天保五年(一八三四)一月十六日生。奥東城浅野家先代道博室)勤めの後、嘉永三年(一八五〇)四月十日に東城浅野家土辻清人と婚姻。子供は竹と八十槌。

11・二 明星院 城下明星院村の古義真言宗御室派寺院。浅野家が帰依する五ヶ寺の一つで、領内真言宗一派の触頭。浅野長政とその室の位牌を安置する。二葉山社の別当職を勤める。

11・二五 御奥御鎮守 東城浅野家上屋敷の御奥鎮守社は天満宮。二十五日は天満宮の縁日。

11・二七 丹羽庄蔵 家老上田家土丹羽正蔵。正司の子。室は木野一馬娘しげ(安政二年七月婚姻)。嘉永六年四月に召し出され、安政三年(一八五六)児小姓、同年八月外様中小姓、同五年一月御次詰(軍事御用向引請)、同六年九月知行取格出頭所詰、文久二年(一八六二)六月出頭格側用達、元治元年(一八六四)八月用人見習。

11・一八 宝国 彦右衛門の異母弟庫吉。母は仙慈君。天保八年四月二日生。同十年一月二十六日に三歳で

死去。

11・一八 興徳寺 城下田中町の臨濟宗妙心寺派寺院。木野家の菩提寺。

11・一八 本照寺 城下新川場町の日蓮宗勝劣派寺院。藤川家・平野家の菩提寺。

11・一九 清太郎 家老上田家土吉田清太郎。父藤馬死去のため、安政五年三月に八歳で跡目相続。幼年のため叔父田坂織登が後見、知行一六〇石、御次詰、辰之進様御伽。

12・二 石井先生 家老東城浅野家土石井寿兵衛。嘉永七年七月、同年五月に死去した父園蔵(家中弓術師範)の家督を継ぎ、切米一二石二人扶持、弓術師加役。安政二年五月御側詰(日参)、同三年十一月知行格、出衛様御側方頭取、万延元年(一八六〇)八月御用達御膳番兼帯、慶応二年(一八六六)二月出頭次席同格御養子様(守之進)御附。

12・二 森 仙太郎 家老東城浅野家土。嘉永六年八月馬術の業前を賞され、切米一石を増され側詰。文久二年二月知行格。

12・二 松井庫人 家老東城浅野家土。安政二年三月当时加席目付。同三年七月目付、繁人」とあるが、庫人の誤りか、同五年三月御叱、差控、四月目付免小姓組並に引下げ。

- 12・二 星野幸次郎 家老東城浅野家士。嘉永六年(一八五三)十一月歩行目付御免、安政二年(一八五五)二月弓術出精により格別に御帳前より小姓組並御取立。慶応二年(一八六六)二月目付役。
- 12・二 石井岩槌 家老東城浅野家士石井寿兵衛の子。
- 12・二 堀尾幾之進 家老東城浅野家士堀尾善大夫の子。万延元年(一八六〇)十一月召出され、小姓組、兎小姓。後に勝登。文久三年(一八六三)八月、父隠居にともない家督を継ぎ、一三五石。同年十一月側詰御用部屋出勤、元治元年(一八六四)七月用人並、慶応四年四月用人。
- 12・三 野原八右衛門 家老東城浅野家士。嘉永六年三月御供頭取兼帯、安政四年三月歩行目付より歩行筆頭、万延元年十月御次詰加。文久三年八月小姓組本格、目付役加、元治元年九月目付役。
- 12・三 深町真喜太 家老三原浅野家士で大和流弓術家。旧称万喜太。文久三年十二月目付定加、元治元年八月目付本役。
- 12・三 湯浅勝之助 家老三原浅野家士。
- 12・三 松井邦介 家老三原浅野家士。
- 12・四 金子元達 家老東城浅野家医師。嘉永六年二月父元徳家督、八人扶持、御小姓組。嘉永五年緒方洪庵の適塾に入門。安政四年三月御七、薬種料と
- 12・二五 して金一両下される。嘉永五年十二月に死去した父元徳は東城浅野家「随一之大医」であった。
- 12・七 森岡お槌 森岡万之進とたつの第五女。安政四年六月十二日生、慶応元年九月十日に死去。
- 12・二五 亜墨利加使節 初代米国総領事のタウンゼント・ハリス(一八〇四〜八二)。一八五五年にフランクリン・ピアース大統領から、駐日総領事として通商条約締結のための全権委任を与えられ、安政三年七月二十一日に下田港へ入港、玉泉寺に領事館を構えた。將軍へ謁見して大統領親書を届けるため、老中堀田正睦らと交渉を重ねた。
- 12・二五 十月廿六日 米国総領事ハリスは、安政四年十月二十一日、江戸城へ登城して將軍徳川家定へ謁見、大統領からの通商を求める親書を老中堀田正睦へ手渡した。二十六日には堀田邸を訪問し、幕府の諸有司を前に世界の大勢を説明し、清国と英仏連合軍との戦争が終われば、英国は数十隻の艦船を率いて日本へ来ると警告し、その前に友好的、平和的な米国と通商条約を締結するよう勧め、自由貿易による日本の経済発展を説いた。
- 12・二五 堀田備中守 下総国佐倉藩一萬石藩主堀田備中守正睦(一八一〇〜六四)。天保八年(一八三七)に西丸老中、同十二年に本丸老中。同十四年に辞任

するが、安政二年（一八五二）に再任。阿部正弘に代わって老中首座となり、日米修好通商条約をハリヌと商議し、安政五年一月に朝廷からの勅許を得るため上京したが失敗、井伊直弼の大老就任に伴ない同年六月に罷免された。

12・二六

十一月六日 土岐頼旨・川路聖謨・鶴殿長説・井上清直・永井尚志は、老中堀田正睦の命によって米国総領事ハリスをその旅宿番書調所に訪問し、公使駐在の目的、その職掌、自由貿易の意義などについて詳細な説明を求めた。

12・二七

土岐丹波守 幕府大目付で、米国総領事上府用掛の土岐丹波守頼旨（一八〇五〜一八四）。阿部正弘に抜擢され、安政二年八月から大目付兼海防掛として、米国総領事ハリスとの通商条約締結交渉に当たる。將軍継嗣問題で一橋派に属したため左遷され、同六年十月に免職・隠居・差控となる。

12・二七

川路左衛門尉 幕府勘定奉行で、米国総領事上府用掛の川路左衛門尉聖謨（一八〇一〜一八六）。嘉永五年に勘定奉行（公事方）となり、海防掛を兼ねる。翌年長崎へ来航した露国使節プチャーチンと交渉し、安政元年、下田での日露和親条約締結に功績があった。將軍継嗣問題で一橋派に属したため左遷され、同六年八月に免職・隠居・差控とな

る。

12・二七

鶴殿民部少輔 幕府目付で、米国総領事上府用掛の鶴殿民部少輔長説（一八〇八〜一八六九）。嘉永六年（一八五三）のペリー来航時には海防掛目付の職にあり、翌年のペリー再航に際して米使応接係を命じられ、日米和親条約の締結に尽くした。將軍継嗣問題で一橋派に属したため左遷され、安政六年九月に免職・隠居・差控となる。

12・二七

井上信濃守 幕府下田奉行の井上信濃守清直（一八〇九〜一六七）。阿部正弘に抜擢され、安政二年から下田奉行。同四年のハリスの上府と將軍謁見に關して幕府内を説得して実現させた。日米修好通商条約案の逐条討議で、岩瀬忠震と共にハリスと交渉した。同五年に外国奉行兼下田奉行となり、露英仏各国と通称条約を締結したが、安政大獄に連座した。

12・二七

永井玄蕃守 幕府目付で、米国総領事上府用掛の永井玄蕃頭尚志（一八一六〜一九一）。後に主水正。阿部正弘に抜擢され、嘉永六年から目付。その後勘定奉行（勝手方）、外国奉行となり、露英仏各国と通称条約を締結した。安政六年には軍艦奉行となるが、安政大獄に連座して差控となる。

13・二

諸御大名様方へ御相談 幕府は安政四年十一

13・二五

芝山様

芝山家は藤原氏北家勸修寺流かむつじ。勸修寺

13・二三

橋本屋周五郎

佐伯郡地御前村の橋本屋周五郎

と称していたが、嘉永三年（一八五〇）橋本屋と不熟となり、中津屋万之助（安政五年一八五八）八月十六日死去方へ逗留した。

13・八

久芳・志歩米

世羅郡小童・宇賀・志歩・田打

・西上原村と、豊田郡久芳村は東城浅野家の給知東城浅野家の給米等は毎年二月一日足輕春御貸米切手、六月十五日（附足輕夏御貸米切手）、十一月一日（知行物成切手、附足輕御切米切手）、十二月十五日頃（御仕向物切手、附足輕御切米切手）に、差紙蔵米の落札人が売却上の便宜のために発行する有価証券で各自へ渡される。このため、その多寡は給知年貢米の米相場が基準となる。

14・一一

殿様当夏御退隠

広島藩主浅野齐肃は、多病

13・一六

八十野

家老東城浅野家老女。嘉永三年八月駿河（周防）付きとなり、その後文久四年（一八六四）正月に御暇となった。

13・一五

昌姫

芝山民部大輔敬豊の室、益子（一八四三

13・一四

）。実父は芝山家先代の国典。坊城俊明の養女となり、安政四年四月二十七日に敬豊と婚姻。

月十一日に三家及び溜問詰・大廊下詰諸侯に対し、十五日にはその他の大名に対して、ハリスと堀田との対話書を示し、その意見を諮問した。十二月二十九日、広島藩世子浅野慶熾が他諸侯とともに登城、將軍徳川家定から日米和親条約に關して意見を上申するよう命じられたが、建議しなかつた。しかし、この問題は重大であるため、広島まで回送し、家老や年寄に閱覽させ、異見の上申を求めた。

13・一三

家との關係が深い。

東城浅野家第八代高景の娘雅姫かたよ、峯子、旭峯院、晴峯院、養父の国典室は東城浅野家の先代道博四女の愛子。また国典の妹久子は道博の養女となり、家老三原浅野家の甲斐忠敬室となるなど、東城浅野家とは關係が深い。

13・一二

浅野右近は三月六日に広島を出発した。四月十五日、上記四名に在府年寄の杉田相模を加えた五名は、慶熾の家督御礼終了後に將軍徳川家定から謁

14・二二

見進献が許された。

浅野外衛 広島藩士で中老格の浅野外衛懋昭。

浅野右京長懋ながとじの八男。文政十二年(一八二九)に浅野権太夫の養子、天保五年(一八三四)に番頭沢讀岐宣喬の婿養子となり、家督(一三〇〇石)を継ぎ沢徳三郎忠烈と称す。用人、安政二年(一八五四)年寄見習(外衛と改称)、安政三年中老格、浅野姓を賜わるとなり、一三〇〇石。実兄長訓の広島藩襲封にともない、文久三年(一八六三)六月に本家に復し、中務後に式部と改称し藩政参与を命じられる。

14・二三

岡部軍弼 元沼田郡楠木村住人で、近年は東

城町に居留していた医師の岡部寛斎のこと。その母は、関ヶ原の戦後に毛利家に臣従して周防国屋代島(大島)の領主となった能島村上氏の長臣の娘であったことから、嘉永三年(一八五〇)一月に彦右衛門は自家の系図調査をしてもらったことがある。当時寛斎は種痘稽古のため星野良悦方へ居留していたが、その後は岡部群助、さらに軍弼と改名して砲術家となり人造硝石法の開発を始めた。安政四年十月二十五日、十日間で完成する「泥煮の硝石」を見せられた彦右衛門は、「勢力余程宜敷様相見、誠ニ奇術也、…誠ニ希代之珍事といふべき歟」と評価している。

14・二六

家小 彦右衛門室。木野一馬妹おみつ。天保七年四月に婚姻。

15・三

八島周軒 広島藩士。安政六年七月頃死去の先代周伯の名を襲名し、十一月側医師並。文久二年五月死去。

15・七

山中碩庵 広島藩士。安政七年側医師並、同三年側医師。「官祿帖」では側医師切米扶持方、二〇人扶持ほか。村上家では安政四年から長槍などの治療に当たっている。

15・九

上田亀之助 後の上田亀次郎安靖やすきよ(一八四九—一九〇七)。幼名亀之助。家老上田家先代の主水安節の五男で浅野豊後室忠(御宇衛様)の実弟。主水安敦の養嗣子となるが、慶応元年(一八六五)に病弱のため廃嫡。明治十年(一八七七)に上田家を継ぎ、男爵を賜る。

15・二二

石井後室 嘉永七年五月二十九日に死去した東城浅野家中(術師範(石井園威(正善院))の室。安政六年十月二十八日死去。法名は随法院。

15・二四

是心院 父の故喜東次と離別した常介の実母。安政四年二月十一日、当時流行していた風邪に感冒が重なり、岩崎家逗留中に急逝した。行年八十一歳。なお、同六年(二月十日頭書(二九頁))には、「是信院」とあり、どちらが正しいか不明。

- 15・二六 山県虎之丞 家老東城浅野家士。彦一の子。山県家は家名断絶となつていたが、安政三年(一八五六)十一月に祖父与一郎の功により、虎之丞が五人扶持、小姓組並として格別に取立てられた。元治元年(一八六四)八月中小姓より小姓組本格児小姓。
- 15・二六 彦一 元家老東城浅野家士。安政二年三月に山県兵太郎が吉本恒之丞方の鉄砲盗難事件に關して御暇となり、広島から追放されたため、隠居彦一(前名数太郎)が無禄で手細工をしながら家族を養つた。同三年九月に困窮の噂を聞いた彦右衛門から銀札を贈られたが、十月彦一悴の虎之丞に家名取立てが許された。
- 15・一八 清水隆達 広島城下白鳥西町の医師。万延元年(一八六〇)十二月六日に辻梅を診察。
- 15・一八 岩崎およし 家老東城浅野家士岩崎常介室。良之進の母。
- 16・三 牧野三郎助 広島藩士。甲州流軍学師で、安政三年十一月に浅野道興の「御軍学之御相手」として東城浅野家上屋敷を訪問。同五年側詰次席。
- 16・三 作太郎 広島藩士 牧野作太郎。甲州流軍学師。文久三年(一八六三)奥小姓。慶応三年(一八六七)代官。明治元年(一八六八)目付。「役人帖」では代官安芸郡、一一五石、文久二年九月父三郎助家督。
- 16・九 妙風寺 城下東白鳥町の日蓮宗一致派寺院。岩崎家・石井家の菩提寺。
- 16・二三 御裏御鎮守 東城浅野家上屋敷の御裏鎮守社は稻荷社。二月初午は稻荷社の縁日。
- 16・二四 三之御丸稻荷社 広島城内三之丸西南隅に広大な境内と荘厳な社殿をもつ稻荷社。六代藩主宗恒が境内を定めて社殿を一新。二月初午の稻荷神祭礼には広く領内からの参拝が許され、活況を呈したこともあつた。敵島神社とともに藩により氣候順行祈願などが行われた。
- 16・一八 片岡貢 家老東城浅野家士。片岡家は与力一家の一つで東城在番。岡山藩家老伊木家家中から安政三年に弘の養子に迎えられる。島末流の鍵槍の達人で、島末源大門下では随一の高弟という。
- 16・頭書 田上勇助 広島藩士。天保十五年(一八四四)奥詰、嘉永五年(一八五〇)家督(四〇石)、側詰腫番兼安政二年步行頭、文久二年中小姓頭、同三年小姓組番頭次席。元治元年隠居。
- 16・頭書 横地代太郎 広島藩士。文久三年武具奉行次席、元治元年代官。「役人帖」では代官沼田郡、一四〇石、天保五年十二月父岸之助家督。
- 17・二三 生田筑後 広島藩士。旧称は権介。天保十四年大小姓頭、弘化四年(一八四七)用人、同五年年寄筑

- 後と改称)、文久二年(一八六二)三月大寄合。
- 17・一八 狐木社 安芸郡戸坂村の狐瓜木神社。文永十一年(二七四)に安芸国守護武田信時が佐東郡の総社とし、江戸時代には浅野家からも祈願社として祭祀料などが奉納された。嘉永七年(一八五四)、東城浅野家は同社屋根修理に銀一枚を供えた。
- 18・一八 矢野源内 家老東城浅野家士。後に犀右衛門。嘉永五年二月吟味役、代官はその儘兼帯、同年十月目付同格勅定奉行勤め向きを加える)、安政五年(一八五八)九月勅定奉行(趣法役所御用向は唯今迄の通り)。万延元年(一八六〇)七月趣法役所御用向を厚く申し談じられるが、文久元年十一月以前の通り専ら勅定所へ出勤となる。明治元年四月出頭格。
- 18・二一 大矢幸左衛門 家老上田家士大矢好左衛門。出頭・歩行頭。文久二年八月死去。
- 18・二四 石本大卿 家老上田家士。医師、御次詰。
- 18・二四 中村泰真 家老上田家士中村泰心。兒小姓。中村家は上田家茶事預りを勤め、泰心はその六代目に当たる。
- 18・頭書 大島五兵衛 家老東城浅野家士。嘉永三年四月吟味役同格、安政二年二月目付同格、同五年二月知行格御用部屋頭取、元治元年(一八六四)十二月御用達同格。
- 18・頭書 沢崎幸右衛門 家老東城浅野家士。安政五年二月御奥詰免、吟味役。文久二年四月剣術加役、同年八月死去。
- 18・頭書 長喜大夫 家老東城浅野家士。弥三郎の父。安政五年二月老年により吟味役免、勅定所詰。
- 19・二 長武左衛門 家老東城浅野家士。万延元年九月父喜大夫跡目相続、同二年一月小姓組本格、文久三年九月右筆。
- 19・八 小倉甚右衛門 家老東城浅野家士故小倉甚右衛門。蔵奉行等を経て安政二年二月吟味役同格、同六年八月五日に六十歳で死去。恒助の父。
- 19・一〇 古江御山屋敷 佐伯郡古江村は家老東城浅野家の給知。村内福蔵寺境内など付近一帯が佳景地であったため、十七世紀半ばに組頭浅野勝左衛門が別荘として同家の下屋敷とした。その後、持主が代わり、安永六年(一七八〇)に藩主に献上されたが、さらに家老東城浅野家に別荘として与えられた。安芸郡尾長村山屋敷が「東御山屋敷」と呼ばれたのに対して、古江村の山屋敷は「西御山屋敷」、または翠江園、滄浪亭と呼ばれた。
- 19・頭書 渡辺四郎右衛門 家老東城浅野家士。安政五年二月奥詰、万延元年七月同役免。文久二年閏八月武器奉行加。慶応二年(一八六六)三月死去。彦右衛

門とは同年で竹馬の友。

19・頭書

桑原内蔵二 家老東城浅野家士。天保十年（一八三九）二月中小姓組並に取立てられ、作事奉行、嘉永六年（一八五三）三月までに奥附、安政五年（一八五八）二月台所奉行・奥附兼帯、万延元年（一八六〇）八月奥附兼帯免。

19・頭書

星野武平次 家老東城浅野家士。嘉永五年十月小姓組並取立、勘定所詰、安政五年十月故正大夫跡目（九石二人扶持）。同年二月小姓組本格、四月御山方兼帯、同六年一月当用方在宿、同七年一月吟味役定加（御山方その儘兼帯、平常はその儘趣法役所へ出勤）、文久四年（一八六四）二月吟味役本役（御山方その儘兼帯）。

19・頭書

田宮嘉仲太 家老東城浅野家士。嘉永七年閏七月御次詰加、安政五年二月同役免、小姓組本格。

19・頭書

万次郎 家老東城浅野家士池田万次郎。嘉永七年閏七月倅要之進不風俗により奥付定加免、差控となるが、安政三年六月御側方差、十一月御次詰加、文久二年閏八月奥附加。

19・頭書

池田要之進 家老東城浅野家士池田万次郎の子。傘骨を削ることを内職としていたが、得意先の隣家から打網を持ち帰ったことを咎められ、嘉永七年閏七月禁足、同家廃嫡となった。

19・頭書

長束吉之進 家老東城浅野家士。嘉永五年二月勘定所詰作事諸品方、御山方兼帯、安政五年四月御山方免、露地奉行兼帯、同六年九月作事奉行添役・御山方兼帯、露地奉行兼帯免、万延元年十月小姓組取立、作事奉行定加（御山方そのまま兼帯）、文久元年十一月当分趣法役所出勤（時々作事所御用向）。同二年閏八月本務作事奉行加へ出勤。慶応二年（一八六六）四月蔵奉行、作事奉行・御山方兼帯。

20・七

小幡小先生 広島藩士小幡宗七郎か。宗七郎は広島藩士で、甲州流軍師孫兵衛の子。文久三年目付、慶応二年使番。「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配）、七二〇石。

20・一〇

伊藤徳之助 家老東城浅野家士。嘉永七年九月代官より目付、安政三年六月用達役・御膳番兼帯。元治二年（一八六五）四月出頭役、歩行組支配。

20・頭書

小谷宇右衛門 家老東城浅野家士。東城在番で、文久元年七月二十八日資料集8、（一八五頁）に登場する小谷卯右衛門と同一人物か。

20・頭書

伊田千松 家老東城浅野家士。嘉永六年四月父定右衛門家督、四石二人扶持、歩行組並。安政五年二月御次坊主、千水と改名。

20・頭書

河野熊之進 家老東城浅野家士。安政五年二月歩行組並取立。

- 20・頭書 吉田吉五郎 家老東城浅野家士。安政五年(一八五八)二月歩行列加、御玄關御供使、同六年三月武器方付。同年九月病死。
- 20・頭書 木村喜齋 家老東城浅野家士、坊主。嘉永六年(一八五三)八月生花相伝の褒美として銀三両下賜。安政五年二月歩行列加。
- 21・八 出火 安政五年二月二十五日に大坂道頓堀角座から出火し、大西一軒を残して残らず焼失した。
- 21・二 伊藤静太郎 砲術家井上権之丞の門弟。嘉永六年十一月六日に松ヶ久保で狼煙を上げる。「藩士職禄前編」では中小姓組(天野保允組)二〇石三人扶持。
- 21・二四 先考 彦右衛門の父星右衛門。家老上田家士木野文右衛門政章(まさはら)の第九子。諱は邦韶(くにさか)、字は九成、初名は信度(字君節)、号は南洞。弘化三年(一八四六)三月十六日死去。法名超徳院雲外南洞居士。墓所は妙庵院。
- 21・二四 三次 家老東城浅野家小人。父星右衛門の家来で、天保十五年(一八四四)一月同人隠居の際に事情があり暇を出したが、父の願いもあり安政三年三月に切米一石六斗、一人扶持で小人に召し抱えらる。
- 21・二七 鏡津社桃林 城下明星院村の二葉山社(明治六年
- 22・一六 名倉求馬 家老東城浅野家士。名倉家は与力に鏡津神社と改称)。第九代藩主浅野斉肃(なりたか)が藩祖長政を追悼し、藩政再建の精神的支柱とするために造営。天保六年遷宮。社領は三〇〇石。祭礼は毎年九月十四・十五日の両日であるが、東照宮同様、前藩主浅野慶熾の服喪のため行われなかった。大須賀村辺から神田橋にかけての京橋川兩岸堤には紅白の桃木が多数植えられ、城下の名所となった。これは浅野重晟が在世中(一七六三—一八二二)に、泉水屋敷から眺望するために植樹させたものという。
- 21・一八 出羽 家老三原浅野家第一〇代浅野出羽忠敬(ただてる)(一八〇一—一六一)。天保十四年九月に家督を忠順の子忠助に譲り、万延二年(一八六一)一月九日(実は元日)に広島で死去した。法名は大義院殿慈山道快大居士。なお、「天保度」とは、第九代藩主斉肃(なりたか)が天保二年一月二十日に家督を相続し、忠敬が出府したことをさす。
- 22・一 戸田平丞 家老三原浅野家士。用人役。
- 22・一 小池良太郎 家老三原浅野家士。安政二年二月当時御側御用人。
- 22・二三 蔵田庫次郎 広島藩士蔵田庫之進か。明治二年以前、「藩士職禄前編」では歩行組、左右歩行小姓一十九石三人扶持。
- 22・二六 名倉求馬 家老東城浅野家士。名倉家は与力

一 二家の一つ。嘉永七年(一八五四)閏七月児小姓免万延元年(一八六〇)八月出頭役、慶応元年(一八六五)閏五月新知高一〇〇石。

23・三 湯川新太郎 家老東城浅野家士。天保十五年(一八四四)二月小姓組並御取立、学事方、嘉永七年四月小姓組本格。文久二年(一八六二)四月十九日に死去。

23・三 佐藤喜代見 家老東城浅野家士で用人佐藤益之丞の子。前名は喜代楯。文久二年二月小姓組に召出され御次詰番外、同三年七月児小姓、元治元年(一八六四)八月御側詰、同二年四月目付同格御用達定加。

23・四 三宅益人 家老東城浅野家士。佐藤益之丞二男。安政三年(一八五〇)十一月三宅吉左衛門の養子となる。同六年七月小姓組へ召出され、児小姓。慶応二年二月に家督相続し知行格、同年三月用達役、御膳番兼帯。

23・四 藤川甚吉郎 東城浅野家士藤川甚吉郎。每登の子。安政六年七月小姓組雇い、慶応二年八月銃隊頭。

23・四 森平之進 家老東城浅野家士森仙太郎の二男。岡島家は勝馬が出奔して家名断絶となったが、安政五年五月、平之進が養子に入り家名を建てるこ

とを許され小姓組、同六年一月児小姓、元治元年九月目付役。慶応三年二月に堀尾善大夫娘と婚姻(後に離縁)。

23・四 長弥三郎 家老東城浅野家士長喜三太の子。安政六年三月二十五日に二十歳で死去。嘉永七年九月二十二日、彦右衛門は弥三郎に「信任」という実名と花押を与えた。

23・五 由良辰太郎 家老東城浅野家士。保人悴。嘉永七年閏七月中小姓より奥付、文久二年八月跡目相続、歩行組、慶応元年六月歩行目付、御先供頭取兼帯。

23・五 平川勘助 家老東城浅野家士。徳助悴。安政三年三月刀差組御抱、勘定所詰。同六年八月歩行列加、同年十月御用部屋詰、文久元年二月書役。

23・七 棒火箭 専用の短火矢筒などを用い、火薬付きの矢を射て敵陣を焼く棒火矢は、広島藩で和砲とともに重用された。広島藩の師家には三木流と島

23・七 末流の二家があり、江波島などで演習が行われた。三木茂大夫 広島藩士。同家は棒火矢(三木流)が家芸。天保十二年(一八四二)奥詰。嘉永六年八月

宇品沖で行った棒火矢船打稽古で、門人に死傷者が出る事故を起こしている。

23・九 武内純介 家老東城浅野家士。嘉永七年九月目

- 付免、代官・吟味役兼帯、安政三年(一八五六)九月に香取流師範黒田弥五左衛門から同流の免状を受け、十月香取流(槍術師加役、同六年七月十日に四十四歳で死去。彦右衛門の「竹馬之友」であった。八木野右衛門 家老東城浅野家士。嘉永七年(一八五四)閏七月用達役(周防付)より奥奉行・高謙院(御用向)、安政三年三月同役免。安政六年八月隠居白島^{はくしま} 広島城北の白島一本木の南方には東城浅野家の下屋敷があり、その多門には家中が住居した。
- 23・二〇 藤弥 家老東城浅野家士八木野右衛門の子。安政六年八月家督、小姓組。
- 23・一九 長束茂兵衛 家老東城浅野家士。 武具奉行、嘉永六年三月船奉行兼帯。安政五年八月から安政六年二月の間に市郎右衛門と改名。安政六年二月目付同格武具奉行、船奉行その儘兼帯、文久元年(一八六一)十二月武具蔵の腰物盗難事件で閉門。元治元年(一八六四)七月知行格。清次郎養父。慶応元年(一八六五)五月十日死去。
- 23・一九 森岡後室 家老東城浅野家士森岡十兵衛室。文久二年五月二十八日死去。法名は松寿院。
- 23・一九 弟婦 高木唯一の妹たつ。嘉永元年三月二十三日に万之進の後妻となる。土列の森岡家に対して
- 高木家は歩行列であったが、彦右衛門は、たつの「人柄方発至極、家之為ニ相成候者」と見込んで縁談に賛成した。当時の子供はさよ・ます・楳。
- 24・三 おさよ 森岡万之進の二女。嘉永三年九月十八日生。
- 24・四 永野武八郎 家老東城浅野家足軽。安政六年一月当用方へ日参、煮方その儘兼、諸買入物御用を命じられる。文久二年十二月に格式を削られ追込となる。
- 25・五 田中栄作 家老東城浅野家士足軽。嘉永六年三月勘定所詰宿免。文久二年八月二十七日に死去。
- 25・五 実五郎 家老東城浅野家足軽田中美五郎。嘉永六年三月勘定所詰。安政六年一月に「平常御当用方へ罷出二不及、御台所へ罷出、御道具之義専引請相勤候事」を命じられる。
- 25・五 前浜武七 家老東城浅野家足軽。安政六年七月十九日死去。
- 25・五 大田民五郎 家老東城浅野家足軽。
- 25・六 岡野新五 家老東城浅野家小回り。
- 25・六 庄八 家老東城浅野家小回り。安政六年七月十八日頃にコレラで死去。
- 25・六 国蔵 家老東城浅野家小人。
- 25・九 久保万治 家老東城浅野家足軽。万延二年(一八

- 六(一)二月死去。
- 25・九 林茂平太 家老東城浅野家足輕。嘉永六年(一八五三)三月以前の名は貞蔵。御作事所詰。
- 25・一〇 土井理作 東城浅野家小回り。文久元年(一八六一)六月頃死去。
- 26・一七 辰之進 上田家先代、主水安節やすたけの妾腹。浅野道興室の実弟にあたる。安政三年(一八五六)二月生。慶応元年(一八六五)十二月二十三日に十歳で死去。
- 26・一七 田坂織人 家老上田家土田坂織登。外様中小姓。安政五年九月四日死去。同家土吉田藤馬の弟で、村上彦右衛門(家小)の従兄に当たる。
- 27・八 先妣廟 彦右衛門の実母で、四代勇蔵の娘阿重。文久二年一月に文字増で秀光院貞浄寿楽大姉となる。文化十年(一八三三)春、藤川保明の養女となり、村上家の養子に入った父星右衛門に嫁す。文政十三年(一八三〇)三月二十一日死去。墓所は西向寺。
- 27・二 栗林 栗林は広島城東外堀(八丁堀)内側、南北に細長い家中重臣の屋敷町。
- 27・二四 牛田御山荘 「牛田御山屋敷」とも称す。寛文三年(一六六三)、広島藩第三代藩主浅野綱晟は、世子時代に安芸郡新山村にいやまに別荘日新館を建設し、日新館からの景勝を新山八景に選定した。日新館と「牛田御山荘」との関係は不明だが、浅野道興の父
- 28・一 高平は隠居後の天保五年(一八三四)から死去する同十二年まで「牛田御山屋敷」に住居した。
- 27・一九 室角左源次 家老東城浅野家土。嘉永七年閏七月側詰より用達役・御膳番兼黄周防様御付。安政六年三月八日病死。
- 28・四 交易条約 安政四年十二月から翌五年一月にかけて、幕府から全権を委任された井上清直と岩瀬忠震は、ハリスと日米修好通商条約案の商議を重ね、締結の見通しとなった。幕府は朝廷に奏聞して勅許を受ける必要があるため、二か月の延期を求め、三月五日までの調印を約束した。
- 28・五 諸御大名様方 名古屋・仙台・鳥取・徳島藩は朝廷へ奏聞して勅裁を受けるよう主張した。また、安政四年十二月二十九日、徳川斉昭は、堀田正睦の意を受けて来邸した川路聖謨・永井尚志に対して堀田の切腹を求めるなど不機嫌であった。
- 28・七 林 大学頭 幕臣の林大学頭りん魁けい(一八〇〇〜一五九)号は復軒。嘉永六年に急遽本家の大学頭家を継ぐ。翌年のペリー再航から応接係として交渉に当たり、日米和親条約に調印した。安政四年に米國総領事ハリスの上府用掛となり、同年十二月に目付津田正路と上京し、所司代邸で武家伝奏広橋光成・東坊城あづまがら聡長さとしに会见し、開国の必要性を説いた。

28・七 堀田備中守侯御上洛 幕府は林大学頭等の上京

後に、条約勅許を奏請することに方針が変わったため、安政五年(一八五八)一月八日、堀田正睦・川路聖謨・岩瀬忠震が上京することになった。

28・八 九条閑白公 閑白九条尚忠(一七九八〜一八七二)。

安政三年八月に鷹司政通に代わり閑白に就任。幕府の条約勅許奏請不許可を主張して孝明天皇からの信任が厚かったが、井伊直弼配下の長野主膳による工作を受けて、同五年三月に一変して幕府との協調路線を取るようになり、これに反発する八十八卿列参事件を招いた。その後も一貫して幕府のために尽力した。

28・一〇 甚御六ヶ敷次第 朝廷では諸大臣や公卿に諮問

した結果、二月二十三日、条約締結は容易ならざること、国家のため人心が居り合うよう、三家以下諸大名の意見を聞き、その意見を観覧に入れるようにという内容の勅諭を堀田に下した。孝明天皇は開市開港には反対であったが、何れにも御打払之方御好しではなかった。

28・一一 二条公 権大納言(二条育敬(一八一六〜七八)。天

保二年(一八三三)権大納言に昇進。叔父に当たる水戸藩徳川斉昭(斉敬母は斉昭姉)に同調して、幕府の条約勅許奏請許可に反対した。安政六年三月内大

臣に任じられる。

28・一二 中山卿 権大納言中山忠能(一八〇九〜八八)。弘

化四年(一八四七)権大納言に昇進。安政五年五月から議奏。条約勅許問題では、権中納言正親町三条実愛ら六人と連署して、幕府と閑白九条尚忠の専断を非難し、条約勅許猶予を主張した。八八卿列参事件でも先頭に立って朝議の変更を迫った。

28・一三 彼是御取入 対外的な条約勅許問題に加えて、

將軍継嗣問題をめぐる一橋派と南紀派諸侯の対立という国内的な問題が加わり、諸侯側から公家側に働きかけが行われた。一橋派では、福井藩の橋本左内が高知藩山内容堂の紹介状を携帯して三条家に入説し、鹿兒島藩や宇和島藩も近衛家や三条家に進言を行った。一方、南紀派の井伊直弼は長野主膳を九条閑白家へ送り込み、工作を行った。

28・一六 高謙院 公家の錦小路頼理娘。東城浅野家当主

浅野豊後道興の父で、先々代浅野高平(道興は高平の妾腹男子)。安政二年二月に帰京し、同三年二月岡崎光雲寺で剃髪した。慶応二年(一八六六)四月十日死去。

29・二 土屋政之進 家老東城浅野家士。嘉永七年

(一八五四)四月小姓組並取立。安政四年七月一日より浅野出衛に対して「千家古流」茶道の指南を始

- める。万延元年（一八六〇）十月興詰定加。文久元年（一八六二）九月御次詰加となり、御茶方・御活花御用向きを勤めるよう命じられる。
- 29・六 江波 広島藩では、享保九年（一七四四）築山嘉平の願いにより、城下新開組江波新開の南、沼田郡江波村に丁打場（試射場）を設けて棒火矢の演習を開始した。
- 29・七 隆安流 毛利輝元の士、中村若狭守隆康を流祖とする大筒の流儀、「隆安函三流」の分派。
- 29・九 井上権之丞 広島藩士。井上家は外記流砲術師家。父は井上作十郎（後に弥太郎）正英。天保十三年（一八四二）歩行頭、弘化二年（一八四五）持弓箭頭・供頭、文久三年側足軽頭、慶応二年（一八六六）側詰次席。自由齋流の奥弥衛門と大砲の性能をめくつて争う。文久三年一月に奥氏が主導して開発を進める西洋砲術が採用されると、権之丞はそれを誹謗閉門・謹慎の上、外記流を止められ、講武所で西洋式砲術伝習を命じられる。
- 30・二 島末源太 広島藩士。槍術佐分利流師範。安政四年（一八五七）奥詰。明治元年（一八六八）五月「役人帖」では奥詰番外、四二三三人扶持、嘉永二年（一八四九）三月父雄祐家督。
- 30・二 水上策之進 家老東城浅野家士。文久元年八月十三日、彦右衛門は東城で策之進など片岡貞の槍術門人生の稽古を見学している。
- 30・二 牧野喜和馬 家老東城浅野家士と力（カ）牧野平司の子。
- 30・二 富永源五郎 家老東城浅野家士。安政二年二月御帳前より歩行目付・御先供頭取兼帯、同四年三月御用部屋書役、文久三年十一月武芸出精により格別に小姓組並取立。
- 30・二七 松村弥助 広島藩士。安政六年十月浦辺蔵奉行。
- 31・二六 安藤対馬守 磐城国平藩五万石藩主安藤対馬守信睦（一八一九〜七二）。後に信行、信正と改名。信睦は嘉永四年十二月から寺社奉行兼帯奏者番を務めており、老中ではない。若年寄（安政五年八月）を経て、老中に抜擢されるのは安政七年一月である。三月七日に斉肅隠居の内意の伺書を提出したのは月番老中で下総国関宿藩五万八〇〇〇石藩主の久世大和守広周。同月十三日にはさらに江戸留守居から久世老中へ伺書を提出している。
- 32・二 三滝観音 三滝観音として著名な真言宗龍泉寺（現三滝寺）。平安時代に制作された木造阿弥陀如来坐像が安置されている。
- 32・二 我等勝手向 東城浅野家では、大砲製造などの軍費のほか、前年十一月に当主道興が上田家が

- ら妻を迎えたため、相当の経費を要した。「物成減少」については一四八頁の注「知行物成」を参照。
- 32・一八 国三三年之蓄なき 「礼記」の「王制」篇に、「国無九年之蓄曰不足、無六年之蓄曰急、無三年之蓄曰国非其国也」(国に九年の蓄無きを不足と曰ひ、六年の蓄無きを急と曰ふ。三年の蓄無きを、国其の国に非ずと曰ふ)とある。
- 32・頭書 石州湯津 古くから知られた石見国邇摩郡温泉津村の温泉。同村は幕府領大森代官所支配。
- 33・二 天之未陰雨せざるに迨之訓戒 「孟子」の「公孫丑章句上」篇に、「詩云、迨天之未陰雨、徹彼桑土、綢繆牖戸、今此下民、或敢侮予。」(詩に云く、天の未だ陰雨せざるに迨ひて、彼の桑土を徹り、牖戸を綢繆えり。今此の下なる民、敢て予侮るもの或らんや)とある。
- 35・九 乙次郎 家老東城浅野家士藤川每登の二男で、彦右衛門は安政二年(一八五五)十月に子の幾三郎が死去して淋しいので、乙次郎を暫く村上家へ逗留させて世話し、場合によっては「厄介」として養育することも考慮した。文久元年(一八六一)五月に三原浅野家士久留庫助の婿養子となる。
- 35・一七 伯母君 彦右衛門の父星右衛門の実兄木野左守室。吉田氏。万延元年(一八六〇)十一月十七日死去。
- 35・頭書 行年七十二歳。法名は心鏡院貞屋常照大姉。
- 35・頭書 妙頂寺 城下新鍛冶屋町の日蓮宗一致派寺院。城下同派の触頭。
- 36・一五 殿様御隠居 四月十一日、青山内証分家当主の浅野長訓は、藩主浅野斉肅に代わって老中内藤紀伊守信親宅を訪れ、その退隠願書を提出した。翌日長訓は世子慶熾を同道して登城、江戸城中白書院縁側に老中列座の上、内藤信親から將軍許可の台命が伝達された。
- 36・一八 潤誓廟 村上家三代彦兵衛。文久元年秋に院号を追贈され、法名は大融院釈宗念潤誓信士となつた。宝暦十二年(一七六二)閏四月二十一日死去。
- 36・一九 休誓廟 村上家三代彦兵衛室。文久元年秋に院号を追贈され、法名は大教院釈休誓妙順大姉となつた。宝暦七年十一月二十七日死去。
- 36・一九 大御目付衆 広島藩士で大目付の中井出衛。
- 37・三 永原守之進 広島藩士。弘化二年(一八四五)奥小姓、安政五年当時は在府持弓筒頭。同六年先手者頭次席。
- 37・七 内藤紀伊守 越後国村上藩五万石藩主内藤紀伊守信親(一八二丁七四)。大坂城代・京都所司代を経て嘉永四年(一八五二)に西丸老中、同六年に本丸老中。文久二年に罷免。

37・頭書 松平大蔵大輔 越中国富山藩一〇万石藩主松平

(前田)大蔵大輔利賢としかた一八三五一九〇四。

37・頭書 稀成大地震 安政五年(一八五八)二月二十六日午

前一時ごろ、越中・飛騨国境付近で発生した、いわ

ゆる飛越地震。飛騨北部と越中で家屋の被害が大

きく、各所で土砂災害が発生した。特に立山連峰・

大鷲山、小鷲山などが大崩壊して常願寺川などが

堰き止められ、その後二回にわたって決壊、下

流域に大災害をもたらした。

38・四 信楽廟 桑原秀蔵娘で、村上家四代勇蔵妾名は

阿古代。法名は文久二年(一八六二)一月の文字増に

より信楽院貞受妙観大姉となった。天保三年(一八

三)四月二十七日死去。

38・四 常称廟 村上家四代勇蔵。法名は文久二年一月

の文字増により常称院誓恩大超居士となった。文

化四年(一八〇七)十二月七日に新知一〇〇石を賜り、

用人から家司役に拔擢された。同五年五月七日死

去。

38・九 己斐村石風呂 佐伯郡己斐村は同郡東端にあ

り、己斐川を隔てて広島城下新開組川田村と隣接

する。石風呂は海に面した崖に洞穴を掘り、また

は石を積んで浴室とした風呂。瀬戸内海沿岸に多

く作られ、病氣治療や健康増進の場であった。浅

野道興の石風呂入浴は毎年の恒例で、彦右衛門等
の家中も度々同行した。

38・頭書 森光太郎 仙太郎の子。安政五年四月馬術

心懸け厚く出精につき小姓組並御取立、二人扶持

文久元年六月召出し。

38・頭書 山田多喜登 家老東城浅野家士。嘉永七年(一八

五四)閏七月目付免、安政三年十一月御側詰、日参

同五年四月目付。同六年九月武内純介死去により

香取流槍術指南、万延元年(一八六〇)十月目付筆頭

波多野清太郎 家老三原浅野家士波多野権祐の

子。文久三年七月に広島から三原へ移居。

39・頭書 檜垣他人吉 家老東城浅野家士。安政三年十一

月権次郎の家督を相続、歩行組、同五年四月御用

部屋詰(日参)、文久三年十一月当分書役打込、詰切

番。元治元年(一八六四)九月御右筆勤向き見習い。

岩崎良之進 家老東城浅野家士。嘉永三年八月

歩行組御雇、御用部屋詰(日参)、安政二年十月御雇

御用部屋詰より歩行組召出し、祐筆見習、同六年

二月小姓組取立、祐筆、万延元年十月勘定所御銀

方、文久元年十二月、死去した父常介の跡目相続、

切米八石二人扶持、小姓組本格。

40・一 家老上田家士で、彦右衛門の父星右

衛門の実兄又左衛門の養子、水谷八十郎。又左衛

- 門の姉の孫に当たり、安政三年(一八五〇)に十二歳で水谷家へ入家。同五年十月又左衛門家督相続、馬廻り(一一五石)、文久二年(一八六二)二月児小姓元治元年(一八六四)八月小納戸見習。慶応二年(一八六六)十二月に村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸へ遊学。同四年六月に眞と改名。
- 40・四 本諦院 家老上田家土坪内数登の法名。天保五年(一八三四)六月二十二日に死去。
- 40・五 又吉 家老東城浅野家先代道博の子。母は老女格たつ。安政四年五月十七日出生、安政六年三月十四日死去。法名は桃岳清林禅童子。
- 40・九 去月十八日 第一代広島藩主となつた浅野長訓は、安政五年四月十八日、幕府に願ひ出て安芸守と改称し、松平安芸守長訓となつた。また、隠居の斉肅は備後守と改称し、松平備後守斉肅となり、一般に公布された。
- 40・三 御手洗 瀬戸内海大崎下島の東南部に位置する海駅。豊田郡に属す。御手洗港は西廻海運の風待ち・塩待ち港として発展した。
- 40・頭書 小畑孝次 家老東城浅野家足輕。嘉永五年(一八五二)十月佐藤与三右衛門家来から刀差並に抱えられ、二石一人扶持。
- 41・三 福山直衛 家老上田家士。安政三年十月用人から組頭。万延二年(一八六一)二月御役御免、組頭格文久二年九月隠居。
- 41・七 故平之丞 家老上田家土坪内平之丞。同僚の福山求馬宅で弘化三(一八四六)年八月七日に急死した。立身も期待された、至極温厚な二十五歳であつた。
- 41・一八 阪本玄英 広島城下天神町の町医。名医といふ噂で、木野家の小児を全員治療したため、嘉永五年五月に彦右衛門は、子の幾三郎の診察を依頼したことがあつた。
- 42・一三 去ル丑年 丑年は嘉永六年。この年の「家乗」に紙張筒に関する記述はない。紙張筒の記述があるのは安政四年である(一四四頁、九度右衛門注参照)。
- 42・一四 東城二而出来之分 安政三年八月に東城で六斤青銅砲一門(迦納短熾車台)が鑄造され、試砲も成功した。鑄工は江戸で修行した作州勝山の森谷牧蔵といふ「至而功者」の職人であつた。
- 42・一七 香川多仲 家老三原浅野家士香川多仲(一八一二〜一八九九)。石井豊洲に学び、三原浅野家明善堂で十八年間助教を勤めた後、嘉永二年目付、同六年寺社町奉行、万延元年用人を歴任し、慶応三年には明善堂総裁を兼ねる。
- 43・一 重吉 岩崎常介四男。上田家士安井平治の養子となり、万延二年二月二十五日に引越し、繁吉と

- 43・二 安井平治 家老上田家士。台所奉行。文久元年（一八六一）三月蔵奉行。万延二年（一八六一）二月東城浅野家士岩崎常介四男重吉を養子とする。
- 43・七 三島 伊予国の東端、宇摩郡の中央部にあり、今治藩の陣屋が置かれ、良港を利用して経済が発達し、領内経済の中心であった。
- 43・一〇 岡島十内 家老東城浅野家士。岡島勝馬が出奔したため改易となったが、同家は旧家であったため、格別に家名存続が許され、森仙太郎の二男平之進が岡島家を相続した。
- 43・一七 女子 丹羽庄蔵としけとの娘。安政五年（一八五八）五月二十日出生、同六年七月三日死去。
- 43・頭書 真野謚五郎 家老東城浅野家士。嘉永五年（一八五二）六月新右衛門家督、小姓組並、御次詰加、同七年閏七月同役免、万延元年十月小姓組本格児小姓。
- 44・一 出水 広島城下では家老以下家中士卒が各自「広島廻り堤筋」について予め定められた持場があり、水害の恐れがあれば出張して堤の防護に当たった。たとえば安政四年閏五月二十一日、広島城下では夕未刻午後二時）に出水、堤防が切れた。水位が一丈三尺五寸（約四一〇センチメートル）まで上
- 44・一八 夏岳君 法号夏岳妙祐信女。墓所は妙慶院。村上家関係者と思われるが詳細は不明。嘉永五年五月二十六日に百五十回忌を迎え、彦右衛門は早朝に妙慶院へ参詣した。
- 44・一八 渡部廉之助 家老東城浅野家士。安政六年九月小姓組本格、代官、万延元年七月割奉行兼帯、文久二年閏八月武具方掛。
- 44・二五 しつ 家老東城浅野家女中。浅野出衛道積との間に於賞（一八五四）、釵之進（一八五五〜五七）、於栄（一八五七、五八）、於捨（一八五八）、於吳（一八六〇）を儲けるが、いずれも早世した。万延元年九月の出衛死去に伴い、十一月御暇。
- 44・七 香取流槍術 広島藩の槍術には宝蔵院流、五之坪流、兵法流、香取流、佐分利流、足田流、清剛流があった。天保六年（一八三五）五月、浅野道興と出衛は香取流師家の黒田弥五左衛門に入門している。
- 46・七 江波鶴崎 「芸藩通志」巻四四の沼田郡江波村
- 44・五 昇したため、東城浅野家では持場へ出勤し、薄暮に一丈一尺（約三三センチメートル）まで下がると退去した。
- 44・四 死去。法名は秋岳幻錦禅孩女。
- 44・三 御捨 浅野出衛の妾腹の娘。母は北御部屋女中しつ。安政五年五月二十三日出生、同年七月九日死去。

絵図には、広島湾に面する同村最南端に鶴崎が見える。

- 46・一八 佐藤大禅院 家老東城浅野家土で益之丞の父、故佐藤与三右衛門の法号、大禅院柏庭玄機居士。安政三年(一八五〇)六月七日に死去。行年六十五歳。
- 46・一八 興禅寺 城下竹屋村の臨濟宗妙心寺派寺院。佐藤家・渡辺家の菩提寺。
- 47・二 芳雲院 浅野綱晟正室の寵姫(一六五九)。長男綱長の出産後、万治二年(一六五九)六月十一日に死去。法名は芳雲院殿光誉英心大禅定尼。
- 47・三 正清院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。広島藩主浅野家が帰依する五ヶ寺の一つ。
- 47・四 天心院 広島藩三代藩主浅野綱晟(一六三七-七三)の諡号は天心院殿徹性日通大居士。
- 47・一六 京師諏訪町へ出火 安政五年六月四日、諏訪町万寿寺より出火し、南は六条村、西は新町、東は柳馬場辺まで焼失した。この火災で、東本願寺枳殻御殿(枳殻邸)も焼失した。
- 47・頭書 徳吉 藤川每登の子、安政五年六月九日出生、同年十二月九日死去。
- 48・二 御帰館 家老浅野右近は五月十五日に江戸を出発し、六月十三日に帰国した。江戸出発に際し、広島藩は旅行中の異変に備えるため、小銃若干の携
- 48・九 山中仙庵 広島藩士。天保十四年(一八四三)側医師並。安政五年一月父一庵跡目相続、三七石三人扶持。
- 48・九 久保田平司 広島藩士。諱は秀徹、のち秀雄(一八三丁九〇)。万延元年(一八六〇)先手者頭、慶応元年(一八六五)十月広島西町奉行、同三年用人、「役人帖」では用人、四九〇石、安政六年十一月父部家督。王政復古に力を尽くし、慶応三年十二月参与となる。
- 48・二 貞善 彦右衛門の父星右衛門と実母阿重の娘で彦右衛門の妹お順。文政三年(一八二〇)三月九日生、同年六月十六日死去。
- 48・二三 大藤孝之進 広島藩士。弘化四年(一八四七)代官。安政四年普請奉行。同五年九月に死去。
- 48・一五 松本与兵衛 家老三原浅野家土。目付役。書曰「書経」の「畢命」篇に、「惟公懋徳、克勤小物、弼亮四世、正色率下、罔不祗師言。」(「惟れ公徳を懋め、克く小物を勤め、四世を弼亮す。色を正して下を率ぬ、師言を祗まざる罔し」とある。
- 49・五 厳島祭礼 六月十七日夜から十八日にかけて行われる、対岸の地御前神社の神に会いに向いた

- 49・九 お竹 木野一馬娘。安政四年（一八五七）十月四日
出生、同五年六月十九日死去。
- 49・二五 一甫流 一難波なればい一甫流は難波一甫斎を流祖とする
剣術・柔術の流派。近世初期に長州牟人から広島
に伝えられ、広島藩士矢野家で傳承された。幕末
には、沼田郡阿戸村居住の宇高直次が領民にも指
南したため、一五〇〇人も門弟があった。なお、
嘉永六年（一八五三）九月に剣術稽古場の定日が改正
され、一甫流は丁日（偶数日）の昼と半日（奇数日）の
夜、貫心流剣術は丁日の夜と半日の昼に稽古が行
われることになった。
- 50・一 高木来助 家老東城浅野家士。高木家は森岡万
之進室たつの実家。安政六年一月当用方へ日参、
省略方御用取計、八月小姓組取立て、蔵奉行加、
元治元年（一八六四）八月小姓組本格、蔵奉行、慶応
二年（一八六六）四月代官。
- 50・三 本蓮寺 ほんれんけい 城下六丁目村の日蓮宗勝劣派寺院。木
野家の菩提寺。
- 50・四 星野正大夫 家老東城浅野家士。武平次の父。
- 50・二 阿蘭陀人 蘭国理事官ドンケル・クルティウ
スは、安政五年四月一日に將軍徳川家定に謁見し
た後、幕閣と日蘭通商条約締結について協議した。
その見通しがついたため六月四日に江戸を出発、
帰路は東海道から中国路を旅行し、二十七日に広
島を通行した。広島町奉行は沿道の町門を全て閉
鎖し、市民の見物を嚴重に禁止した。
- 50・一五 堀田恂之助 広島藩士。諱は可致。嘉永五年用
人、文久二年（一八六二）用人上席、四七〇石。元治
元年九月隠居。
- 50・頭書 上野宮 慈性じじょう法親王（一八二三〜六七）。宮門跡みやかどあとの
一つである上野東叡山寛永寺貫主は、日光山輪王りんおう
寺門跡と天台座主を兼務し、江戸庶民から「上野
宮様」と呼ばれた。広島藩が幕府から寛永寺改修
を命じられた元禄十一年（一六九八）、家老浅野忠義
がその総司を勤めている。その時、忠義は度々上
野宮に謁見し、法親王が使用する黒塗長棒の駕籠
（返還）と四隅簾赤革の乗輿を賜った。以後三原
浅野家当主は上府の度に上野宮に謁見、献上する
ことを恒例とした。
- 50・二一 嘉永五年十月勅定奉行添役より本役。安政五年九
月十日、コレラにより死去。行年七十歳。

- 50・頭書 青龍院 寛永寺の子院の一つ。
- 50・頭書 木野内瀬兵衛 家老三原浅野家士。供頭役。
- 51・五 禅林寺 城下新川場町の臨濟宗妙心寺派寺院。
家老上田家の菩提寺。
- 51・九 中村忠左衛門 家老上田家士。出頭役。文久二年(一八六二)八月出頭上席。歩行組頭。
- 51・二三 貫心流 別名司箭流。居合術を含む実践的な剣術・薙刀の流派。広島では文化年間に細宗閑が道場を開き、広島藩に抱えられ、以来呑空、鉄腸斎と三代にわたって藩へ仕えた。なお、嘉永六年(一八五三)九月に剣術稽古場の定日が改正され、貫心流剣術は丁日(偶数日)の夜と半日(奇数日)の昼に、一甫流は丁日の昼と半日の夜に稽古が行われることになった。
- 51・二六 檜椽列座 本山は浄土真宗西本願寺。近世の本願寺派では、院家、内陣、余間、二十四輩、初中後、飛檐、国絹袈裟、総坊主という階級があった。
- 52・六 御省略 広島藩は五月に藩士を総登城させ、藩主慶熾襲封に当たり、改めて法令の順守と文武の励行を命じた。また、すでにこの年から五年間の大俵が命じられたこともあり、代替わりによって万端弛緩することなく、これまで通り大俵に努めるよう命じた。
- 54・八 秋露 彦右衛門の長女松濃。法名は芙蓉院釈秋露童女。弘化四年(一八四七)三月十八日誕生、嘉永二年七月十一日、三歳で死去。
- 54・一〇 伴角馬 家老上田家士。目付、中和流砲術師範。東城浅野家士八木野右衛門の母方叔父に当たる。文久三年四月死去。
- 54・一四 隆向寺 城下白神六丁目の浄土真宗本願寺派寺院。小倉家の菩提寺。
- 54・一六 水谷伯母 家老上田家士水谷又左衛門(彦右衛門父星右衛門の美兄)室。明治二年(一八六九)八月二十八日に死去。
- 55・五 明信院 城下白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院。東本願寺の掛所で、芸備西国浄土真宗大谷派の触頭。岩崎家の菩提寺。
- 55・七 白島口 広島城の白島口門は、東城浅野家上屋敷から西口門を出て小姓町から北進すると、御武具方役所の先であり、白島西町へ出た。
- 55・九 川本屋恒右衛門 彦右衛門と取引のある城下武具商。安政四年(一八五七)に伊助から恒右衛門と改名か。彦右衛門は、嘉永六年四月に広島藩土堀江典膳が着用したという具足を、安政四年四月には川本屋が「払物」として持参した十文字槍を購入、文久元年七月には大小の刀研ぎを川本屋を通じて

依頼している。

- 56・一 夜有地震 七月十六日昼八つと夜四つに二度あつた地震で、紀伊国田辺で瓦が落ち、壁が崩れた。西は岩国や広島、東は岐阜養老郡まで揺れがあつた。

- 56・五 大雨洪水 駿河・遠江両国では六月十一日から十三日にかけて大雨があり、大きな被害が出た(午年の水)。金谷宿では本陣三軒、脇本陣一軒、旅籠屋五六軒に被害があり、掛川では大六山から西へ三六山までの間が湖水のようになり、住宅・家財に被害が出た。磐田郡社山村(やしろやま)の記録では、六月に三度の大水に見舞われ、二十三・二十四日にも東部を中心に洪水に襲われた。

- 56・五 御畿内御警衛 六月二十一日、幕府は京都と畿内沿海の警備を嚴重にするため、新たに高松・桑名・松江藩に京都警備、津藩は京都の臨時警備を、鳥取・岡山・高知藩に大坂海岸警備を、柳川藩に堺警備を、萩藩に兵庫警備を命じた。また同時に江戸近海の警備体制も改めた。

- 56・頭書 足高山 足高山は富士山の南麓にある火山で、標高一八七メートル。足鷹山、愛鷹山とも書く。薩埵峠 薩埵峠は由比宿と興津宿との間にある峠で、東海道の最大の難所であつた。

- 56・頭書 宇都谷山 宇津谷峠は丸子宿と岡部宿との間に

ある峠で、東海道の難所の一つとして知られた。

- 57・一四 魯西亜船 米国に続き英仏両国も日本へ通商条約を要求する動きを見せたため、六月十六日、露国使節プチャーチンは軍艦アスコリド号で長崎から下田へ来航、二十日には神奈川沖へ姿を見せた。その翌日から同船上で幕府の露使応接係と通商条約等の折衝を開始した。

- 57・一七 上野彦三郎 家老東城浅野家士。安政二年(一八五五)二月、小姓組並御取立、作事奉行添役から同役定加、同六年七月死去。

- 57・一八 地蔵尊御祭礼 東城浅野家屋敷裏の地蔵尊。七月二十四日はその縁日で、祈禱が行われる。城下西塔橋東、白神社の向かいにある地蔵も同日が縁日で、大いに繁盛したという。

- 57・一九 溝口主膳正 越後国新発田藩一〇万石藩主溝口直溥(一八一九〜七四)。

- 57・一九 伯耆守 直溥の父で新発田藩先代藩主の溝口伯耆守直諫(一七九九〜一八五八)。安政五年六月十八日に逝去。その正室は第八代広島藩主浅野斉賢の娘で、斉肅の姉歌姫(見明院)。

- 58・二 尾張中納言 尾張国名古屋藩六一万九五〇〇石藩主徳川権大納言慶弼(後に慶勝、一八二四〜八三)。徳

川慶恕や前水戸藩主徳川斉昭、水戸藩主徳川慶篤などの一橋派諸侯は安政五年（一八五八）六月二十四日に不時登城し、違勅条約調印を大老井伊直弼に抗議したが失敗に終わった。直弼らはこれを重く見て、七月五日に慶恕の隠居、外山戸山の江戸下屋敷への謹慎を命じたほか、関係者の処分を行った。

58・三 松平摂津守 美濃国高須藩三万石藩主松平摂津

守義比（一八三〇〜一八四〇）。徳川慶恕の実弟で、嘉永三年（一八五〇）に高須藩を嗣ぎ、さらに安政五年七月に兄慶恕の隠居謹慎を受けて名古屋藩主となり、將軍徳川家茂の偏諱を受けて徳川茂徳と名乗る。文久三年（一八六三）五月に隠居、慶応二年十二月には一橋家を継いで茂栄と改名した。

58・四 井伊掃部頭 近江国彦根藩三万石前藩主井伊

掃部頭直弼（一八一五〜一八六〇）。安政五年四月に大老に就任すると、日米修好通商条約の無断調印を強行、和歌山藩主徳川慶福を將軍後継に決定し、それに反対する一橋派諸侯を処罰した。戊午の密勅が水戸藩に降ると尊攘派を徹底的に弾圧、安政の大獄したため、安政七年三月三日、それを恨んだ水戸藩士等により桜田門外で暗殺された。

58・五 松平左京大夫 伊予国西条藩三万石藩主松平

左京大夫頼久（一八〇八〜一八六五）。徳川慶福が將軍継嗣に決定した後、和歌山藩主となった徳川茂承（松平頼久）の父。

58・五 松平肥後守 七月五日に名古屋藩邸へ上使とし

て派遣されたのは、陸奥国会津藩一八万石藩主松平肥後守容保ではなく、肥前国佐賀藩三万七〇〇〇石藩主松平（鍋島）肥前守斉正（一八二四〜七二）である。

58・五 丹羽越前守 岩代国二本松藩一〇万石世子丹羽

越前守長国（一八三四〜一九〇四）。長国は藩主の丹羽左京大夫長寛（一八〇三〜一八六六）の代理として名古屋藩邸へ派遣された。

58・六 水戸前黄門 常陸国水戸藩三万石前藩主徳川

権中納言斉昭（一八〇〇〜一八六〇）。安政五年六月、尾張藩主徳川慶恕（慶勝）らと不時登城して井伊直弼の違勅条約調印に抗議したが、逆に謹慎、急度慎を命じられ、さらに戊午密勅事件により翌年八月に永蟄居を命じられた。

58・六 松平越前守 越前国福井藩三万石前藩主松平

大蔵大輔慶永（一八一八〜一八九〇）。春嶽と称す。徳川慶恕同様、幕府から不時登城を咎められ、隠居・急度慎を命じられた。

58・七 一橋様 一橋中納言慶寛（一八三七〜一九三三）。水

戸藩主徳川斉昭の七男。弘化四年(一八四七)に一橋家を相続。將軍継嗣の有力候補になるが、不時登城して井伊直弼の違勅条約調印に抗議したため、隠居・謹慎蟄居を命じられた。

58・七 本郷丹後守

駿河国川成島二万石藩主本郷丹

後守泰固。安政四年(一八五七)八月に加増され一万

石となり、大名に列して若年寄に進む。將軍継嗣問題で一橋派に与したため、同五年七月六日に罷免、差控を命じられ、同六年十月には五〇〇〇石を削減される。

58・七

遠藤但馬守

近江国三上藩一万二〇〇〇石藩主遠藤但馬守胤統(一七九三―一八七〇)。天保十二年

(一八四一)に若年寄に任じられ、嘉永五年(一八五二)に二〇〇〇石加増される。安政大獄では処罰されず、安政五年十月には家茂の將軍職宣下の用掛を勤めている。

58・八

石河土佐守

幕府側衆の石河土佐守政平。安政二年八月から同四年六月まで一橋家家老。同五年

七月に免職、差控となり、同六年十月さらに隠居謹慎、削減に処せられる。

58・八

岡櫛仙院

岡櫛仙院(一八二五―九三)は幕府医官

安政四年に法印となり櫛仙院と号す。同五年七月に將軍家定の脚気悪化による病状急変の責任を問

われ、奥医師を解任され、隠居、謹慎を命じられた。家定死去が一橋派諸大名の処分翌日であったため、一橋派が岡を使つて家定を毒殺したという噂が流れた。

58・九

水野飛騨守

当時の和歌山藩の附家老は水野土

佐守忠央(一八二四―六五)と、安藤飛騨守直裕(一八二―八五)。二人の名前が合体したものか。この二人が安政大獄で処罰された事実はない。

58・九

御右筆衆

七月一日、幕府奥祐筆組頭志賀金八郎が自刃した。その理由は明らかでないが、一説に井伊直弼が金八郎に命じて尾張・水戸・越前三

58・一〇

侯の罪案を書かせたところ、拒否したためとい

下諸侯と有司に総登城を命じ、和歌山藩主徳川慶福が將軍継嗣に決定したことを発表した。慶福はこの日に登城して將軍徳川家定に拝謁した。

58・一一

松平伊賀守

信濃国上田藩五万三〇〇〇石藩主松平伊賀守忠固(一八一―五九)。安政四年九月

に老中に再任された。井伊直弼の大老就任に尽力し、六月十九日にハリスからの条約調印要請を幕閣で評議した時、即時調印を主張した。その直後に老中を罷免された。

58・一二

太田道醇

遠江国掛川藩五万三〇〇〇石前藩

- 主太田備後守資始（一七九九～一八六七）。近江国宮川藩一万三〇〇石主堀田正毅の三男で、東城浅野家先代浅野周防道博の実弟に当たる。天保十二年（一八四一）に老中を辞任し、隠居して道醇と号した。安政五年六月、大老井伊直弼により老中に再任され、外国事務主管となった。將軍継嗣問題に関する水戸藩に対する処置が寛大過ぎると井伊から非難され、同六年七月に老中を辞任し、八月に謹慎を命じられた。
- 58・二二 松平和泉守 三河国西尾藩六万石藩主松平和泉守乗全（一七九五～一八七〇）。安政二年（一八五五）八月に老中を辞任したが、井伊直弼の大老就任に伴い同五年六月に再任された。
- 58・二二 間部下総守 越前国鯖江藩五万石藩主間部下総守詮勝（一八〇四～一八四四）。天保十四年に老中を辞任したが、井伊直弼の大老就任に伴い同五年六月に再任された。
- 58・二五 駒込之御下屋敷 掛川藩の江戸上屋敷は常盤橋内（四七〇九坪）、中屋敷は愛宕下薬師小路（一一五〇坪）、下屋敷は駒込千駄木（二万二〇二九坪）と本所小名木川通（六〇四五坪）にあった。資始の四代前、掛川藩初代藩主の太田資宗（一七九五～一八七〇）は、幕府六人衆（後の若年寄）の一人に数えられ、三代將軍
- 58・二九 徳川家光の信賴が厚く、『寛永諸家系図伝』編纂を命じられた。
- 58・二九 御病氣 將軍家定は六月下旬から体調を崩したが、主治医岡磯仙院の見立てでは「疝癩」で、重視されなかった。しかし七月一日夜に急変し、二日は起き上がれず、三日になって急遽、蘭医二名と、漢医、脚氣専門の医師四人に診察させたところ、「脚氣衝心」の診断が下され、六日に死去した。
- 59・五 秀山 彦右衛門の長男正介の法名秀山智英童子。天保十三年誕生、同十五年七月二十六日死去。
- 59・二五 町見術 測量術のこと。
- 59・一八 紀伊様御家督 和歌山藩主徳川慶福が將軍継嗣に決定し、六月二十五日、幕命により、和歌山藩支藩である伊予国西条藩主松平頼学（頼久）の六男頼久が和歌山藩徳川家の家督を継いだ。頼久は翌六年十月に元服、將軍家茂の偏諱を授かり、茂承と改名した。
- 60・四 薩州早追 六月二十八日、外国船数艘が鹿児島藩領の佐多岬や秋目沖へ碇泊する事件があったが、翌日には退去した。江戸では、六月二十五日に徳川慶福が將軍継嗣となり、鹿児島では七月十六日に藩主島津斉彬が国元で急死しているのので、早追等はこれらを知らせる急使と思われる。

- 60・一九 神崎御普請場所 東城浅野家では一端船を改修することになり、舟人の同家船屋敷北隣の神崎上田家船屋敷を借用して二月から建造を開始し、十月三日に完成した。
- 60・頭書 左一 家老上田家士伴左一。安政五年(一八五八)八月に扶持を召し上げられ警居。文久三年(一八六三)四月に父角馬が死去したため、同年六月家督を相続。
- 62・頭書 利円廟 村上家初代三郎右衛門。文久元年秋に院号を追贈され、法名は慈眼院积覚性利円居士となった。家老東城浅野家の居館がある東城に程近い奴可郡未渡村の出身で、当初同家与力の宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足軽に取り立てられたという。宝永二年(一七〇五)八月九日死去。
- 63・八 さより縄 八月十二日、広島藩は侍士以下に対して、沖合の浜(海苔・牡蠣の養殖場)内外で罾(縄)を行つこと、また、浜内で打網を行つことを禁止した。これは、浜待口で魚乗りが悪くなり、漁業者の渡世に影響が出るために取られた対策であった。
- 63・二一 島本広右衛門 広島藩士。同家は棒火矢島本流(が)家芸。安政五年三月父甚内死去により召出され、棒火矢方。文久元年奥詰、元治二年(一八六五)
- 64・四 銀奉行。「役人帖」では銀奉行、一五〇石。水内温泉 佐伯郡和田村を流れる水内川左岸の温泉。開湯は大同年間(八〇六～八二〇)と伝えるが不明。宝永四年(一七〇七)に湯が湧出。寛延三年(一七五〇)広島藩が湯の山明神社と湯治場を建造し、五代藩主浅野吉長が入湯。以後、湯所役人を置いて庶民に開放した。なお、水内村は寛永十五年(一六三八)ころまであった村名で、以後も和村近辺一帯を総称する地名として残った。
- 64・五 彗星 伊国の天文学者ジョヴァンニ・バッティスタ・ドナティによって発見、各地で観測された「ドナティ彗星」。山県郡加計村(香草)井上家、嘉永始「続年代記」には、「北西ノ間ニ当テ此頃異星出ツ、夕六ツ時山ノ端ニ見エ、星之光亦ク輝キ、布ヲ引がごとく数丈尾ヲ引、未ハ白ク広く次第ニ薄シ、皆人常ぼしと唱申候得とも、第二も不似凶星与相見ヘ申候」と記録されている。
- 64・九 腹疫痢 安政五年五月二十一日、長崎に入港した米国軍艦「ミシシッピ」号船員の中にコレラを発症する者があり、六月二日に長崎で患者三〇人が発生し、同月下旬には東海道、七月には江戸へも侵入し、八月上旬には全国的な大流行となった。
- 64・二一 文政五年 文政五年(一八三二)に日本でコレラが

初めて流行した。安芸郡蒲刈島三之瀬の医師原田玄庵は、『治孫疫癘考』の中で、対馬に起こり長門に渡り、芸州に伝染して浪花に及び、大流行して多数の死者を出したと記した。八月下旬頃より突然発生し、九月に極限に達し、十月に入ると急速に収まった。対馬から東海道沼津宿まで流行し、中でも萩・広島・大坂で多くの犠牲者を出した。広島では瀬戸内海に面した港町から流行し始め、たちまち全領内に広まった。

64・二
 胡呂利 症状は「初発身体倦怠、四肢沈重、暴瀉三四行、瀉物は米汁の如し、脉搏沈伏、四肢厥冷、転筋煩渴、目窠陷入、劇者は半日にして死し、緩者は三四日にして死す」(『広島市史』第三巻)という状態で、広島藩では虎狼痢と呼んだという。広島藩は十月一日から三日間領内安全のため明星院、厳島神社で祈祷を命じ、また三之丸稲荷社でも祈祷を行った。祈祷後には家中と町新開に靈符を配布するなどした。

64・二
 横関庫次郎 家老上田家土横関源左衛門。安政五年(一八五八)より庫次郎から源左衛門と改名。見小姓。同五年九月御側御用達。同六年五月御役御免、外様馬廻り、文久三年(一八六三)八月出頭役。元治元年(一八六四)三月新三郎と改名。

64・一七 青野保太郎 広島藩士。嘉永七年(一八五四)騎馬弓筒頭(同格)、安政三年九月騎馬弓筒頭、慶応元年(一八六五)並寄合次席。

65・三 乙次郎 広島藩土岡本主馬の弟乙次郎は安政五年八月十九日に大野木衛守の養子となり、大野木昇と改名した。「役人帖」では馬廻組片岡大記組、一八五石。

65・三 大野木衛守 広島藩士。文政十三年(一八三〇)奥小姓、天保二年(一八三一)奥詰。

65・五 去ル八日薨御 將軍徳川家定は安政五年七月六日に薨御したが、喪が秘され、発表されたのは八月八日であった。

65・一〇 御領分銀札 広島藩は財政逼迫に伴ない藩札を濫発したため藩札価が下落し、弘化四年(一八四七)に新藩札(改印札)を発行して旧藩札の四〇分の一切下げを実施した。しかし、その後札価の下落は一層深刻化し、嘉永五年には旧札の五〇〇分の一切下げを断行した。それによりようやく狂乱物価と金相場高騰は落ち着きを見せたが、なおも藩札価の変動は止まらなかった。広島藩では従来銀札と正貨の混用を認めなかったが、混用による金融界の混乱を未然に防ぐため、さらにその徹底を図った。

- 66・六 能称廟 村上家五代藤次郎(一七八八〜一八〇八)。法名は文久二年(一八六二)一月の文字増により能称院心誓証真居士となった。文化五年(一八〇八)八月二十四日死去。
- 66・二七 牛尾玄珠 広島藩側医師並。前名は玄琢。天保十五年(一八四四)正月に父玄珠の跡目を相続。
- 66・二七 中西元楨 広島藩士中西元楨か。文久二年側医師並、明治元年(一八六八)五月「役人帖」では合力組(側医並)、三〇石(外薬種料銀十枚)。
- 67・一八 神田高良大明神 嘉永二年(一八四九)十一月ごろ、神田八幡社の神職池田加賀守が、同社脇へ筑前国高良大明神を勧請し鎮座した。高良大明神は東城浅野家(堀田氏)の紀姓の始祖、武内宿禰を祀っているためであった。
- 68・一九 伝福寺 城下材木町の曹洞宗寺院。水谷家の菩提寺。
- 69・七 森直十郎 広島藩士か。外様歩行組。安政四年(一八五七)閏五月に趣法方から借銀したいと村上家を訪問。同年九月死去。
- 69・二二 家茂公 七月二十一日、將軍継嗣の徳川慶福は家茂と改名したことを発表した。
- 70・九 清岸寺 城下天神町の浄土宗鎮西派寺院。
- 70・一八 田坂栄之進 家老上田家士。安政五年九月田坂
- 71・二 菊尾 東城浅野家老女、周防様(道博)付。周防死後の慶応元年(一八六五)七月十六日に御暇を下された。
- 71・一〇 専立寺 城下金屋町の浄土真宗本願寺派仏護寺(下)寺院。星野家の菩提寺。
- 72・三 広田明神 佐伯郡串戸村の迫谷に鎮座する広田神社。
- 72・二四 梶川讃岐 広島藩士。前名は角右衛門。天保十一年用人、嘉永六年用人上席、安政四年年寄讃岐と改称、文久三年五月高齢のため致仕。
- 72・二七 久野幾馬 家老東城浅野家士。安政二年二月小姓組本格、御番入、同六年三月御次詰日参、同年六月兒小姓差。
- 72・一九 井沢元秀 家老東城浅野家医師。寿体の子。嘉永六年三月に毎年銀五枚を下され、以後折々ご機嫌伺いのため罷り出るよう命じられた。
- 72・頭書 天満宮 内白島は広島城内北東部、堀に囲まれた家中重臣の屋敷町。文久三年七月、広島城下絵図其一(林保登編、藩政時代広島城明細絵図 附属城坊居館武家屋敷図)には、内白島の東、宇津御門の南に天神社が見える。
- 72・頭書 隆玄院 浅野道興の産母。奥田氏。安政五年

(一八五八)十一月十六日に死去。旧名は岩尾。嘉永

五年(一八五二)二月頃改名。

73・二

山野井道沢 佐伯郡大原村医師の山野井道沢重遠。同家は一八世紀初めの山野井道宅重秀以来続いた医家。道沢は弘化二年(一八四五)、京都の武者小路殿役所を通じて、典薬頭であった錦小路家に入門し、その免状を得ている(江田島市翻字の会、弘化二年 京兆書日記)。

73・一〇

従公儀被仰出写 幕府が八月二十二日に発した触書(幕末御触書集成 第五巻、四七八六号)で、広島藩では九月十二日に全領へ示した。

74・二三

中川太左衛門 家老上田家士。安政五年(一八五八)三月側用達から奥重役添役、同六年五月出頭加、文久三年(一八六三)六月死去。

74・頭書

御趣法役所 元治元年(一八六四)十二月二十三日の「村上家乗」には、「御趣法の御基本石内村製蠟御場所并奴可郡下千鳥村・高田郡上根村人參畑当夏以来御発起之処、両様共此度御成就ニ至、未御利潤者不相立候得共、何角与御手筈好、此余者掛り之御役方誠美ニ力入候人有之候得者佳々一廉之御利潤無疑様ニ拜見、誠ニ先頼母敷義ニ付」とあり、国産開発を目的として石内村製蠟場と、奴可郡下千鳥村・高田郡上根村人參畑が整備された

ことがわかる。

76・三

遠江 家老三原浅野家第一代隠居(浅野遠江忠助(一八七九))のち忠厚、忠と改名。父は第九代遠江忠順(忠修、修)。天保十四年(一八四三)に先代甲斐忠敬から家督を継ぎ家老となる。嘉永六年のペリー来航を機に、年寄今中大学らを批判して一部藩士と藩政改革を企て、上田主水・浅野豊後の二家老とともに建白書を藩主斉肅に提出。今中罷免には成功するも、改革には失敗し、安政三年に隠居した。

76・三

御奥様 名は倍(一八二九〜五八)。父は家老上田家先代の主水安節(弘化三年婚姻。浅野道興室(御宇衛様)の姉に当たる。安政五年九月十七日死去。法名は本光院。

76・七

去ル十六日 上田家文書「御用向日記」によれば、山村静登と丹羽正司の役替えがあったのは九月十三日のことである。

76・頭書

御命乞 広島藩主浅野慶熾は八月二十三日に頭痛を発し、腹痛腹瀉も加わった。その病状は九月十日頃に広島へ伝わり大騒動となった。各町の老若男女が藩主命乞いのため水垢離を取り、白神四町目・五町目・六町目では一町につき六、七〇人が裸で毎夜往来した。各自が信仰する神社仏閣へ

- 病氣全快祈願のため参詣し、遠方は安芸郡府中村の岩屋観音、可部の福王寺、三滝観音、江波不動、極楽寺観音に及んだ。城下では法螺貝や呪文を唱える声が昼夜絶えず、高提燈たかちょうどんがともされた。將軍家定葬去の穩便中という事情もあり、町奉行所は制限を加えたが収まらず、満願となる下旬になつてようやく町は静かになつた。
- 77・二 誓円廟 村上家二代甚兵衛。文久元年(一八六一)秋に院号を追贈され、法名は普照院釈実道誓円居士となつた。宝暦四年(一七五四)九月二十二日死去。殿様御不例 回復を祈る領民の願いも空しく、藩主慶熾は九月十日に江戸で薨去した。後継が未決定のため喪は秘され、それを知らせる急飛が十八日に広島へ到着した。広島では二十三日に三家老から旗奉行までが登城し、その事実を知つた。祭礼 九月二十九日(乙九日)とその前日は、城下総氏神の白神社はじめ、城下の各氏神(広瀬神社を除く)の祭礼であつた。
- 79・二 作り物 浅野周防の菊作りの記事は安政二年(一八五五)から見え、彦右衛門等家中へ見物に来るよう招いている。同四年は、六丁目下屋敷の庭で、菊を屏風の形を作り、幕を釣り、毬鉢植等之細工があつた。
- 80・一五 近藤万之進 広島藩士。嘉永五年(一八五二)側詰次席、同年目付、同七年歩行頭、安政二年持弓頭・御供頭、同六年中小姓頭、文久二年大小姓頭、慶応元年(一八六五)番頭。万延元年(一八六〇)十月十九日にも騎馬頭として名前があり、安政五年には死去していない。
- 80・一八 玄猪 広島城下の亥の子祭は、子供に大人が交じり、町境で隣町の亥の子と出会うと争論になることがあり、文化十年(一八一三)に十五歳以下の子供が行うよう制限したが、守られずにしばしば騒動が起こつた。
- 81・一九 阪井虎山 広島藩士で儒学者の坂井虎山(一七九八-一八五〇)。通称は百太郎、諱は華。岡田嘉祐や頼春水に学び、文政八年(一八二五)に学問所教授となる。天保五年(一八三四)に家督を継ぎ、同八年に江戸講学所教授となり、古賀侗庵・松崎慊堂・佐藤一斎らと交流する。虎山が広島の場町に開いた漢学塾「百千堂」は天保〆弘化年間に多数の塾生で満ちた。詩文にすぐれ、詩人として西国屈指とされた。
- 81・一九 武田大炊 広島藩士。旧名は正之助。父は用人末田毎登。天保十二年側詰・膳番兼帯、弘化三年(一八四六)持弓筒頭・供頭、嘉永七年十二月用人、安

- 政二年(一八五五)六月年寄、同五年十月病のため辞任し寄合。
- 81・頭書 饒津社御新造 広島東北、明星院の南、二葉山に鎮座する饒津社(二葉山社)は、藩主浅野齐肃が藩祖浅野長政を追孝するため天保五年(一八三四)四月造営に着手し、翌六年十一月に本社殿が落成した。十二月に遷宮式が行われた。
- 82・一 菅平角 広島藩士。安政二年(一八五五)広島西町奉行、同三年騎馬弓筒頭、同年用人(若殿様附)、同五年十月年寄(勸解申と改称)。「役人帖」では寄合、一三〇〇石、天保十二年一月父調左衛門家督。
- 82・五 受安廟 村上家二代甚兵衛室。文久元年(一八六一)秋に院号を追贈され、法名は普観院釈受安妙喜大姉となった。明和四年(一七六七)十一月二十一日死去。
- 83・二 山崎右内 家老東城浅野家士。嘉永三年(一八五〇)四月目付、安政六年三月知行格用達役・御膳番兼帯等、万延元年(一八六〇)七月同役免。明治元年(一八六八)四月御側詰同格武具奉行。
- 83・頭書 八十榎 辻清人と彦右衛門の妹お梅との子。安政五年十月十四日生。元治元年(一八六四)十一月十一日に源之進と改称。
- 83・頭書 甲州流 近世兵法の一流派で、流祖は小幡勘兵衛景憲。中国古兵法の理念として、武田信玄の兵法戦略をくみ入れた「甲陽軍鑑」が基本兵書。景憲の甥小幡憲行が学統を継ぎ、広島藩に伝わる。広島藩では五代藩主浅野吉長の代から採用され、浅野道興も安政四年八月六日に吉田儀右衛門から甲州流軍学の免許を得た。
- 84・頭書 吉田栄蔵 家老東城浅野家士。歩行組か。
- 85・三 妙円廟 村上家初代三郎右衛門室。文久元年秋に院号を追贈され、法名は慈光院釈智寂妙円大姉となった。享保十年(一七三五)十月二十四日死去。
- 86・二 右近様御用之義 広島藩主の襲封に当たっては、特例により將軍が家老一人、年寄・番頭各二人を謁見する慣例であった。このため十月二十七日に家老浅野右近、中老格浅野外衛に出府を命じた。浅野右近はこの年二度目の出府となり、十一月二十五日に広島を出発し、十二月二十七日に江戸へ到着した。
- 87・五 幹太郎 家老東城浅野家士矢野源内長男。慶応二年(一八六六)一月御次請。同年二月御養子様守之進(付、同年十一月兒小姓。明治二年十月家督。
- 87・一八 頼之鎗 安政四年四月川本屋伊助が「払物」として持参した十文字槍。値段交渉して購入を決めた。
- 83・頭書 甲州流 近世兵法の一流派で、流祖は小幡勘兵

87・一九 五之坪流 槍術の一流派で、広島藩では太田家が師範であった。太田弥次右衛門まで「五之坪流」と称したが、それ以降は「兵法流」と称した。

87・二九 広隆 広島天神町の刀工。初代長右衛門は、二代目輝広の弟子で、寛永年間に広島藩から扶持を得て一家を興して広隆と称した。延享五年(一七四八)に三代目甚左衛門が家名を召し上げられたが、広島藩は寛延四年(一七五二)に二代目輝広の弟専蔵に広隆の家を継承させた。

87・頭書 桑原盛蔵 家老東城浅野家士。安政六年(一八五九)四月頃に嘉東太と改名。同二年二月歩行組に召し出され、書役。同五年十一月書役免、万延元年(一八六〇)七月歩行目付、御先供頭取兼帯。文久三年(一八六三)八月同役免。

87・頭書 大野木保次郎 家老東城浅野家士。天保十五年(一八四四)二月作事所詰。安政五年十一月歩行列加、御用部屋詰勤め向きは書役打込み、同六年十月書役。文久元年書役免、足輕組引下げ。

88・六 藤井乙次郎 家老三原浅野家士。東城浅野家士岩崎常介次男。音次郎とも表記。嘉永七年(一八五四)六月藤井家へ養子、養父左内死去により家督安政二年八月頃源之進から改名。

88・二五 山田幾太郎 広島藩士。安政三年御側詰次席、

安政四年目付、文久二年歩行頭。

88・頭書 青山大膳亮 美濃国郡上八幡(四万八〇〇石)

藩主青山大膳亮幸哉(一八二五〜六三)。

88・頭書 同廿九日 前藩主斉肅の内旨により、慶熾の後嗣を青山内証分家当主長訓とすることが決定され、八月二十六日に年寄杉田相模が青山邸へ遣わされ、長訓もそれを奉承していた。十月二十九日、長訓の広島藩襲封、長興の青山内証分家相続が正式に決定し、願書を幕府へ提出した。願書提出に当たり、斉肅の押印検証を遠山隼人正に依頼したため、その願書は老中五名と遠山宛てとなった。

88・頭書 為五郎 青山内証分家松平(浅野)近江守長訓の養嗣子為五郎長興。後の広島藩主長勲(一八五六〜一九〇五)。初名は沢喜代楯。実父浅野外衛後の浅野式部懋昭は、八代藩主斉賢の弟右京長懋の八男。安政三年二月に浅野長訓の養嗣子となり、さらに同五年十一月、長訓の広島藩襲封に伴ない同家を継承した石見守、さらに近江守と遷任。文久二年十二月に藩主茂長(長訓)の世子となり、明治二年(一八六九)一月に広島藩第一二代藩主となる。

88・頭書 脇坂中務侯 播磨国龍野藩五万一〇八九石元藩主脇坂中務大輔安宅(一八〇九〜七四)。安政四年八月に老中に就任し、万延元年十一月に辞職した

(後に再任)。

- 88・頭書 秋元但馬守 上野国館林藩六万石藩主秋元但馬守志朝(一八二〇)七六。
- 89・一 御逝去 慶熾の継嗣が長訓に決定したことにより、広島藩は十一月一日に幕府に対して慶熾危篤を届け、翌二日にその薨去を報告した。藩地への報告には、同日に奥弥衛門が遣わされた。
- 89・九 瑞川寺 安芸郡尾長村尾長山の南斜面にある曹洞宗寺院。天保九年(一八三八)国泰寺の一九世大雄が隠居後に入寺し、以後は国泰寺の末寺となる。
- 89・一〇 国泰寺 城下尾道町の曹洞宗寺院。藩主浅野家の菩提寺で、寺領四〇〇石が与えられ、城下曹洞宗寺院の触頭であった。
- 89・二 三御門 南御門・西御門・北御門。
- 89・三 町門 広島城下の各町主要街路の両端に設けられた門。夜間には閉じられ、警衛のために活用された。
- 89・頭書 遠山隼人正 幕府大目付遠山隼人正則興、安政四年(一八五七)二月に作事奉行から大目付となり、万延元年(一八六〇)十二月に西丸留守居へ転任。
- 90・五 奥弥衛門 広島藩士奥弥衛門邦雅(一八三三)六六。号は白水。妹は先代藩主慶熾の母。奥家は代々自由斎流砲術家として浅野家に仕えたが、旧
- 91・一 浅野八太郎 広島藩士。嘉永七年鎗奉行、安政二年目付、同三年持弓筒頭・供頭、文久二年並寄合次席。
- 91・二五 商人声を不立して 第八代広島藩主浅野斉賢が逝去した文政十三年(一八三〇)十一月二十一日、広島城下では諸事穏便、火の元念入り、月代用捨そしてやむなき用事以外は他出無用の触書が出た。町家は門戸を閉じ、商売は勿論、一切出入り禁止となった。このため、当日は暮過ぎまで買物客で
- 90・一七 亀井隠岐守 石見国津和野藩四万三〇〇〇石藩主亀井隠岐守茲監(一八二五)八五。
- 90・一九 御相続 十一月四日、長訓と長興は親戚の亀井茲監を同道して江戸城へ登城し、白書院縁側で大老と老中列座の上、將軍家茂から各々の家督継承を許可された。長訓は直ちに広島藩の桜田藩邸へ入った。
- 90・一七 来の砲術では実用に適さないことを先見して、岩国の有阪淳蔵、ついで江戸で下曾根金三郎に西洋流砲術や編隊操練を学ぶ。文久三年(一八六二)に藩が西洋式操練を採用すると、家伝の砲術を廃し、西洋式砲術の定着に従事した。嘉永三年(一八五〇)歩行頭次席であったが、大目付、三〇〇石まで進んだ。

町中は雑踏したが、その翌日は、西向寺へ参詣した角人(彦右衛門)によると、「西向寺門閉有之、誠二町中往来更ニ無之、月夜之深更ニ歩スル力如ク」であつたと父星右衛門は記している、「家乗」後編巻廿二。

91・頭書 福山久馬 家老上田家士。安政五年(一八五八)八月に父市之進が死去し十月家督、出頭役。

91・頭書 前川為三 家老東城浅野家士。足軽。

91・頭書 小畑助次郎 家老東城浅野家士。足軽。

92・二四 三原大浜大根 御調郡東野村の大浜大根は、「三原大根」と称され、絶品であつた。

94・二 江戸赤坂寺町より出火 安政五年十一月十二日八半時(午後三時頃)過ぎ、広島藩赤坂中屋敷裏の三分坂の寺町辺から出火し、強い西北風によつて燃え広がり、隣接する新町五丁目や中屋敷の一部を焼き、麻布方面へ延焼した。

94・二五 御稽古馬棧 安政三年六月十日、東城浅野家では、「電光之御馬」に代えて、「南部立青毛之馬」を入手し、「棧」と名付けた。

94・二六 石田広蔵 一六一頁の石田広介と同一人物か。

95・二四 地震暴発 安政五年十二月二日に石見国で発生した地震。特に那賀郡・美濃郡で揺れが強く、山崩れ、潰家、石垣・堤防の破損があつた。山県郡

加計では土蔵や大木・道が大損する、「前代未聞之事」で、戸内では死者も出たという。広島や三原でも燈籠などが破損した。余震は約一か月続いた。

95・一八 甲寅十一月五日 嘉永七年(一八五四)十一月五日

夕方に発生した安政南海地震、彦右衛門宅の壁や柱は大きく振れ、自宅の北庭大手外の馬立てへ囲いを設けて一夜を過こした。その後も余震が止まず、自宅に入ることができなかった。広島城では京口門が傾き、栗林櫓が崩れるなど甚大な被害が発生し、「当辺にては唯今迄余り聞も不及大震」であつたと、その体験と被害状況を詳細に書き残している。

95・一八 昨年八月廿五日 安政四年八月二十五日朝五

半時(午前九時)頃に伊予国松山沖で発生した地震。今治城や松山城など伊予国で大きな被害があつた。彦右衛門は安政南海地震よりも少し強く感じた。広島の場合は大きくはなかったが、彦右衛門の居室は少々北へ傾き、壁が損傷した。広島でも潰れた町家があり、怪我人もあるという風聞があつた。安政南海地震を経験した彦右衛門等は戸外に仮屋を構えて寝起きするには至らなかったが、諸国では甚大な被害が出たのではないかと思索し、「天意

- 如何難計恐怖不堪たる次第也」と書き残している。
- 96・二五 故十兵衛 彦右衛門の美弟森岡万之進の養父。天保六年(一八三五)一月十六日死去。享年六十九歳。法号は諦聴院。
- 97・六 將軍宣下 安政五年(一八五八)十二月一日、江戸城に勅使として武家伝奏広橋光成と万里小路正房などを迎え、徳川家茂の將軍宣下が行われた。広島藩主浅野長訓は喪中のため出席せず、同六年一月十六日に將軍及び天璋院へ進献し、就任を祝った。
- 97・六 勅使之堂上方 將軍宣下の勅使広橋光成・万里小路正房は十一月十五日に京都を出発し、同二十八日に江戸へ着いた。
- 97・八 城之腰じょうのこし 駿河国益津郡城之腰村(現静岡県焼津市城之腰)は幕府領。
- 98・一 天津 広島城下の北方、安芸郡新山村の天水あますのことか。
- 98・二〇 健徳院 家老東城浅野家第一代で道興の父、浅野高平の法名。天保十二年十二月十二日死去。
- 98・二三 種痘 嘉永二年(一八四九)二月、蘭医モーニツケにより長崎へもたらされた痘苗の効果は直ちに長崎とその近国に広まった。佐渡の医師長野秋甫が長崎から痘苗を携え帰国の途次、広島の頼聿庵宅
- 99・二 横田斎 広島藩士。嘉永六年鎗奉行。安政五年九月死去。文久三年(一八六三)七月、広島城下絵図其三とせやには、斎の倅、唯之助屋敷が研屋町筋(真鍋通り)東に見える。研屋町筋は横田邸の南、国泰寺茶園を過ぎると国泰寺の北東部に突き当たる。文政度之節 第八代広島藩主浅野齊賢逝去の際には、当日の文政十三年十一月二十一日に月代用捨おきが触れられた。月代を許されたのは十二月十二日おきで、「御三七日ふり」であった村上星右衛門、家乗おき後編卷廿一。
- 99・一 穂坂助大夫 広島藩士。「役人帖」では馬廻組野村帯刀組、一七五石。
- 98・一九 天祐院 広島藩第八代藩主浅野齊賢なりかた(一七三三—一八三三)。文政十三年(一八三〇)十一月二十一日に広島城中で逝去。諡号は天祐院殿徳順履信大居士。
- 99・一 穂坂助大夫 広島藩士。「役人帖」では馬廻組野村帯刀組、一七五石。
- 98・一九 天祐院 広島藩第八代藩主浅野齊賢なりかた(一七三三—一八三三)。文政十三年(一八三〇)十一月二十一日に広島城中で逝去。諡号は天祐院殿徳順履信大居士。

99・二 おたけ 水谷又左衛門の姪か。安政二年(一八

五五)八月豊田郡田野浦村(家老上田家給知)組頭喜多蔵に嫁いだ。回家とは身分違いではあるが、裕福で人望もあるという触れ込みであった。

99・一八 御扶助渡 毎年末、東城浅野家では、家計に苦しむ家中を援助し、年が越せるよう主家から御仕

向物切手及び役料銀が支給された。財政難に苦しむ東城浅野家では、本高の半方渡しとなる場合もあったが、嘉永六年(一八五三)、安政二年、同四年同五年、同六年と七分五厘渡しが維持された。しかし、この年、役料銀等については借米扱いとなつた。

100・三 木野おまつ 木野一馬の娘。安政二年三月二十四日生。

100・二 安田村 美濃国石津郡安田村現岐阜県海津市海津町(安田)。

100・一八 岩鼻 城下尾長村と安芸郡矢賀村との境界にある岩鼻は、西国街道の広島城下への東入口。家老

上田主水、三原浅野家隠居の浅野出羽・遠江、東城浅野家隠居の浅野周防は岩鼻茶屋前で、以下の家中も各自瑞川寺までの定められた場所で慶熾の靈柩行列を出迎えた。

100・頭書 御用人 江戸から広島まで藩主靈柩に随従した

用人の名前は不明。

101・二 御路筋 瑞川寺で旅中行装から藩主正式の行装

(ちほ 鹵簿)に改められた慶熾の靈柩行列は、京橋筋から西国街道をさらに西へ進み、広島城外堀東側の八丁堀筋を南下すると、堀川町でまた西国街道に入った。西へ進んで平田屋町を過ぎ、播磨屋町と革屋町との間、北は広島城真鍋町御門(研屋町御門)へと続く真鍋通りを南へ折れ、西魚屋町、袋町を通り国泰寺へと進んだ。

101・一 天祐院様節 父星右衛門は文政十三年(一八

三〇)十二月三日に挙行された浅野奇賢葬儀の行列を目撃している。行列は全て旅立ちと同様であったが、道具類は色なし、棺か舁かきも看けん板ばん着であった。棺は横長で大きく、百人余りで舁いても足がよるつく程であった。城門には、行列拜見のため多くの人々が群衆した(家乗、後編巻廿一)。

101・一五 諸士中之処 葬儀当日も、瑞川寺から菩提寺の

国泰寺までの定められた場所で、家中から庶民に至るまで、浅野慶熾の靈柩行列を見送った。拝観した士民で涙を拭かない者はなかった。

102・三 御前様 第八代広島藩主浅野慶熾室で、尾張

徳川大納言みづたか齊な莊か女利姫(一八三六〜八五)。安政三年十二月に婚姻。慶熾死後は剃髪して寿操院と称す。

- 103・一七 加賀中納言 加賀国金沢藩一〇三万石藩主松平
(前田)権中納言齊奏(なりやず)一八二(一八四)。ただし、この
使者(名前不明)は齊奏とその嫡子慶寧(むしやず)の代香を勤
めた。
- 103・一八 御客屋 幕府や他藩の使臣等の賓客を接待する
ため、広島藩は寛文・延宝年間に没落した一〇軒
の年寄のうち白神一丁目に一軒の邸宅を購入して
御客屋とし、客屋守を置いて管理させた。
- 103・一九 鈴木主殿 広島藩士。天保四年(一八三三)宮内少
輔様青山内証分家番頭、同十二年同家家老、同十
五年番頭、寛六から主殿と改名。
- 108・二五 森滝之助 広島藩士。「藩士職禄前編」では内
記公子(浅野戀績)附、一〇石三人扶持。
- 109・二五 今井八十郎 家老三原浅野家士。維新時は目付
次席。
- 109・二六 栗原甚兵衛 家老上田家士。出頭役。
- 109・頭書 われ見ても 「古今和歌集」一七 雑歌(上読み
人知らず)。
- 110・一 中川新太郎 家老上田家士中川慎太郎。安政四
年(一八五七)九月当時は御側御用達、同五年一月用
人見習、同六年十二月用人並、同五月用人並・勘
定奉行頭取(吉和村)万延元年(一八六〇)二月知行所
奉行、元治元年(一八六四)二月用人見習・知行所奉
- 110・一〇 林太郎八 家老東城浅野家士。安政六年一月
作事所詰。
- 110・二〇 勝蔵 家老東城浅野家士林太郎(作事所詰)の
子。文久二年(一八六二)八月八日頃死去。
- 111・一〇 上月辰之丞 広島藩士。明治元年(一八六八)五月
「役人帖」では書翰方列馬方、一八石。
- 111・二三 木本吉太郎 広島藩士。妹は蔵田和太郎室。
- 111・二五 権蔵 広島藩士日置権蔵。「藩士職禄前編」で
は郡用屋敷詰、一三三石三人扶持。
- 112・七 西蓮寺 城下町の浄土宗鎮西派寺院。森岡家の
菩提寺。
- 112・八 安芸守 広島藩を襲封した長訓は、安政五年十
二月二十六日。先例により安芸守と改称した。
- 112・九 南部丹波守 陸奥国盛岡新田藩一万一〇〇石
- 110・五 八木広次郎 家老東城浅野家士。安政四年三月
郡方歩行目付御免。万延二年二月頃歩行目付。
- 110・六 東本願寺・興正寺(こうしんじ) 両寺は浄土真宗で門跡に准
じる五寺の一つに数えられる。一月八日、両寺か
ら派遣された代香僧が国泰寺で代香を勤めた。
- 110・九 舩屋小路 広島城下白神組のうち、白神四丁目
と五丁目が接する十字路から東、尾道町に至る小
路。

- 藩主南部丹波守信賞(一八〇五〜一六二)。
 112・二 石見守 青山内証分家を相続することになった。為五郎長興は、安政五年(一八五八)十二月十六日従五位下に叙せられ、石見守に任官した。同二十六日には長訓の安芸守遷任に伴ない、長興は先例に従い近江守と改称した。
- 112・一七 小島左源太 家老東城浅野家士。嘉永六年(一八五三)三月銀奉行、安政三年三月小姓組並取立同六年十一月吟味役添役・銀奉行兼帯、万延元年(一八六〇)七月小姓組本格、文久二年(一八六二)閏八月吟味役・御銀奉行兼帯。
- 112・一八 堂上方御上り 九七頁注「勅使之堂上方」注と同じ。
- 113・二 山下角大夫 広島藩士。「官禄帖」では浅野永敬相組、一一五石。「役人帖」では馬廻組片岡大記組、一一五石。
- 113・頭書 西之方出火騒 一月二十日夜五時午後八時頃)城下寺町の裏敷が焼失した。
- 114・二 己斐松原 西国街道を広島城下西端の新開組川田村から太田川を渡れば、佐伯郡己斐村の松原が続いた。鉄道唱歌第二集でも、己斐の松原五日市いつしか過ぎて敵島」と歌われたが、姿を消した。幾田 高謙院付きの老女。文久元年に剃髪。後
- 114・頭書 金子寿静院と改名。
- 114・頭書 浅野助九郎 広島藩士。諱は行元。安政六年番頭、明治元年(一八六八)並寄合。「役人帖」では番頭(同格、番外)、一〇〇〇石、弘化元年(一八四四)四月父次大夫家督。
- 115・五 由良嘉久馬 家老東城浅野家士。安政二年十月馬廻りより児小姓。同六年一月同役免、同年七月以前に善助と改名、同年七月死去。
- 115・頭書 岩崎瀬平 家老東城浅野家士。安政三年三月歩行列加、村方付兼、同六年一月当用方へ日参、省略方御用向取計いを命じられる。
- 115・頭書 中島庄七 家老東城浅野家士。子は清甫。
- 116・一 出火 安政六年一月二十七日暁七半時午前四時頃)城下天神町で出火、同町中通り筋中程両側より河岸まで残らず焼失した。朝五半時午前九時頃に鎮火したが、近年にない大火事であったという。火元は煎餅屋愛蔵であったという。
- 116・頭書 岩崎鉄右衛門 家老東城浅野家士。安政六年一月諸品方。
- 117・一四 井口喜久馬 家老東城浅野家士。安政六年三月児小姓免、奥詰、万延元年八月奥附、文久二年閏八月作事奉行、元治元年(一八六四)八月(虫損)奉行。

年一八五七二月に右大臣となり、日米通商条約の勅許に反対、將軍継嗣問題では一橋派に賛同、水戸藩への戊午の密勅でも中心的な役割を果たした。このため、安政大獄により右大臣を辞任した。文久二年（一八六二）十二月に国事御用掛として朝政に参画、同三年一月に閑白に就任した。

118・頭書

小林民部権大輔 鷹司家諸大夫の小林民部権大輔良典（一八〇八～五九）は、尊攘の志が篤く、同志の公卿や志士と交わり、前閑白鷹司政通や右大臣鷹司輔熙父子を説いて攘夷派、一橋派へ転向させた。安政五年（一八五八）九月二十二日に京都で捕えられ、十二月五日に江戸へ護送され、高田藩へ預けられた。尋問の結果、遠島となったが、人吉藩へ終身禁錮に改められ、十一月十九日に牢内で獄死した。

118・頭書

兼田伊織 鷹司家侍の兼田伊織義和は安政の大獄に連座して京都で捕えられ、安政五年十二月五日に江戸へ護送された。高田藩に預けられ、尋問の結果、無罪となった。

118・頭書

三国大学 鷹司家儒官の三国大学直準（一八一〇～九六）は、尊攘論者として前閑白鷹司政通を説いて条約勅許反対に变説させた。安政五年十一月十三日に京都で捕えられ、十二月五日に江戸へ護送

高田藩に預けられ、同六年八月二十七日に遠島に処せられた。

118・頭書

榊原式部大輔 越後国高田藩一五万石藩主榊原式部大輔政敏（一八四三～一九二七）。

118・頭書

宇喜多一蕙 画家の宇喜多一蕙（一七九五～一八五九）は京都で活躍し、尊王攘夷運動に傾倒、自らの信念を絵画で表現し、幕府を批判した。信濃松本の志土山本貞一郎・近藤茂左衛門兄弟と交流し、青蓮院宮・三条実万らに国策を説くなど、国事に奔走した。京都で捕えられ、安政五年十二月五日に江戸へ護送、大聖寺藩に預けられ、十月七日所払いに処せられたが、十一月十四日に病没した。

118・頭書

松庵 画家の宇喜多松庵（？～一八九三）は一蕙の子。父の薫陶を受けて尊王攘夷運動に加わり、ペリー来航後は長州藩に仕える。ペリーが再航すると、父の命を受けて江戸湾沿岸の防備地図を作成した。上京して公家と交流して時勢を論じたが、京都で捕縛され父とともに江戸へ護送、大聖寺藩に預けられ、十月七日所払いに処せられた。

118・頭書

池内大学 折衷学派の儒学者、池内陶所（一八一四～六三）。京都で医業のかたわら青蓮院宮・知恩院宮の侍読を勤め、青蓮院宮や三条実万へ尊王攘夷論を入説し、戊午の密勅にも陰で関与したと

- いう。安政の大獄では逃走の後、十月二十六日に自首して江戸へ護送され、大聖寺藩へ預けられたが、中追放となり死を免れた。このため急進的尊攘派から憎まれ、文久三年（一八六三）一月二十二日夜に暗殺、首は翌日難波橋に梟された。彦右衛門の父星右衛門は、天保十年（一八三九）に東城浅野家隠居、浅野美濃の病氣療養に随って上京、五月一日、池内大学らと琵琶湖畔の大津に一泊、その夜酒宴の相手をしている。
- 118・頭書 松平丹波守 信濃国松本藩六万石藩主松平光則（一八二八〜九二）
- 118・頭書 堤屋茂左衛門 尊攘志士の近藤茂左衛門（一七九九〜一八七九）。信濃国松本の大名主で、代々酒造や菓舗を営んだ。弟の山本貞一郎と国学を修め、江戸に出た後、徳川斉昭の命を受けて安政五年（一八五八）に上京し、諸公卿や志士と画策して井伊直弼の排斥を謀り、戊午の密勅にも関与した。九月五日に京都で捕まり江戸へ護送、松本藩へ預けられ、同六年十月に中追放に処せられた。
- 119・二五 森山源之助 〔広島藩士守山源之助か。東城浅野家土岩崎常介の姪婿。藩士職禄前編〕では勘定所詰、一二石三人扶持。
- 119・九 高崎弥五郎 〔広島城下町の瓦師。源右衛門 信濃国松本近藤茂左衛門の抱え宰領飛脚であった源右衛門は江戸へ護送され、吟味の結果手鎖三十日に処せられた。〕
- 119・二五 西川理三郎 〔広島藩士。「藩士職禄前編」では清七 神田三河町町人仁三郎寄子であった清七は江戸へ護送され、吟味の結果無罪となった。〕
- 119・頭書 智恩院 京都東山の華頂山麓にある浄土宗総本山。
- 119・頭書 源右衛門 信濃国松本近藤茂左衛門の抱え宰領飛脚であった源右衛門は江戸へ護送され、吟味の結果手鎖三十日に処せられた。
- 120・七 船場カ 禅林寺・本照寺があるのは新川場町同町から横町までの経由は不明だが、横町から西国街道を西へ、細工町で北へ折れて猿楽町から西進し、同町西端の櫓下からさらに北進、櫓町御門から広島城内へ入り、西郭の小姓町から西御門を通り、三之丸内の東城浅野家上屋敷へ帰ったと思われる。
- 120・二四 中津屋はつ の 佐伯郡平良村の中津屋万之助の娘。安政四年一月に佐伯郡高井村庄屋利右衛門と縁組。
- 121・八 御一字御拝領 広島藩を襲封した長訓は安政六年二月七日に江戸城へ登城し、従四位下、侍従に叙任され、刀美濃国正吉、代金十五枚と酒盃を受けた。また、將軍家茂から偏諱として「茂」の一字
- 119・二五 森山源之助 〔広島藩士守山源之助か。東城浅野

- 121・一〇 勅使 年賀答礼の勅使として武家伝奏広橋光成と坊城俊克（七つ）が下向することになり、二月八日、青山内証分家の浅野長興は幕府からその馳走役を命じられた。両勅使は十九日に江戸へ到着、二十一日に登城して將軍家茂に面会、叡旨を伝えた。二十七日、両勅使は江戸を出発し帰洛の途に就いた。
- 121・一一 山田都津記 広島藩士。安政三年（一八五六）側詰次席、同四年膳方頭取、同六年宮内少輔様青山内証分家（用達役）。
- 122・四 松栄寺 安芸郡尾長村の天台宗寺院。江戸寛永寺の末寺で広島東照宮の別当。浅野家が帰依する五ヶ寺（松栄寺・国泰寺・明星院・正清院・日通寺）の筆頭であったが、維新後は廃寺となった。
- 122・八 御難題之叡慮 安政五年、井伊直弼が勅許を得ずに日米修好通商条約に調印したため、孝明天皇はその説明を求めるとともに、御三家と諸藩が幕府に協力して公武合体を行い、幕府が攘夷を推進する幕政改革を行うようにという内容の「戊午の密勅」を直接水戸藩に降した。これを知った直弼は密勅の返還を水戸藩に求め、尊攘志士を徹底して弾圧する「安政の大獄」を起こした。
- 122・二二 仙台侯 陸奥国仙台藩六二万五六〇〇石藩主松平伊達（陸奥守慶邦一八二五〜七四）。安政三年四月に後室として迎えた孝子（八代姫）は徳川斉昭の娘。
- 122・二二 薩州侯 徳川斉昭と親交が深く、將軍継嗣問題で一橋派の中心として活動した鹿児島藩前藩主島津斉彬（一八〇九〜五八）をさすか。斉彬は安政五年七月に急死し、当時の薩摩国鹿児島藩七万石余藩主は島津修理大夫茂久（一八四〇〜九七）。
- 122・二三 阿部侯 嘉永六年（一八五三）に徳川斉昭を海防参与に任じ、老中首座として日米和親条約を締結した阿部正弘（一八一九〜五七）をさすか。正弘は安政四年六月に死去。当時の備後国福山藩一一万石藩主は阿部主計頭正方（一八四八〜六七）。
- 122・二三 土佐侯 土佐国高知藩二〇万二六〇〇石藩主山内豊信（一八二七〜七二）。徳川斉昭と親交が深く、將軍継嗣問題で一橋派として南紀派の井伊直弼らと対立、安政六年二月隠居に追い込まれ、容堂と称した。同年十月に慎を命じられたが、万延元年（一八六〇）九月に解かれた。
- 122・二四 黒田侯 筑前国福岡藩五二万石藩主松平（黒田）美濃守斉漣（一八一〜八七）。洋学を好み、ペリー来航に際しては積極的開港論を主張、家臣を長崎海軍伝習所へ派遣し、軍艦や西洋銃器を購入し、西

洋式軍隊訓練を開始した。

- 122・二四 藤堂侯 伊勢国津藩三万三〇〇〇石余藩主藤堂和泉守高猷(一八三二、九五)。
- 122・二四 備前侯 備前国岡山藩三万五千五百二〇〇石藩主松平(池田)慶政(一八三三、九二)。
- 122・二四 長門侯 長門国萩藩三万九〇〇〇石藩主毛利大膳慶親(一八一九、七一)。
- 122・二四 南部侯 陸奥国盛岡藩二〇万石藩主南部美濃守利剛(一八二八、九六)。
- 122・二五 細川侯 肥後国熊本藩五万石藩主細川越中守齊護(一八〇四、六〇)。
- 122・二五 上杉侯 出羽国米沢藩一五万石藩主上杉弾正大弼齊憲(一八二〇、八九)。
- 123・二五 長束千甫 家老東城浅野家士。旧名熊太郎。嘉永五年(一八五二)二月御次坊主となり改名か。
- 123・二七 緒方愛蔵 広島藩士で船手方か。妻を御船頭山中権之丞方から迎えている。
- 123・頭書 洞雲寺 佐伯郡佐方村は廿日市北方の広島藩蔵入地。沿岸部は山陽道が通る。曹洞宗洞雲寺は、長享元年(一四八七)に桜尾城主であった敵島神主藤原教親・宗親父子によって創建、毛利家の防長移封後に福島正則によって寺領の大半が没収されたが、浅野家から寺領二〇石などを賜った。
- 123・頭書 道寛 国泰寺二四世住持道寛智見。『広島市史』社寺誌では「就職年月日不詳」(明治十一年(一八七八)五月十四日叙)とあるが、「家乗」巻九によれば、嘉永七年三月二十七日に就職している。
- 123・頭書 大道 国泰寺二〇世住持。大道得翁は、『広島市史』社寺誌によれば、嘉永三年九月十九日就職、同五年七月十五日叙とある。従ってこの大道和尚はそれとは別人である。
- 124・六 丸茂文陽 家老上田家士。絵師として抱えられ、九代当主安虎(一七四四、一八〇二)の絵の師範となる。『敵島絵馬鑑』(天保三年(一八三二))の縮図筆者の一人でもあった。
- 125・二五 木原衛門 広島藩士。嘉永二年祐筆、安政六年(一八五九)納戸奉行次席。
- 125・二六 大藤清之丞 広島藩士。文久元年(一八六一)奥小姓、同二年興詰「役人帖」では興詰書物奉行加役、二二五石、安政五年十一月父孝之進家督。
- 125・二六 村井清太 広島藩士。正しくは村井清太郎。天保十四年奥小姓次席、同十五年昵懇見習、弘化三年(一八四二)昵懇、嘉永四年納戸奉行次席。
- 125・二八 町方御示し事 天保から安政にかけて、広島城下は厳しい俵約令が発せられたが、藩主交代を機に見直される傾向があった。

125・頭書 米原岩之助 家老東城浅野家士。安政四年(一八

五七)九月当時歩行組。

125・頭書 野口金兵衛 家老東城浅野家士。万延元年(一八六〇)十月鼓貝方加役免、小姓組並御取立、祐筆、元治元年(一八六四)十二月小姓組本格、御用部屋詰兼帯など。慶応二年(一八六六)十二月半助跡目。

126・三 出火 安政六年二月二十二日の晩八つ(午前二時)前、江戸青山内証分家の下屋敷から出火した火

災は、乾燥した気候と強い南風で火勢が強まり、隣接する浜松藩(井上家)下屋敷や、さらに千駄ヶ谷・四谷・市ヶ谷・小石川など音羽町まで飛び火、長さ一里八丁、幅四町を延焼して朝五時半(午前九時)に鎮火した。この火事により、藩主浅野茂長は幕府から遠慮となり、広島でも家中に対して三月四日から諸事穩便が命じられた。

126・八 享保年中御的例 享保十七年(一七三三)十二月十日夜、江戸の広島藩赤坂中屋敷から出火し、屋敷

廻りと大沢方面の町家七、八軒を類焼した。この火災で、翌日広島藩は老中松平乗邑(のりむね)へ伺いを立てたところ、遠慮の差図があった。これは十七日には解除された。また、広島でも家中に対して諸事穩便を命じている。

127・二 古川 太田川の支流、沼田郡八木村から本流と

分かれ、緑井村、高宮郡中筋古市村を経て、沼田

郡西原村で本流へ注ぐ。慶長十二年(一六〇七)に太田川は東寄りに流路を変更し、元来の太田川は古川と呼称されるようになった。

127・頭書 一閑田 安芸郡上瀬野村一貫田(いっかんた)

宿と賀茂郡四日市宿との間の小休所で、街道の左右に茶店が立っていた。「芸藩通志」の村絵図には藩の御茶屋が描かれる。

128・一 長州侯御出府 萩藩主毛利慶親は江戸参勤のため三月五日に萩を出発し、三月十八日には兵庫で

自藩の警備地を検分している。この間に広島を通行したのである。

128・二 西天神町 城下新開組広瀬村に属する天満町の

こと。城下中島組の天神町に対して、西天神町と通称したものか。同町には天明八年(一七八八)に天満宮が勧請され、小屋新開から天満町と改称された。毛利家の馬は一丁目の御客屋から西国街道を西へ、三つの橋を渡ったことになる。

128・三 政蔵 家老東城浅野家小回(北御部屋付)。元治二

年(一八六五)七月十六日に御暇。

128・一五 佐久間藤之丞 家老東城浅野家士。嘉永七年

(一八五四)閏七月中小姓より御次詰加(出衛様御側)、安政四年三月小姓組本格(出衛様御側)、万延元年十

- 月御側方免。
- 129・一 寺西権六 広島藩士。弘化三年(一八四六)先手者頭、安政六年(一八五九)大目附、文久二年(一八六一)中小姓頭、同三年宮内少輔様、青山内証分家)番頭。
- 129・八 御出迎 藩主茂長の特命により、藩主帰国と同等の待遇によって藩士から迎謁された。
- 129・二五 かね 家老東城浅野家土藤野源兵衛娘で渡辺氏妾。安政四年十月老女格。浅野道興との間に娘文(清輪智光禅子女)を儲けるが早世。
- 130・二 大駄政次郎 江戸で出奔し、断絶となった広島藩士大駄陽次郎の弟。浅野道興の実母奥田隆玄院は、安政五年九月に家土山田多喜登妹りせを養女とし、十一月に死去した。東城浅野家では同六年三月、政次郎をりせの婿養子にして奥田家を相続させた。同年三月知行格。六月児小姓、万延元年(一八六〇)十一月出頭加、歩行組支配引、元治元年(一八六四)五月出頭加免、用達役・御膳番兼帯、慶応二年(一八六六)三月御側詰同格武具奉行。
- 130・二二 大駄陽次郎 広島藩士。天保十四年(一八四三)奥詰。
- 131・九 異国船 安政六年三月十八日に異国船が三原沖へ停泊した。家老三原浅野家では儒者宇都宮龍山等を同船に派遣したが、言葉が通じず、長崎から瀬戸内海を経て大坂・江戸へ向かう蘭船であることだけが判明し、十九日には退去した。同十五日に長崎港を出港、二十日に兵庫に入港した蘭国軍艦ハリー号と思われる。
- 131・二〇 砂見澳 豊田郡須波村は三原城下の東南、瀬戸内海に面する漁村。須波港は山崎闇斎の門人で、三原浅野家の浅野忠義の侍講でもあった檜崎正員(一六二〇-九六)によって築かれた。
- 131・二二 大騒動 異国船出現によって三原家中一統は三原城へ登城し、沖手へ出張して大砲を構え、門を固め、所々へ幕を張るなど、「戦場同様」の大騒動となった。
- 132・三 榎並頼次 広島藩士。「藩士職禄前編」では所々番所詰、五石二人扶持。
- 132・七 於竹様 藤原氏北家中御門流東園家当主は右近衛権中将基敬で、於竹はその二女茂代。公卿と家老浅野右近との直接の縁組は許可されないため、近江国常願寺の養女となり、文久二年二月に婚姻した。
- 133・二二 千賀代榎 家老東城浅野家士。安政二年十月、代榎は故喜兵衛養子九郎右衛門が御暇となり難渋であったため、二人扶持を下されている。千賀九郎右衛門は与力二家の一つで、馬廻り、一〇〇

- 石であつたが、広島藩士宅にて職人の大工道具を盗むなど放蕩不行跡があつたため、嘉永五年（一八五〇）十二月、親類から病氣と称して困いへ入れられ、御暇、奉公構いとなつた。このため与力は堀尾精一郎（善大夫）へ命じられた。
- 133・二五 田殿村 奴可郡内の東城浅野家給知。奴可郡内の東城浅野家給知は、保田・川鳥・菅・下千鳥・田殿・川西の六村と東城町。
- 133・頭書 三宅益登 佐藤益之丞二男猶人。安政三年（一八五六）十一月に三宅吉左衛門の養子に迎えられ、益登と改名。慶応二年（一八六六）二月知行格、同年四月用達役、膳番兼帯。
- 133・頭書 武内保之進 家老東城浅野家士。岩崎常介三男。安政四年六月武内純介養子。同六年九月跡目相続、小姓組並、家業（香取流槍術）心掛けを命じられる。慶応元年閏五月小姓組本格、御次詰。慶応二年三月目付。
- 135・四 神崎御屋敷 家老上田家の船入村神崎にある下屋敷（船屋敷）。その庭園は万春園と呼ばれて有名で、園内には山水軒と呼ばれる建物があり、山名義方「山水軒記」には園内の様子がよく叙述されている。万春園には藩主やその一族の御成りも度々あつた。
- 135・九 山下作兵衛 家老上田家士。奥付。文久元年（一八六一）五月目付役。慶応元年六月死去。
- 135・二 頼杏坪 広島藩士頼万四郎惟柔（一七五六）一八三四。号は杏坪。竹原の頼亨翁の四男で、広島藩儒頼春水の弟。天明五年（一七八五）に広島藩儒となり、『芸備孝義伝』や『芸藩通志』の編纂で中心的な役割を果たす。納戸奉行上席、郡役所詰、三次・恵蘇郡などの代官、郡廻りなどを歴任し、実務面で殖産興業、租税の公平化、社倉の普及などに力を尽くす。詩文・和歌・政論に関する著書も多数。
- 135・二 宗固君 家老上田家初代当主上田主水助重安（一五六三）一六五〇。号は宗簡。浅野氏が元和五年（一六一九）に芸備両国に入封した際、一万石のうち一万七〇〇石を与えられ、周防国との国境佐伯郡小方村に配された。
- 135・二 程赤城 中国・明の船主で、長年にわたって長崎へ来航。書を能くし、日本語に通じて和歌も詠んだ。
- 135・八 佐兵衛 東城浅野家御船手方船頭、彦右衛門の若党兵蔵の父。文久二年（一八六一）三月十八日死去。
- 136・九 庄助 手回り。
- 136・九 徳七 東城浅野家小回り。岡野徳七。
- 136・三 空鞆大明神 城下新開組広瀬村域内から、武家

- 町である鷹匠町の北に続く空鞆町に鎮座する神社。広瀬組六ヶ町と空鞆町・左官町・船入村・西地方町・水主町新開などの氏神。
- 137・頭書 岡田直之助 広島藩土岡田直之助寧靜(一八〇九(八四)、号は静春。文政十二年(一八一九)家督。天保九年(一八三八)用達所詰。同十年蔵奉行、弘化五年(一八四八)先手者頭次席、安政三年(一八五六)宮内少輔様青山内証分家)番頭、同五年同家老、元治元年(一八六四)用人並。「官禄帖」では用人並、四〇〇石。
- 138・一 御国元江之御暇 藩政改革を志す藩主浅野茂長は、二月九日に幕府へ国元への帰国を願い出たが、在府諸侯が少ないことを理由に不許可となることを恐れ、同二十一日、四月上旬の許可となるようさらに願い出た。この願いは三月二十九日に許可となり、四月五日江戸を発して帰国の途に就いた。
- 139・二 格外御省略 嘉永六年(一八五二)七月に発せられた五年間大節侯の布令は、安政四年で満期となり、解除されるはずであったが、風雨害や地震などの変災が続ぎ、江戸湾や藩内海岸の警備に要する軍費などを捻出するため、広島藩は同年十二月二十三日に安政五年からさらに五年間の大倅を継続する
- 139・二 細六郎 広島藩士で剣術貫心流師範。諱は致義、号は鉄腸齋(一八一九〜七)。諸国武者修行の後、江戸の斎藤弥九郎に入門、文久三年(一八六三)に歩行組から小姓組奥詰番外待遇、二〇石三人扶持を給され、講武所教授を勤めた。門人には他流との往来も奨励したため、道場は繁栄した。
- 139・一六 讃州金毘羅 讃岐国多度郡仲村郷象頭山中腹に鎮座。瀬戸内海航路の守り神として信仰を集めた。
- 140・八 喜久 岩崎常介の娘。安政四年十月女中から東城浅野家老女並。
- 140・一八 他人槌 家老東城浅野家土山崎右内の子。後に他人登と改名か。文久三年月小姓組に召し出される。
- 140・一九 松浦豊吉 広島藩士。桑之丞の子。浅野家南屋敷若年寄を勤める松浦喜勢は辻清人の母方伯母に当たる。「役人帖」では小姓組本多庫人組、五人扶持。
- 141・一 高木乙松 家老三原浅野家士か。明治四年(一八七二)六月に三原で死去した乙松母は辻清人の父方伯母に当たる。
- 143・二 御初入 広島藩主となった長訓にとつて、青山内証分家を嗣ぐため江戸へ上った文政七年(一八

- 二四)以来三十五年振りの帰国であった。江戸生まれの先々代藩主斉肅(少将様)は天保六年(一八三五)五月三十日に初めて広島へ入国した。斉肅の初入国の行列は威厳を示すためもあり盛美で、彦右衛門の父星右衛門は同日の日記に「御行列殊外御賑敷、道中拝見群衆御領内者猶更充滿いたし候由」と記した。
- 143・二 亜墨利加船 「亜墨利加船」の正体は不明。広島藩では、外国船が瀬戸内海を自由に通航できるようになり、未許可地へ外国人が上陸する事態に備え、三月二十七日、安芸・佐伯・賀茂・豊田・御調の沿海五郡代官へ対して領海における外国船待遇方を定めた。
- 143・頭書 桜井織部 広島藩士。天保八年目付、弘化四年(一八四七)持弓筒頭・供頭。主計から長左衛門と改名、嘉永六年(一八五三)宮内少輔様(青山内証分家)番頭(織部と改名)、安政三年(一八五〇)用人。
- 143・頭書 三宅大助 広島藩士。天保八年目付、同十二年先手者頭次席、弘化四年騎馬頭格、嘉永四年大小姓頭、文久元年(一八六一)用人。「役人帖」では用人(秦栄院附)、三〇〇石、文政七年父善藏家督。
- 144・一 室角雄之進 家老東城浅野家士。安政六年五月小姓組、児小姓、左源次跡目。この後筆登と改名か。
- 慶応二年(一八六六)二月児小姓筆(ママ)御養子様(守之進)御附。
- 144・二 等覚院 城下国泰寺村、曹洞宗国泰寺の塔司寺院。
- 144・三 堀田小膳 家老上田家士。出頭役。文久三年四月死去。
- 144・二〇 小沢孫太郎 広島藩士。
- 144・二〇 勇 広島藩士小沢勇。「役人帖」では馬廻組(浅野道酒組)、一一〇石。
- 144・二〇 九度右衛門 安政四年十月二十七日、真田幸村の末葉と称する肥後五家村(五箇村)住人九度右衛門が広島に逗留し、十一月二日に江波で「伝来之秘術」である紙張筒の試砲を行った。それを見物した面々は「誠ニ感心之由」であったという。
- 144・頭書 蒲生織之助 広島藩士。弘化四年六月広島東町奉行、安政四年閏五月騎馬弓筒頭、同六年五月用人、文久元年七月郡奉行、文久二年三月年寄(司書と改名)。「役人帖」では年寄、一〇〇〇石、天保四年三月父莊大夫家督。
- 145・九 小林大右衛門 家老東城浅野家士。文久元年十二月、武器蔵の腰物盗難事件で、「叱」に処せられる。同三年七月歩行列加、武器方付。
- 145・九 兼植 この刀は、安政四年十月、江戸の本阿弥

146・九 光円が広島へ立ち寄った時、越前閣兼植、無銘スリ上刀 金十枚代付可申候」と鑑定された。

146・九 東城与力 東城浅野家は知行高一万石であるが、内二〇〇石は、二代当主高英が寛永十八年（一六四二）家老に命じられた際に、本藩から与力知として与えられたものである。以降、幕末まで変遷はあるが、一二人の与力が別格として扱われた。嘉永年間の与力は、片岡弘・佐藤与三右衛門・名倉求馬・深江静衛・藤川每登・堀尾精一郎・牧野平司・水上源左衛門・宮崎藤九郎・八木真喜太・由良嘉久馬・吉田与一右衛門である。東城在番の与力は、藩主在国の場合は毎年正月十五日、在府の場合は帰国後に年頭御礼のため広島へ出て登城し、藩主へ拝謁した。その翌日には砲術や劍槍の業前を披露した。

146・二四 牧野平司 家老東城浅野家士。牧野家は与力一
二家の一つで東城在番。

146・二四 水上甚大夫 家老東城浅野家士。水上家は与力
一一家の一つで東城在番。安政三年（一八五六）十月
源左衛門の家督を相続。知行高一〇石。

147・頭書 荻野流 荻野六兵衛安重が創始した近世和
流砲術。初め種子島流砲術を学び、後に正木流な
ど一二の流儀の奥義を究めて荻野流砲術を創始し

た。寛文七年（一六六七）に岡山藩池田家、その後明石藩に仕えた。その子六兵衛照清は大坂で私塾を開き、その門流は全国的な広がりを見せた。

147・頭書 南部流 甲州人の南部左京亮を流祖とする和砲流派。津田流自由斎流の津田自由斎及び武田家の鉄砲達人某に学んで一流を創始した。広島藩家老三原浅野家家中の岩本家に伝承される。

147・頭書 佐分利流槍術 長鋒の槍身をもつ鍵槍を使用する槍の流派。流祖の佐分利猪之助重隆の弟子、鈴木茂兵衛重知は福山藩に仕えたが、その弟子島末無元景明は水野改易の後、広島に居住した。その子、島末源太正景が享保十二年（一七二七）に広島藩に召し抱えられ、流派を伝えた。

147・頭書 直心流劍術 神谷伝心斎真光が、師の小笠原玄信斎長治の唱えた真新陰流に己の工夫を入れ、改めて自ら称した剣法の流儀。

148・二二 知行物成 広島藩では財政難を補填するため、寛永十六年（一六三九）から藩士の俸禄を借り上げる借知が行われた。特に十八世紀後半から十九世紀前半にかけては、幕府からの再三にわたる公役賦課や度重なる災害、海岸警備のために巨額の費用を捻出する必要があり、厳酷な借知が実施に移された。浅野斎肅が初めて帰国した天保六年（一八

三五)五月に通常の四ツ物成、知行一〇〇石の場合は四〇石支給)に復帰したが、翌年三月には二ツ五分(半知)に減給となり、弘化二年(一八四五)が三ツ物成であった以外は、二ツ五分(半知)又は二ツの支給に留まり、嘉永元年(一八四八)から五年までの五年間は二ツ物成であった。同五年八月と同六年九月に五分の甘米(あまめ)が実施され、それ以降は二ツ五分(半知)が続いた。広島藩は文武を奨励したが、藩士は疲弊し、志気は振るわなかった。

148・二五 白島西町松原 松原通は、広島城北外堀のさらに北、西白島御門から出た東西の通り。

148・二六 新庄 沼田郡新庄村。

何分異事 五月二十八日と六月五日に記された

事件は『近世風聞・耳の垢』にも記述されている。五月二十五、六日から夜中に往来する人が無体になり、切り掛けられるという評判が高まり、夜中に出歩く人が減って不景気となった。確かなことは、乙蔵という者が酒を買いに行く途中、白島松原で、袴大小の者から刃物を入れた傘を畳み掛けに切り付けられ手疵を負った事件、島末の家来が鬢の当たりを切り付けられた事件だけで、毎夜兩三人が切り付けられたという噂が先行し、狸という説、邪法を行う者などという風説があった。その後も騒

動は続いたが、この作者は、辻切りたうとう疵人は一人にて余はみな虚説なり、人の口は恐るべし。」と結論付けている。

148・頭書 広瀬村西ノ小路 雲石街道を北へ、寺町と広瀬

村との間を西へ向かう小路。

149・二一 去ル寅年以來 寅年は嘉永七年。同年八月九

日、広島藩は藩主直筆を示して、領内に「格外之御大倅」を命じている。広島藩では嘉永元年四月に、度重なる幕府への献納金や、江戸藩邸普請などに耐え兼ね、広島藩は諸庁の経費を半額に削減し、諸士には「二ツ物成」の減禄、領民にも節句の祝事にも制限を加えるなど、徹底した緊縮令を断行している。しかし、その後も同三年の領内洪水や、同七年の安政大地震などの大災害が続発し、安政五年(一八五八)には二度にわたる藩主交代があったため、大倅令は継続された。

151・六 覚道院 七代藩主浅野重晟の六男右京長ながたし一七

八七(一八三六)。号は白杏。諡号は覚道院殿慎儀維則大居士。藩主浅野茂長や年寄関蔵人、中老格浅野外衛の父。和漢の歴史に通じ、和歌や詩書を能くした。茂長が藩主となったため、父の覚道院と正室の清鏡院は追崇され、歴代藩主・正夫人の待遇を受けることになった。

- 151・八 清鏡院 広島藩主浅野茂長の正室峻姫(一八一二—四六)の法号、清鏡院殿円心智照大姉。浅野近江守長容(なつかね)二女。天保三年(一八三二)二月に長訓(茂長)と婚姻。弘化三年(一八四六)五月十八日に江戸青山藩邸で逝去。諡号は清鏡院殿円心智照大姉。
- 151・一八 鎌融(かまいたち) 突然路上などで皮膚が裂け、鎌で切られたような傷ができること。橋南谿(みなせ)『東遊記』では、越後国で折節あることとされている。
- 151・一九 佐々木平左衛門 家老東城浅野家士。中小姓筆頭。嘉永五年(一八五二)閏二月子平太に金銀貸借口入等で不正があり、同人は御暇、平左衛門も閉門となる。
- 152・九 木全忠蔵 広島藩士。「藩士職禄前編」では中小姓組(本多庫人組)、三〇石三人扶持。
- 153・一 記録物之会読 安政三年(一八五六)一月から同四年十月まで、村上彦右衛門・渡辺雅登・佐藤益之丞に大島五兵衛を加えた四名は、「左氏伝」の対読を主として諸事切磋する。「左伝会」を、持回りで兩年とも年間一四回開催している。
- 153・一 朝鮮征伐記 堀杏庵(正意)著「朝鮮征伐記」(九巻九冊、万治二年(一六五九)刊)のことか。
- 153・二〇 御供船 広島城下の各町は、六月十六日の厳島社管弦祭に、美麗な船飾りを施した御供船を出し
- 154・一八 福山良之進 家老上田家士。安政三年十月見小姓(中小姓上席)、文久元年(一八六一)五月小納戸見習、同三年六月出頭役、安政五年実手流剣術皆伝
- 153・二六 梅梢院 第九代藩主浅野齐肃(少将様)の生母
- 154・二一 庚申侍 庚申の日の夜、徹夜で長寿や息災を祈る信仰行事。広島地方の庚申侍はあまり例がないが、庚申侍を一年間に六回、三年間継続すると立てられる庚申塔が木挽町西福寺や平塚町興禅寺にあったという。
- 154・一八 金子熊之進 家老上田家士。安政六年三月小納戸役より小納戸役頭取。宝蔵院流槍術指南役。
- 154・一八 福山良之進 家老上田家士。安政三年十月見小姓(中小姓上席)、文久元年(一八六一)五月小納戸見習、同三年六月出頭役、安政五年実手流剣術皆伝
- て参加した。御供船は広島島の川々から厳島へ向けて出発し、十八日に帰着した。最盛期の寛政七年(一七九五)には九〇余艘の御供船が出て、兩岸又橋上見物之男女如雲上であつた。その後、規制により船数は減少したが、それでは「重キ御神事御作略」に当たるので、目立たない飾りで、新たな修復は国産品で行うよう藩から指示があつたため、安政六年は二、三艘出船して、近年になく大いに賑わつた。しかし、辻切り騒動が評判になつていたため見物客が少なく、町中是不景気であつたといふ。

- 同六年九月父故寛右衛門家督相続、知行高一五石。
- 154・一八 畑口莊吾 家老上田家士で蔵奉行の畑口八兵衛の子。安政四年(一八五七)一月召出し、外様中小姓万延元年(一八六〇)九月目付。
- 154・一八 長谷隆助 家老上田家士で馬廻り長谷権介の子。安政四年十一月雇い、万延元年一月中小姓召出し、文久元年(一八六二)七月馬廻り。
- 154・頭書 相庭百蔵 家老東城浅野家士。嘉永七年(一八五四)閏七月中小姓より児小姓、安政六年六月児小姓免。妻は森仙太郎妹であったが安政三年十一月死去。
- 155・四 甲子待 近隣の仲間が、甲子の夜を徹してこもり明かす行事。
- 155・七 笠間万斎 家老東城浅野家士。御居間坊主。
- 155・七 山口逸仙 家老東城浅野家士。宮仕坊主。
- 155・九 出火 『近世風聞・耳の垢』では、町奉行今村文之助の馬屋が焼失したのは、六月二十七日夜九時とされている。なお、町奉行御用屋敷は立町御門内、西側の真鍋御門との間に位置する。
- 156・一六 今村文之助 広島藩士。安政元年勘定奉行、同四年閏五月大目付格広島東町奉行、文久三年用人並、同四年用人。「役人帖」では並寄合次席、三〇
- 〇石、天保元年(一八三〇)九月父平次郎家督。
- 156・六 大崎和三郎 家老東城浅野家士。嘉永五年六月御次詰加り、安政二年二月小姓組本格児小姓。万延元年勘定所御銀方。
- 156・九 御婚礼 安政四年十一月十五日、東城浅野家当主浅野道興は、正室として家老上田家先代主水安節やすたねの娘忠姫を迎えた。
- 156・一三 鱸兵馬 家老東城浅野家士。嘉永七年閏七月奥奉行定加免、奥詰周防様御付(安政七年二月、奥詰勤向きその儘吟味役同格、山崎右内引受の御用向きへ加わりを命じられる。万延元年七月奥詰免同年八月知行格、出衛様御側方頭取、同年九月六丁目屋敷番兼帯。同年十月御側方頭取免、慶応元年六月御側詰同格、武具奉行、六丁目屋敷番その儘兼帯。
- 156・一三 山川久左衛門 家老東城浅野家士。旧名熊賀。嘉永五年二月御次坊主、安政二年二月遷俗して久左衛門と改名、作事所諸品方。万延元年十月勘定所御銀方、文久二年一月步行組本格。
- 156・一六 桂辰馬 家老東城浅野家士。天保十年二月召出、嘉永三年八月小姓組取立、銀奉行(御紙方御用も引受)、安政三年三月小姓組本格、出衛様御側方、同年六月目付定加り、同四年九月目付、同六年七

- 156・一九 月吟味役同格代官、文久四年(一八六四)二月吟味役、外国交易御開 安政六年(一八五九)五月二十四日に発せられた幕府の触書『幕末御触書集成』第四巻、四一六四号(二)で、広島藩では七月に全領へ示した。四一六四号(一)。
- 157・三 世上通用之ため 同右『幕末御触書集成』第四巻、四一六四号(一)。
- 158・一 吐瀉急劇之症 安政五年に続き、翌六年にも江戸・京都・大坂でコレラが流行し、死者が出たが五年ほどではなかった。広島島の医師、進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』によれば、広島では七月十日頃から流行し、十四日から二十五、六日にかけて寿伯は昼夜不眠で病家を廻った。八月中は甚大な死者を出し、九月中旬ごろに終息した。五年が八月中旬から三十日間の流行であったのに対して、六年は七月から六十日間流行したため、広島城下だけで武士を中心に千四百五人余りの死者が出たといふ。
- 158・八 心行寺 城下白島村(白島九軒町)の浄土宗鎮西派寺院。由良家の菩提寺。
- 159・二 文化十年 渡辺宗右衛門は文化八年(一八一七)までは歩行組であったが、「少々学文も有之」才子で、一足飛びに立身して同九年十一月に用人並、御用部屋頭取、文化十年五月には家司役に昇進し、新知
- 160・二 一〇〇石と足知三〇石を賜わった。嘉永五年(一八五二)三月には三度目の加増(五〇石)で二五〇石となる。安政六年七月十四日に七十六歳で死去するまで、同役を四十七年間滞りなく勤めた。法名は良義院傑山宗英居士。彦右衛門は、家老三原浅野家や上田家の財政が逼迫したのに対し、東城浅野家が格外省略した結果、御趣法役所之御金も凡壹万金二及んだのは宗右衛門の功績であると称賛する。
- 160・二 和合貫大夫 広島藩士。「役人帖」では書翰列、勘定所詰、一五石二人扶持。または家老東城浅野家士和合勘大夫か。
- 160・三 誠次郎 ここでは和合貫大夫が養子に迎えた一井嘉内次男誠次郎が死去したとあるが、慶応二年(一八六六)二月二十三日には、嘉内次男で、和合貫大夫子養子寿之進の記事がある。
- 160・二 助三郎 家老東城浅野家士由良助三郎。嘉久馬の子。慶応二年二月御座、御養子様守之進付、嘉永七年一月に死去した由良兵左衛門の子にも助三郎。嘉永五年五月家督、馬廻り、一〇〇石があるが別人。
- 160・二三 谷口喜作 家老東城浅野家士。極困窮の最中、養子を取ったが、安政六年七月にコレラで病死し

た。

160・二七 村井喜大夫 広島藩士。経歴不明。

160・二八 金子徳之助 広島藩士で儒学者の金子徳之助

民(一七八九、一八六五)。号は霜山。金子家は東城浅

野家抱えの医師であったが、安永三年(一七七四)に

楽山が召し出されて藩儒となり、子の華山、孫の

霜山も学問所教授となった。霜山は文化八年(一八

一)に学問所教授となり、文久三年(一八六三)に中

小姓頭同格御軍方御用掛、長沼流軍学に精通して

いたため、同年七月に抜擢されて用人並となり、学

問所教育任務を解かれて軍務に参与、役料を合わ

せて四〇〇石となる。

160・二八 順三郎 広島藩士で、金子徳之助(霜山)の次男。

文久二年九月までに省三郎と改称。号は琢草。慶

応元年(一八六五)八月三日の父死去により家督を相

続、藩の学問所教授となる。「役人帖」では合力組

(儒医、別格)、二〇〇石。

160・頭書 弓削左膳 広島藩士。嘉永二年(一八四九)旗奉

行、同四年番頭となり熊之助から左膳と改名。

161・七 出衛様御注文之御馬 万延元年(一八六〇)九月四

日、出衛の葬儀で使用された馬「千里」と思われ

る。高額な馬であったが、翌年にかけて出衛の体

調が悪化し、結局一度も乗馬できないまま葬儀で

お供することになり、彦右衛門は「誠二哀二堪さ
る事也」と「家乗」に記している。

161・一九 下竹屋村稻荷社 広島城下新開組竹屋村の南方

には、安永三年(一七七四)に樋守貞七によって建て

られ、白神下社家太刀掛筑前によって勧請された

「樋守稻荷社」の小祠があった。

162・二 慎徳院 江戸幕府第二二代将軍徳川家慶(一七

九一、一八五三)。嘉永六年六月二十二日に死去。諡

号は慎徳院殿天蓮社順警道仁大居士。

162・三 周哲老 広島藩士で医師。先代周伯の次男。文

久二年五月に兄の周伯(前名周軒)が死去したため、

同年七月跡目相続。「藩士職祿」では儒医、八人扶

持。

162・二 恵玉 家老東城浅野家先代周防道博の娘、霜

母は老女格たつ(霜出生時には側女中)。嘉永四年十

二月十三日生、嘉永六年七月二十五日に三歳で死

去。法名は恵玉版本神子女。

162・二 清輪 家老東城浅野家当主豊後道興の娘、文

母は老女並かね。弘化四年(一八四七)四月二十九日

生、同年八月五日に死去。法名は清輪智光神子女。

162・二 一露 浅野道興の娘、房(前名咲)の法名で、正

しくは「玉露」。嘉永六年八月十六日に死去。彦右

衛門は同日の「家乗」に法名を「玉露暁夢神子女」

- と記したが、四十九日法事には「一露」と記している。
- 162・三 保之丞 家老東城浅野家士。三原家中都筑勝太郎弟。由良家は与力二家の一つ。安政六年(一八五九)に病死した善助の实子助三郎が幼弱のため、順養子となる。自刃騒動を起こすが、九月跡目相続。知行一〇〇石。後に都賀夫と改名か。
- 162・頭書 祭礼 コレヲ流行のため、城下では悪病退散の「町中惣祭り」があり、笹を立て縄を張り、大釣燈・太鼓・獅子が出て賑やかであった。進藤寿伯(近世風聞・耳の垢)。
- 162・頭書 鶴齡院 七代藩主浅野重晟の三男右京長懋の長女で、広島藩主浅野茂長の養女。実妹満姫(一八二六〜九四)。讃岐国丸亀藩五万石藩主京極高朗の嫡子故高美(一八一八〜四五)室。
- 163・三 京極佐渡守 讃岐国丸亀藩五万一二石藩主京極佐渡守朗徹(一八二八〜八二)。
- 163・頭書 伊藤越人 東城浅野家士。安政六年七月小姓組へ召出される。同七年一月目付役。
- 164・四 大和太掾忠広 正しくは近江大掾忠広(上田家文書「御公用日記」)。肥前の刀工二代忠広は、寛永十八年(一六四一)に近江大掾を受領した。
- 164・六 清住寺 城下鷹匠町の浄土宗鎮西派寺院。桑原
- 164・二四 御札 「サムハラ」の四字が書かれた札。彦右衛門の父星右衛門は天保十年(一八三九)二月二十五日の日記に「サムハラ」について書き留めている。星右衛門に同行した渡部卓爾が酔って西御門外の堀へ落ちたが、水上に立ち、怪我もなく濡れもせず、速やかに上がった。翌日挨拶に来た渡部が「サムハラ」の四字が書かれたお守りを所持していたことを明かしたという。星右衛門はさらに、天明二年(一七八二)五月に幕府の小姓、新見愛之助が、登城時に田安門外の牛ヶ淵に落ちたが、この呪文を懐中していたため、怪我せず上がったことなど、この呪文の効用について書き加えている。この一件は根岸鎮衛の「耳囊」でも紹介されている。上田家に時候見舞のため参上した広島藩士渋江舎人から、梅梢院がこの札を持っているので分けてもらえると言えられ、東城浅野家ではこの札五〇枚入り一包を入手した。
- 164・二四 姫君 第九代広島藩主浅野齐肃室の末姫(一八一七〜七二)。第一二代將軍徳川家斉二四女。徳川家斉の養父(実兄)斉脩室は、家斉七女峰姫であるため、末姫にとって斉昭は甥に当たる。
- 165・一〇 後藤松軒父子 広島藩士後藤松軒(五頁注)と

- その子後藤浩軒（一八三丁一八九〇）。浩軒は後に静夫と改名。大坂で緒方洪庵に学び、安政二年（一八五五）に帰広して、広島藩に仕えた。慶応二年（一八六六）側医師並。「藩士職禄前編」では一〇人扶持薬種料銀一〇枚。
- 165・二 杉田新兵衛 広島藩士。嘉永七年（一八五四）先手者頭より中小姓頭、安政六年番頭、「役人帖」では番頭同格（番外）一〇〇〇石、文政十年（一八二七）父新蔵家督。
- 165・二五 島本全之丞 広島藩士。「官禄帖」では大小姓並、一五石、広右衛門倅。慶応三年勘定所吟味役。「役人帖」では吟味役、一五石三人扶持ほか、安政六年六月召出、父広右衛門。
- 165・二五 丹羽清兵衛 広島藩士。安政三年四月棒火矢方、文久三年（一八六三）納戸奉行次席、「役人帖」では納戸奉行次席、三九石三人扶持、文政六年七月父十郎家督。
- 165・二九 松野文四郎 広島藩士。天保八年（一八三七）奥詰（唯次郎倅）、嘉永七年鎗奉行、安政三年大筒頭、同六年普請奉行。
- 165・二九 植田小三郎 広島藩士。天保二年勘定所吟味役、弘化四年（一八四七）武具奉行次席、嘉永七年武具奉行、安政三年慶熾公御前様広式用役、同五年郡廻り、同六年普請奉行、文久二年郡廻り。
- 166・一 石燈籠 三家老は、国泰寺の大光院浅野慶熾（廟所へ、石燈籠一对（二基）を八月一日までに献備した。
- 166・七 恒助 家老東城浅野家士小倉恒助。安政六年九月甚右衛門跡目相続、小姓組。慶応二年二月小姓組本格、児小姓。
- 166・頭書 左伝 「是於周易曰、隨元亨利貞、無咎。元、體之長也。亨、嘉之會也。利、義之和也。貞、事之幹也。（是れ周易に於て曰く、隨は元亨利貞、咎無しと。元は、體の長なり。亨は、嘉の會なり。利は、義の和なり。貞は、事の幹なり。）」（『春秋左氏伝』襄公九年）の一節である。
- 167・三 実山 彦右衛門の二男幾三郎。法名は実山賢秀童子。嘉永四年七月十四日生。安政二年八月九日没。
- 167・頭書 久左衛門 家老東城浅野家士山川久左衛門。安政二年三月熊賀から改名。嘉永七年四月步行組並御戻し、万延元年（一八六〇）十月勘定所御銀方、文久二年一月步行組本格。
- 167・頭書 山川吉太郎 家老東城浅野家士。久左衛門の子。安政六年八月步行組並御雇、鼓螺方加役、万延元年五月に久左衛門から勘当。

- 167・頭書 十兵衛 家老東城浅野家士山中十兵衛。安政四年(一八五七)四月歩行目付帰役、先供頭取兼帯。慶応二年(一八六〇)二月歩行筆頭。
- 167・頭書 山中市之進 家老東城浅野家士。十兵衛子。慶応二年五月御歩行組御雇、二人扶持、鼓螺方加役。慶応三年九月御用部屋詰・加役共御免。
- 168・五 亡母 家老東城浅野家士辻並次の室。安政二年九月に十三回忌を迎えているので、天保十四年(一八四三)九月に死去。
- 168・二 誓願寺 広島城下天神町の浄土宗西山派寺院。
- 168・二 おちか 家老東城浅野家士藤川毎登の娘か。安政三年五月に倉橋島の藤村土佐守へ嫁ぐ。
- 168・二三 石田喜兵衛 家老東城浅野家士。中小姓であったが、平生から「甚不動」の上、放蕩により困窮し、家中から度々後妻縁組しながら熟縁とはならず、取引振甚不埒千万のため、嘉永五年(一八五二)四月に扶持切米を召上げられ、東城へ逼塞を命じられた。
- 168・二四 長束守之助 家老東城浅野家士。安政三年八月六左衛門死去により、九月に同家を相続。長束守之助は「重キ御咎」となったが出奔し、文久二年(一八六二)四月に芸備領分から追放され、帰家した場合に困いへ入れるよう養子の佐一郎へ命じた。
- 168・頭書 長束清次郎 家老東城浅野家士。茂兵衛市郎右衛門の嫡養子。安政二年二月歩行組御雇。同年十月御用部屋詰、同四年三月書役(御雇)より歩行組へ召出し、歩行目付・御先供頭取兼帯、同六年八月「不風聞」により歩行目付免。十一月御台所元方。万延元年八月勘定所詰、御紙方等本方兼帯。元治二年(一八六五)四月勘定所詰。当用方。
- 169・七 各国舶来之武器類 八月二十日に幕府が発した触書『幕末御触書集成』第五巻、五〇八八号)。八月二日に横浜が開港した。
- 169・二 外国交易御取開有之 六月二十三日に幕府が発した触書『幕末御触書集成』第六巻、六三〇八号)。
- 170・二五 御花畠 広島城本丸から内堀を挟んで西側、三之丸の堀端にあり、その正面が東城浅野家上屋敷。
- 171・二 徳応寺 城下寺町にある仏護寺一二坊の一つで、浄土真宗本願寺派寺院。
- 171・二三 寺尾隼人 広島藩士。安政六年番頭。
- 171・二三 誓詞 新たに就任した上級藩士誓詞血判は三家老列座のもので行われた。
- 171・一八 水術 主馬しめ流水術。藩主浅野斉賢が船頭役の熊野亀太郎・草井藤一郎等に命じて松山藩で神伝

(佐一郎は御叱、差控)。なお、守之助の家名は万延元年(一八六〇)五月に長束定登に立てさせた。

流水術を学ばせ、印可状を受けて文政十一年(一八二八)に帰藩した。桑原吉郎二は主馬流水術の師範であった。

171・頭書

佐々木猶馬 家老東城浅野家士平左衛門の子。

安政六年(一八五九)八月御用部屋詰、十月書役、元治元年(一八六四)十二月小姓組並取立て、御用部屋詰。

171・頭書

岡田八十太郎 家老東城浅野家士。安政二年二月筆頭より勘定所詰、同四年三月小姓組取立、勘定所詰、そのまま趣法所出勤。文久三年(一八六三)十一月小姓組本格。祖父喜六代より持ち伝える袋町の屋敷は近年建て替え、殊外立派、相心「手広」であったという。

172・二

東都免角不平穩 安政大獄によつて捕縛した志士の処分が断行された後、八月二十七日には一橋慶喜が隠居・慎、徳川慶篤が差控、徳川斉昭が国許永塾居にするなどの処分があった。その後、一橋派、または戊午の密勅に関与した諸藩家臣や廷臣、一橋派の与党と目された岩瀬忠震・永井尚志・川路聖謨ら幕府諸有司の処分が言い渡された。

172・三

尚又御引込 老中太田備後守資始(道醇)は、大老井伊直弼から徳川斉昭への処罰が軽すぎると非難され、安政六年七月二十三日に辞任したが、八

月二十八日にはさらに慎みを命じられた。

172・一八

地震 安政六年九月九日朝五半時に石見国西部山中で発生した地震。広島城では重陽節句のため家中が登城したところ、休息所の鴨居が墜損し、多門の瓦が落ち、刀架に掛けた刀が残らず落下した。山県郡加計地方では安政南海地震や前年十二月二日の地震よりも強く感じられ、これまで伝承したことがない規模で、諸山の滝石が崩れ落ちる大音響が鳴り、家屋や築地などに被害が出た。その後も余震が続いた。広島では、十一日の地震は九日よりもやや強く、十六日はやや軽い地震であった。度重なる地震により、広島藩では厳島神社で万民安全の祈祷を行わせた。

172・頭書

田宮政之進 家老東城浅野家士。安政四年三月步行組御雇、安政六年九月嘉仲太跡目、步行組。

172・頭書

上野吉次郎 家老東城浅野家士。安政六年九月父彦三郎家督、步行組。御用部屋日参。文久三年十一月書役。

173・一〇

去ル卯年霜月五日 卯年は誤りで、正しくは嘉永七年(寅年)十一月五日の安政南海地震のこと。

176・頭書

村井虎次郎 家老東城浅野家士。嘉永五年(一八五〇)十二月真斎跡目、步行組並、四石一人扶持。安政六年九月武器方付、文久元年十二月、武器蔵の

- 腰物盗難事件で処罰はなかったが、以後心付けるよう命じられた。
- 178・九 差向近在、町新開の様子 茂長は青山内証分家当主として長く江戸にあり、国元の事情を見聞する機会が乏しかった。広島藩主として帰国するに当たり、全領内の人民の生活状況を視察することを強く希望し、まずは近郡から着手したいと考えた。このため広島藩年寄は郡奉行を通じて広島近郊の沼田・安芸・佐伯・高宮四郡代官へそれを予告した。しかし、今回の在国中はその余裕がなく、広島町新開へ数回出向いただけで終わった。この領内廻りが本格化するのには、次に江戸から帰国する文久元年（一八六一）のことである。
- 179・一六 押御証文 広島藩の武士が町方から借銀する場合に入れる証文。享保三年（一七一八）、広島藩は財政難で家中からの借銀に応じられなくなり、町方からの借銀を認めることになった。広島藩家中では一〇〇石以上の給人は代官が、それ以下の切米取は勘定所吟味役が保証人となり、借銀する者の知行物成や切米を抵当にした。寛政四年（一七九二）以降は、家中押米の借銀返済は利足が八朱、五か年賦返済となった。
- 180・二 藤川おとめ 藤川甚吉郎妹。「於留」とも表記。
- 180・頭書 慶応二年（一八六六）九月に三原浅野家士小池良太郎の息子と婚姻。
- 180・頭書 由良保人 家老東城浅野家士。辰太郎の父。文政十二年（一八二九）に逼塞となり東城住となるが、嘉永五年（一八五二）四月に免じられ、書院御供使、同年六月書院台所詰筆頭、同七年閏七月中小姓より奥付。
- 181・四 八木真喜太 家老東城浅野家士。八木家は与力一一家の一つ。安政三年（一八五三）三月馬廻筆頭。
- 181・五 松本三寿 「家乗」には松本三珠という表記もあり、どちらが正しいか不明。玄順の子。
- 181・一九 深谷三郎 家老上田家士。安政六年一月小納戸役から出頭役、同七年二月側用達。元治元年（一八六四）二月知行所奉行、同年九月用人並。知行高一〇石。
- 181・頭書 三島屋 村上家と懇意な尾道の問屋商、三島屋孝助は、安政二年十一月に問屋商売を復活させ、東中浜へ転宅したが、孝助は同三年十一月に死去。尾道鯛屋から栄助を養子に迎えるが、翌年九月に欠落したため、前養子喜一郎が復縁した。
- 182・一〇 小倉恒助母 家老東城浅野家士小倉甚右衛門（安政六年八月五日死去室で、恒助の母さだ。文久四年一月東城浅野家老女に召し出され、千代浦と

改名。

182・二四 尾長天神社 広島城下の北東、饒津社や広島東

照宮の裏手にある二葉山から、南へ続く尾長山の南中腹に鎮座する。城下皆実みなみ新開の豎岩社、大須

賀村稻荷社等を抱える有力神社で、五代藩主吉長六代藩主宗恒も社参した。「千丈岩」の位置は不明。

183・四 伊藤八之助 広島藩に召し抱えられた能役者。

「藩士職禄前編」では役者組二六名のうち六番目、一三石三人扶持。

183・二三 胡子祭礼 広島城下胡町こひぢの胡子神社は、十月二十日

祭日で、前夜からあった。祭礼は戌刻午後八時頃までと制限され、夜間の参詣は禁止されていた。

183・頭書 三津井滝次郎 家老東城浅野家士。嘉永三年

(一八五〇)八月御次坊主(玄賀)、安政四年(一八五七)

三月選俗、御用部屋詰、日参、同六年十月御用部屋詰免、万延元年(一八六〇)十月鼓貝方加役、文久三年(一八六三)八月步行目付、御先供頭取兼帯、慶応三年(一八六七)九月勘定所詰。

183・頭書 土屋篤三郎 家老東城浅野家士。安政六年十一月

勘定所詰、当用方、万延二年一月步行組本格。

184・一〇 洞春寺河原 洞春寺は毛利輝元が天正元年(一五

七三)の元就三回忌に、高田郡郡山たかのやまに創設した臨濟

宗寺院。毛利家の広島移転に伴い、洞春寺も現在の

の広瀬神社付近へ移転した。毛利家の防長移封に伴ない寺は山口へ移ったが、洞春寺の地名はその後も広瀬村に残った。広瀬村の西を流れる天満川の上流は大正頃までは砂洲が広がり、「洞春寺河原」と呼ばれた。

184・頭書 加須屋左近 加須屋左近武成(一六〇三〜一七四)は

賤ヶ岳七本槍に数えられた糟屋武則の甥で、和歌山藩士加須屋助兵衛の子。弓の名手で、京都三十三間堂の通し矢で三度「天下第一」となった。慶安四年(一六五二)から会津藩に仕え、弓術三流派の一つ「日置道雪派」の流祖となった。

184・頭書 恒川五郎兵衛 村銘の加須屋武成の時代とす

ると、扱銘の「恒川五郎兵衛」は佐倉藩士恒川十郎兵衛のことか。海野仁左衛門に道雪派弓術を学び、寛文五年(一六六五)に江戸浅草三十三間堂で惣矢三〇七三射のうち一〇二四本の通矢した。

185・一八 養子妻縁 武士の貧困化とともに、強壯な実

子がありながら、種々の理由を付けて富裕者の持参金などを目当てに養子を迎える傾向があり、幕府は再三それを禁止し、嘉永六年七月にも、そのような事例が依然として絶えないと厳命を発した。^⑨幕末御触書集成『三、二九七五号』。広島藩でも同六

- 年十二月二十三日、幕府の命令を添えて藩士に布令した。このことについては彦右衛門も同年十二月二十七日の日記に触れている。
- 186・一七 文化三年六月被仰出 村上勇威の文化三年(一八〇六)六月「家乗」(巻三十夏)には、東城浅野家中の養子縁組に関する達書は掲載されていない。
- 186・頭書 中島清五郎 家老東城浅野家士。安政六年(一八一九)十月歩行列加の亡父庄七の功績により足輕組になるべきところ、格別に歩行列加御次坊主。清甫と改名。
- 186・頭書 桂喜三太 家老東城浅野家士。喜十郎の子。安政六年十月刀差組に召し抱え、文久元年(一八六一)七月彦右衛門の貸供として東城へ出張。
- 188・二 出火 安政六年十月十七日夕七時過ぎ、江戸城本丸中之口辺から出火し、本丸御殿を焼失した。將軍家茂は西之丸へ移り、天璋院徳川家定室や本寿院家定母も吹上御園へ立ち退いた後、西之丸へ移った。彦右衛門は嘉永五年(一八五二)六月六日にも、同年五月二十二日の江戸城西之丸火災について、「右西之御丸者去ル天保九年御焼失有之、当年二而九年振、恐入候事也」と記述する。
- 189・一 たつ 家老東城浅野家老女格。浅野周防道博との間に於霜(一八五二)五三、於質(一八五二)一八
- 190・頭書 山本円之助 家老東城浅野家士。安政二年十月鼓貝方加役御免、同六年十一月歩行目付、御先供頭取兼帯、慶応元年(一八六五)六月御用部屋詰。
- 191・一七 お喜代 木野一馬の娘。慶応二年九月二十七日に丹羽家から米榎謙蔵を婿養子に迎える。
- 191・一八 大芝 南流する太田川の西岸にある沼田郡新庄村の北東部。太田川に面し、川土手が草原に覆われたところから呼ばれた。大芝の河原では幕末に軍事演習が行われた。
- 192・一 木野おしつ 木野一馬の娘。明治四年(一八七二)三月に東城浅野家土岡島平之進の後妻となる。
- 192・二 御泉水 広島城東方の武家屋敷町である上流川町の北部にある庭園で、泉水屋敷・泉邸とも呼ばれた。現在の縮景園。
- 192・一七 大島敦負 広島藩士。前名は織衛。弘化三年
- 五三(五四)、舎人市松(一八五四)五七、太声助七、一八五五(五七)、又声(妾腹)と記載、一八五七(五九)を儲けるが、いずれも早世した。万延元年(一八六〇)五月の周防死去に伴い同年七月御暇。

- (一八四六)先手者頭、安政二年中小姓頭、同三年用人、文久元年(一八六一)旗奉行。「役人帖」では並寄合次席、八二〇石、天保八年(一八三七)九月父河内家督。
- 192・頭書 和泉川酒 東城で醸造された酒。
- 193・五 植木六右衛門 安芸郡海田市の鋳物師で、安芸国西部の多数の寺院梵鐘を鋳造し、「芸州海田植木某」という鐘銘を残す。海田市では宗像氏が大砲鋳造細工人として広島藩に召し抱えられたことが知られるが、『海田町史』通史編、植木氏が砲を製作したという記録はこれまで知られていない。
- 193・一九 大谷愛三郎 広島藩士。文久三年勘定所吟味役。明治元年(一八六八)川口番所詰、「役人帖」では吟味役同格(廿日市口屋番)、三〇石三人扶持、天保六年八月父清九郎家督。
- 195・七 中村雅人 家老上田家士中村正人。安政五年(一八五八)一月召し出され中小姓。
- 196・三 条約 安政五年六月十九日に日米修好通商条約、七月十日に日蘭修好通商条約、七月十八日に日英修好通商条約、八月十九日に日露修好通商条約、九月三日に日仏修好通商条約がそれぞれ締結された。同六年六月幕府はこの五か国との通信条約の写しを各藩内へ公布するよう命じた。広島藩
- 196・九 真覚院 広島藩第八代藩主浅野斉賢庶子の又五郎長駿(なみかはや) 天保七年一月十九日に江戸の赤坂中屋敷で逝去し、江戸青松寺へ葬られた。享年十八歳。
- 196・二〇 青松寺(せいしょうじ) 江戸愛宕下の曹洞宗寺院で、曹洞宗江戸三か寺の一つ。浅野家など大名諸家の菩提寺であった。
- 196・頭書 得井勘次郎 家老東城浅野家士。文久三年七月小姓組並に召し出され、御馬方、書院台所日参。
- 197・二 江戸同姓 井上外記流砲術の宗家で、幕府鉄砲方の井上左太夫。
- 197・二 斐鯨鉞 電磁石と思われる。松代藩士佐久間象山は嘉永二年(一八四九)に日本初の指示電信機による「電信」の試験を行ったほか、様々な文献をもとに電磁石、絹巻銅線などの実験を成功させていた。
- 198・九 奚扱(な)「奚んぞ扱ばん(えら)」は、「どのように違があるだろうか(いや違いはない)」の意。
- 198・一九 南之御屋敷 安政六年十二月十五日、広島城内三之丸南御屋敷東城浅野家上屋敷の南方の女中物置所建物から発した火災は本館へも燃え広がり、同屋敷が全焼した。それに近い三之丸屋敷に

は先々代藩主浅野斉肃と、その実母梅梢院が住居していたが、避難した。

諸祭事が復活し、同十七日には藩士賞典が復興した。

200・三

熊谷直彦 広島藩士熊谷直彦（一八二八—一九三三）。通称は兵衛。文久三年（一八六三）に帰国し側詰次席明治元年（一八六八）に京都留守居役。「役人帖」では側者頭添役次席（京都屋敷番添定京、江戸留守居勤向加り）、一五石三人扶持ほか、文久二年十月召出父左門。四条派画家としても名声が高く、明治三十七年には帝室技芸員に挙げられた。

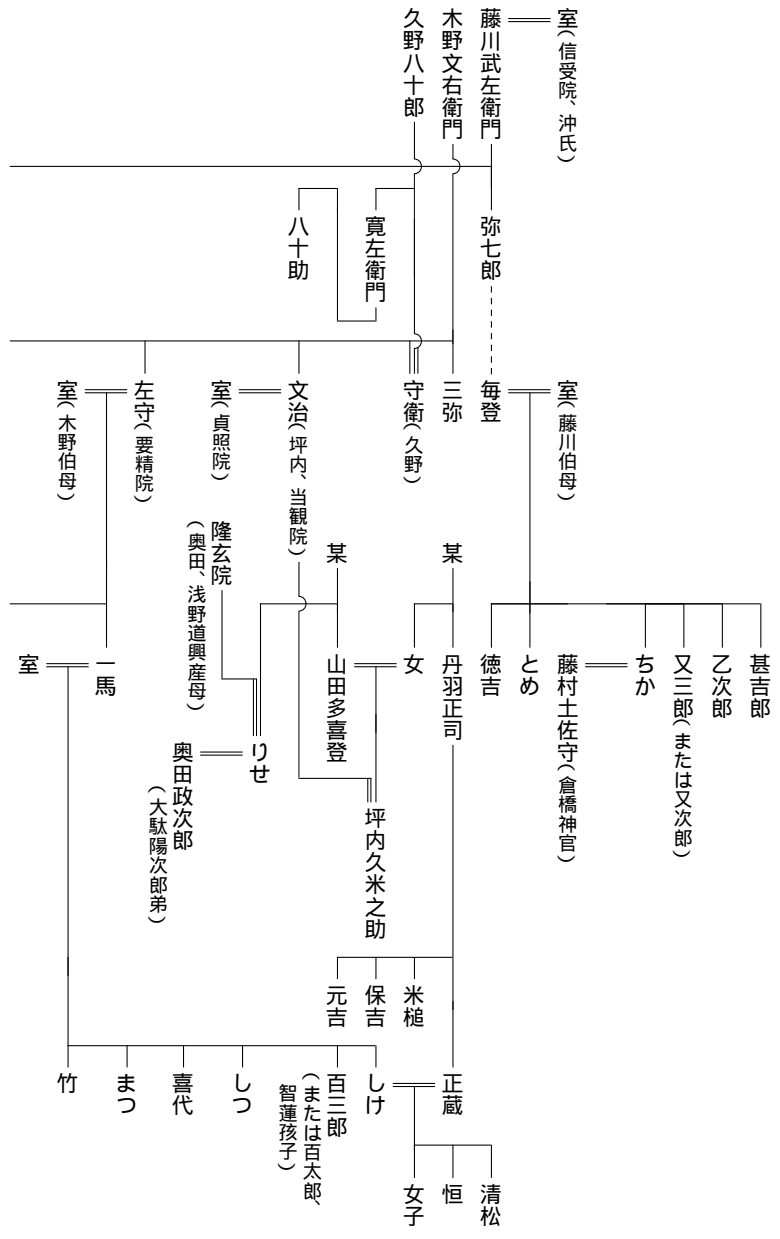
200・二七

去ル辰年 毎年未、東城浅野家では、家計に苦しむ家中を援助し、年越しができるよう主家から御仕向物切手が支給された。財政難の東城浅野家では、本高の半方渡しとなることが多かったが、嘉永六年（一八五三）、安政二年（一八五五）、同四年、同六年と、一年おきに七分五厘渡しであった。

201・五

嘉永元年 嘉永元年四月、広島藩では大俵令が発せられ、諸庁の経費を半額に削減し、民間へは節句の祝事を含めた厳酷な大俵を命じた。さらに同年末には家老以下諸士卒に対して、年頭・歳暮・五節句等の祝詞・訪問を廃止し、寒暑の見舞訪問や音信贈答、饗応・供連・吉凶慶弔・祭事に至るまで省略するよう命じた。しかし、藩政刷新に当たりこの方針は見直され、安政六年九月七日には

村上家関係系図(安政六年末、推定もあり、カッコ内は旧名、別名など) ゴシックは安政六年末の生存者



- 1) 利円庵(村上家初代三郎右衛門) 62, 166
 隆玄院(浅野道興実母) 72, 74, 78, 79, 90-94, 100, 101, 123, 191
 隆向寺 54, 55, 70, 158, 166, 168
 良義院 161 → 渡辺宗右衛門
 良泉(山中碩庵門人) 93
- ろ
 六丁目様(浅野道博) 5, 22, 27, 36, 40, 71, 85, 128, 130, 133, 155, 163, 173, 176, 183, 187, 189, 200, 202
 → 浅野周防
- わ
 若殿様(浅野慶熾) 31, 36, 37
 → 御先代様, 大光院, 殿様, 松平安芸守, 源慶熾
 脇坂中務大輔(安宅〔中務侯〕) 88
 脇本武兵衛 5, 109, 156
 和合
 一貫大夫 160
 一誠次郎 160, 163, 170
- 渡辺
 一四郎右衛門 19, 31, 86, 88, 123, 134, 156
 一四郎右衛門妻 64
 一宗右衛門〔良義院, 渡辺氏〕 5, 28, 32, 41, 69, 70, 135, 159, 161, 171, 174 → 良義院
 一宗右衛門妹 62
 → 得井満四郎養母
 一秀之進 6, 111
 一雅登〔渡辺氏〕 4, 6, 7, 20, 21, 26-29, 38, 42, 44, 50, 54, 57, 59-62, 69, 74, 78, 80, 84, 92, 95, 111, 115-117, 119, 123, 124, 127, 128, 132-135, 144, 150-152, 155, 161, 172-179, 181, 183, 184, 188, 189, 197, 200, 201
 一雅登室 118
 渡部
 一九兵衛 118
 一廉之助〔渡辺〕 44, 67, 127, 154, 176, 177, 185, 191, 198

- 一内室(源内内室) 87
 山県
 一妹 120
 一たみ〔虎之丞姉〕 15, 171, 180
 一彦一 15, 88
 山川
 一吉太郎 167
 一久左衛門 156, 167, 178
 山口逸仙 155
 山崎
 一右内 83, 132, 138, 140,
 142~144, 146, 156, 166,
 189, 192
 一他人槌 140, 144
 山下
 一角大夫 113
 一作兵衛 135
 一多八郎〔太八郎, 山下先生〕 5, 62
 山田
 一幾太郎 88
 一多喜登 38, 39, 57, 59, 74, 83, 90,
 94, 113, 114, 132, 175,
 176, 180, 187
 一多喜登妹(りせ) 78, 79, 94, 130
 → 奥田りせ
 一都津記 121, 123
 山中
 一市之進 167
 一十兵衛 167
 一順庵 163
 一碩庵〔山中氏〕 15~17, 29, 31, 35,
 44, 47~49, 51, 64~72,
 75~77, 80~82, 84, 86,
 87, 93, 94, 99, 108, 111,
 113, 114, 116, 119, 127,
 131~135, 163
 一仙庵 48, 65
 山野井道沢 73
 山村静登〔静人〕 5, 76, 110, 140, 146,
 150, 161, 164, 174, 177,
 181, 182, 192, 194
 山本
 一円之助 190
 一十四郎 6, 111

 ゆ
 湯浅勝之助 12
 湯川
 一新太郎 23, 48, 112, 118, 141,
 189, 194, 195
 一兵馬 6, 182
 弓削左膳 160
 由良
 一助三郎 160, 162
 一善助〔嘉久馬〕 62, 115, 160, 162,
 174
 一善助妹 162
 一辰太郎 23
 一保人 180
 一保之丞 162, 163, 173, 174, 199

 よ
 横関庫次郎母 64
 横田 斎 99
 横地代太郎 16
 吉田
 一栄蔵 84
 一儀右衛門〔吉田先生〕 5, 20, 121
 一吉五郎 20, 125, 178
 一清太郎 11, 12, 18, 23, 26, 49,
 110
 一藤馬 5, 9, 11, 70, 74
 一与九郎 9, 146~148
 吉田屋吉左衛門 127
 吉本恒之丞 5, 8, 14, 42, 51, 100, 111,
 155, 156, 162, 178, 187
 米原
 一岩之助 125, 156
 一岩之助母 172

 ろ
 頼
 一聿庵 4
 一杏坪 135

47-49, 51, 56, 67,
75-77, 79, 83-87, 93,
118, 119, 125, 126, 129,
132-134, 140, 141, 143,
148, 152, 153, 158, 159,
172, 180, 191, 193-195

室角

—左源次 27, 29, 31, 110, 126, 143
—雄之進 143, 144, 154

毛

森

—光太郎 38, 191
—新太郎 179
—仙太郎 12, 38, 39, 42, 48, 49,
115, 117, 181, 190
—滝之助 108
—直十郎 69
—平之進 23, 35, 48
→ 岡島平之進

森岡

—弟婦(万之進室たつ) 23, 24, 57,
117, 130, 162, 172, 187,
188
—後室(十兵衛室) 23, 24, 121, 136,
191
—さよ(佐代) 24, 121
—十兵衛 96 → 諦聴院
—槌 12, 14, 98, 100
—ます 9, 16, 112, 121, 155, 191
—万之進(森岡氏) 5, 7, 9, 10, 16,
19, 22, 23, 25, 26, 34, 36,
37, 40, 42-45, 51, 52, 54,
62, 64, 66-68, 70, 71, 76,
78, 79, 83, 85, 87, 88, 92,
95, 96, 100, 104, 109, 110,
112, 114, 117, 119, 120,
123, 125-127, 129-138,
140-146, 150, 151,
153-157, 159, 161-163,
165-175, 177, 178, 181,
183, 184, 187, 191, 192,

195, 197, 202

森川何某(酒肆) 153 → 万束屋何某
森島

—佐兵衛(水主) 67, 136, 137, 191
—兵蔵(村上家若党) 9, 11, 12, 14,
16, 21, 31, 44-46, 50, 52,
54-57, 59, 65, 68, 71, 72,
75, 77, 83, 85, 87, 88, 92,
93, 95-97, 102-104,
112-117, 119-121, 123,
126, 127, 136, 137, 142,
146, 148, 151, 152, 154,
155, 157-164, 166, 167,
182, 183, 185, 187,
190-192, 195, 196, 199,
200

森山(守山)源之助 119

森脇 栄 155

や

八木

—喜真太 173, 181
—広次郎 110, 111, 129
—藤弥 23, 54, 140, 154, 170,
174, 185
—野右衛門 23, 54, 170

八島

—周軒(周哲) 162, 173, 194
—周伯(周軒, 矢島, 八島氏) 15, 16,
22, 30, 66, 67, 86, 110,
152, 158, 162, 167,
171-174, 176, 185, 193,
202
—周伯(矢島) 154, 158

安井平治 43

八十野(東城浅野家老女) 13, 15, 51,
67, 128, 152, 176

矢野

—幹太郎 87
—犀右衛門(源内) 18, 40, 74, 75,
81, 115, 116, 136, 137,
154, 165, 168, 182

み

三木

- 一幸次 101
- 一茂大夫 23, 29
- 一友太郎 23

三島屋お袋 181

水上

- 一策之進 30
- 一甚大夫 146~148

水谷

- 一伯母(又左衛門室) 54, 55, 88, 89, 99, 101
- 一八十郎(満貞) 40, 54~57, 60, 62, 63, 70, 80, 81, 84, 89, 99, 110, 116~120, 122, 136, 156, 166, 170, 171
- 一又左衛門(伯父,大寿院,水谷氏) 5, 6, 13, 22, 23, 26, 40, 54~57, 62~64, 68, 80, 81, 98 → 大寿院

水野飛驒守 58

溝口

- 一主膳正(直溥) 57
- 一伯耆守(直諒) 57

三園大学(三园大学) 118

三滝観音 32

三津井滝次郎 183

水戸侯(水戸殿〔徳川慶篤〕) 118

水戸老公(前黄門,前中納言〔徳川斉昭〕) 58, 118, 122

源

- 一家定(徳川家定) 3
→ 温恭院,公方様,將軍様
- 一家茂(徳川家茂) 4, 107
→ 紀伊様,公方様,將軍様,徳川家茂
- 一斉肅(浅野斉肅) 3
→ 少将様,殿様
- 一茂長(長訓〔浅野茂長〕) 4, 107
→ 殿様,松平安芸守,松平近江守
- 一慶熾(浅野慶熾) 4

→ 御先代様,大光院,殿様,
松平安芸守,若殿様

三宅

- 一吉左衛門 5, 6, 35, 89, 91, 93, 111, 113, 117, 118, 121, 133, 135, 163, 165
- 一吉左衛門室 14
- 一春齡 5, 55, 60, 66, 98, 110, 114
- 一大助 143
- 一内外 8, 17, 19, 23, 26, 60, 136, 137, 152, 170, 202
- 一内外室(家内) 17, 32, 136, 137, 200
- 一益登(益人) 23, 133, 163, 164

宮崎藤九郎 8, 17, 118, 146

宮野新五 136

妙円廟(村上家初代三郎右衛門室) 85, 166

妙慶院 5, 9, 11, 17, 22, 23, 25, 26, 30, 35, 41, 43, 44, 46, 48, 55, 56, 59, 63, 70, 75, 83, 92, 93, 98, 100, 104, 110, 113, 115, 117, 120, 129, 138, 145, 148, 153, 159, 160, 163, 167, 168, 176, 180, 183, 184, 191, 193, 199, 202

妙慶院和尚 23, 30

明星院 11, 76, 147

明信院 55

妙頂寺 35

妙風寺 16, 119, 188, 190

む

村井

- 一喜大夫 160
- 一清太(清太郎) 125
- 一豊太郎 125
- 一虎次郎 176

村上千代雄植(長植) 4, 7, 13~17, 29, 32, 35, 37, 39, 41, 43~45,

- 160~162, 174, 175, 178,
179, 183, 184, 189, 195,
198, 200
- 一内室(善大夫内室) 167
- 一眠石〔八十三翁,堀尾翁,堀尾老人〕
9, 10, 19, 21, 23, 26, 40,
43, 52, 55, 59, 71, 108,
114, 133, 135~137, 141,
142, 152, 162, 170, 172,
184, 202
- 一老室(眠石室) 7, 12, 62, 66, 68,
78, 144, 161
- 本逕寺 50
- 本光院 88 → 浅野遠江奥様
- 本郷丹後守(泰固) 58
- 本照寺 11, 92, 93, 100, 120, 191
- 本諦院(坪内数登) 40
- ま
- 前川為三 91
- 前浜武七 25, 26, 161
- 牧野
- 一喜和馬 30, 146, 147
- 一作太郎 16
- 一三郎助 16
- 一平司 146~148
- まづ(浅野出羽御人) 182
- 松井
- 一邦介 12, 18
- 一庫人 12, 27, 36
- 松浦
- 一久米之丞 6, 7
- 一豊吉 140, 168
- 松田
- 一栄吉 16, 136
- 一健蔵 6, 16, 31, 52, 111, 129
- 松平
- 一安芸守(浅野茂長) 112, 121, 127
→ 殿様,松平近江守,源茂
長
- 一安芸守(浅野慶熾) 40
→ 御先代様,大光院,殿様,
- 源慶熾,若殿様
- 一伊賀守(忠固) 58
- 一和泉守(乘全) 58, 91, 126
- 一越前守(慶永) 58
- 一近江守(浅野長訓) 37, 88, 90, 91
→ 殿様,松平安芸守,源長
訓
- 一近江守(石見守,為五郎〔浅野長興〕
88, 90, 92, 94, 112, 121,
126
→ 松平近江守,松平為五郎
- 一大蔵大輔(前田利聲) 37
- 一左京大夫(頼学) 58, 59
- 一摂津守(義比) 58
- 一丹波守(光則) 118
- 一飛騨守(前田利鬯) 118
- 一肥後守(肥前守,鍋島斉正) 58
- 一備後守(浅野斉肅) 40
→ 少将様,殿様,源斉肅
- 松野文四郎 165
- 松宮奎之助 5
- 松村弥助 30, 168, 180, 181
- 松本
- 一玄順 9, 10, 12, 26, 66, 68~70,
72, 91, 116, 135, 136,
161, 163, 180
- 一三珠〔三寿〕 67, 181
- 一与兵衛 48
- 一良伯 5, 6, 10~17, 19~22, 29,
31, 42, 47, 66~71,
75~81, 83, 84, 92, 100,
111, 115, 127, 130,
132~134, 136~139, 144,
145, 148, 152, 156, 158,
159, 166, 174, 193~195
- 松本屋亀次郎(東城) 8
- 間部下総守(詮勝) 58, 122, 138
- 真野謚五郎 43, 186
- 丸茂文陽〔丸毛〕 124
- 万吉(大工) 187
- 万束屋何某(酒肆) 153 → 森川何某

- 備前侯(池田慶政) 122
 一井嘉内 6, 111, 123, 129, 160, 163, 170
 一橋様(慶喜) 58
 姫君様(浅野育肅室末姫) 164
 平尾宗右衛門 6
 平川勘助 23, 167, 168, 183
 平野
 一たけ 153
 一伝右衛門(藤吉郎,平野氏) 5, 7, 18, 23, 31, 48, 52, 70, 75, 109, 116, 119, 121, 124, 125, 129, 130, 136, 137, 140, 141, 151, 157, 163, 165, 167, 172, 173, 190, 191, 198
 一藤吉郎妻 16, 121, 171
 広隆(刀工) 87
 広田明神(佐伯郡串戸) 72
- 心
- 深江
 一静江 8, 147, 148, 152, 153
 一静江母 118
 深町真喜太 12, 144
 深谷三郎 181
- 福山
 一市之進 7, 63
 一覚右衛門 5, 6, 21, 22, 51, 110, 124
 一久馬 91
 一直衛 41, 42
 一良之進 154
- 藤井乙次郎(音次郎) 88, 93, 121
- 藤川
 一乙次郎 35
 一伯母 47
 一甚吉郎 23, 24, 26, 35, 75, 84, 98, 110, 136, 139, 163, 164, 171, 192
 一每登(叔父,藤川氏) 6, 22~24, 83, 111, 164, 170, 171, 189~191
 一徳吉 47, 95, 98
 一とめ(留) 180
- 藤之森社(藤森社,藤森大明神) 9~11, 16, 17, 32, 55, 66~68, 78, 104, 114, 126, 127, 199
- 藤村ちか 168
 船越嘉門 184
- ほ
- 芳雲院(浅野綱晟室寵姫) 47
 宝国(村上彦右衛門弟庫吉) 11, 115
 穂坂助大夫 99
- 星野
 一幸次郎 12, 47, 51, 56, 97, 161
 一正大夫 50, 70, 71, 81, 84
 一武平次 19, 39, 72, 81, 84, 85, 115, 156, 158, 161, 173, 177, 180, 183, 190
 一武平次妻 49, 77
 一武平次娘 198
- 細 六郎 139
- 細川侯(慶順) 122
- 堀田
 一恂之助 50, 143, 163
 一小膳 144
 一高勝(浅野高勝) 3, 107
 一備中守(堀田公,堀田侯(正睦)) 12, 28, 58, 184
- 堀江
 一専右衛門 6, 8
 一何某 21
- 堀尾
 一幾之進 12, 17, 23, 35, 37, 56, 139, 140, 153, 154
 一善大夫(堀尾氏) 4, 5, 7, 15, 19, 21, 27, 29, 38, 40~42, 46, 48, 49, 54, 56, 60, 61, 77, 79, 80, 83, 92, 96, 114~116, 119, 121, 125, 128, 130~135, 137, 138, 144, 147, 148, 153, 155,

中津屋

- 一はつの 120, 121, 168
- 一はつの夫 184
- 一万之助 7, 64, 65, 67, 71
- 一万之助妻〔中津屋跡, 中津屋妻〕 13, 14, 72
- 一万之助母 7

長門侯(毛利慶親) 122 → 長州侯

- 中西元7/₈(元禎) 66
- 永野武八郎 24~26, 116
- 永原守之進 37, 40

中村

- 一泰真(泰心) 18
- 一忠左衛門 51, 124
- 一每次郎 6, 111
- 一雅人(正人 妹) 195

中山卿(忠能) 28

名倉求馬 22, 144

南部

- 一要人 7, 83, 99, 110
- 一丹波守(信誉) 112

南部侯(利剛) 122

に

饒津社 21, 81

西川

- 一理三郎 119
- 一理三郎母 162 → 岩崎常介妹

二条公(斉敬) 28

新田良伯 117

丹羽

- 一越前守(長国) 58
- 一庄司(正司) 5, 49, 63, 76, 83, 86, 100, 110, 150, 156, 167, 177, 202
- 一正蔵〔庄蔵〕 11, 43, 45, 176, 186, 187
- 一庄蔵妻 43, 141
- 一四郎兵衛 118
- 一清兵衛 165
- 一恒〔庄蔵娘〕 156, 157

庭田公(重嗣) 5, 109

の

能称廟(村上家五代藤次郎) 66, 67, 77, 82, 170

野口金兵衛 125

野原八右衛門 12, 51

野村儀兵衛 72

は

梅梢院(浅野齐肅生母) 153, 162, 164, 168, 192, 199

橋本屋周五郎(周五) 13, 56, 81, 120, 121, 130

長谷隆助 154

畑口荘吾 154

波多野

- 一権祐 6, 7, 12, 31, 34, 40, 52, 71, 86, 92, 93, 102, 112, 126, 127, 129, 136, 170, 183
- 一清太郎 39, 43, 86, 102, 112, 118, 126, 145, 181

一内儀(権祐室) 13

服部繁大夫 35

林

一勝蔵 110

一大学頭(復斎) 28

一太郎八 110, 116

一太郎八妻 137

一茂平太 25, 26

一茂平太妻 136

原 要人 6, 62, 138, 148, 150

原田丈太夫 5

伴

一角馬 54, 60, 141

一左一 60

ひ

檜垣他人吉 39

東園 竹 132

東本願寺(京都) 47, 110

日置

一権蔵 111

一十太 111

諦聽院 112 → 森岡十兵衛
 寺尾
 一左兵衛 117
 一隼人 171
 寺西権六 129
 天璋院(徳川家定正室篤姫) 117
 天心院(浅野綱晟) 47
 伝福寺 68, 71, 83, 86, 121, 158,
 171

天満宮(内白島) 72
 天祐院(浅野齐賢) 98, 101
 天倫(妙慶院所化) 93

と

土井理作 25, 26
 洞雲寺(佐伯郡佐方村) 123
 藤右衛門(幕府中寄騎筆頭) 197
 等覚院 144, 157
 桃岳清林禅童子(桃岳殿) 128, 130
 → 浅野又吉
 道寛(国泰寺和尚) 123, 134
 道牛 123, 134 → 海蔵寺和尚
 東照君 122 → 徳川家康
 藤堂侯(高猷) 122
 遠山隼人正 89
 富樫周庵 60
 土岐丹波守(頼旨) 12
 得井

一勘次郎 196
 一幸之助(幸槌) 34, 56, 156
 一満四郎 6, 79, 161, 195, 196
 一満四郎養母 62, 64
 → 渡辺宗右衛門妹

徳応寺 171

徳川

一家茂(菊千代,宰相) 59, 69
 → 紀伊様,公方様,將軍
 様,源家茂
 一家康 3, 107 → 東照君

徳了寺(東城) 8, 16, 17, 51

土佐侯(山内容堂) 122

戸田平丞 22

殿様(浅野長訓・茂長) 91, 92, 95, 101,
 108, 112, 117, 119, 121,
 122, 126, 127, 137, 139,
 142, 147, 151, 153, 162,
 163, 168, 170, 173, 174,
 178, 179, 183, 191, 199
 → 松平安芸守,松平近江
 守,源茂長

殿様(浅野齐肃) 14, 17, 19, 31, 36,
 37
 → 少将様,松平備後守,源
 齐肃

殿様(浅野慶熾) 37, 40, 64, 72, 76, 77,
 80, 82, 83, 85, 87-91
 → 御先代様,大光院,松平
 安芸守,源慶熾,若殿様
 富永源五郎 30, 171, 183

な

内藤紀伊守(信親) 37, 58, 112
 直蔵(玄閑詰百姓) 7, 136

永井

一玄蕃守(尚志) 12
 一後室 141
 一仲之助(仲之介) 6, 19, 20, 111,
 158

中川

一新太郎(慎太郎) 110, 124, 146
 一太左衛門 124, 181
 一太左衛門室 74

中島

一庄七 115, 171, 186
 一清五郎 186

長束

一市郎右衛門(茂兵衛) 23, 24, 26,
 31, 60, 124, 129, 136,
 153, 168
 一吉之進 19, 39, 172
 一清次郎 156, 168, 190
 一千甫妹(渡辺四郎右衛門後妻) 123
 一茂兵衛娘 45
 一守之助 168

80, 86, 87, 97, 110, 113,
116, 135, 136, 141, 172,
191, 200
一実五郎妻 25, 32
谷口喜作 160
田野浦村喜太郎〔喜多蔵〕 99, 104
田野浦村権四郎 99, 101
田野浦村たけ 99, 104
田部幾衛 5
田宮
一嘉仲太 19, 158, 172
一嘉仲太妻 158
一政之進 172, 174
旦那様(浅野道興) 11, 18, 20, 29, 38,
41, 49, 63, 64, 77, 82, 85,
87, 90, 92, 93, 101, 119,
123, 130, 139, 141~143,
147, 148, 164, 167, 173,
176, 182, 184, 199
→ 浅野豊後, 紀道興, 御
前, 此御方様

ち
智恩院(京都) 119
茶屋七右衛門 132
長
一喜大夫 18, 19, 51, 81, 130, 148,
157, 171
一喜大夫室〔家内〕 113, 155
一武左衛門 19, 22, 35, 38~40, 42,
43, 48, 79, 91, 93, 127,
128, 130, 131, 138, 147,
148, 168, 170, 172, 174,
188
一武左衛門母 168
一弥三郎 23, 39, 130, 131, 144
一老室 123
長州侯(毛利慶親) 128 → 長門侯
超徳院(村上彦右衛門父星右衛門) 119
→ 先考

つ
辻

一妹(梅〔辻清人室, 村上彦右衛門妹〕)
10, 11, 16, 23, 24, 39, 40,
48, 81, 82, 93, 95, 103,
120, 121, 135, 137, 171
一清人(辻氏) 5, 6, 9, 10, 13, 14,
17~19, 21~23, 25, 34, 35,
37, 40, 42, 45, 49, 55, 56,
59, 64, 65, 69~71, 75, 77,
81, 82, 84, 85, 87, 92, 95,
98, 100, 102~104, 109,
111~114, 119~122, 125,
130, 136, 137, 140~142,
145, 152, 154, 156,
165~168, 170~175, 177,
178, 180, 182, 183, 185,
187~197, 199, 202
一清人亡母 168
一竹〔たけ〕 9, 14, 34, 45, 49, 51,
64, 65, 69, 103, 120, 142,
165, 166, 171, 177, 180,
181, 187, 188, 191
一八十槌 83, 84, 87, 93, 98, 100,
102, 103, 120, 138, 167,
171, 196, 197
一八十槌乳母 120
土屋
一篤三郎(徳三郎) 183, 190
一政之進 29, 111, 189
都筑勝太郎 160
堤屋十兵衛 118
堤屋茂左衛門(信州松本町人) 118
恒川五郎兵衛 184
坪内
一久米之助 7, 26, 40, 41, 49, 50,
109, 156, 202
一平之丞 41

て
程赤城 135
貞善(村上彦右衛門妹順) 48, 153

信楽廟(村上家四代勇藏室) 38, 141

す

瑞川寺(瑞泉寺) 89, 100, 101

随法院 190 → 石井後室

杉田

—相模 117, 143

—新兵衛 165, 172

鈴木主殿 103

鱸 兵馬 156

須藤並人 9, 18, 110

せ

せい(村上家下女) 193

誓円廟(村上家二代甚兵衛) 77, 82,
177

誓願寺 168

清岸寺 116

清岸寺和尚 70

清鏡院(浅野茂長故御奥様) 151

清七(江戸三河町三丁目辰次郎店仁三郎寄子)
119

清住寺 164, 166, 177

青松寺(江戸) 196

清次郎(奴可郡田殿村庄屋格) 133

清助(隆玄院兄カ) 101

政藏(北御部屋小回) 128

清輪(浅野道興娘文) 162

関 蔵人 7, 14, 83, 101, 103

是心院(是信院(岩崎常介亡母)) 15,
119

千賀代槌 133

千吉(御雇小人) 91

先考(先君,先考廟(村上彦右衛門父星
右衛門)) 21, 23, 27, 31,
82, 129, 164, 176

仙台侯(伊達慶邦) 122 → 伊達侯

先妣廟(村上彦右衛門実母) 27, 129

専立寺 71, 72

禅林寺 51, 120

そ

空鞘大明神 136

た

大光院(浅野慶熾) 98, 100-102, 104,
112, 119, 142, 153, 163,
164, 166, 189

→ 御先代様,殿様,松平安
芸守,源慶熾,若殿様

大寿院(大空院) 70, 81, 86, 121, 170
→ 水谷又左衛門

大道(国泰寺道寛弟子,海蔵寺住職)
123, 134

高木

—乙松 141

—後室 141

—来助(来介) 50, 113, 115, 153,
156, 169-171, 174, 176,
180, 183, 184, 188, 197

高崎弥五郎(瓦師) 119

高田彦三 195

鷹司殿(輔熙) 118

田上勇助 16

滝村多三郎 160

武内

—後室 36

—純介 23, 26, 38, 43, 45, 115,
119, 133, 141, 154, 158,
162, 171, 175, 176

—保之進 133, 171, 172, 174, 176,
177, 180, 184
→ 岩崎保之進

武田大炊 81

竹腰 恰 5, 6, 48, 59, 111

田坂

—栄之進 70

—織人 26, 70

伊達侯(慶邦) 122 → 仙台侯

田中

—栄作 25, 37, 136, 191

—栄作妻 25, 110

—実五郎 25, 26, 37, 40, 57, 66, 67,

一栄 5
 一藤之丞 128, 156
 桜井織部 143, 192, 193
 佐々木
 一猶馬 171, 183
 一平左衛門 151, 152
 薩州侯 122
 佐藤
 一喜代見 23, 41
 一大禅院(与三右衛門) 46
 一益之丞 6, 37, 40-42, 57, 58, 83,
 84, 109, 111, 120, 121,
 124, 129, 134, 135, 139,
 145, 148, 155, 161, 184,
 187, 200
 沢崎幸右衛門 18, 19, 22
 沢田吉太郎 141
 三次(小人) 21, 25, 26, 67, 87, 97,
 110, 136, 172, 200
 三代将軍様(徳川家光) 58
 三之御丸稲荷社 16, 120, 160

し

慈君(村上彦右衛門継母) 4-6, 10-13,
 15-17, 19, 21, 22, 26, 27,
 30-32, 35, 36, 46, 48, 51,
 56, 60, 64, 67-72, 74-80,
 82, 87, 95, 97, 98, 108,
 110, 114, 116, 117, 120,
 121, 130, 135, 136, 139,
 141-144, 151, 153, 159,
 160, 163, 165-167, 171,
 173, 176, 180, 181, 183,
 185, 187, 188, 191, 193,
 198, 200, 202
 地蔵尊(東城浅野家上屋敷御裏鎮守)
 57, 162
 しつ(静)(東城浅野家北御部屋女中)
 44, 45, 189
 実山(村上彦右衛門子幾三郎) 167
 芝山様(敬豊) 13, 119, 165
 芝山昌姫 13

島末
 一源太 30
 一七郎左衛門 30
 島本
 一広右衛門(島本氏) 63, 147, 150,
 155, 167, 187
 一全之丞 165
 清水隆達 15
 下瀬孫平 6, 8, 9, 37, 111, 174
 下竹屋村稲荷社 161
 受安廟(村上家二代甚兵衛室) 82, 92,
 93, 192
 秋岳幻錦禅子女 54 → 浅野捨
 秀山(村上彦右衛門子正介) 59, 163
 秋露(村上彦右衛門娘松濃) 54
 寿操院(浅野慶熾室) 102 → 御前様
 潤誓廟(村上家三代彦兵衛) 36, 140
 松栄寺 122, 164, 166
 将軍様(徳川家定) 58
 → 温恭院, 公方様, 源家定
 将軍様(徳川家茂) 122, 188
 → 紀伊様, 公方様, 徳川家
 茂, 源家茂
 少将様(浅野青肅) 37, 40, 42, 90, 101,
 108, 113, 114, 117, 122,
 126, 129, 130, 139, 148,
 149, 153, 164, 168, 169,
 173, 184, 199
 → 殿様, 松平備後守, 源青
 肅
 常称廟(村上家四代勇蔵) 38, 41, 141,
 143
 庄助(御手回) 136
 正清院 47, 162
 庄八(小回り) 25, 26, 71, 136, 161
 青龍院(江戸上野寛永寺子院) 50
 白神社 5, 81, 110, 120, 180
 真覚院 196 → 浅野又五郎
 心行寺 158, 162
 新次(渡辺若岩) 160
 仁蔵(御雇小人) 178
 慎徳院(徳川家慶) 162

黒田侯(齊漣) 122

桑原

- 一嘉東太〔盛蔵〕 142
- 一吉郎二〔吉郎次,桑原氏〕 6~8, 15, 23, 26, 32, 40, 45, 52, 65, 72, 86, 87, 95, 110, 123, 136, 150, 160, 165, 171, 182, 199
- 一吉郎二家内〔亡妻〕 163, 165, 166
- 一内蔵二 19, 23, 26, 27, 92, 143, 145
- 一大槌 142

付

- 惠玉(浅野道博娘霜) 162
- 源右衛門(堤屋十兵衛宰領) 119
- 健徳院(浅野高平) 98
- 元兵衛(吉田屋吉左衛門番頭) 127

こ

- 小池良太郎 22
- 幸吉(小人) 9
- 高謙院(浅野高平室) 28, 114, 158, 165, 200
- 興正寺(京都) 110
- 興禅寺 46, 159, 161, 166, 171
- 上月辰之丞 111
- 興徳寺 11, 12
- 河野熊之進 20
- 高良大明神 84 → 神田高良大明神
- 国泰寺 89, 98~103, 110, 112, 113, 119, 134, 151, 164, 166, 167, 199

小島

- 一左源太 112, 113, 156, 190
- 一左源太妻 138
- 御前(浅野道興) 97
 - 浅野豊後, 紀道興, 此御方様, 旦那様
- 御前様(浅野慶熾室利姫) 102
 - 寿操院
- 御先代様(浅野慶熾) 91, 97, 98, 148,

149

→ 大光院, 殿様, 松平安芸守, 源慶熾, 若殿様

小谷宇右衛門 20

後藤松軒 5, 55, 110, 165

- 此御方様〔此方様〕(浅野道興) 19, 29, 40, 63, 72, 76, 77, 83, 90, 91, 93, 95, 100, 102, 108, 114, 160, 163, 164, 179, 196
 - 浅野豊後, 紀道興, 御前, 旦那様

小林

- 一大右衛門 145
- 一土佐守 9, 10, 55, 104, 127
- 一彦左衛門 118, 145
- 一民部権大輔(良典) 118
- 瑚⁽³⁷⁾妙容禅孩女 30 → 浅野 栄
- 近藤
 - 一玉之進 7, 11, 110
 - 一万之進 80

さ

- 西向寺 5, 10, 11, 18, 27, 31, 38, 41, 44~46, 48~50, 52, 54, 55, 57, 59, 65, 67, 68, 70, 71, 77, 84, 85, 88, 93, 95, 97, 102~104, 110, 114, 123, 124, 126, 130, 140, 141, 143, 146, 148, 152~155, 157, 159~161, 163, 170, 172, 176, 177, 182, 185, 187, 192, 193, 195, 200, 202
- 西向寺老室 70
- 西蓮寺 112, 113
- 佐伯屋何某 116
- 阪井虎山〔華〕 81
- 榊原式部大輔(政敬) 118
- 榊本玄英〔坂本〕 41~43
- 佐吉(御奥小回) 188
- 佐久間

河瀬喜和馬 5, 18, 21, 110, 154, 181,
182, 187

川本屋恒右衛門 55, 63, 85, 87

菅

一馬之進 4, 39, 111, 119, 130, 156,
175

一後室 141

一平角 82, 101

一平磨〔平馬〕 6, 18, 80, 111, 154,
156, 170, 174

神田高良大明神〔神田八幡社高良社〕

67, 160 → 高良大明神

神田社〔神田八幡宮〕 8, 14, 16, 49, 59,

66, 82, 121, 133, 141, 159,
174, 176, 196

き

紀 道興〔浅野道興〕 3, 107

→ 浅野豊後, 御前, 此御方
様, 旦那様

紀伊様〔紀伊宰相〔徳川慶福〕 58, 59

→ 公方様, 將軍様, 徳川家
茂, 源家茂

菊尾〔東城浅野家老女〕 71, 128, 133,
183

菊南伊織 兼田伊織〕 118

きせ〔東城浅野家老女格〕 29

木野

一伯母〔左守室〕 35, 119, 141, 142,
191

一一馬〔木野氏〕 5, 7, 12, 22, 23,
25, 59, 62, 68, 81, 99,
100, 104, 110, 111, 119,
136, 138, 142, 156, 171,
172, 191

一喜代 191

一しつ 191, 192

一まつ 100, 191

木野内瀬兵衛 50

木原

一衛門 125, 167, 170

一慎斎 9, 131

木全忠蔵 152

木村

一河内守 17

一喜斎 20

木本吉太郎 111

休誓廟〔村上家三代彦兵衛室〕 36, 94,
140, 193

久蔵〔御雇小人〕 40

京極

一佐渡守〔朗徹〕 163

一みつ 162 → 鶴齡院

今上皇帝〔孝明天皇〕 3, 107 → 統仁

<

九条閔白公〔九条公〔尚忠〕 28

九度右衛門〔紙砲制作者〕 144

国蔵〔小人〕 25, 66, 136

国吉屋何某 131

久野

一幾馬 72, 133, 155, 170, 171,
195

一秀太郎 5, 22, 48, 84, 109, 157,
202

一八十助〔八十介〕 6, 19, 21, 49, 64,
72, 110, 158, 202

久保万治 25

公方様〔徳川家定〕 58, 59, 65, 84

→ 温恭院, 將軍様, 源家定

公方様〔徳川家茂〕 117

→ 紀伊様, 將軍様, 徳川家
茂, 源家茂

久保田平司 48

熊谷直彦〔兵衛〕 200

蔵田

一庫次郎 22

一庫之進〔蔵田氏〕 22, 23, 26, 37

一つね 111

一和太郎 5, 37, 108, 111, 177, 179

栗原

一甚兵衛 109

一直之進 129

狐木社 17

一徳七(小回) 136
 岡部軍粥 14
 岡本
 一乙次郎 65 → 大野木昇
 一主馬 5, 50, 52, 65, 86, 110,
 111, 118, 155, 156, 180,
 195
 沖 和多理 6, 49, 50, 89, 91, 110,
 118, 129, 158, 171, 202
 沖村儀助 25
 奥 弥衛門〔奥氏〕 90, 191
 奥田
 一政次郎 132, 133, 137, 154, 162,
 168, 191, 192, 198
 → 大駄政次郎
 一りせ〔隆玄院跡〕 113, 114, 130
 → 山田多喜登妹
 小倉
 一甚右衛門 19, 26, 40, 85,
 114~116, 121, 136, 137,
 141, 156, 157, 166, 180
 一甚右衛門母〔亡母〕 54, 158
 一恒助 166, 168, 170, 180, 182,
 184
 一恒助母 182
 統仁(孝明天皇) 3, 107 → 今上皇帝
 小沢
 一勇 144
 一孫太郎 144
 尾長天神 182
 小幡
 一宗七郎〔小幡小先生〕 20, 78
 一孫兵衛 5, 78, 101
 小畑
 一孝次 40
 一助次郎 91
 一來三郎 60, 61
 尾張中納言(徳川慶恕) 58
 温恭院(徳川家定) 84, 122, 164
 → 公方様, 將軍様, 源家定

か

海蔵寺 6, 19, 30, 54, 56, 111,
 113, 123, 128, 131, 134,
 147, 162, 171, 183
 海蔵寺隠居 6, 77, 113, 171 → 快腫
 海蔵寺和尚 6, 113 → 道牛
 快腫 123, 134 → 海蔵寺隠居
 加賀中納言(加賀侯〔前田齊泰〕) 103, 122
 夏岳君 44, 148
 香川多仲 42, 157
 覚道院〔学道院〔浅野長懋〕] 151, 176,
 199 → 浅野右京
 鶴齡院(浅野長懋娘, 茂長妹) 162, 163,
 170 → 京極みつ
 掛川侯(太田資始) 184 → 太田備後守
 笠防長承(笠坊) 10
 笠間万斎 155
 梶川讃岐 72, 77, 78, 100
 家小(村上彦右衛門室みつ) 14, 17, 29,
 32, 35, 41, 47, 48, 56, 66,
 67, 69, 70, 74~84, 88, 91,
 93, 94, 99, 102, 113, 125,
 133, 135, 137~141, 172,
 173, 180
 加須屋左近 184
 片岡 貢 16, 17, 30, 46, 146~148
 桂
 一喜三太 186
 一喜十郎 186
 一鶏林 148
 一辰馬 156, 163
 かね(東城浅野家老女格) 129
 金子
 一熊之進 154
 一元達 12, 52, 67~71, 77
 一元達妹 166
 一順三郎 160
 一徳之助(霜山) 160, 195
 狩野由信 4
 亀井隠岐守(茲監) 90
 蒲生織之助 144
 川路左衛門尉(聖謨) 12

184, 194, 195, 197

う

植木六右衛門(海田市鑄物師) 193

上杉侯(音憲) 122

上田

- 龜之助 15, 124, 127, 178
- 宗固 135
- 辰之進 26, 138
- 主水(安敦) 8, 15, 18, 42, 43, 51, 63, 76, 77, 83, 84, 91, 100~103, 109, 123, 124, 127, 138, 140, 164, 181, 184, 186, 199, 202

植田小三郎 165

上野

- 吉次郎 172
- 彦三郎 57, 86, 114, 156, 158, 159, 171, 172

上野宮(慈性法親王) 50

鵜飼

- 吉左衛門 118
- 幸吉 118

宇喜多

- (83) 118
- 松庵 118

牛尾玄珠 66, 67, 86

宇都宮龍山 131

鵜殿民部少輔(長鋭) 12

え

榎並頼次 132

胡子 183

遠藤但馬守(胤統) 58

お

御宇衛様(浅野道興室) 5, 14, 18~20, 26, 27, 42, 51, 67, 76, 78, 83, 84, 90, 109, 120, 121, 123~125, 131, 134, 135, 145, 148, 152, 153, 176, 177, 181, 183, 188, 202

御裏御鎮守(稻荷社) 16

大柿忠次郎 5

御奥御鎮守社(天満宮) 11, 44, 147

大崎和二郎 156

大島

- 五兵衛 18, 19, 21, 38, 54, 72, 77, 78, 114, 118, 124, 136, 137, 148, 155, 158, 160, 176, 177, 188, 190, 194
- 五兵衛妻 152
- 鞆負 192, 193

大田民五郎 25

太田備後守(道醇, 太田侯(資始)) 58, 172, 184 → 掛川侯

大駄

- 政次郎 130 → 奥田政次郎
- 陽次郎 130

大谷愛三郎 194

大藤

- 孝之進 48
- 清之丞 125, 169

大野木

- 衛守 65
- 昇 118, 180 → 岡本乙次郎
- 保次郎 87, 183

大橋和多理 117

大矢幸左衛門(好左衛門) 18

岡

- 幸之丞 69
- 礪仙院(探仙院) 58

岡島

- 勝馬 43
- 十内 43, 49
- 平之進(弼亮) 48, 49, 115, 160 → 森平之進
- 遊山 160

岡田

- 直之助 137
- 八十太郎 171, 190

緒方愛蔵 123

岡野

- 新五 25

一八太郎 91-93
 一豊後(道興) 102 → 紀道興, 御前, 此御方様, 旦那様
 一又吉(周防庶子) 40, 128
 → 桃岳清林禅童子
 一又五郎(齐賢庶子長駿) 196
 → 真覚院
 阿部侯 122
 安藤対馬守(信睦) 31

い

井伊掃部頭(井伊侯〔直弼〕) 58, 90, 122
 幾衛(上田家老女) 124
 幾田(高謙院老女) 114, 200
 生田筑後 17, 148
 井口喜久馬 117, 132-134, 143, 146
 池田
 一加賀守 8, 14, 82, 84, 121, 154, 174
 一大学(池内大学) 118, 119
 一万次郎 19, 113, 124
 一要之進 19
 井沢元秀(医師) 72, 73, 75, 79, 80, 156
 石井
 一岩槌 12, 130, 155, 180
 一後室(園蔵室) 15, 21, 35, 39, 40, 45, 46, 64, 66-68, 75, 77, 135-137, 143, 187, 188
 → 随法院
 一寿兵衛(石井先生) 12, 23, 24, 30, 40, 44, 52, 54, 56, 67, 75, 83, 91, 110, 117, 134, 136, 154, 155, 198
 一まさ 35, 67, 83, 135, 136
 石河土佐守(政平) 58
 石田
 一喜兵衛 168
 一源之進 168, 183
 一広蔵(広介) 94, 161
 石本大脚 18, 124

伊田千水(千松) 20
 一場忠次郎 5
 一露(浅野道興娘房) 162
 巖島社(巖島) 49, 69, 72
 伊藤
 一越人 163
 一静太郎 21, 160
 一徳之助 20, 109, 125, 141, 156, 174
 一八之助 183
 稻荷社(稻荷大明神〔内白鳥天満宮〕) 72
 井上
 一伊三郎 160
 一市太郎 5, 22, 109, 131, 132, 141, 156, 192
 一権之丞 29, 193, 197
 一信濃守(清直) 12
 今井八十郎 109
 今村文之助 155
 鑄物師屋矩一郎(東城) 46
 岩崎
 一きく〔喜久〕 72, 140, 144
 一重吉 43, 136
 一瀬平 115, 119
 一常介〔岩崎氏〕 5, 9, 15, 16, 19, 23, 25, 26, 36, 38-40, 43, 48, 52, 66, 72, 75, 91, 92, 110, 115, 119, 120, 125, 133, 136, 137, 140, 143, 144, 146, 156, 157, 162, 170, 173, 190, 192, 195, 197
 一常介妹 162, 163 → 西川理三郎母
 一鉄右衛門 116
 一茂吉 36, 40
 一保之進 136, 137, 158
 → 武内保之進
 一よし〔岩崎室〔常介室〕) 15, 19, 24, 40, 66-68, 70, 72, 88, 118, 133, 136, 138, 145, 187, 189
 一良之進 39, 124, 125, 136, 137,

人名・寺社名索引

凡 例

算用数字はページ数を示す。

配列は五十音順とした。なお、読み方については、通例と思われる呼び方にしたがった。読み方が分からない人名については、原則として音読で配列した。

名前しか分からない人名や、院号、諸侯名、誤字もそのまま収録した。その場合、正しい名前、俗名、著者との関係、所属村名、職名などを（ ）で補うよう努めた。

同一人物で2つ以上の呼称がある場合、[]で示したり、で参照できるようにした。

女性名の「於」「お」字は省略した。

採録に当たっては、検索項目が分かりやすいように体裁を変えた場合がある。

- あ
- 愛蔵(佐伯屋何某借家) 116
- 相庭
- 〔相場〕静 7, 19, 21, 80
- 百蔵 154
- 青野保太郎 64
- 青山大膳亮(幸哉) 88
- 秋元但馬守(志朝) 88
- 浅野
- 出衛(道積) 4, 14, 18, 20, 30, 44, 54, 63, 87, 94, 109, 123, 125, 128, 134, 139, 161, 166, 179, 184, 188, 189, 193, 195, 198, 202
- 右京(長懋) 151, 162 → 覚道院
- 右近(忠英) 6, 8, 14, 19, 21, 22, 26, 27, 42, 48-50, 72, 76, 83, 86, 88, 92-94, 100, 109, 117, 118, 127, 129, 132, 162, 165, 199, 202
- 栄(出衛娘) 6, 20, 26, 28-30
→ 瑚³⁷妙容禅子女
- 周防(道博) 4, 12, 20, 29, 42, 51, 58, 63-65, 76, 83, 101, 109, 111, 120, 123-125, 128, 139, 140, 146, 153, 154, 164, 176, 188-190, 198, 200, 202
→ 六丁目様
- 助九郎 114, 130
- 捨(出衛娘) 44, 45, 52, 54
→ 秋岳幻錦禅子女
- 外衛 14, 83, 92, 117, 126, 193
- 出羽(忠敬) 21, 77, 101, 104, 132, 182
- 遠江(忠助) 104, 144-146
- 遠江興様 76, 88 → 本光院
- 長政 3, 107

むらかみ かじょう あんせい ごねん ろくねん
村上家乗 安政五年・六年

広島県立文書館資料集 9

平成 28 年(2016) 3 月 25 日 発行

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052
広島市中区千田町三丁目 7-47
TEL (082) 245-8444

印刷 鯉城印刷株式会社

〒730-0805
広島市中区十日市町二丁目 8-2
TEL (082) 232-8247